

電気通信事業紛争処理マニュアル
— 紛争処理の制度と実務 —
【第8版】

平成20年11月●日
電気通信事業紛争処理委員会

はじめに

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業者間の紛争を迅速、円滑かつ公正に処理するため、総務省の許認可部門とは独立した専門的機関として、平成13年11月30日に発足しました。

電気通信分野では、昭和60年に競争原理が導入されて以来今日まで、累次の電気通信事業法の改正により、規制緩和が進められる一方で、事業者間の公正競争確保のための環境整備が進められてきているところです。

電気通信分野における公正かつ有効な競争条件の確保は、電気通信サービスの円滑な提供と電気通信の健全な発達の基礎となるものであり、このための政策としては、電気通信事業者間の事前の競争ルール整備とともに、紛争が生じた場合にこれを円滑かつ迅速に解決する事後の紛争処理制度の整備が行われています。

昨年8月に本マニュアル第7版を公表後、当委員会の活動に係る制度改正が実施されました。

昨年12月の放送法等の一部を改正する法律により電気通信事業法の一部が改正され、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でなく、同法の目的として掲げる「電気通信の健全な発達」及び「国民の利便の確保」に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができるよう業務改善命令の対象が一部拡大されました。

併せて、電波法の一部が改正され、免許人等以外の者が設備の貸与等を受けて無線局を運用できる制度を創設したことに伴い、電気通信事業法施行規則が一部改正され、免許人等と実際の運用者との双方が電気通信事業者である場合の無線局の運用に係る双方間の契約に関する紛争についても、当委員会によるあっせん及び仲裁の対象となりました。

この「電気通信事業紛争処理マニュアル～紛争処理の制度と実務～」は、①紛争解決のために設けられている制度の利用手続についての解説及び②実際に発生した事例とその解決についての紹介並びに③関係法令や指針等の関係資料からなるものであり、今般、**制度改正に応じた記述の見直しのほか**、前版以降の諮問及び勧告事例を追加するとともに、関係資料の現行化等を行っております。

関係各方面において、このマニュアルがさらに有効に活用され、新たな制度の下で一層円滑な紛争解決が図られることを切に期待しております。

平成20年11月●日

電気通信事業紛争処理委員会
委員長 龍岡 資晃

目次

はじめに

第 I 部 手続解説

序	I - 1
1 制度の沿革	I - 1
2 制度の俯瞰	I - 7
第 1 章 電気通信設備の接続等	I - 8
第 1 節 あっせん	I - 9
1 趣旨	I - 9
2 対象	I - 9
3 手続	I - 10
(1) あっせんの申請	I - 10
(2) 答弁	I - 11
(3) 代理人及び補佐人の参加	I - 11
(4) あっせん委員の指名	I - 14
(5) 手続の分離又は併合	I - 14
(6) あっせんの開始	I -
(7-6) あっせん手続の非公開	I - 15
(8-7) あっせん案の提示	I - 15
(9-8) あっせんの終了・打切り	I - 15
(10-9) あっせん手続に関する事実の公表	I - 15
第 2 節 仲裁	I - 18
1 趣旨	I - 18
2 対象	I - 18
3 手続	I - 19
(1) 仲裁の申請	I - 19
(2) 答弁 当事者の一方のみから申請がなされた場合の措置	I - 20
(3) 仲裁手続の開始	I - 23
(3-4) 代理人及び補佐人の参加	I - 23
(4-5) 仲裁委員の選定・指名	I - 23
(5-6) 仲裁廷の長の指名議事	I - 26
(6-7) 仲裁委員の忌避	I - 26
(7-8) 仲裁委員の解任の申立て	I - 27

(8-9) 手続の分離又は併合	… I -27
(9-10) 仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断	… I -27
(10-11) 暫定措置又は保全措置	… I -28
(11-12) 審理・調査	… I -28
 (1-2) 和解案の提示	… I -26
(13) 仲裁手続の非公開	… I -32
(14) 和解	… I -32
(14-15) 仲裁判断	… I -33
(15-16) 仲裁手続の終了	… I -34
(16-17) 仲裁手続終了後の手続	… I -35
(17-18) 仲裁手続に関する事実の公表	… I -36
第3節 協議命令	… I -38
1 趣旨	… I -38
2 対象申立ての要件	… I -38
3 手続	… I -39
(1) 命令の申立て	… I -39
(2) 聴聞	… I -41
(3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申	… I -44
(4) 総務大臣の協議命令	… I -44
第4節 細目裁定	… I -47
1 趣旨	… I -47
2 対象申請の要件	… I -47
3 手続	… I -47
(1) 裁定の申請	… I -48
(2) 答弁書の提出	… I -48
(3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申	… I -48
(4) 総務大臣の裁定	… I -48
第2章 他人の土地・工作物の使用	… I -51
第1節 協議認可	… I -51
1 趣旨	… I -51
2 対象申請の要件	… I -52
3 手続	… I -53
(1) 認可の申請	… I -53
(2) 意見聴取	… I -55
(3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申	… I -55
(4) 総務大臣の認可	… I -55

第2節 裁定（土地等の使用权）	…………… I —59
1 趣旨	… I —59
2 対象申請の要件	… I —59
3 手続	… I —59
(1) 裁定の申請	… I —59
(2) 意見書の提出	… I —61
(3) 都道府県収用委員会からの意見聴取	… I —61
(4) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申	… I —61
(5) 総務大臣の裁定	… I —61
第3節 裁定（支障の除去）	…………… I —65
1 趣旨	… I —65
2 対象申請の要件	… I —65
3 手続	… I —65
(1) 裁定の申請	… I —65
(2) 意見書の提出	… I —67
(3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申	… I —67
(4) 総務大臣の裁定	… I —67
第3章 役務提供条件・業務方法の是正	…………… I —69
第1節 意見の申出	…………… I —69
1 趣旨	… I —69
2 対象申出の要件	… I —69
3 手続	… I —69
(1) 意見の申出	… I —70
(2) 処理	… I —72

第Ⅱ部 事例集成

参考 電気通信事業紛争処理委員会処理事例一覧

第1章 電気通信設備の接続等	…………… II —1
第1節 あっせん申請	…………… II —1
1 平成13年12月27日申請事例〈A社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続（横つなぎ）に必要なB社のコロケーションスペースの利用〉 （電気通信事業紛争処理委員会平成13年12月27日（争）第1号）	… II —1
2 平成14年2月1日申請事例〈イー・アクセス㈱による東日本電信電話㈱のコロケーションスペース	

- ス、電源及びMDFの利用)
- (電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月1日(争)第1号) …Ⅱ-3
- 3 平成14年2月12日申請事例〈ビー・ビー・テクノロジー㈱による西日本電信電話㈱の端末回線との接続に必要な自前MDFジャンパ工事〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月12日(争)第2号) …Ⅱ-5
- 4 平成14年2月12日申請事例〈イー・アクセス㈱による西日本電信電話㈱のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月12日(争)第3号) …Ⅱ-9
- 5 平成14年2月13日申請事例〈イー・アクセス㈱による西日本電信電話㈱のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月13日(争)第4号) …Ⅱ-11
- 6 平成14年2月13日申請事例〈彩ネット㈱による東日本電信電話㈱のダークファイバとの接続〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月13日(争)第5号) …Ⅱ-13
- 7 平成14年2月25日申請事例〈彩ネット㈱による東日本電信電話㈱に対する網改造料の支払義務の有無〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月25日(争)第6号) …Ⅱ-15
- 8 平成14年4月30日申請事例〈A社によるB社及びC社の設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)早期実施〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成14年4月30日(争)第7号・同第8号) …Ⅱ-16
- 9 平成14年7月4日申請事例〈A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続についての事業者間精算の方法について〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成14年7月4日(争)第9号～第23号) …Ⅱ-18
- 10 平成15年6月11日申請事例〈平成電電㈱による東日本電信電話㈱の設備(MDF)の利用〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成15年6月11日(争)第2号) …Ⅱ-22
- 11 平成16年8月31日申請事例〈ソフトバンクBB㈱による東日本電信電話㈱及び西日本電信電話㈱の中継ダークファイバとの接続〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成16年8月31日(争)第3号・同第4号) …Ⅱ-25
- 12 平成16年12月17日申請事例〈東日本電信電話㈱及び西日本電信電話㈱による法人向けIP電話網と平成電電㈱電話網との接続条件(接続料等)〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成16年12月17日(争)第5号・同第6号) …Ⅱ-28
- 13 平成17年4月14日申請事例〈イー・アクセス㈱による西日本電信電話㈱とのフレッツサービス受付業務の再開〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成17年4月14日(争)第1号) …Ⅱ-30
- 14 平成17年7月8日申請事例〈A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担(ソフトウェア開発費用全額の預託金)〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成17年7月8日(争)第2号・同第3号) …Ⅱ-32
- 15 平成18年8月9日申請事例〈A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担〉
- (電気通信事業紛争処理委員会平成18年8月9日(争)第1号～第14号) …Ⅱ-34
- 16 平成19年3月23日申請事例〈A社によるB社及びC社とのジャンパ線切替工事等に関する接続

協定の細目等)	
(電気通信事業紛争処理委員会平成19年3月26日(争)第1号・同第2号)	… II-36
第2節 仲裁申請	…………… II-38
1 平成15年2月14日申請事例〈ソフトバンクBB(株)による西日本電信電話(株)の端末回線との接続に必要な自前MDFジャンパ工事〉	
(電気通信事業紛争処理委員会平成15年2月14日(争)第1号)	… II-38
2 平成16年4月2日申請事例〈東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)〉	
(電気通信事業紛争処理委員会平成16年4月5日(争)第1号・同第2号)	… II-39
第3節 協定締結命令・協議命令申立て	…………… II-42
1 平成15年5月16日申立て事例〈ソフトバンクBB(株)によるDSLサービス提供のための西日本電信電話(株)との接続に関する協議再開命令〉	
(基・電・料金サービス課平成15年5月16日第1340号)	… II-42
第4節 細目裁定申請	…………… II-59
1 平成14年7月18日申請事例〈平成電電(株)による(株)NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定〉	
(基・電・料金サービス課平成14年7月18日第1089号)	… II-59
2 平成19年7月9日申請事例〈日本通信(株)の(株)NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定〉	
(基・電・料金サービス課平成19年7月9日第196号)	… II-74
第2章 他人の土地・工作物の使用	…………… II-88
第1節 協議認可申請	…………… II-88
1 平成14年3月19日申請事例〈モバイルインターネットサービス(株)による無線LANサービスの役務提供のためのJR東日本(株)の土地等の使用に関する協議認可〉	
(基・電・事業政策課平成14年3月19日第210号)	… II-88
第3章 役務提供条件・業務方法等の是正	…………… II-101
第1節 総務大臣の職権による業務改善命令	…………… II-101
1 平成14年4月19日命令事例〈KDDI(株)による子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令〉	
(平成14年4月19日総基料第70号の5)	… II-101
2 平成16年2月5日命令事例〈KDDI(株)による子会社であるKCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令〉	
(平成16年2月5日総基料第3号の6)	… II-105

第2節 意見の申出	……………	Ⅱ－109
1 平成13年12月28日申出事例〈DSLサービス受付について業務の改善等を求める意見申出〉 (基・総務課平成13年12月28日第193号及び同第194号)	…	Ⅱ－109
2 平成14年8月6日申出事例〈利用者料金設定事業者に関して接続約款の変更を求める意見申出〉 (基・総務課平成14年8月6日第81号)	…	Ⅱ－113

第4章 総務大臣への勧告	……………	Ⅱ－115
1 平成14年2月26日勧告事例〈コロケーションのルール改善に向けた勧告〉 (電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月26日電委第32号)	…	Ⅱ－115
2 平成14年11月5日勧告事例〈接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告〉 (電気通信事業紛争処理委員会平成14年11月5日電委第115号)	…	Ⅱ－116
3 平成19年11月22日勧告事例〈接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告〉 (電気通信事業紛争処理委員会平成19年11月22日電委第69号)	…	Ⅱ－120

付属 関係資料

資料Ⅰ 電気通信事業紛争処理委員会関係資料

○委員・特別委員名簿	……………	資料－1
○事務局概要	……………	資料－5
○連絡窓口一覧	……………	資料－7

資料Ⅱ 電気通信事業紛争処理委員会活動状況等

○活動状況	……………	資料－9
○「電気通信事業者」相談窓口寄せられた相談等	……………	資料－23

資料Ⅲ 電気通信事業紛争処理用語解説

……………資料－25

資料Ⅳ 電気通信事業法等の運用基準等

○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成13年4月1日）	……………	資料－33
○電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月30日）	……………	資料－41
○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン		

(平成14年6月11日)	……………資料一 86
○電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン	
(平成18年12月22日)	……………資料一108

資料V 関係法令集成

○電気通信事業法(昭和59年法律第86号)(抄)	…法令 1
○電波法(昭和25年法律第131号)(抄)	…法令 21
○総務省設置法(平成11年法律第91号)(抄)	…法令 25
○国家公務員法(昭和22年法律第120号)(抄)	…法令 26
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)(抄)	…法令 27
○民法(明治29年法律第89号)(抄)	…法令 28
○仲裁法(平成15年法律第138号)(抄)	…法令 29
○民事訴訟法(平成8年法律第109号)(抄)	…法令 40
○民事執行法(昭和54年法律第4号)(抄)	…法令 40
○行政手続法(平成5年法律第88号)(抄)	…法令 41
○電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)(抄)	…法令 45
○電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)	…法令 48
○電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)(抄)	…法令 51
○電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)(抄)	…法令 76
○電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則(平成13年総務省令第154号)	…法令 79
○電気通信事業紛争処理委員会手続規則(平成13年総務省令第155号)	…法令 80
○総務省聴聞手続規則(平成12年総理府／郵政省／自治省令第3号)	…法令84
○電気通信事業紛争処理委員会運営規程	
(平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号)	…法令87
○電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則	
(平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号)	…法令92

第 I 部 手続解説

序

1 制度の沿革

- (1) 電気通信事業分野においては、昭和60年に競争原理が導入され、複数の電気通信事業者が参入することとなった。ところが、電気通信事業は、ネットワーク産業であり、ネットワークの経済性を享受するためには、その電気通信設備同士の接続等が必要とされるが、接続相手の電気通信事業者は、大抵の場合、競争相手でもあることから、新規参入を妨害し競争を制限する手段に用いられやすい産業構造を有している。
- (2) このような電気通信事業分野において、より円滑なサービス提供を実現するためには、電気通信事業者間の競争ルールを定めるとともに、電気通信事業者間に紛争が生じた場合、これを公正かつ迅速に解決する必要がある。そこで、電気通信事業法では、事業展開に不可欠な設備の開放をはじめとする接続ルールや、紛争を円滑に処理するための制度の整備が順次進められてきた。

その概略をまとめると、次のとおりである（括弧内に記載した条項は、制定・改正後当時の電気通信事業法の条項）。

- ① 昭和60年4月1日に施行された電気通信事業法（昭和59年法律第86号）においては、第一種電気通信事業者（当時）の制度として、協議不能又は不調時のために電気通信事業者の設備の接続・共用に関する命令・裁定の制度（第39条〔現第35条及び第38条〕（以下、「序」において、現行法の条項番号を〔 〕内に付記する。））が創設され、また、業務改善命令の制度（第36条〔現第29条〕）及び他人の土地及び工作物の使用権設定等に関する制度（第73条から第88条まで〔現第128条から第143条まで〕）も設けられた。¹
- ② 続いて、約款外役務の制度を導入する電気通信事業法の一部を改正する法律（昭和62年法律第57号）によって、約款外役務契約締結の命

¹ 電気通信事業法制定以前の他人の土地等の使用に関する規定としては、公衆電気通信法（昭和28年法律第97号。昭和60年4月1日廃止。）第81条から第104条まで、更にそれ以前には、旧電信線電話線建設条例（明治23年法律第58号。昭和28年8月1日廃止。）があった（事業法第128条から第143条までの規定は、認定電気通信事業者の制度として設けられている。）。

令の制度が導入され²、同時に接続・共用の制度が第二種電気通信事業者（当時）にも適用されることになった。

- ③ 接続制度の整備を行う電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）により、電気通信回線設備との接続について、第一種電気通信事業者（現行法では、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者）の接続の義務が明定された（第38条〔現第32条〕）。当該電気通信回線設備との接続に関して接続命令を前置とせずに裁定が行い得るものとされ（第39条第3項〔現第35条第3項〕）、業務改善命令の発動要件に、接続について不当な業務運営を行っている場合が加えられた（第36条第5項〔現第29条第1項〕）。

また、接続ルールを加重的に設定する指定電気通信設備（現行法では、第一種指定電気通信設備）の制度の導入に伴い、これとの接続に関して定められる接続約款につき、接続約款変更命令（第36条第3項及び第4項〔現第33条第6項及び第8項〕）の制度が新設された。

- ④ 料金認可制を原則として届出制に移行させる電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第58号）では、不当な競争を引き起こすことにより利用者の利益を阻害すること等を要件として料金変更命令を発動できる制度（第31条第2項〔現第19条第2項及び第20条第3項〕）が新設された。また、サービス提供による不利益等があった場合に、サービスの提供条件や業務方法を事後的に是正する契機とするための意見申出の制度（第96条の2〔現第172条〕）も併せて新設された。

（3）更に近年、電気通信事業分野において急速な技術革新を背景として料金の低廉化とサービスの多様化がますます進展してきており、電気通信事業の展開に際しての紛争についても、次のとおり新しい動きが見られるようになってきた。

- ① 加入者回線や光ファイバ設備の細分化（アンバンドル）が行われる等により接続の形態が多様化してきたことに加え、移動体通信やIPネットワークに関して従来の固定網とは異なる様々な論点が出てくると共に、接続等の条件について、サービスの提供条件との関係で一層の公正性が求められるようになり、接続等に関する電気通信事業者間の紛争も多様かつ複雑なものとなってきた。

² 現在は、卸電気通信役務契約締結の命令の制度に引き継がれている。

② また、IP化により高速ネットワークへの需要が顕在化する等の中で、電気通信事業者が円滑にネットワークを構築するためには、電気通信事業者以外の公益事業者等の設備を利用する必要性も高まってきた。このため、紛争は、従来のような電気通信事業者間のみならず、電気通信事業者と他の公益事業者等との間でも発生するようになってきた。

③ さらに、競争構造の変革に対応して、公正な競争を確保するために事前の競争ルールを整備する一方、これと両輪となって競争を促進する事後の紛争処理手続を整備し、競争ルールを担保・補完する必要が出てきた。また、紛争解決を通じて得られた知見を競争ルールへ円滑にフィードバックさせるスキームも有用と考えられるようになってきた。

(4) このような動きに対応して、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）では、次の諸点について規定整備が行われた（括弧内は、同法による改正後の電気通信事業法の条項）。

① まず、電気通信事業者間の紛争処理のための手続として、卸電気通信役務の提供に関する命令・裁定（第39条の6において準用する第39条第3項、第4項及び第39条の4第1項〔現第39条において準用する第35条第3項、第4項及び第38条第1項〕）、契約約款の変更の命令（第31条の4第2項〔現第19条第2項及び第20条第3項〕）、市場支配力を有する事業者の禁止行為に係る停止・変更命令（第37条の2第4項〔現第30条第4項〕、第37条の3第4項〔現第31条第3項〕）、第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の命令（第38条の3第3項〔現第34条第3項〕）等を創設した。

そして、接続協議の不調等の紛争事案に対する簡易で迅速な紛争処理手続として、あっせん及び仲裁の手続（第88条の12から第88条の17まで〔現第154条から第159条まで〕）を新設した。

② また、第一種電気通信事業者（現行法では、認定電気通信事業者）による他人の土地・工作物の使用に関して、従来からの手続を整備した（第73条第1項、第4項等〔現第128条第1項、第4項等〕）。

③ さらに、総務省の許認可部門と分離して電気通信事業紛争処理委員会を創設（第88条の2から第88条の11まで〔現第144条から第153条まで〕）し、同委員会があっせん及び仲裁を自ら行い、また、総務大臣が命令や裁定等の行政処分を行う際に、諮問を受けて審議・答申を行うこととし

た(第88条の12から第88条の19まで[現第154条から第161条まで])。この他、同委員会において、その権限に属せられた事項に関し、必要なルール整備等について総務大臣に必要な勧告をすることができることとした(第88条の20[現第162条])。

(5) 上記法改正を受けて平成13年11月30日に発足した電気通信事業紛争処理委員会では、その運営や手続について、電気通信事業紛争処理委員会運営規程(平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号)を決定した。また、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定(平成14年電気通信事業紛争処理委員会決定第2号)では、委員会の情報開示に関する手続を定め、委員会運営の透明化と紛争当事者の情報の慎重な取扱いとの調和を図った。

(6) 平成15年には、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)により、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止し、従来の第一種・第二種を問わずすべての電気通信事業者間において、接続及び共用に関する命令並びに接続、共用及び卸電気通信役務の提供に関する裁定の申立が可能となった[現第35条、第38条及び第39条]とともに、認定電気通信事業者への業務改善命令が新設された[現第121条第2項]。

また、市場支配力を有する事業者に対する規制として、指定電気通信役務に関する保障契約約款制度[現第20条第1項]、特定電気通信役務に関する基準料金指数制度[現第21条第1項]が導入されたことに伴い、保証契約約款及び特定電気通信役務に関する料金の変更命令が新設された。

またこれに加えて、料金及び約款の届出制の原則が相対契約可能な制度に移行されたことから、接続約款の認可又は届出、並びにこれらの変更命令の対象が、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備関係変更命令の対象が第一種指定電気通信設備関係に限定され[現第33条、現第34条]、卸電気通信役務の契約約款の変更命令が廃止されるとともに、料金変更命令及び契約約款変更命令の対象が限定され[現第19条第2項]、これに対応して業務改善命令の対象が一部拡大された[現第29条]。

(7) なお、司法制度改革の中で仲裁法(平成15年法律第138号)が制定されたことを受けて、電気通信事業の仲裁についても手続規定の整備を図り、電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定(平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第2号)で、委員等に関する事実の開示等を定めるとともに、電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則(平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号)を決定した。

(8) 平成16年12月1日には、電気通信事業紛争処理委員会が、第1期3年目を迎えることから、これまでの活動を振り返り、その実績を検証するとともに、今後の更なる発展を目指して紛争処理の在り方について問題提起を行い、また、当委員会を利用する電気通信事業者をはじめとする外部の意見を広く募り、ADR機能の更なる改善に向けて総括を実施し、「電気通信事業紛争処理委員会第1期3年間を総括して ―ADR機能の更なる改善に向けて― 」を取りまとめた。

また、この総括文書の提言に基づき、電気通信事業紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則（平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号）の一部を改正する決定を行い、当委員会の公正中立性の確保の観点から、あっせん委員・仲裁委員を指名する際の欠格事由をより具体的にするとともに、あっせん手続・仲裁手続の改善を行った。

(9) 平成18年10月には、委員会事務局において、我が国における近年の急速なIP化の進展により、電気通信市場の競争構造も大きく変化してきていることに伴い、事業者間の紛争についても従来想定されなかった形態での紛争が発生するものと考えられることから、このような状況を踏まえ、平成22年頃までに想定される市場環境の変化、それに伴い発生が想定される紛争とその対応の方向性、さらに、今後の委員会の在り方について報告書「電気通信事業における紛争処理等の将来像」をとりまとめ、公表した。

(10) 平成19年には、放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）により電気通信事業法が改正された。改正前の同法第29条第1項第9号においては、総務大臣が「電気通信事業者の業務の方法が適切でないため、利用者の利益を阻害しているとき」に該当すると認める場合に業務改善命令を発動することができる旨定められていた。したがって、利用者の利益が現に阻害されるまでは、同法の規定による業務改善命令を発動することができなかった。そこで、同法が改正され、総務大臣が「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため」、電気通信役務が安定的かつ継続的に提供されなくなるなど「電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」に該当すると認める場合には、利用者の利益が現に阻害されていなくても業務改善命令を発動できるようになった（同法第29条第1項第12号）。この業務改善命令を発動するに当たっては、当委員会への諮問が必要とされており（同法第160条）、本改正に伴い、総務大臣から諮問される事例が拡大された。

併せて、電波法（昭和25年法律第131号）の一部が改正され、周波数のひっ迫による無線局の開設希望者等と既存無線局の免許人等との間の調整の長期化を踏まえ、両者間で行う混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結の協議に関し生じた紛争について、委員会によるあっせん及び仲裁の対象として追加した（第27条の35，第27条の36）。

また、登録制対象の無線局（PHS用小型基地局等）等について、免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）以外の者が設備の貸与等を受けて無線局を運用できる制度を創設した（第70条の7，第70条の8〔現第70条の9〕）ことに伴い、免許人等と実際の運用者との間の無線局の運用に係る契約に関する紛争（双方が電気通信事業者の場合）についても、委員会によるあっせん及び仲裁の対象に新たに追加された（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第54条の2第4号）。

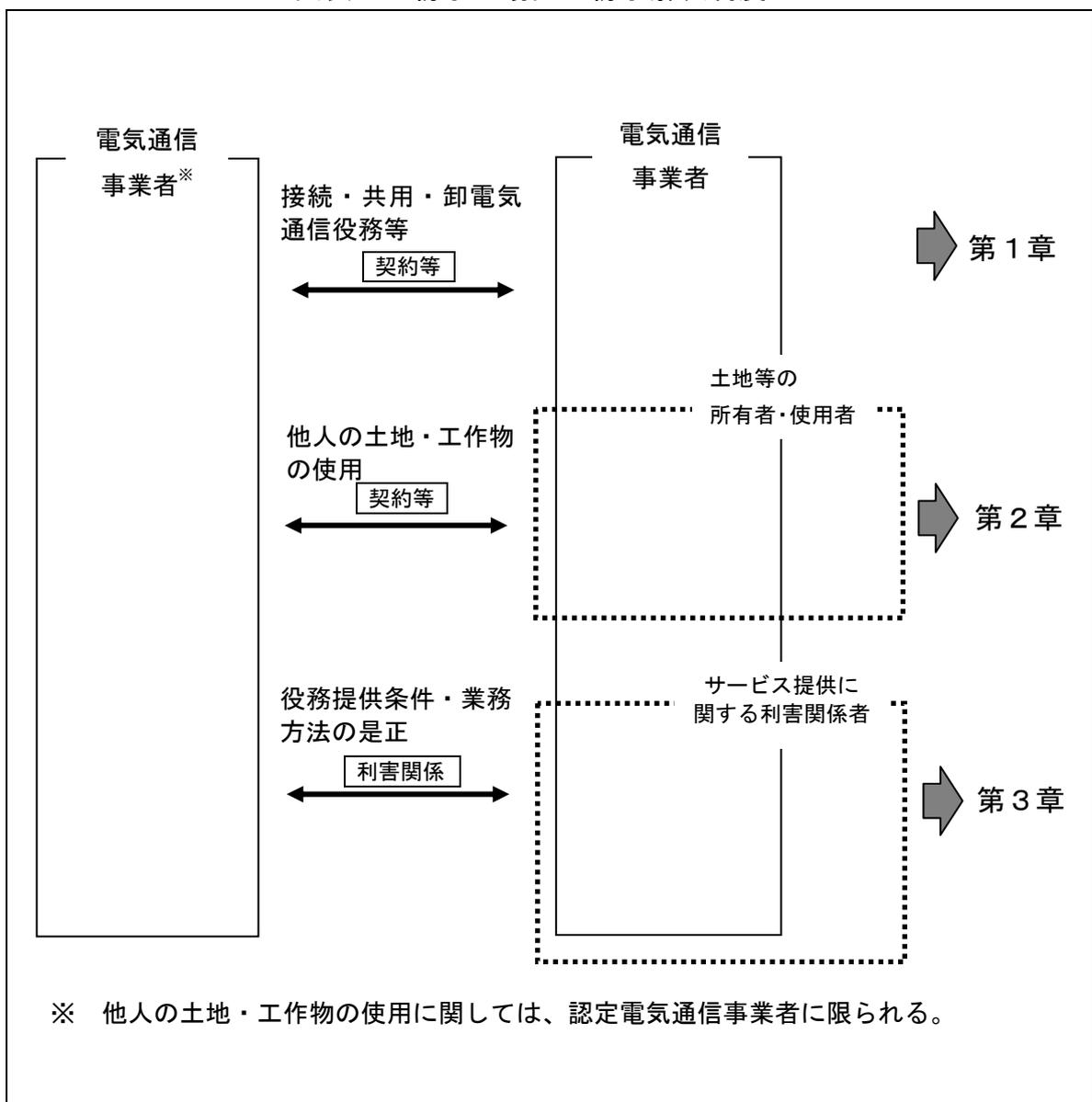
- (11) 平成20年には、高層ビル、マンション、住宅内や地下街等、免許人の立入りが困難な場所での携帯電話の不感エリア解消が課題となっていることを受け、電波法の一部を改正する法律（平成20年法律第50号）により、電気通信業務の無線局（フェムトセル基地局）について、一定の要件の下で、免許人以外の者（ビル管理者、再販事業者、利用者等）に当該無線局の簡易な操作による運用ができる制度が創設された（第70条の8）。これに伴い、免許人等と実際の運用者との間の無線局の運用に係る契約に関する紛争（双方が電気通信事業者の場合）についても、委員会によるあっせん及び仲裁の対象となった（電気通信事業法施行規則第54条の2第4号）。

2 制度の俯瞰

現行の制度においては、図表1のとおり、1) 電気通信事業者間、2) 電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間、3) 電気通信事業者とそのサービスの提供に関する利害関係者との間の別に、紛争解決の手続が異なっている。

そこで、第1章から第3章までにおいては、これらの主体別の紛争の場面ごとに紛争解決制度の解説を行うこととする。

図表1 紛争の場面と紛争解決制度



第1章 電気通信設備の接続等

電気通信事業者間で接続等に関する紛争が生じた場合に、その解決を求める制度として、電気通信事業法では、あっせん、仲裁、協議命令、細目裁定及び意見申出の制度を設けている。このうち、意見申出については後述するが、あっせん、仲裁、協議命令及び裁定の概略は、次のとおりである。

図表2 接続等の主な紛争処理制度の概略

	あっせん	仲裁	協議命令	裁定
対 象	①電気通信設備の接続 ②電気通信設備の共用 ③卸電気通信役務の提供 ④接続用の電気通信設備の設置・保守 ⑤接続用の土地・工作物の利用 ⑥接続用の情報の提供 ⑦電気通信役務提供に関する業務の委託 ⑧電気通信役務提供のための設備の利用 ⑨電気通信役務提供のための設備の運用 ⑩免許人以外の者に運用させる電気通信業務用無線局の無線設備の利用又は運用		①電気通信設備の接続 ②電気通信設備の共用 ③卸電気通信役務の提供	
申 請 ・ 申 立 て	協議当事者の一方又は双方	協議当事者の双方	協議当事者の一方	協議当事者の一方
主 体	電気通信事業紛争処理委員会のあっせん委員	電気通信事業紛争処理委員会の仲裁委員（3人）	総務大臣 (電気通信事業紛争処理委員会へ諮問)	総務大臣 (電気通信事業紛争処理委員会へ諮問)
当事者に 係 る 主 な 手 続	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取 ・あっせん案提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・答弁 ・審尋 ・事実関係調査 ・和解案提示 ・仲裁判断 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴聞 ・命令 	<ul style="list-style-type: none"> ・答弁 ・裁定
本手続の 結 果 に 不 服 等 の 場 合 に 採 り 得 る 手 続	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん案受諾の拒否等 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立て(聴聞の通知を掲示により受け、聴聞に出頭しなかった当事者等) ・取消訴訟(6月以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟(金額の増減(6月以内)) ・異議申立て(上記以外) ・取消訴訟(6月以内)

本章第1節から第4節まででは、これらの処理を求める手続ごとにその制度を解説する。

第1節 あっせん

1 趣旨

あっせんの制度は、電気通信事業者間に紛争が生じた場合において、電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）のあっせん委員が両当事者の間に入り、あっせん案を提示する等両当事者の合意の成立に向けて協力することにより、紛争の迅速な解決を図る制度である。

あっせんは、当事者が互いに譲歩をすることが期待できるような紛争をその対象とするものであり、裁判及び後述する仲裁の手續よりも簡易な手續により行われる。あっせん委員が提示するあっせん案は、その受諾を当事者に強いるものではない。あっせんの手續を経た上で当事者の合意が成立した場合には、民法（明治29年法律第89号）上の和解が成立したこととなる。

2 対象

~~電気通信事業紛争処理~~委員会のあっせんは、次の①～⑩⑨に掲げる事項に関する協定及び契約の締結について、

- 1) 締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき場合
- 2) 協議を~~は~~開始したものの協議が調わないとき場合
- 3) 協定等の細目について当事者間の協議が調わないとき場合

~~において、~~申請することができる（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第154条第1項（第156条第1項、第2項で準用する場合を含む。）、第157条第1項）。

- ① 電気通信設備の接続（事業法第154条第1項）
- ② 電気通信設備の共用（事業法第154条第1項（第156条第1項で準用））
- ③ 卸電気通信役務の提供（事業法第154条第1項（第156条第2項で準用））
- ④ 接続に必要な電気通信設備（接続のための伝送路やコロケーション設備、その他）の設置・保守（事業法第157条第1項、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号。以下「施行令」という。）第7条第1号）
- ⑤ 接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物（局舎、管路、とう道、遠隔収容装置（RT）設置施設、その他）の利用（同上）
- ⑥ 接続に必要な情報（伝送路設備等の設置場所や仕様・状況、局舎の設置場所・状況、接続料・調査費用・工事費等の負担額やその算定根拠、その他）の提供（同上）

- ⑦ 電気通信役務の提供に関する業務（利用者への料金の請求や回収、各種販売や注文取次、その他）の委託（事業法第157条第1項、施行令第7条第2号）
- ⑧ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備（利用者に関するデータベース、コロケーション設備のための電源・空調設備、クロージャ、ダークファイバ、専用線等）の利用（一方が他方の設備を利用）（事業法第157条第1項、施行令第7条第3号、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第54条の2）
- ⑨ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備（利用者に関するデータベース、優先接続登録センタの設備等）の運用（一方が自らの設備を運用し、他方の利害に影響）（同上）
- ⑩ 無線局の免許人等（電波法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。）が当該免許人等以外の者に運用させる電気通信業務用無線局の無線設備の利用又は運用（同上）

ただし

- 1) 事件がその性質上あっせんをするのに適当でないと委員会が認める場合（例えば、当事者の一方があっせんに拒否するなどあっせんの手続を進めることができないことが明らかな場合、当事者間の対立が激しく、当事者の互譲による妥協の余地が全くないことが明らかな場合等）
 - 2) あっせんの申請が紛争の解決を求める形式をとってはいるが、実質的には別の不当な目的（例えば、嫌がらせ、相手の社会的信用を低下させること、契約の締結の引き延ばし等）でみだりにあっせんの申請をしたと委員会が認める場合
- には、あっせんは行われぬ（事業法第154条第2項（第156条第1項、第2項、第157条第2項で準用する場合を含む。）。）。

3 手続³

あっせんの手続の概要は、図表5（I-17）のとおりである。

（1）あっせんの申請

あっせんに申請しようとする者は、図表3（I-12）の様式（接続に関するものの場合）の申請書に必要事項を~~記入の上~~記載して、これを提出しなければならない（電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第

³ 以下の参照条文を示す括弧書では、接続協定に関するものに限っているが、あっせん対象となるその他の協定及び契約についても、同様の準用規定が設けられていることに注意（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項）

155号。以下「手続規則」という。)第4条第1項、様式第1)。~~(申請書の記載における留意点については、図表4 (I-13)を参照。)~~

証拠となるものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない(手続規則第4条第3項)。

申請書の提出は、総務大臣(総務省総合通信基盤局総務課~~公正競争推進室~~。地方においては、~~当該地方申請しようとする者の住所~~を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の電気通信事業課等を窓口とすることもできる。)を経由して行~~う~~なければならない(事業法第158条、手続規則第6条)。

委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認めるときであつて、あつせんをしないものとしたときには、~~当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により申請者に通知する~~(事業法154条第2項、電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令362号。以下「委員会令」という。)第6条前段、手続規則第1条第1項)。

(2) 答弁

あつせんの申請がなされたときは、委員会は、その写しを添えて、~~その相手方の当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する~~(委員会令第5条、手続規則第1条第1項)、~~一方当事者があつせんを求めた事項に対する自らの答弁の提出を求める~~。委員会は、この通知をするときは、相当の期間を指定して適宜の様式により答弁書を提出すべき旨の指示をすることができる(電気通信事業紛争処理委員会運営規程(平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号。以下「運営規程」という。)第4条の2)。

(3) 代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。~~が~~代理人の権限は、書面で証明しなければならない。~~また~~当事者又は代理人は、あつせん委員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる(運営規程第3条の3)。

図表3 あっせん申請書（接続に関するものの場合）

あっせん申請書

年 月 日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入した
ときは、押印を省略できる。） 印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。）

電気通信設備の接続に関する協定に関する協議が不能（不調）のため、電気通信事業法
第154条第1項の規定により、次のとおりあっせんに申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんに求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。）

図表4 あっせん申請書の記載における留意点

あっせん申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)
氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
登録年月日及び登録番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日 第××号
連絡先 〇〇企画部
電話番号

電気通信設備の接続に関する協定に関する協議が不調のため、電気通信事業法第154条第1項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

次の区分により、該当する協定又は契約、電気通信事業法の関連条項を記載してください。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番です。

代表者が自筆で記入したときは、押印が省略できます。

登録事業者は登録年月日及び登録番号を、その他の事業者は届出年月日及び届出番号を記載してください。

連絡のとれる担当部署名、電話番号等を記載してください。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に応ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載してください。

両当事者の住所、氏名を記載してください。

それぞれ別紙とすることもできます。

(4) あっせん委員の指名

委員会は、事件ごとに、あらかじめ指定するされた委員及び特別委員（資料-1～3頁参照）のうち中からあっせんを行うあっせん委員を指名する（事業法第154条第3項、委員会令第1条第1項）。

委員会は、委員又は特別委員のうち、事件の当事者たる法人の役員であるとき等事件の当事者との特別な利害関係⁴にがある者をあっせん委員に対して指名しはされない（運営規程第3条第1項）。委員会は、既にあっせん委員の指名をされた委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあることが判明したときは、速やかに当該指名を解除する（同条第2項）。委員及び特別委員は、自己の公正平性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない（運営規程第3条の2）。

あっせん委員は、1人の場合も複数の場合もあり得る。複数のあっせん委員が指名された場合は、あっせんの審理の指揮を行う者を、あっせん委員の互選により選任する（運営規程第4条の3）。

あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努める（事業法第154条第4項）。

(5) 手続の分離又は併合

あっせん委員は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あっせんの手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第3条の4）。

~~(6) あっせんの開始~~

~~あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、~~

⁴ あっせん委員指名の欠格事由（運営規程第3条第1項）

- ① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。
- ② 委員若しくは特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の内親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
- ③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあるとき。

~~これらは、仲裁委員の指名についても同じ。~~

~~事件が解決されるよう努める（事業法第154条第4項）。~~

(6-7) あっせん手続の非公開

あっせん委員の行うあっせんの手続は、非公開とする（委員会令第13条）。ただし、あっせん委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる（委員会令第13同条ただし書）。

~~また、~~あっせんの手続においてあっせん委員又は委員会の事務局（以下「委員会事務局」という。）が作成し、~~又は~~取得した資料はも、非公開とする（運営規程第19条第1項）。ただし、委員会は

- 1) あっせんの当事者がその公開を承諾する場合
- 2) その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を相当と認める場合

には、当該資料を~~は~~委員会事務局において一般の閲覧に供することができる~~される~~（同条運営規程第19条第1項及び第2項）。

(7-8) あっせん案の提示

あっせん委員は、両当事者から意見を聴取し、~~又は~~両当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができる（事業法第154条第5項）。これに~~応ず~~るか否かについては、両当事者の任意である。

(8-9) あっせんの終了・打切り

両当事者間において~~に解決のための~~合意が成立した場合には、民法上の和解が成立したこととなり~~（民法（明治29年法律第89号）第695条、第696条）、~~権利関係が確定し（民法第695条、第696条）、あっせんは終了する。

当事者間に合意が成立する見込みがなくなったとあっせん委員が認める場合~~（事業法第154条第2項）~~や、及び当事者が協議開始命令の申立て、裁定の申請又は仲裁の申請~~協議開始命令の申立て又は裁定・仲裁の申請~~をした場合（事業法第154条第6項）においては、あっせんは打ち切られる。委員会は、あっせんを打ち切ったときは、当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により当事者に通知する（委員会令第6条後段、手続規則第1条第1項）。

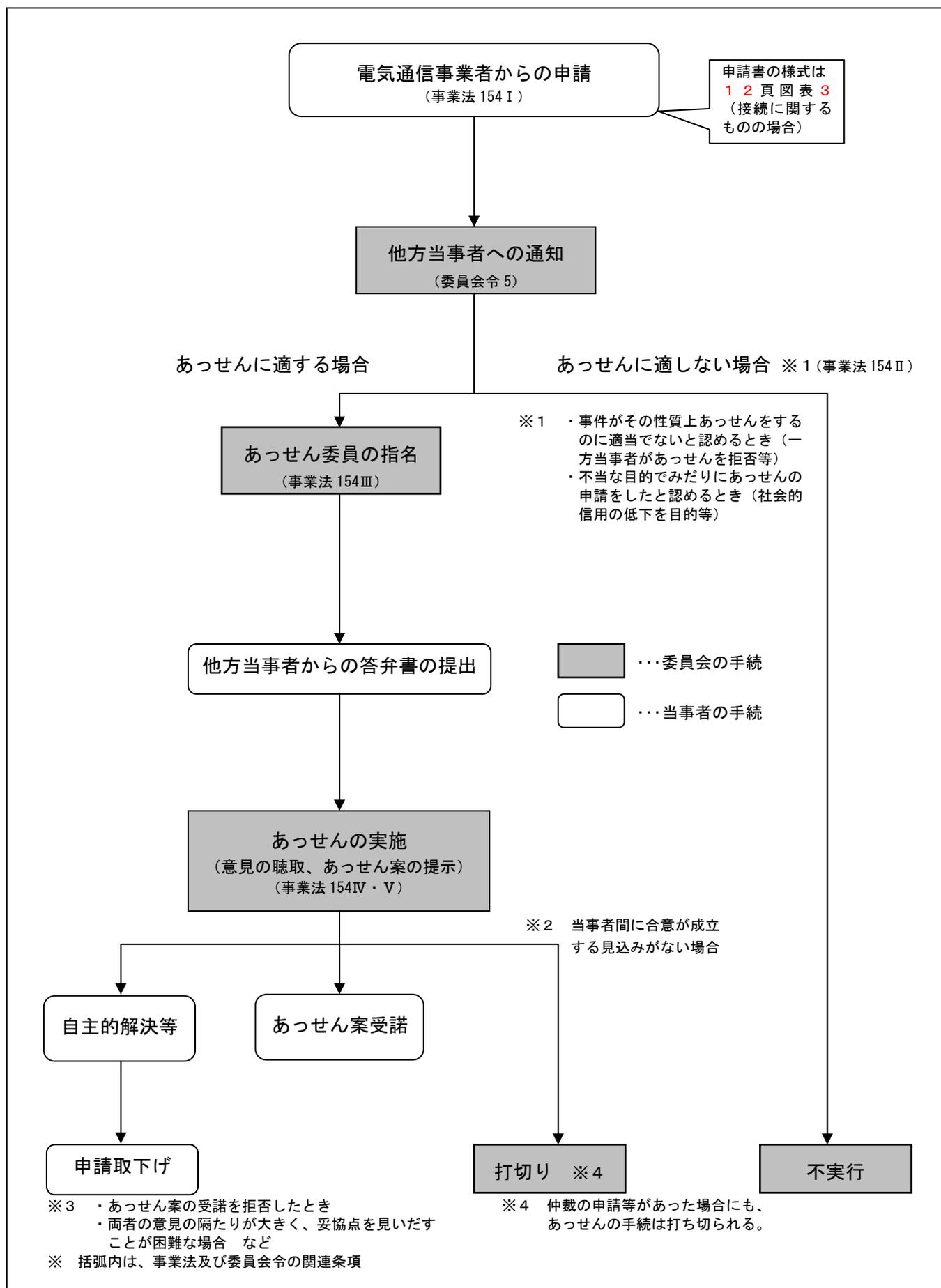
(9-10) あっせん手続に関する事実の公表

委員会~~は~~は、あっせんの申請の受理及び手続の終結の年月日を公表することができる（運営規程第20条第1項）。

委員会では、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、次の場合にあっせんの手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要を公表することができる（運営規程第20条第1項、第2項及び第3項）。

- ① あっせんの当事者がその公表を承諾する場合
- ② ①の場合のほか他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

図表5 あっせんの手続の概要



第2節 仲裁

1 趣旨

仲裁の制度は、電気通信事業者間に紛争が生じた場合において、~~その解決が円滑に図られるよう、委員会の仲裁委員がに仲裁判断を行う委ねることにより~~紛争の解決を図る制度ろうとするものである。

仲裁判断には、~~当事者間において~~確定判決と同一の効力が発生する。~~も、~~また、仲裁判断が命ずる給付については、執行決定により強制執行の対象となるものである。このため、仲裁については、あっせんとは異なって厳格な手続がとられることとなる。

2 対象

委員会の仲裁は、次に掲げる事項に関する協定及び契約の細目について協議が調わないとき場合に、~~当事者の双方がこれを~~申請することができる（事業法第155条第1項（第156条第1項及び第2項で準用する場合を含む。）、第157条第3項）。

- ① 電気通信設備の接続（事業法第155条第1項）
- ② 電気通信設備の共用（事業法第155条第1項（第156条第1項で準用））
- ③ 卸電気通信役務の提供（事業法第155条第1項（第156条第2項で準用））
- ④ 接続に必要な電気通信設備（接続のための伝送路やコロケーション設備、その他）の設置・保守（事業法第157条第3項、施行令第7条第1号）
- ⑤ 接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物（局舎、管路、とう道、RT、その他）の利用（同上）
- ⑥ 接続に必要な情報（伝送路設備等の設置場所や仕様・状況、局舎の設置場所・状況、接続料・調査費用・工事費等の負担額やその算定根拠、その他）の提供（同上）
- ⑦ 電気通信役務の提供に関する業務（利用者への料金の請求や回収、各種販売や注文取次、その他）の委託（事業法第157条第3項、施行令第7条第2号）
- ⑧ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備（利用者に関するデータベース、コロケーション設備のための電源・空調設備、クロージャ、ダークファイバ、専用線等）の利用（一方が他方の設備を利用）（事業法第157条第3項、施行令第7条第3号、施行規則第54条の2）
- ⑨ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備（利用者に関するデータ

ベース、優先接続登録センタの設備等)の運用(一方が自らの設備を運用し、他方の利害に影響)(同上)

- ⑩ 無線局の免許人等(電波法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。)が当該免許人等以外の者に運用させる電気通信業務用無線局の無線設備の利用又は運用(同上)

なお、申請に先立ってあつせん等の手続がとられている必要はない。

3 手続⁵

仲裁の手続(以下「仲裁手続」という。)の概要は、図表8(I-37)のとおりである。

(1) 仲裁の申請

~~仲裁の申請は当事者間で契約の締結について協議不調の場合、当事者の双方がこれを行わなければならない、委員会に対して仲裁を申請することができる(事業法第155条第1項)。申請に先立ってあつせん等の手続がとられている必要はない。~~

~~具体的には仲裁の申請は、~~

- ~~1) 当事者の双方が同時に申請するの連名による場合のほか、~~
 - ~~2) 争め当事者の双方に、紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意(以下「仲裁合意」という。)があらかじめ得られており、当該合意に基づき当事者の一方のみが先に申請し、他方の当事者も後に間で合意された仲裁契約条項に基づき一方から申請するされる場合、~~
 - ~~3) 2)に掲げる場合のほか、当事者の一方のみが先から申請し、はされたが後に他方の当事者も後に申請が応諾する場合~~
- ~~がある。2)及び3)の場合におけるは、他方の当事者からの申請(答弁を含む。)については、(2)において言及するを待って手続が進められることになる。~~

仲裁のを申請をしようとする当事者は、図表6(I-21)の様式(接続に関するものの場合)の申請書に仲裁判断を求める事項(結論として、どのような仲裁判断を求めるか。)等の必要事項を記載して記入の上、これを

⁵ 以下の参照条文を示す括弧書では、接続協定に関するものに限っているが、仲裁対象となるその他の協定及び契約についても、同様の準用規定が設けられていることに注意(事業法第156条第1項及び第2項、第157条第4項)。

提出しなければならない（~~手続規則第5条第1項、様式第2-3~~）。~~（申請書の記載における留意点については、図表7（I-22）を参照。）~~

証拠となるものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（~~手続規則第5条第3項~~）。

仲裁合意を証するものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（~~手続規則第5条第4項~~）。

申請書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局総務課~~公正競争推進室~~。申請しようとする者の住所地方においては、~~当該地方~~を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の電気通信事業課等を窓口とすることもできる。）を経由して行わなければならない~~（事業法第158条、手続規則第6条）~~。

仲裁手続は、~~一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて委員会が他方の当事者に仲裁の申請があった旨の通知をした日のうち最も早い日に開始され、仲裁手続における請求は、（仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときを除き）時効中断の効力を生ずる（仲裁法（平成15年法律138号）第29条第2項、電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則（以下「仲裁準則」⁶という。）第8条）~~。

委員会は、~~当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合、その相手方に対し、相当の期間を指定して、仲裁に付することについて同意するかどうか書面で回答すべきことを求めることができる（仲裁準則第8条の2）~~。

（2）答弁当事者の一方のみから申請がなされた場合の措置

当事者の一方のみから仲裁の申請がなされたときは~~あった場合~~、委員会は、他方の当事者に対し、~~当たる者に~~仲裁の申請があった旨の通知をする~~行~~う。

委員会は、前段落の通知をするとき（当事者の双方に、仲裁合意がある場合を除く。）は、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することについて同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる（電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則（平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号。以下「仲裁準則」という。）⁶第8条の2）。

⁶ 仲裁準則は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する（仲裁準則第1条）。

図表 6 仲裁申請書（接続に関するものの場合）

<p style="margin: 0;">仲裁申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">郵便番号 (ふりがな)</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">住 所 (ふりがな)</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入した ときは、押印を省略できる。） 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等 を記載すること。）</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">電気通信設備の接続に関する協定に関する協議が不調のため、電気通信事業法第155条 第1項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。</p>	
当事者の氏名（法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（協議の相手である当事 者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行つてお り、その旨の通知が電気通信事業紛争処理委員会か らあつた場合には、当該協議の相手である当事者の 仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載するもの とする。）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	
（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。）	

図表7 仲裁申請書の記載における留意点

仲裁申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信事業紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

登録年月日及び登録番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日 第××号

連絡先 〇〇企画部

電話番号

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番です。

代表者が自筆で記入したときは、押印が省略できます。

登録事業者は登録年月日及び登録番号を、その他の事業者は届出年月日及び届出番号を記載してください。

連絡のとれる担当部署名、電話番号等を記載してください。

両当事者の住所、氏名を記載してください。

協議の相手方当事者が当該協議に関し、既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が委員会からあった場合は、当該協議の相手方当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載してください。

それぞれ別紙とすることもできます。

電気通信設備の接続に関する協定に関する協議が不調のため、電気通信事業法第155条第1項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

次の区分により、該当する協定又は契約、電気通信事業法の関連条項を記載してください。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項

~~両当事者の申請を受け、~~委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、あらかじめ指定した~~された~~委員及び特別委員について当該申請に係る事件申請事案に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるとき場合は、その事実を当事者に対して④の名簿の写しの送付の際等に開示する。(運営規程第4条の4第1項)。この開示は、名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う(同条第2項)。

ウ③ 当事者の合意による選定に基づく~~よる~~仲裁委員の指名

両当事者は、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから仲裁委員となるべき者を合意によって選定する(事業法第155条第3項本文)。両当事者の双方が共同に~~で~~選定する場合には共同で選定した者について、各当事者が別々に選定する場合には各々が選定した者のうち一致した~~もの者~~について、それぞれ合意があったと解される。ただし、3人を超える者について合意があった場合については、全体として無効となる。

~~両当事者が合意によりは、~~仲裁委員となるべき者の選定をしたときは、書面により、その者の氏名を名簿の写しの送付を受けた日から2週間以内に委員会に対し通知しなければならない~~する~~(委員会令第8条第2項)。この通知が期間内になかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなされる(同条第3項)。

委員会は、~~両当事者が合意により~~で選定した者につき、仲裁委員に~~の~~指名~~する~~を行~~う~~(事業法第155条第3項本文)。

委員及び特別委員は、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない(運営規程第3条の2)。

エ④ 当事者の合意による選定がなされない場合における~~によらない~~仲裁委員の指名

~~上記通知が期間内になかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなされる(委員会令第8条第3項)。~~

当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合には、委員会は、独自に、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから、

事件の性質、当事者の意思等を勘案して、仲裁委員をの指名するを行う(事業法第155条第3項ただし書、委員会令第9条第2項)。

前段落の場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないと認める委員及び特別委員があるときは、~~あらかじめ、その氏名を~~名簿の写しの送付を受けた日から2週間以内に限り、委員会に対し、書面により、その者の氏名を理由を付して委員会に通知することができる(委員会令第9条第1項、手続規則第1条第12項)。この通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付さなければならない(手続規則同条第2項)。委員会は、仲裁委員の指名に当たっては、必要に応じてこの通知の内容を勘案するが、これに拘束されるものではない。

委員会は、前々段落に記載するところにより仲裁委員をの指名する場合においてはに当たっては、委員又は特別委員のうち、事件の当事者たる法人の役員であるとき等事件の当事者と特別な関係⁷にある者を仲裁委員に指名しない(運営規程第3条第1項)。また、委員会は、既に仲裁委員の指名をされた委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあることが判明したときは、速やかに当該指名を解除する(同条第2項)。同段落の場合においても、~~これを勘案することとなるが、必ずしもこれに拘束されるわけではない。また、当事者たる法人の役員である等、当事者と特別の利害関係がある者に対しては、指名はなされない(運営規程第3条第1項(電波法第27条の35第4項で準用する場合。))~~委員及び特別委員は、自己の公正平性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない(運営規程第3条の2)。

オ⑤ 仲裁委員の指名の通知

委員会は、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、そ

⁷ 仲裁委員の欠格事由(運営規程第3条第1項)

- ① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社(当事者を除く。)の役員であるとき。
- ② 委員若しくは特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社(当事者を除く。)の役員の子親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
- ③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあるとき。

の氏名を書面により通知する(委員会令第9条第2項、~~手続規則第1条第1項~~)。

カ⑥ 仲裁委員が欠けた場合の措置手続

委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任~~その他等~~の理由により欠けた場合においては、~~委員会は、~~当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する(委員会令第10条第1項、~~手続規則第1条第1項~~)。

~~仲裁委員が欠けた場合におけるし、~~後任の仲裁委員の指名の手続も、アからオまでのとおりである(委員会令第10条第2項)。

(~~5-6~~) 仲裁廷の~~長~~の指名議事

委員会は、仲裁委員のうちから仲裁廷(3人の仲裁委員の合議体をいう。~~以下同じ~~。)の長を指名する(仲裁準則第17条第1項)。仲裁廷の長は、仲裁の審理の指揮を行う~~い、仲裁手続における手続上の事項を決する~~(同条第2項及び第4項)。

仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁委員の過半数で決する(仲裁準則第17条第3項)。ただし、仲裁手続における手続上の事項は、仲裁廷の長が決することができる(同条第4項)。

(~~6-7~~) 仲裁委員の忌避

当事者は、仲裁委員に次に掲げる事由~~ついて仲裁の公正を妨げる事情~~があるときは、当該仲裁委員を忌避することができる(仲裁法第18条第1項)。

- 1) 当事者の合意により定められた仲裁委員の要件を具備しないとき。
- 2) 仲裁委員の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

ただし、仲裁委員を選定し、又は当該仲裁委員の指名について推薦~~その他これに類する関与~~をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁委員を忌避することができる(同条第2項)。

~~仲裁委員の忌避の申立ては、仲裁委員の指名があったことを知った日から15日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出することにより行わなければならない(仲裁準則第3条第2項)。~~

仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う(仲裁準則第3条第1項)。仲裁委員の忌避の申立ては、仲裁委員の指名があったことを知った日から15日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出することにより行わなければならない(同条第2項)。

仲裁廷は、申立てに係る仲裁委員に~~ついて~~忌避の原因があると認めると

きは、

- ~~1) 当事者の合意により定められた仲裁委員の要件を具備しないとき、~~
- ~~2) 仲裁委員の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があると認めるとき~~

~~は、当該仲裁委員を忌避をすることに理由があるとする決定をする（仲裁法第18条第1項、仲裁準則第3条第2項）。~~

~~仲裁委員の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、その忌避をした当事者は、当該決定の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に対し、当該仲裁委員の忌避の申立てをすることができる（仲裁法第19条第4項前段）。この場合において、裁判所は、当該仲裁委員に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない（同項後段）。ただし、仲裁廷は、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる（同条第5項）。ただし、~~仲裁委員を選定し、又は当該仲裁委員の指名について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該仲裁委員の指名の後に知った事由を忌避の原因とする場合でなければ、当該仲裁委員を忌避することができない（仲裁法第18条第2項）。~~~~

~~(7-8)~~ 仲裁委員の解任の申立て

当事者は、~~仲裁委員が、~~

- ~~1) 仲裁委員が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなったとき、~~
- ~~2) 仲裁委員がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき~~

~~は、裁判所に対し、仲裁委員の解任の申立てをすることができる（仲裁法第20条前段）。この場合において、裁判所は、当該仲裁委員にその申立てに係る事由があると認めるときは、当該仲裁委員を解任する決定をしなければならない（同条後段）。~~

~~(8-9)~~ 手続の分離又は併合

仲裁廷は、~~適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、仲裁の~~手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第3条の4）。

~~(9-10)~~ 仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断

仲裁廷は、~~仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断~~その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下（10）において同じ。）の有無についての判断を示すことができる（仲裁法第23条第1項）。

仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が~~仲裁手続の進行中に生じた場合にあってはその後生じた後速やかに、その他の場合にあっては本案のしななければならない~~（当該事由が~~仲裁手続の進行前に生じた場合には、~~最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）までに、~~これを~~しなければならない（仲裁法第23条第2項本文及び第3項）。~~ただし、~~仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない（同項ただし書）。

仲裁廷は、~~適法な前段落上記の主張があったときは、自己が仲裁廷に仲裁権限を有する旨があると判断を示す~~する場合にあっては、~~仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断により、自己がその判断を示す~~仲裁権限を有しない旨がないと判断を示す場合~~にあっては、~~仲裁手続の終了決定を行うことにより、当該主張に対する判断を示す（仲裁法第23条第1項及び第4項）。

仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定により仲裁権限を有する旨の判断を示したときは、当事者は、当該決定の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に対し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求める申立てをすることができる（仲裁法第23条第5項前段）。~~この場合において、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する場合であっても、当該仲裁廷は、仲裁手続を続行し、かつ、仲裁判断をすることができる~~（同条後段）。

(4011) 暫定措置又は保全措置

仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる（仲裁準則第4条第1項）。~~この際、~~仲裁廷は、この暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供することを命ずることができる（同条~~仲裁準則第4条第1項及び~~第2項）。

(4112) 審理・調査

ア④ 審理

(7) 当事者の平等待遇

仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われ、事案について説

明する十分な機会が与えられる（仲裁法第25条第1項及び第2項）。

(イ) 仲裁手続の方法

仲裁廷は、仲裁準則に反しない限り、適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができる（仲裁準則第5条前段）。

(ウ) 異議権の放棄

仲裁手続においては、当事者は、委員会の行う仲裁手続に適用される法令、委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いずれも公の秩序に関しないものに限る。）が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす~~される~~（仲裁準則第6条）。

(エ) 仲裁地

仲裁地は、東京都とする~~が、~~（仲裁準則第7条第1項）。ただし

- 1) 仲裁廷の評議~~—~~
- 2) 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取~~—~~
- 3) 物又は文書の見分~~—~~
- 4) 2) 及び 3) ~~—~~のほか、事実関係につき行う調査

は、仲裁廷が適当と認めるいかなる場所においても行うことができる（~~同~~条~~仲裁準則第7条第1項及び~~第2項）。

(オ) 言語

仲裁手続のうち、~~1)~~口頭によるもの手続、~~2)~~当事者が行う書面による陳述又は通知~~及び、~~~~3)~~仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知~~において~~では、日本語を使用する（仲裁準則第9条）。~~（仲裁廷は、すべての証拠書類について、日本語による翻訳文を添付することを命ずることができる。）~~（~~仲裁準則第9条、~~仲裁法第30条第4項）。

(カ) 当事者の陳述

仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命~~ず~~ることができる（~~仲裁準則第10条第1項前段~~）。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる（~~同~~仲裁準則第~~10~~条第~~1~~項後段）。また、代理人がいる場合には、代理人に審尋することがある（大判明治38年6月19日

民録11輯987頁)。

すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、**自己の陳述の変更又は追加をすることができる(仲裁準則第10条第2項前段)**。ただし、これが時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる(**同仲裁準則第10条第2項後段**)。

(キ) 口頭審理

仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる(**仲裁準則第11条本文**)。仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、口頭審理を実施する(**同仲裁準則第11条ただし書**)。意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、仲裁廷は、当該口頭審理の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知する(仲裁法第32条第3項)。

イ② 証拠の扱い

(ア) 証拠に関する判断の権限

仲裁廷は、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする**権限を有することができる**(仲裁準則第5条後段)。

(イ) 仲裁廷に提供した記録の取扱い

当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるように措置しなければならない(仲裁法第32条第4項)。

(ウ) 証拠資料の閲覧

仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会事務局において閲覧できるようにする(運営規程第8条の2)。当事者は、この閲覧により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない(仲裁準則第12条)。

(エ) 不熱心な当事者がいる場合の取扱い

仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時まで収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる(仲裁準則第13条第1項)。

ウ③ 事実関係の調査

(ア) 文書及び物件の提出

仲裁委員は、必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる（委員会令第11条）。

(イ) 不熱心な当事者がいる場合の取扱い

仲裁廷は、前段落文書又は物件の提出の申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく当該申出に係る上記文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる（仲裁準則第13条第2項）。

(ウ) 仲裁廷による鑑定人の選任等

~~また、~~仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる（仲裁準則第14条第1項）。この場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる（~~同仲裁準則第14条第2項~~）。

- ・鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。
- ・鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、上記報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない。当事者は、この口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる（仲裁準則第14条第3項及び第4項）。

- ・鑑定人に質問をすること。
- ・自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

(エ) 裁判所により実施する証拠調べ

~~上記に加え、~~仲裁廷又は当事者は、裁判所に対し、調査の嘱託、証人尋問、鑑定等、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であって仲裁廷が必要と認めるものの実施を求める申立てをすることができる（仲裁準則第15条）。当事者がこの申立てをするには、仲裁廷の同意を要する（仲裁法第35条第2項）。

この申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる
(仲裁法第35条第4項)。

申立てにより裁判所が証拠調べを実施するに当たり、仲裁委員は、文書を読み、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人に対して質問をすることができる(仲裁法第35条第5項)。

~~(12) 和解案の提示~~

~~仲裁廷(又は仲裁廷が選任した1人又は2人の仲裁委員)は、当事者双方の書面による承諾がある場合には、仲裁を求める事項の全部又は一部について、両当事者に和解案を提示することができる(運営規程第7条、仲裁準則第18条)。~~

~~仲裁を求める事項の全部又は一部について和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあったときは、仲裁廷はその和解の内容を仲裁判断とすることができる(運営規程第8条第2項)。~~

(13) 仲裁手続の非公開

仲裁委員の行う仲裁手続は、非公開とする(委員会令第13条本文)。ただし、仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる(委員会令第13条ただし書)。

仲裁手続において仲裁委員又は委員会事務局が作成し、又は取得した資料は、非公開とする(運営規程第19条第1項)。ただし、委員会は

- 1) ~~仲裁の当事者がその公開を承諾する場合~~
- 2) その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を相当と認める場合には、当該資料を~~は~~委員会事務局において一般の閲覧に供~~さ~~れることができる(同条運営規程第19条第1項及び第2項)。

(14) 和解

仲裁廷(仲裁廷は、必要があると認めるときは、仲裁廷が選任した1人若しくは2人の仲裁委員)は、当事者双方の書面による承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であっても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる(運営規程第7条、仲裁準則第18条)。

仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部又は一部について和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあったときは、その和解の内容を仲裁判断とすることができる（運営規程第8条第2項）。

(1514) 仲裁判断

(ア) 仲裁判断の実施

仲裁廷は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をする（委員会令第12条）。

(イ) 仲裁判断において準拠すべき法

仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある法令であって事件に直接適用されるべきものを適用する（仲裁準則第16条）。ただし、仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは衡平と善により判断する（仲裁法第36条第3項）。

仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従って判断し、当該紛争に適用することができる慣習があるときはこれを考慮しなければならない（仲裁法第36条第4項）。

(ウ) 仲裁判断書の記載事項

仲裁判断に当たっては、次に掲げる事項を仲裁判断書に記載し、仲裁委員がこれに署名する（仲裁法第39条第1項、運営規程第8条第1項本文）~~される~~。ただし、④及び⑤については、当事者がこの記載を要しない旨を特に合意している場合及び当事者間で仲裁を求める事項の全部又は一部について和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあった場合には、記載されない（~~同運営規程第8条第1項~~ただし書及び同条第2項）。

- ① 当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- ② 代理人があるときは、その氏名及び住所
- ③ 主文
- ④ 事実
- ⑤ 理由
- ⑥ 仲裁判断の年月日及び仲裁地

(エ) 仲裁判断の通知

仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁委員の署名のある仲裁判断

書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない（仲裁法第39条第5項）。

(オ) 仲裁判断の効力

~~仲裁判断の通知は、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しの送達によってなされ（仲裁法第39条第5項）、その成立後は、当該仲裁手続内では取り消されることはなくなる（不服申立て等の手続はない。）。~~

仲裁判断には、その内容が公の秩序又は善良の風俗に反する等の場合を除き、確定判決と同一の効力を有するが~~発生し、後の訴訟においても判断の基準となる~~（仲裁法第45条第1項及び第2項）。

仲裁判断が命ずる給付については、確定した執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を得ることにより強制執行の対象となる（仲裁法第46条第1項、民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第6号の2）。

(1615) 仲裁手続の終了

仲裁手続は、~~廷が~~仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があった~~を行つた~~ときに、~~仲裁手続きは~~終了する（仲裁法第40条第1項）。

仲裁廷は、次の事由がある場合には、仲裁判断を行うことなく仲裁手続の終了決定をする（仲裁法第40条第2項）。

- ① 自己~~仲裁廷~~が仲裁権限を有しない旨の判断を示すとき。
- ② 当事者のうち先に~~仲裁~~申請を行つた者が、仲裁廷に、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じられたのにもかかわらず、正当な理由なくこれに従わなかったとき。
- ③ 当事者のうち先に~~仲裁~~申請を行つた者が申請を取り下げたとき（~~他方の相手方~~当事者が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について~~当該他方の相手方~~当事者が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときを除く。）。
- ④ 当事者の双方が~~仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき申請を取り下げたとき~~。
- ⑤ 当事者間に和解が成立したとき（和解の内容を仲裁判断とするときを除く。）。
- ⑥ ①から⑤まで掲げる場合のほか~~その他~~、仲裁廷が、仲裁手続を続行す

る必要がなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたと
き。

仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する（仲裁法第40条第
3項本文）。

(1746) 仲裁手続終了後の手続

仲裁手続の終了後も、仲裁廷は、仲裁判断の訂正、仲裁判断の解釈、追
加仲裁判断をすることができる（仲裁法第40条第3項ただし書）。

ア④ 仲裁判断の訂正

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う
申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これ
らに類する誤りを訂正することができる（仲裁法第41条第1項、仲裁準則第
19条）。

当事者は、仲裁判断の訂正の申立てをするときは、あらかじめ、又は
同時に、他の当事者に対して、**当該申立ての内容を記載した**の通知を発
信しなければならない（仲裁法第41条第3項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、**当該申立ての日か
ら30日以内**（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の訂正の決定又は
当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第41条第4項及び第5項）。

イ② 仲裁判断の解釈

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う
申立てにより、仲裁判断の特定部分の解釈をする（仲裁準則第20条**第1項
及び第2項**）。

当事者は、仲裁判断の解釈の申立てをするときは、あらかじめ、又は
同時に、他の当事者に対して、**当該申立ての内容を記載した**の通知を発
信しなければならない（仲裁法第42**条第3項**において準用する同法第41条
第3項**（第42条第3項で準用）**）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、**当該申立ての日か
ら30日以内**（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の解釈の決定又は
当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第42**条第34項**において準用す
る同法第41条第4項及び第5項**及び第5項（第42条第3項で準用）**）。

ウ③ 追加仲裁判断

仲裁廷は、仲裁手続における申立てのうち仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより、追加仲裁判断をする（仲裁準則第21条）。

当事者は、追加仲裁判断の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、~~当該申立ての内容を記載した~~通知を発しなければならない（仲裁法第43条第1項において準用する同法第41条第3項~~（第43条第1項で準用）~~）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、~~当該申立ての日から~~60日以内（必要に応じて延長する。）に、追加仲裁判断の決定又は当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第43条第2項において準用する同法第41条第5項~~、第41条第5項（第43条第2項で準用）~~）。

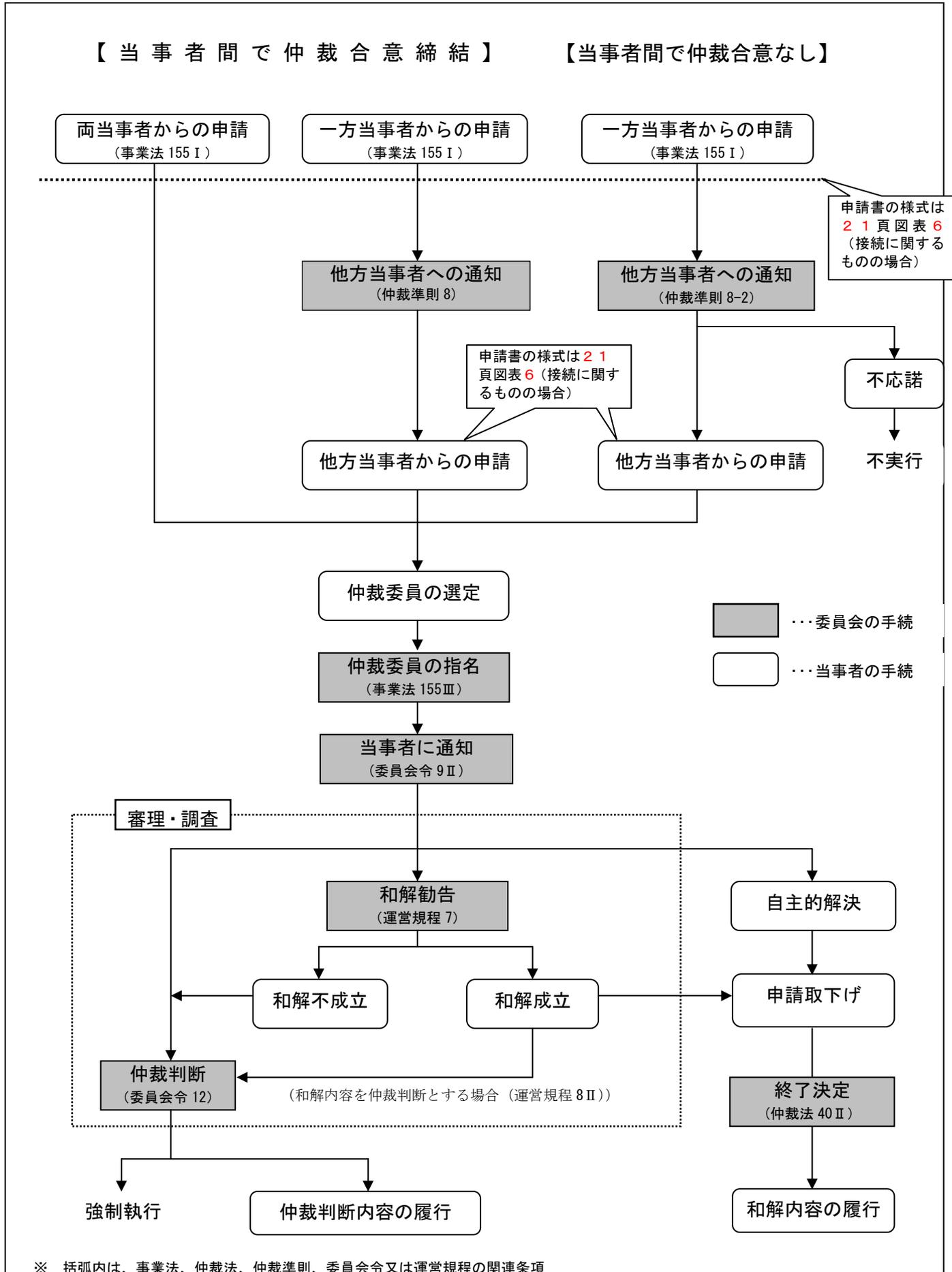
(1817) 仲裁手続に関する事実の公表

委員会~~は~~は、仲裁の申請の受理及び手続の終結の年月日を公表する（運営規程第20条第1項）。

委員会~~は~~は、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、次の場合に仲裁手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要を公表する（運営規程第20条~~第1項、第2項及び第3項~~）。

- ① 仲裁の当事者がその公表を承諾する場合
- ② ①の~~場合のほか~~他、その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

図表 6-8 仲裁の手続の概要



第3節 協議命令

1 趣旨

協議命令制度は、電気通信事業者間において一方からの接続等に関する協定等の締結の申入れに対して他方が協議に応じない、又は協議が調わないが、当該接続等が行われるべきものである場合に、総務大臣が協議の開始・再開を命ずる制度である。

2 申立ての要件対象

総務大臣の協議命令は、電気通信設備の接続及び、~~電気通信設備の共用に関する協定~~並びに卸電気通信役務の提供に関する協定及び契約の締結について、

- 1) 締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じない場合
- 2) 協議を~~は~~開始したものの協議が調わない場合

に~~おいて~~申し立てることができる（事業法第35条第1項及び、~~第2項~~[接続に係る申立て]、第38条第1項[共用に係る申立て]（第39条[卸電気通信役務の提供に係る申立て]で準用する場合を含む。））。

この場合において申立てができるのは、次の場合である。

- ① 電気通信設備の接続に関する協定の締結の申入れが電気通信回線設備を設置する事業者に対してあった場合（事業法第35条第1項）。
- ② ①以外の場合で、電気通信設備の接続に関する協定の締結の申入れがあった場合（事業法第35条第2項）。

図表9-1 協議命令の対象（接続に関する協定の締結の場合）

		名あて人	
		電気通信回線設備を設置する事業者	その他の事業者
申立人	すべての電気通信事業者	○ (第35条第1項)	○ (第35条第2項)

- ③ ~~電気通信設備の共用に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する協定又は契約の締結の申入れがあつた場合（事業法第38条第1項（第39条で準用する場合を含む。））。~~

図表 9-2 協議命令の対象

（共用に関する協定・卸電気通信役務を提供する契約の締結の場合）

		名あて人
		すべての電気通信事業者
申立人	すべての電気通信事業者	○ (第38条第1項（第39条で準用する場合を含む。))

3 手続

協議命令の手続の概要は、図表 1 2（I-46）のとおりである。

（1）命令の申立て

~~当事者間で協議が不能・不調の場合、当事者の一方は、総務大臣に対して協議命令を申し立てることができる（事業法第35条第1項、第2項、第38条第1項（第39条で準用する場合を含む。))。~~

命令を申し立てしようとする者は、図表 1 0（I-40）の様式（接続に関する協定の締結の場合）の申立書に必要事項を記載して記入の上、これを提出しなければならない（施行規則第23条の14・様式第17の5[接続に係る申立て]、第25条の3・様式第17条の6[共用に係る申立て]、第25条の9・様式第19の2[卸電気通信役務の提供に係る申立て]、~~様式第17の5、様式第17の6、様式第19の2~~）。

申立書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局料金サービス課又はデータ通信課。申立てをしようとする者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して行うことができる（施行規則第69条第1項。））~~地方においては、当該地方を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の電気通信事業課等において申し立てることもできる。~~に対して行う（~~施行規則第69条第1項~~）。

図表 10 命令申立書（接続に関する協定の締結の場合）

接続協定に関する命令申立書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (ふりがな)	
氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入した ときは、押印を省略できる。）	
<input style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px;" type="checkbox"/>	
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	
連絡先（連絡の と 取れる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等 を記載すること。）	
電気通信設備の接続に関する協議が不能（不調）のため、電気通信事業法第35条第1項 （第2項）の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。	
当事者の氏名（法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）及び住所	
接続しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該接続が公共の利益を増進するために必要 であり、かつ適切であると認められる理由	
その他参考となる事由	
（用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。）	

(2) 聴聞

総務大臣は、協議命令をしようとするときは、その名あて人たるべき当事者から聴聞を行う（事業法第161条第1項）。

① 主宰者の指名

総務大臣は、委員会がその委員のうちから推薦をした者を聴聞の主宰者として指名する（事業法第161条第2項、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第19条第1項、総務省聴聞手続規則（平成12年総理府/郵政省/自治省令第3号。以下「聴聞規則」という。）第7条第1項）。

② 当事者への通知

総務大臣は、聴聞の主宰者を指名した後に、聴聞の名あて人となるべき当事者に対し、次の事項を書面で通知する（行手法第15条第1項）。

ア 予定される命令の内容及び根拠となる法令の条項

イ 命令の原因となる事実

ウ 聴聞の期日及び場所

エ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

上記の書面では、次の事項が教示される（行手法第15条第2項）。

ア 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができること。

イ 聴聞が終結する時までの間、当該命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

③ 関係人の参加

当該命令につき利害関係を有するものと認められる関係人は、主宰者の許可を受けた上で聴聞に参加することができる（行手法第17条第1項）。関係人は、その氏名、住所~~、~~及び当該聴聞に係る命令につき~~いて~~利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出する（聴聞規則第4条第1項）。主宰者は、利害関係人が当該聴聞に関する~~手続に~~の参加することを求めたときは、これを許可する（事業法第161条第3項）。

④ 代理人の選任

当事者及び参加人（主宰者の許可を受けて聴聞に参加する関係人）は、聴聞手続に当たって代理人を選任し、聴聞に関する一切の行為をさせることができる。代理人の資格は、書面により証明される必要がある（行手法第16条第1項、第2項（同法第17条第3項で準用する場合を含む。）、第3項

(同法第17条第3項で準用する場合を含む。)、第17条第2項)。

⑤ 補佐人の同行の許可

当事者又は及び参加人は、聴聞の期日に出頭する際に補佐人を同行させることについて、主宰者の許可を得ることを要する。許可の申請は、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出して行う(行手法第20条第3項、聴聞規則第8条第1項本文)。

⑥ 参考人の参加

主宰者は、必要に応じて、学識経験者等を参考人として、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる(聴聞規則第5条)。

⑦ 資料の閲覧

当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益をが害されることとなる参加人は、処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を事前又は聴聞当日に求めることができる(行手法第18条、聴聞規則第6条第1項)。

⑧ 聴聞の開催

主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日ににおける審理を行うことができる(行手法第20条第5項)。

最初の聴聞の期日においては、~~審理~~の冒頭において、総務省の職員は、協議命令の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実等を説明する(行手法第20条第1項)。

当事者又は及び参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、並びに主宰者の許可を得て総務省の職員に質問することができる(行手法第20条第2項)。

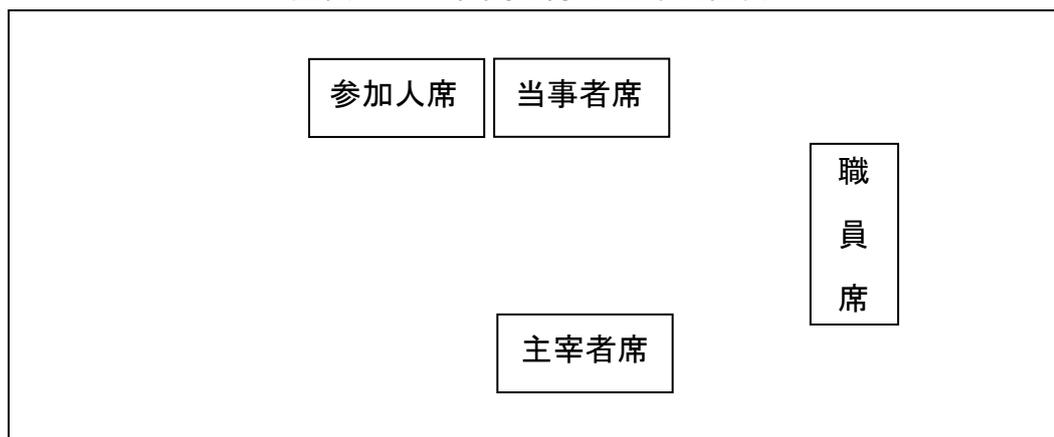
主宰者は、必要に応じて当事者若しくは又は参加人に質問を行い、意見の陳述や証拠書類又は証拠物の提出を促し、又は総務省の職員に対し説明を求めることができる(行手法第20条第4項)。

当事者又は及び参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を主宰者に対し提出することができる(行手法第21条第1項)。~~この場合~~、主宰者は、聴聞の期日の出頭者がこれを求めた場合、これら提出されたものを当該出頭者に示すことができる(行手法第21条第2項)。

⑨ 聴聞審理の非公開

聴聞の期日における審理は、総務大臣が公開することを相当と認めるときを除き、非公開となる（行手法第20条第6項）。公開の場合には、総務大臣は、~~その聴聞の期日及び~~と場所を公示し、~~当事者及び~~参加人~~及び~~参考人~~に対し~~、その旨を通知する（聴聞規則第10条）。

図表 1 1 聴聞の際の座席配置例



⑩ 聴聞の終結

主宰者は、聴聞期日の審理の後、必要に応じて新たな期日を定めて聴聞を続行することができる（行手法第22条第1項）。

当事者が聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書若しくは及び証拠書類又は証拠物も提出しないときは、主宰者は、次の場合には、改めて当事者に意見陳述等の機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。
ア 聴聞の期日に出頭しないことに正当な理由がない場合（行手法第23条第1項）

イ 主宰者の定めた期限までに陳述書若しくは及び証拠書類又は証拠物を提出しない場合（行手法第23条第2項）

参加人が聴聞の期日に出頭しないときは、主宰者は、改めて参加人に意見陳述等の機会を与えることなく、聴聞を終結することができる（行手法第23条第1項）。

主宰者は、聴聞終了後、調書（各期日ごとに審理の経過を記載し、当事者及び参加人の陳述の要旨を説明。）及び報告書（協議命令の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載。）を総務大臣に対して提出する（行手法第24条第1項及び第3項、聴

聞規則第12条)。当事者又は及び参加人は、この調書及び報告書の閲覧を
求めることができる(行手法第24条第4項)。

(3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申

総務大臣は、協議命令について委員会に諮問する(事業法第160条第1号)。
委員会は、審議(必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意
見の聴取を行う(運営規程第11条。))の上、協議命令について総務大臣に答
申を行う。

(4) 総務大臣の協議命令

総務大臣は、委員会の答申を受け、聴聞の調書の内容及び報告書に記載
された聴聞主宰者の意見を十分に参酌し、次の要件を充たす場合に命令を
行う。ただし、当事者から仲裁の申請がされているときは、命令は行われ
ない(事業法第35条第1項、第2項、第38条第1項(第39条で準用する場合を
含む。))、行手法第26条)。

① 他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備との接続に関する協
定締結の申入れが当該他の電気通信事業者に対してあった場合(事業法第
35条第1項)にあつては、次の場合に該当しないと認められること。

ア 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(事業
法第32条第1号)。

イ 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがある
とき(事業法第32条第2号)。

ウ 接続を請求した電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関
し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき(事業法
第32条第3号、施行規則第23条第1号)。

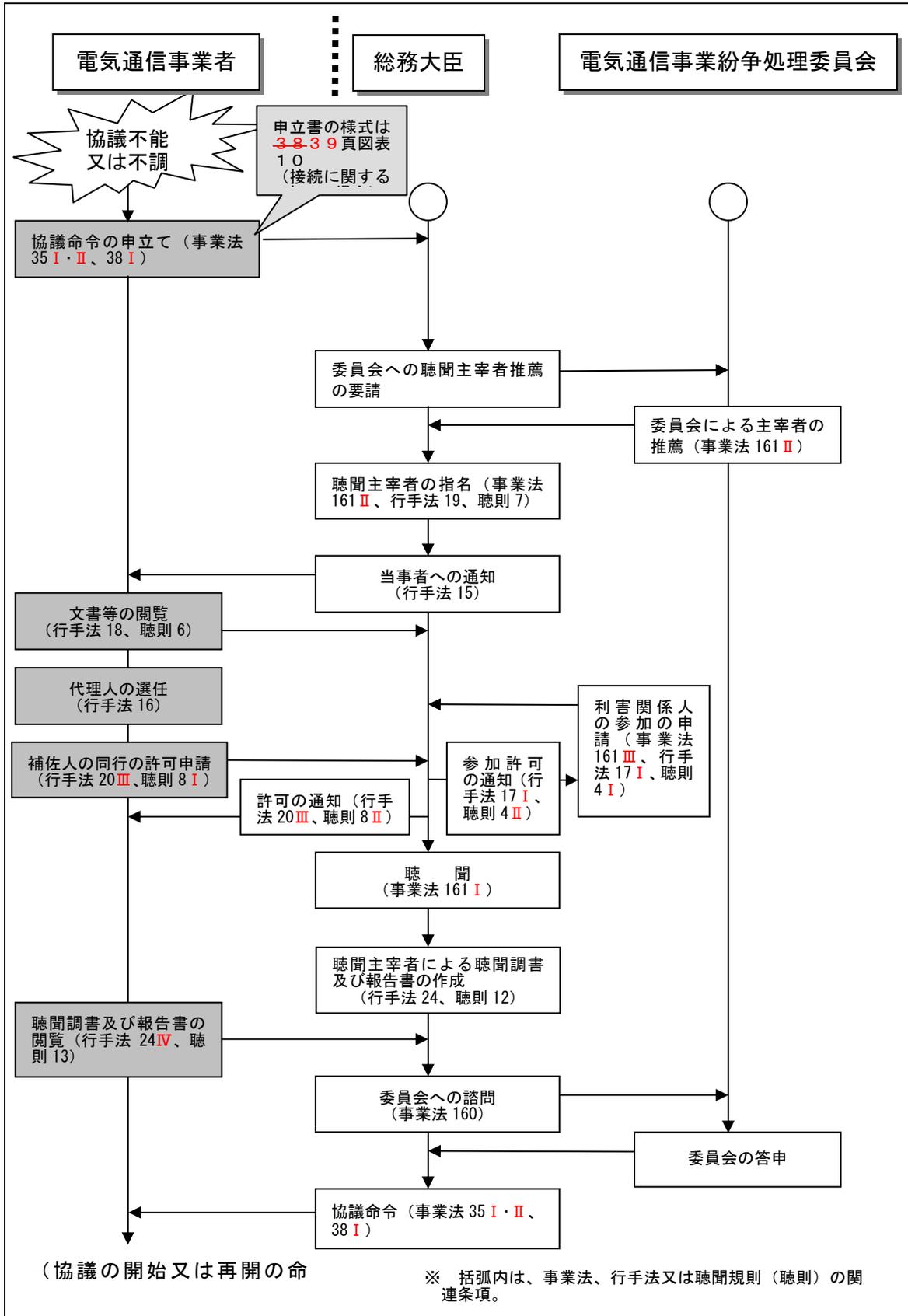
エ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は
経済的に著しく困難であるとき(事業法第32条第3号、施行規則第23条
第2号)。

② ①以外の接続、電気通信設備の共用又は卸電気通信役務の提供が、公
共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めら
れること(事業法第35条第2項、第38条第1項(第39条で準用する場合を含
む。))。

当事者及び参加人は、協議命令に対して異議申立てをすることができな
い(行手法第27条第2項本文)。ただし、聴聞の通知が、当事者の所在が不明
であるために掲示によりなされ、かつ、当事者が聴聞の期日に全く出頭し
なかった場合には、当該当事者は、異議申立てをすることができる(行手法

第27条第2同項ただし書)。

図表 1 2 協議命令の**手続の概要**



第4節 細目裁定

1 趣旨

細目裁定制度は、電気通信事業者間における~~いて~~接続等に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額等その他協定等の細目について当事者間の~~関する協定等の細目についての~~協議が調わない場合において、当事者の一方から申請があったときに、総務大臣においてこれを裁定し、その定めるところに従い、当事者間に協議が調ったものとみなす制度である。

2 申請の要件対象

総務大臣の細目裁定は、電気通信事業者間において、電気通信設備との接続~~及び~~、電気通信設備の共用に関する~~協定~~、~~並びに~~卸電気通信役務の提供に関する~~協定及び~~契約の細目について協議が調わない場合において、申請することができる（事業法第35条第3項及び第4項（第38条第2項及び第39条で準用する場合を含む。））。

ただし、この場合において申請ができるのは、次の場合である。

- ① 電気通信設備との接続に関する協定~~及び~~、~~電気通信設備の~~共用に関する協定~~並びに~~卸電気通信役務の~~を~~提供に関する契約の締結の申入れが電気通信事業者に対してあった場合（事業法第35条第3項（第38条第2項及び第39条で準用する場合を含む。））。
- ② ①の場合のほか、電気通信設備との接続に関する協定~~及び~~、~~電気通信設備の~~共用に関する協定~~並びに~~卸電気通信役務の~~を~~提供に関する契約の締結の申入れがあり、かつ、総務大臣から協議の開始又は再開の命令があった場合（事業法第35条第4項（第38条第2項及び第39条で準用する場合を含む。））。

図表 1 3 細目裁定申請の対象

		相手方当事者
		すべての電気通信事業者
申請者	すべての電気通信事業者	○ (第35条第3項及び第4項 (第38条第2項及び第39条で準用する場合を含む))

3 手続

細目裁定の手続の概要は、図表15（I-50）のとおりである。

(1) 裁定の申請

~~当事者間で協議が不調の場合、当事者の一方は、協議命令を経ることなく、又は、協議命令を経て、総務大臣に対して裁定を申請することができる（事業法第35条第3項及び第4項（第38条第2項及び第39条で準用する場合を含む。））。~~

裁定を申請しようとする者は、図表14（I-49）の様式（接続に関するものの場合）の申請書に必要事項を記載記入しての上、これを提出しなければならない（施行規則第23条の15・様式第17の7（接続に係る裁定の申請）、第25条の4・様式第17の7（共用に係る裁定の申請）、第25条の8、~~様式第17の7・、~~様式第19（卸電気通信役務の提供に係る裁定の申請））。

申請書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局料金サービス課又はデータ通信課。申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して行うことができる（施行規則第69条第1項。））~~地方においては、当該地方を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所の電気通信事業課等を窓口とすることもできる。）~~に対して行う（~~施行規則第69条第1項）~~。

(2) 答弁書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、他方当事者となる者に裁定の申請があった旨の通知を行う。通知を受けた当事者は、総務大臣の指定した期間内に、一方当事者が裁定を求めた事項に関する自らの答弁を記載した答弁書（様式適宜）を提出することができる（事業法第35条第5項）。

(3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について委員会に諮問する（事業法第160条第1号）。委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

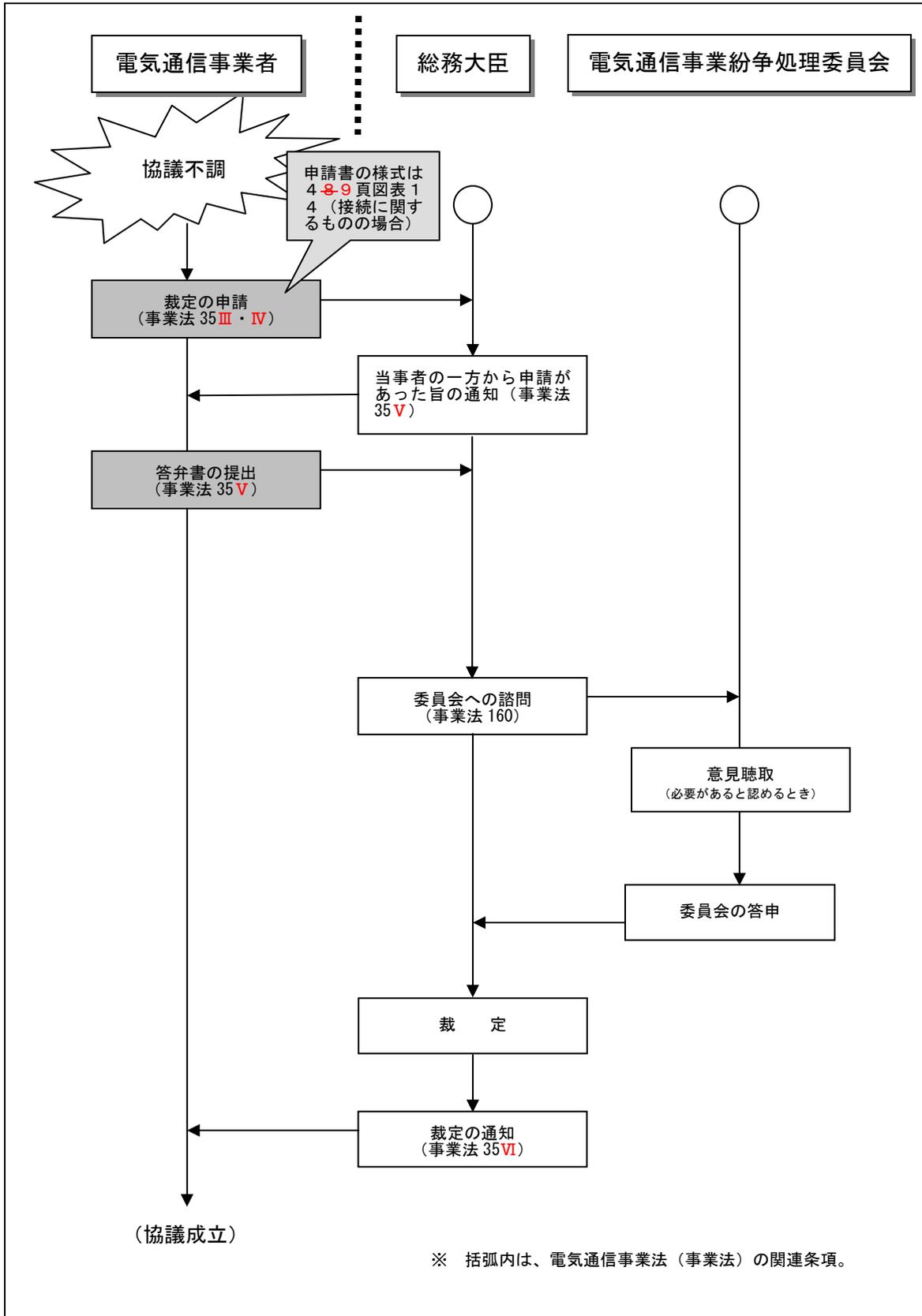
(4) 総務大臣の裁定

総務大臣は、委員会の答申を受け裁定を行う。総務大臣は、裁定をしたときは、その旨を当事者に通知する（事業法第35条第6項）。

図表 1 4 裁定申請書（接続に関するものの場合）

接続協定裁定申請書	
総務大臣 殿	年 月 日
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が自筆で記入した ときは、押印を省略できる。) 印 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連 絡 先 (連絡のと取れる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等 を記載すること。)	
電気通信設備の接続に関する協議が不調のため、電気通信事業法第35条第3項（第4項） の規定により、次のとおり裁定を申請します。	
当事者の氏名（法人にあつては、名称及び 代表者の氏名	
接続しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
接続命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	
(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。)	

図表 1 5 細目裁定の手続の概要



第2章 他人の土地・工作物の使用

電気通信事業法には、事業用の線路設置を円滑に実現するために、他人の土地や工作物の使用に関する規定（第128条から第143条まで）が設けられている。電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、これらの規定の適用を受けるため、申請により、総務大臣から認定電気通信事業の認定⁸を受け、認定電気通信事業者となることができる（事業法第117条第1項及び第2項、第120条第1項）。他人の土地や工作物の使用に関する規定の運用に当たっては、土地・工作物の所有者・使用者の私権を制限することになり、認定電気通信事業者と土地・工作物の所有者・使用者との間で紛争が想定されることから、その解決のために協議認可申請及び裁定申請の制度が設けられている。本章第1節から第3節まででは、これら制度の各々について解説する。

第1節 協議認可

1 趣旨

他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）の使用に係る協議認可制度は、認定電気通信事業者がその事業に用いる線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）の設置を円滑に実現するため、土地等の使用権の設定に関する協議又はその期間を延長するための協議を求める手続を定めるものである。なお、空中線のうち、主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により**、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限り、この手続の対象に含めることとされた（事業法第128条第1項）。

土地等の使用権の内容は、土地等の所有者・使用者との協議又は総務大臣

⁸ 認定の基準は、次の①から③のいずれにも適合しているときでなければならない（事業法第119条）。

- ① 認定申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。←
- ② 申請に係る電気通信事業の計画が确实かつ合理的であること。←
- ③ 申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる事業法第9条の登録若しくは同第13条第1項の変更登録を受け、又は同16条第1項若しくは第3項の届出をしていること。←のいずれにも適合していることとされている（事業法第119条）。

の裁定において確定することになる。

本来、土地等の使用は、私法上の契約により賃借権等を設定することにより行うべきものであるが、認定電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致すること、線路の設置に当たり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、また、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法（昭和28年法律第97号）の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、他方、土地等の使用を認めても、電柱等の占有面積が小さいことから、生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されて、簡便な制度が設けられているものである。

したがって、私法上の契約により賃借権等を設定することにより土地等を使用することができない場合に限り、この手続が採られることになる。

2 申請の要件対象

総務大臣の協議認可は、認定電気通信事業者が、隔地者間の通信のための線路を設置するために土地等（次の①～⑧を除く。）を利用することについて申請することができる（事業法第128条第1項、施行令第3条）。

- ① 行政財産（国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第2項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第3項）
- ② 公共空地（港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項第1号）
- ③ 道路及び道路予定区域（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項及び第91条第2項）
- ④ 都市公園、公園予定区域地及び予定公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項及び第33-2-3条第4-3項）
- ⑤ 河川区域及び河川予定地内の土地（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第56条第1項）
- ⑥ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月23日条約第7号）第2条第1項の施設及び区域
- ⑦ 国有財産法第3条第3項に規定する普通財産であって、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの（②～⑥に該当するものを除く。）
- ⑧ 地方自治法第238条第3-4項に規定する普通財産であって、国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため国又は当該他の地方

公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの（②～⑥に該当するものを除く。）

3 手続

協議認可の手続の概要は、図表 1 8（I-58）のとおりである。

（1）認可の申請

認可を申請しようとする者は、図表 1 6（I-54）の様式の申請書に必要事項を記載して記入の上、これを提出しなければならない（事業法第 1 2 8 条第 1 項、施行規則第 4 1 条、様式第 3 9）。

申請書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局事業政策課）に対して行う。

図表 1 6 認可申請書

土地等	使 用 継続使用	認可申請書	年 月 日
-----	-------------	-------	-------

総務大臣 殿

(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が氏名を自筆で
記入したときは、押印を省略できる。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先 (連絡のと取れる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

電気通信事業法第 1 2 8 条第 1 項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記
のとおり申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その
者及び所有者) の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- 3 使用開始の時期
- 4 線路の位置、種類及び数
- 5 土地等の 使 用 の認可を申請する理由
継続使用
- 6 その他参考となる事項

(用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。)

(2) 意見聴取

総務大臣は、認可の申請があった場合が必要があると認めるときには、土地等の所有者・使用者、行政財産等の管理者等（行政財産等に定着する工作物について認可申請があった場合）から意見を聴取する（事業法第128条第4項）。

(3) 電気通信事業紛争処理委員会の審議と答申

総務大臣は、協議認可について、委員会に諮問する（事業法第160条第1号）。委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、協議認可について総務大臣に答申を行う。

(4) 総務大臣の認可

総務大臣は、委員会の答申を受け、認定電気通信事業者がその土地等を利用することが必要かつ適当であり（事業法第128条第1項）、認定電気通信事業者が土地等の所有者・使用者による利用を著しく妨げない限度においてその土地等を使用する場合に、公益性と土地等の所有者・使用者の受忍限度とを比較衡量して認可を行う（事業法第128条第2項）。

特に、電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者（以下「設備保有者」という。）の所有する電柱、管路、とう道、ずい道等の使用に関しては、設備保有者による当該設備の利用を著しく妨げ得ることを理由に貸与を拒否できる場合が、次のとおり列挙されている（公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成13年4月1日）（以下「使用指針」という。）第3条）。

- ① 申請者が使用を希望する区間に現に空きが~~ない~~無い場合
- ② 設備保有者が5年以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合
- ③ 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
- ④ 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
- ⑤ 事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
- ⑥ 事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の

使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合

- ⑦ 事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれが強い場合
- ⑧ ⑥のほか、事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合
- ⑨ その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合

協議認可によって設定される使用权は、次のようなものになる。

- ① 他の法律によって土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等では当該事業のための利用が優先される（事業法第128条第2項）。
- ② 工作物については、線路の支持のための利用の場合に限られる（同上）。
- ③ 存続期間は15年（地下工作物（地下ケーブル、管路、とう道、マンホール、ハンドホール等）又は鉄鋼若しくはコンクリート造りの地上工作物の設置のためのもの場合は50年）。ただし、協議又は裁定によってこれより短い期間とすることもできる（事業法第128条第3項）。

総務大臣は、認可を行ったときは、土地等の所有者・使用者にその旨を通知し、公告する（事業法第128条第5項）。

認可の後、協議が成立したときは、当事者である認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者は、図表17（I-57）の様式により、協議において定めた事項を総務大臣（総合通信基盤局事業政策課）に届け出る（事業法第128条第6項、施行規則第42条、様式第40）。

届出があつたときは、その届出の内容に従い、認定電気通信事業者は、土地等の使用权を取得し、又は使用权の存続期間が延長される（事業法第128条第7項）。

図表 1 7 協議成立届出書

土地等 使用 の協議成立届出書
継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

認定電気通信事業者

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が氏名を自筆で
記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のと取れる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等
を記載すること。)

土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を
使用する者があるときは、その者及び所有者)

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が氏名を自筆で
記入したときは、押印を省略できる。)

年 月 日認可があつた土地等の 使用 について、下記のとおり、協議が
継続使用

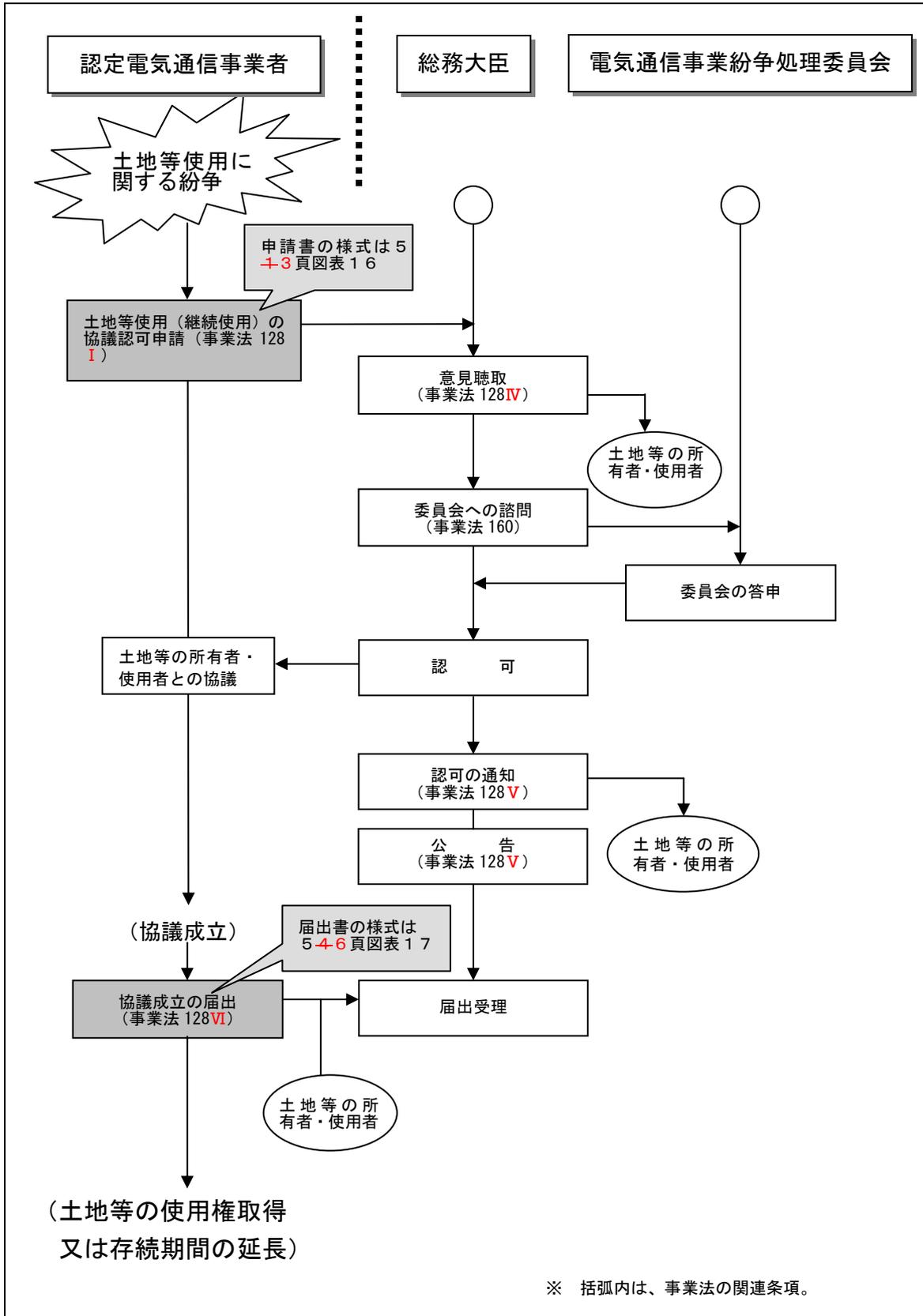
成立したので、電気通信事業法第 1 2 8 条第 6 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 使用開始の時期及び使用期間
- 3 線路の位置、種類及び数
- 4 その他参考となる事項

(用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。)

図表 18 土地等使用（継続使用）の協議認可の手続の概要



第2節 裁定（土地等の使用权）

1 趣旨

土地等の使用に係る裁定制度は、協議認可を受けて協議を行っても、協議が不調・不能の場合に、使用权の内容を総務大臣において裁定することにより、迅速に確定させる制度である。

2 申請の要件対象

~~認定電気通信事業者は、総務大臣への裁定申請は、協議認可を受けて協議を行っても、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間で使用权についての協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき~~において、~~認定電気通信事業者は協議認可から3月以内に総務大臣の裁定を申請するから行う~~ことができる（事業法第129条第1項）。

3 手続

裁定の手続の概要は図表20（I-64）のとおりである。

（1）裁定の申請

~~協議認可を受けて行う協議が不調・不能の場合、認定電気通信事業者は、総務大臣に対して、協議認可から3月以内に裁定を申請することができる（事業法第129条第1項）。~~

裁定を申請しようとする者は、図表19（I-60）の様式の申請書の正本1通、副本1通（使用しようとする土地等が2以上の市町村等（特別区、政令指定都市の区を含む。）に跨る場合には、その数と同数通）に必要事項を記載して記入の上、工事計画書及び工事計画を表示する図面をそれぞれに添えて（使用权存続期間延長の場合には、添付不要。）提出しなければならない（施行規則第43条、第47条の2、様式第41）。

申請書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局事業政策課）に対して行う。

認定電気通信事業者は、~~が~~使用权の存続期間の延長について裁定を申請したときは、~~その認定電気通信事業者は、その裁定があるまではの間、引き続き~~その土地等を引き続き使用することができる（事業法第129条第2項）。

図表 19 裁定申請書

使 用 土地等 継続使用 裁定申請書		年 月 日
総務大臣 殿		
(ふりがな)		
住 所		
(ふりがな)		
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を 記載することとし、代表者が氏名を自筆で 記入したときは、押印を省略できる。) 印		
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号		
連絡先 (連絡のと取れる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等 を記載すること。)		
年 月 日認可があつた土地等の使用について、協議が 不調 不能 のため、電気通信 事業法第129条第1項の規定に基づき下記のとおり裁定を申請します。		
記		
1 土地等の種類及び所在地		
2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その 者及び所有者) の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所		
3 使用開始の時期及び使用期間		
4 線路の位置、種類及び数		
5 協議の不調又は不能の理由		
6 その他参考となる事項		
(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。)		

(2) 意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、3日以内に土地等の所有者・使用者に裁定の申請があった旨の通知を行う（事業法第130条第1項）。

市町村長等は、総務大臣から申請受理後3日以内に申請書の写しの送付を受け、それから3日以内に送付を受けた旨を公告し、~~送付された写しを~~公告の日から1週間、送付された写しを公衆の縦覧に供する（事業法第130条第2項）。

土地等の所有者・使用者その他利害関係人は、上記公告の日から10日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる（事業法第131条）。

(3) 都道府県収用委員会からの意見聴取

総務大臣は、土地等の使用権の対価の額、対価の支払の~~い~~時期及び方法について、都道府県収用委員会から意見聴取を行う（事業法第132条第4項）。

(4) ~~電気通信事業紛争処理委員会委員会~~の審議と答申

総務大臣は、裁定について、委員会に諮問する（事業法第160条第1号）。委員会は、審議（必要と認めるときは利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条）。）の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

(5) 総務大臣の裁定

総務大臣は、委員会の答申を受け、次の事項について裁定を行い、~~遅滞なく~~、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者に通知し、公告する（事業法第132条第1項、第2項及び第5項）。

- ① 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲
- ② 線路の種類及び数
- ③ 使用開始の時期
- ④ 使用権の存続期間を定めたときは、その期間（設備保有者の設備については原則として5年間とする（使用指針第4条）。）
- ⑤ 対価の額並びにその支払~~い~~の時期及び方法

対価の額については、次の基準により決定する（事業法第132条第4項、施行令第5条、別表第1）。

① 山林については、次のとおり。

種類	単位	金額（年額）
裸線又は被覆線	本柱1本ごとに	1,210円
ケーブル	本柱1本ごとに	870円

② 山林以外の土地については、次のとおり。

種類	単位	金額（年額）				
		田	畑	塩田	宅地	その他
本柱	本柱(H柱又は人形柱を除く。)、コンクリート柱若しくは鉄柱1本又は鉄塔の使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
	H柱又は人形柱1本ごとに	3,740円	3,460円	720円	3,000円	360円
支線又は支柱	1本ごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石1本ごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
	ハンドホール又はマンホール1個ごとに	3,740円	3,460円	720円	3,000円	360円
その他の設備	使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円

③ 土地に定着する工作物については、次のとおり。

ア 建物等

線路を支持する場所1箇所ごとに 年額1,500円

イ 電柱・管路等

設備保有者の設備については、設備使用料の原価は、原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとなっている。なお、上記設備保有者が当該設備使用料の実際の算定に当たって次式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により設備使用料を算定している場合に

は当該方法によるものとなっている(使用指針第6条第1項、第2項、別表)。

- 1 $A = (B_x + C) \times (D_z / D_x) \times F$
- 2 $A = (B_x + C) \times (E_z / E_x) \times F$
- 3 $A = (B_x + C) \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y) \times F$
- 4 $A = \{B_z + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 5 $A = \{B_z + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 6 $A = \{B_z + C \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y)\} \times F$
- 7 $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 8 $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 9 $A = \{B_y + C \times (E_y / E_x)\} \times (D_z / D_y) \times F$

注1 上記の記号の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

A 設備使用料

B_x 保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額

B_y 一定地域におけるすべての同種設備に係る減価償却費の総額

B_z 提供する設備に係る減価償却費

C 保有するすべての同種設備に係る原価の額のうち、保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額を除いた額

D_x 保有するすべての同種設備の総量

D_y 一定地域におけるすべての同種設備の総量

D_z 提供する設備の量

E_x 保有するすべての同種設備の価額の総額

E_y 一定地域におけるすべての同種設備の価額の総額

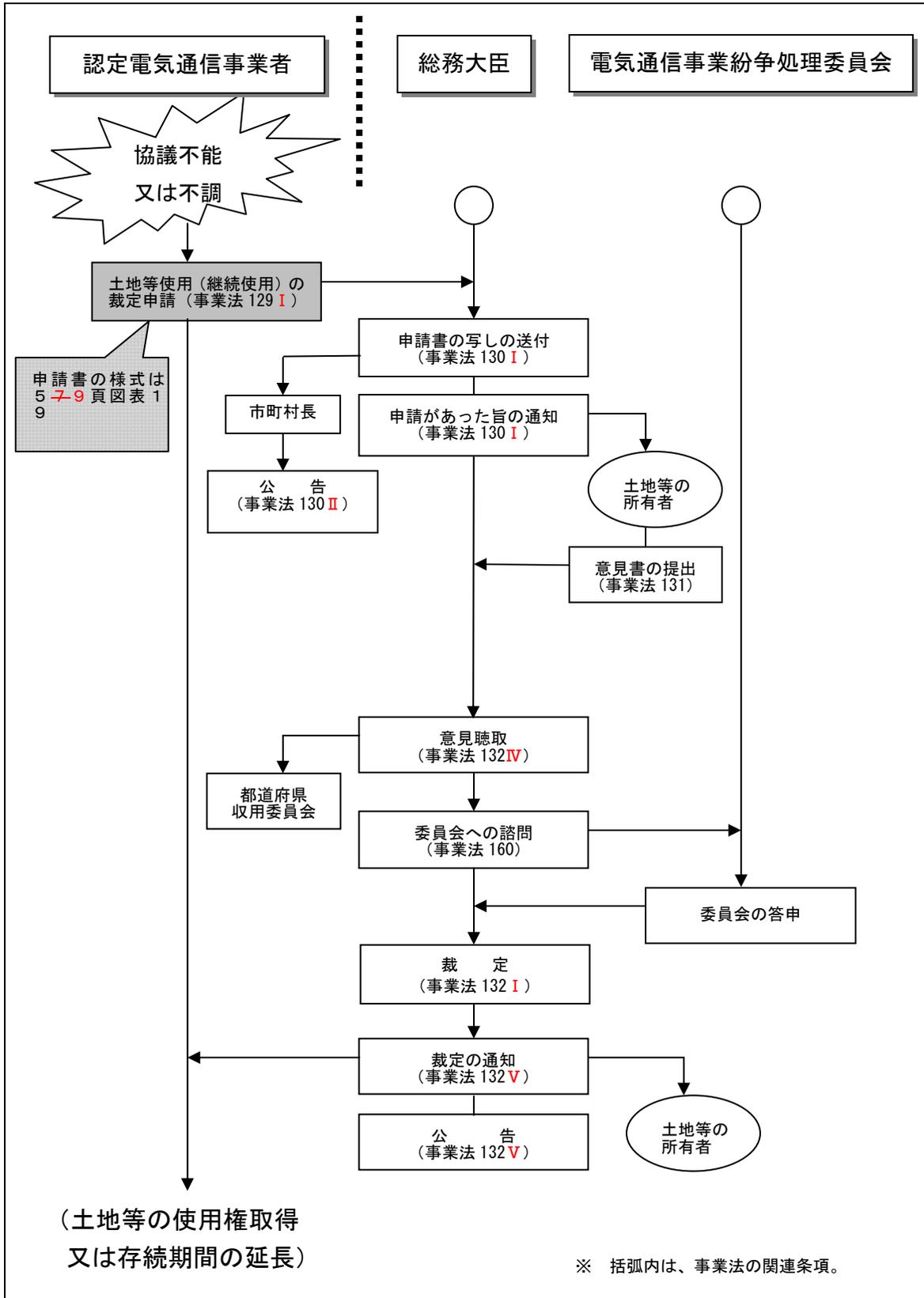
E_z 提供する設備の価額

F 提供する設備のうち提供に係る部分の占有率

注2 設備の価額については、再調達価額(設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額)、取得価額又は正味価額(取得価額から減価償却費累計額を減じて得た価額)のいずれかを採用することができる。

注3 原価、減価償却費、再調達価額、取得価額、正味価額等については、必要に応じて近似値を採用することができる。(例えば、1年を超える期間中、一律の設備使用料を設定することとする場合は、減価償却費等について、合理的な将来の予測に基づく当該期間中の平均値の近似値を採用することができる。)

図表 20 土地等使用・継続使用裁定の手続の概要



第3節 裁定（支障の除去）

1 趣旨

支障の除去に係る裁定制度は、協議認可を受けて設定された使用権に基づいて設置されている線路が当該使用権の設定された土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときに、その支障の除去のための措置について当事者間で協議が不調・不能の場合に、支障除去に必要な措置を総務大臣が裁定し、それに従い、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間に協議が調ったものとみなすことによって、迅速に解決する制度である。

2 申請の要件対象

総務大臣の裁定は、協議認可を受けて使用権の設定された土地等又はこれにその近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、そのために当該使用権に基づいて設置されている線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときに、その支障の除去に必要な措置について、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間の協議が調わないとき場合、又は協議をすることができないときは場合において、認定電気通信事業者又は土地等の所有者・使用者は申請することができる（事業法第138条第3項）。

3 手続

裁定の手続の概要は図表22（I-68）のとおりである。

（1）裁定の申請

~~協議が不調・不能の場合、認定電気通信事業者又は土地等の所有者・使用者は、総務大臣に対して、裁定を申請することができる（事業法第138条第3項）。~~

裁定を申請しようとする者は、図表21（I-66）の様式の申請書正本1通、副本1通（使用しようとする土地等が2以上の市町村等（特別区、政令指定都市の区を含む。）に跨る場合には、その数と同数通）に必要な事項を記載して記入の上、これを提出しなければならない（施行規則第47条、第47条の2、様式第45）。

申請書の提出は、総務大臣（総合通信基盤局事業政策課）に対して行う。

図表 2 1 線路移転等裁定申請書

線路移転等裁定申請書	
	年 月 日
総務大臣 殿	
(ふりがな)	
住 所	
(ふりがな)	
氏 名	(自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が氏名を自筆で記入した ときは、押印を省略できる。)
	印
	(申請者が 2 人以上の場合は、連名で申請する ことができる。この場合、そのうちの 1 人を 代表者とし、その旨を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号	
連絡先	(連絡のと取れる電話番号等を記載すること。 担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を 記載すること。)
線路の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が不調不能のため、電気通信事業法	
第 1 3 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。	
記	
1	土地等の種類及び所在地
2	相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
3	線路の位置、種類及び数
4	支障の除去を必要とする理由
5	支障の除去に必要な措置の概要及び時期
6	支障の除去に要する費用及びその内訳
7	費用の分担区分に関する意見及びその理由
8	協議の不調又は不能の理由（「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。）
9	その他参考となる事項
(用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。)	

(2) 意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、3日以内に~~協議の相手方と~~~~なる~~認定電気通信事業者又は土地等の所有者・使用者に裁定の申請があった旨の通知を行う（事業法第138条第4項で準用する第130条第1項）。

市町村長等は、総務大臣から申請受理後3日以内に申請書の写しの送付を受け、それから3日以内に送付を受けた旨を公告し、~~公告の日から1週間~~、送付された写しを~~1週間~~公衆の縦覧に供する（事業法第138条第4項で準用する第130条第2項）。

~~土地等の所有者・使用者~~その他利害関係人は、上記公告の日から10日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる（事業法第138条第4項で準用する第131条）。

(3) ~~電気通信事業紛争処理委員会委員会~~の審議と答申

総務大臣は、裁定について、委員会に諮問する（事業法第160条第1号）。委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

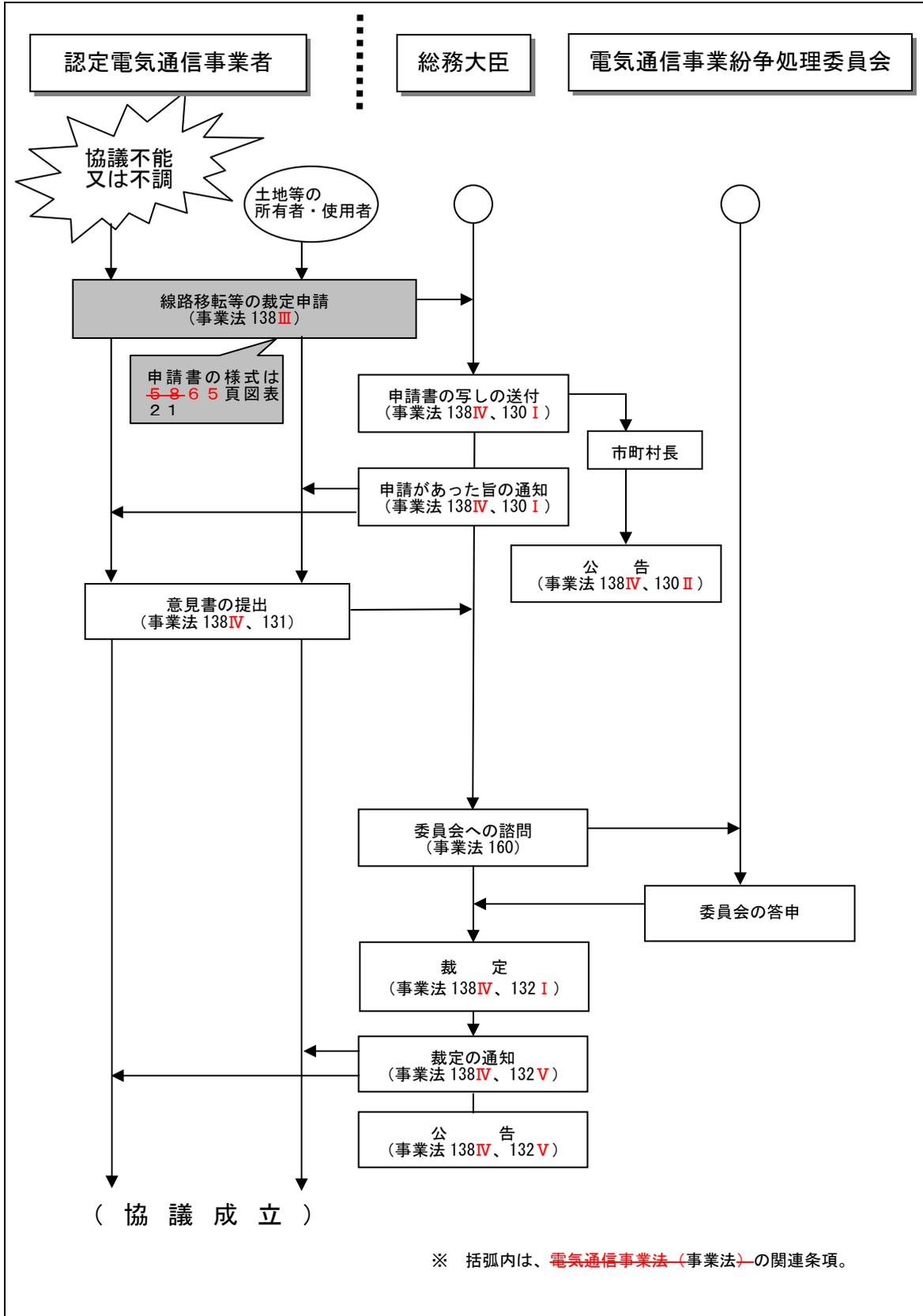
(4) 総務大臣の裁定

総務大臣は、委員会の答申を受け、認定電気通信事業者が線路の移転その他支障の除去に必要なもので、土地等の所有者・使用者が請求した措置をすべきか否かについて裁定を行う（事業法第138条第4項で準用する第132条第1項）。

この場合、認定電気通信事業者において、請求された措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同措置を行うべきとする裁定が行われる（事業法第138条第2項）。このときの裁定においては、措置の時期を決定する。また、措置に要する費用の全部又は一部を~~土地等の所有者・使用者が負担すべき旨を決定することがある~~（その場合には、負担額、~~支払~~の時期・方法を決定する。）（事業法第138条第5項及び第6項）。

総務大臣は、裁定をしたときは、~~遅滞なく~~、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者に通知し、公告する（事業法第138条第4項で準用する第132条第5項）。

図表 2 2 線路移転等裁定の手続の概要



第3章 役務提供条件・業務方法の是正

電気通信事業法事業法には、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の役務提供条件や電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）の業務方法の是正を求めるための制度として意見申出の制度が設けられている。この意見申出人には、電気通信事業者以外の利用者も含まれるが、電気通信事業者も他の電気通信事業者の役務提供条件等に関して意見の申出をすることができるため、電気通信事業者間で紛争が生じた場合の紛争解決手段として、この制度を活用することが有用と考えられる。本章では、これについて解説する。

なお、意見申出制度の運用方針について、平成19年12月21日に「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」が策定され、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入している。

なおまた、電気通信事業者のサービスに関してとられる是正措置は、意見の申出によらず、総務大臣の職権により行われる場合もある。

第1節 意見の申出

1 趣旨

意見申出制度は、電気通信事業者等のサービス等に関して苦情その他の意見がある者が、これを総務大臣に申し出て処理を求めることで、問題解決を目指す制度である。

2 申出の要件対象

次の事項に関し苦情その他の意見のある者は、理由を記載した文書を提出して次の事項に関して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。

- ① 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件
- ② 電気通信事業者等の業務の方法

3 手続

意見の申出の手続の概要は図表24（I-74）のとおりである。

(1) ~~意見の申出~~

~~電気通信役務の提供条件等に関し苦情その他の意見のある者は、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる(事業法第172条第1項)。~~

~~意見の申出をしようとする者は、図表23(1-70)の様式の意見申出書に必要事項を記載して記入の上、これを提出しなければならない(施行規則第64条の2、様式第52)。~~

~~申出書の提出は、総務大臣(申出をする者が電気通信事業者である場合には総合通信基盤局総務課、申出をする者が電気通信事業者でない場合には総合通信基盤局消費者行政課(電気通信消費者相談センター))に対して行う。~~

~~意見申出書の提出は、総務大臣(申出をする者が電気通信事業者である場合には総合通信基盤局総務課公正競争推進室、申出をする者が電気通信事業者でない場合には総合通信基盤局消費者行政課(電気通信消費者相談センター))に対して行う。~~

図表 2 3 意見申出書

意見申出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
記載することとし、代表者が自筆で記入
したときは、押印を省略できる。) 印

連 絡 先 (連絡のと取れる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名
等を記載すること。)

電気通信事業法第 1 7 2 条の規定により、次のとおり意見の申出をします。

項 目	内 容
申出対象の電気通信事業者等の氏名又は名称 及び住所	
申出の内容	
申出の理由	
その他参考となるべき事項	

(用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。)

(2) 処理

総務大臣は、意見の申出があったとき場合には、これを誠実に処理する(事業法第172条第2項)。

処理に当たっては、必要に応じ、次のような電気通信事業法事業法に基づく措置を行ったり、また、行政指導を行うなどの手続をとる。不利益処分を行う場合には、第1章第3節3(2)で述べた協議命令の場合と同様の聴聞の手続がとられる(事業法第161条)。

- ① 電気通信事業登録取消(事業法第14条第1項)
- ② 契約約款変更命令(事業法第19条第2項、第20条第3項)
- ③ 業務改善命令(事業法第29条第1項、第2項、第33条第6項、第8項)
- ④ 禁止行為停止・変更命令(事業法第30条第4項、第31条第3項)
- ⑤ 接続約款変更命令(事業法第34条第3項)
- ⑥ 網機能計画変更勧告(事業法第36条第3項)
- ⑦ 認定電気通信事業者への業務改善命令(事業法第121条第2項)

上記②～⑦の措置については、総務大臣は、委員会に諮問する(事業法第160条第2号)(事業法第29条第2項の業務改善命令を除く)。

委員会は、審議(必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う(運営規程第11条。))の上、諮問された措置について総務大臣に答申を行う。

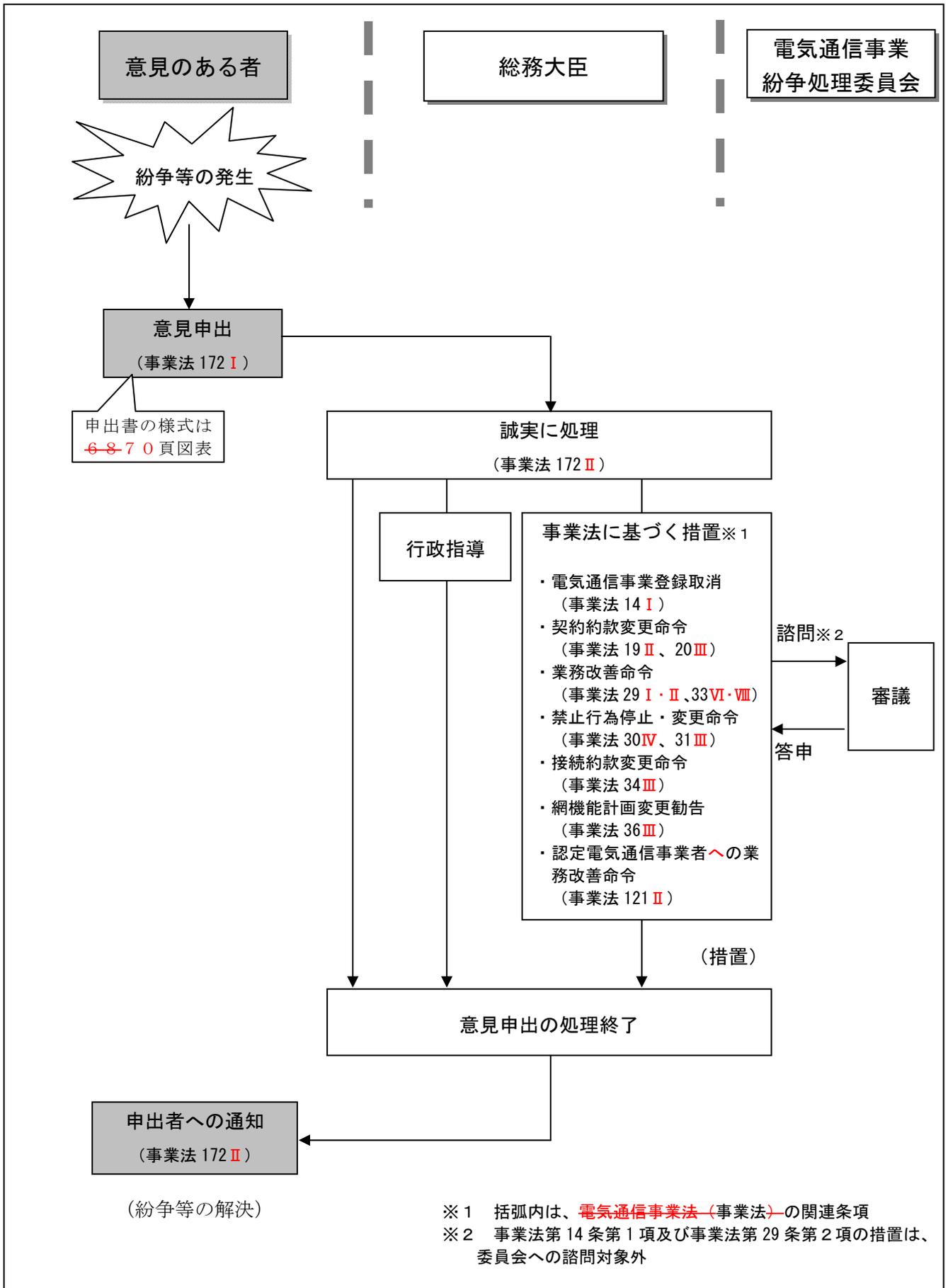
上記のうち①～⑤が行われる場合として想定される行為については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成13年11月30日)において例示が行われている。

以上の他、意見の申出に係る事案に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)上問題となる可能性がある判断した場合には、総務省は、申出者の希望を踏まえ、公正取引委員会に連絡する(「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」IV)。

総務大臣は、意見の申出に係る事項について、意見の申出のあった日から、速やかに処理を終了するよう努める。

総務大臣は、意見の申出の処理を終了したときは、その結果を、申出をした者に通知する(事業法第172条第2項)。総務省では、事例として意義があるもの等について、企業秘密や個人情報等への配慮を行った上で公表する。

図表 2 4 意見の申出の手続の概要



電気通信事業紛争処理委員会処理事例一覧

1 あっせん

事件	申請者	申請内容	結果	頁
	相手方			
平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社	A社による自社伝送路と他事業者が 設置する伝送装置との間の接続(横 つなぎ)に必要なB社のコロケーション スペースの利用	終結(合意により解決)	II-1
	B社			
平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アク セス(株)	イー・アクセス(株)による東日本電信電 話(株)のコロケーションスペース、電源 及びMDFの利用	終結(合意により解決) <i>(参考)本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告</i>	II-3 <i>(II-115)</i>
	NTT 東日本			
平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・ テクノロジー (株)	ビー・ビー・テクノロジー(株)による西日 本電信電話(株)の端末回線との接続に 必要な自前MDFジャンパ工事	あっせん打切り <i>(参考)本件終了後の状況 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議再開命令</i>	II-5 <i>(II-38)</i> <i>(II-42)</i>
	NTT 西日本			
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アク セス(株)	イー・アクセス(株)による西日本電信電 話(株)のコロケーションスペース、電源 及びMDFの利用等	終結(合意により解決)	II-9
	NTT 西日本			
平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アク セス(株)	イー・アクセス(株)による西日本電信電 話(株)のコロケーションスペース、電源 及びMDFの利用	終結(合意により解決)	II-11
	NTT 西日本			
平成14年(争) 第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による東日本電信電話(株) のダークファイバとの接続	終結(合意により解決)	II-13
	NTT 東日本			
平成14年(争) 第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による東日本電信電話(株) に対する網改造料の支払義務の有無	終結(合意により解決)	II-15
	NTT 東日本			

平成14年(争) 第7号～8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社	A社によるB社及びC社の設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)早期実施	終結(合意により解決)	II-16
	B社 C社			
平成14年(争) 第9号～23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続についての事業者間精算の方法について	終結(合意により解決)	II-18-
	B社等各社			
平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株)	平成電電(株)による東日本電信電話(株)の設備(MDF)の利用	申請取下げ(合意により解決)	II-22
	NTT 東日本			
平成16年(争) 第3号～4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)による東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の中継ダークファイバとの接続	終結(合意により解決)	II-25
	NTT 東日本 NTT 西日本			
平成16年(争) 第5号～6号 H16.12.17 申請 H16.2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本	東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	申請取下げ(合意により解決) <i>(参考)本件申請前の経緯 仲裁申請(仲裁不実行)</i>	II-28 <i>(II-39)</i>
	平成電電(株)			
平成17年(争) 第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による西日本電信電話(株)とのフレッツサービス受付業務の再開	終結(合意により解決)	II-30
	NTT 西日本			
平成17年(争) 第2号～3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社	A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担(ソフトウェア開発費用全額の預託金)	申請取下げ(合意に至らず)	II-32
	B社 C社			
平成18年(争) 第1号～14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	申請取下げ(合意に至らず)	II-34
	B社			

平成19年(争) 第1号～2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社	A社によるB社及びC社とのジャンパ 線切替工事等に関する接続協定の細 目等	あっせん不実行	II-36
	B社 C社			

2 仲裁

事件	申請者	申請内容	結果	頁
	相手方			
平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁 不実行通知	ソフトバンク BB(株)	ソフトバンク BB(株)による西日本電信電話(株)の端末回線との接続に必要な自前MDFジャンパ工事	仲裁不実行 <i>(参考)本件申請前の経緯</i> あっせん申請(あっせん打切り) <i>本件終了後の状況</i> 総務大臣の接続協議再開命令	II-38 <i>(II-5)</i> <i>(II-42)</i>
	NTT 西日本			
平成16年(争)第1号~2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁 不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本	東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 <i>(参考)本件終了後の状況</i> あっせん申請(申請取下げ(合意により解決))	II-39 <i>(II-28)</i>
	平成電電(株)			

3 答申

答申	事案の概要等	頁
<p>平成14年4月19日 電委第60号</p> <p>H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申</p>	<p>KDDI(株)による、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令</p>	<p>II-101</p>
<p>平成14年7月30日 電委第95号</p> <p>H14.3.19 申請 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申</p>	<p>モバイルインターネットサービス(株)による、無線LANサービスの役務提供のための JR東日本(株)の土地等の使用に関する協議認可</p>	<p>II-88</p>
<p>平成14年11月5日 電委第115号</p> <p>H14.7.18 申請 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申</p>	<p>平成電電(株)による、NTTDコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定 <i>(参考)本答申に関連した措置</i> 総務大臣に対する勧告</p>	<p>II-59 (II-116)</p>
<p>平成15年8月20日 電委第57号</p> <p>H15.5.16 申立 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申</p>	<p>ソフトバンク BB(株)による、DSLサービス提供のための西日本電信電話(株)との接続に関する接続協議再開命令 <i>(参考)本答申前の経緯</i> あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)</p>	<p>II-42</p>
<p>平成16年2月4日 電委第8号</p> <p>H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申</p>	<p>KDDI(株)による、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令</p>	<p>II-105</p>
<p>平成19年11月22日 電委第69号</p> <p>H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申</p>	<p>日本通信(株)の(株)NTTドコモとの相互接続による MVNO 事業に関する裁定 <i>(参考)本答申に関連した措置</i> 総務大臣に対する勧告</p>	<p>II-74 (II-120)</p>

4 勧告

発出	概要等	頁
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 (参考)本勧告の関連事案 イー・アクセス㈱によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利 用に係るあっせん申請(終結(合意により解決))	II-115 (II-3)
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 (参考)本勧告の関連事案 平成電電㈱による、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する利用者料金の設定に 関する細目に係る裁定	II-116 (II-59)
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の 勧告 (参考)本勧告の関連事案 日本通信㈱のNTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定	II-120 (II-74)

第1章 電気通信設備の接続等

第1節 あっせん・~~仲裁~~申請

- 1 平成13年12月27日申請事例(電気通信事業紛争処理委員会平成13年12月27日(争)第1号)(接続に必要な工作物の利用についてのあっせん申請)

(1) 経過

- 平成13年12月27日 A社、あっせんの申請(⇒(2))
- 12月28日 B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知
- 平成14年 1月 7日 B社、答弁書(暫定版)提出(15日に確定版提出)(⇒(3))
- 1月10日 あっせん委員(香城委員長、森永委員長代理、田中委員、富沢委員及び吉岡委員)指名
- 1月23日 両当事者より意見の聴取
- 1月25日 両当事者に解決のための合意が成立(⇒(4))
あっせん終了

(2) 申請における主な主張

① 申請の内容

B社の局舎において、A社の伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(いわゆる「横つなぎ」)の実現を図るべく、B社との間のあっせんを求める。

② 協議不調の理由

A社は、B社局舎内での伝送路の接続とスペース確保についてB社と協議を開始した。B社の提示したスペースはコロケーションルーム1室単位が必須で賃貸料が高額となるため、A社はスペース確保をあきらめ、伝送路の接続のみを行うことにした。「横つなぎ」の協議は、平成12年9月から行っているが、実現していない。B社は、コロケーションを実施している事業者以外には「横つなぎ」を認めないと説明しており、ケーブル運用協定の規定に反している疑いがある。

(3) 答弁書における主な主張

A社が申請したあっせんを求める事項は適当でないものとして、あっせんをしないか、又はA社の求めの文面に拘泥することなく合理的な内容のあっせんをなす旨の判断をすることを求める。

ケーブル運用協定では、契約当事者間の紛争処理手続が定められており、今回のあっせん申請は、この条項に反している。

A社には、その主張する方式での「横つなぎ」を求める必要性がない。

セキュリティの確保のため、局舎の利用事業者には、専用のコロケルームの割当てを受け、公平かつ適正な費用負担を行うことを求めており、これを行うことなく「横つなぎ」をすることは、A社のみ特別に有利な取扱いを行うことになり許されない。

(4) 主な合意事項

新たにコロケーション契約（仮称）（コロケーションルームを2分し、一方のスペースを双方合意の対価で貸与）を締結し、「横つなぎ」を可能とする。

2 平成14年2月1日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月1日（争）第1号）（接続に必要な工作物の利用についてのあっせん申請）

（1）経過

- 平成14年 2月 1日 イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）、あっせんの申請（⇒（2））
東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知
- 2月 4日 あっせん委員（香城委員長、森永委員長代理、東海特別委員、長谷部特別委員及び藤本特別委員）指名
- 2月 6日 NTT東日本、答弁書提出（⇒（3））
- 2月14日 両当事者より意見の聴取
両当事者に解決のための合意が成立（⇒（4））
あっせん終了
- 2月26日 総務大臣に対して勧告（電委第32号）（Ⅱ-115参照）

（2）申請における主な主張

① 申請の内容

NTT東日本の12のビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求める。

② 協議不調の理由

NTT東日本は当該12のビルにおける調査結果として相互接続点の設置を不可としているが、その調査の内容に疑義がある。

（3）答弁書における主な主張

あっせん対象の12のビルのうち8のビルについて、万一の場合には移設することを前提にすること等により、コロケーションスペース、電源及びMDF利用のための割当てを行う。

8のビルと同様の対応を行ったとしてもなお対応が不可となる残り4のビルについては、他用途のスペースの暫定利用、電源の増設工事の計画、MDFの連結による端子盤設置場所の確保を検討していく。

(4) 主な合意事項

あっせん対象の12のビルについて、平成14年2月中にイー・アクセスによる自前工事着工ができるよう双方協力を行う。

3 平成14年2月12日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月12日（争）第2号）（接続に必要な設備の設置（工事）についてのあっせん申請）

（1）経過

平成14年	2月12日	ビー・ビー・テクノロジー株式会社（以下「BBT」という。）、あっせんの申請（⇒（2））
	2月13日	西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知
	2月15日	あっせん委員（吉岡委員、瀬崎特別委員、東海特別委員及び土佐特別委員）指名
	2月28日	NTT西日本、答弁書（暫定版）提出（3月20日に確定版提出）（⇒（3））
	3月22日	両当事者より意見の聴取
	4月4日	両当事者より意見の聴取 あっせん案の提示（⇒（4）） BBTがあっせん案を受諾
	4月9日	NTT西日本があっせん案受諾を拒否（⇒（5）） あっせん打ち切り（両当事者への通知）
平成15年	2月14日	仲裁の申請（Ⅱ-22 参照）
	5月16日	協議再開命令の申立て（Ⅱ-42 参照）

（2）申請における主な主張

① 申請の内容

NTT西日本の局舎におけるMDFジャンパ工事について、BBT自身による工事が実施できるようあっせんを求める。

② 協議不調の理由

NTT西日本に対して自前工事の実施について要望したが、MDFでの作業スペースが十分確保できない局舎が多いこと、大量にMDFにおける工事があること等を理由として拒絶されており、その後の協議は進展していない。

(3) 答弁書における主な主張

- ① MDFジャンパ工事は、電話サービスにおける生命線でもある電話通信線の切断を伴う工事であり、NTT西日本がコントロールすることのない第三者に工事をさせることは、NTT西日本として認められない。
- ② MDFジャンパ工事については、現在時点においては、NTT西日本は問題なく工事を実施しており、BBTによるMDFジャンパ工事の自前工事を認めるほどの必要性は認められない。

(4) あっせん案

「1 NTT西日本は、接続事業者によるMDFジャンパ自前工事にあたつての問題点発掘のために、場所と期間を限定して以下の条件により自前工事をBBTが行うことを認める。

- (1) 各個の工事にあたっては、個々の電話加入者の承認を要するものとする。
- (2) 選定される施工業者、遵守されるべき施工基準・安全管理規程及び工事数量・工事日程の決定については、BBT及びNTT西日本において協議を行う。
- (3) BBTによる自前工事に起因する事故等においては、同社がNTT西日本に対して責任を負うこととし、NTT西日本は電話加入者から損害賠償を請求された場合にはこれをBBTに対して求償する。NTT西日本による工事と同時刻・同一場所において行われる場合のBBTにおいて負うべき責任の範囲の決定についてはBBT及びNTT西日本において協議を行う。

2 上記期間終了後の自前工事の継続・拡大の是非及び継続・拡大する場合の工事の条件については、上記期間中の実態を踏まえ、BBT及びNTT西日本において協議を行う。

3 接続事業者による自前工事が行われたい場所又は期間において、NTT西日本がMDFジャンパ工事を行う際には、利用者から申込があつてからMDFにおける接続によりDSLサービスが開始されるまでの標準的な開通工事期間を4営業日以内とするよう、NTT西日本において早急に措置を講じる。 」

(5) あっせん案受諾の拒否に際しての主な主張

委員会提示のあっせん案については受諾できない。

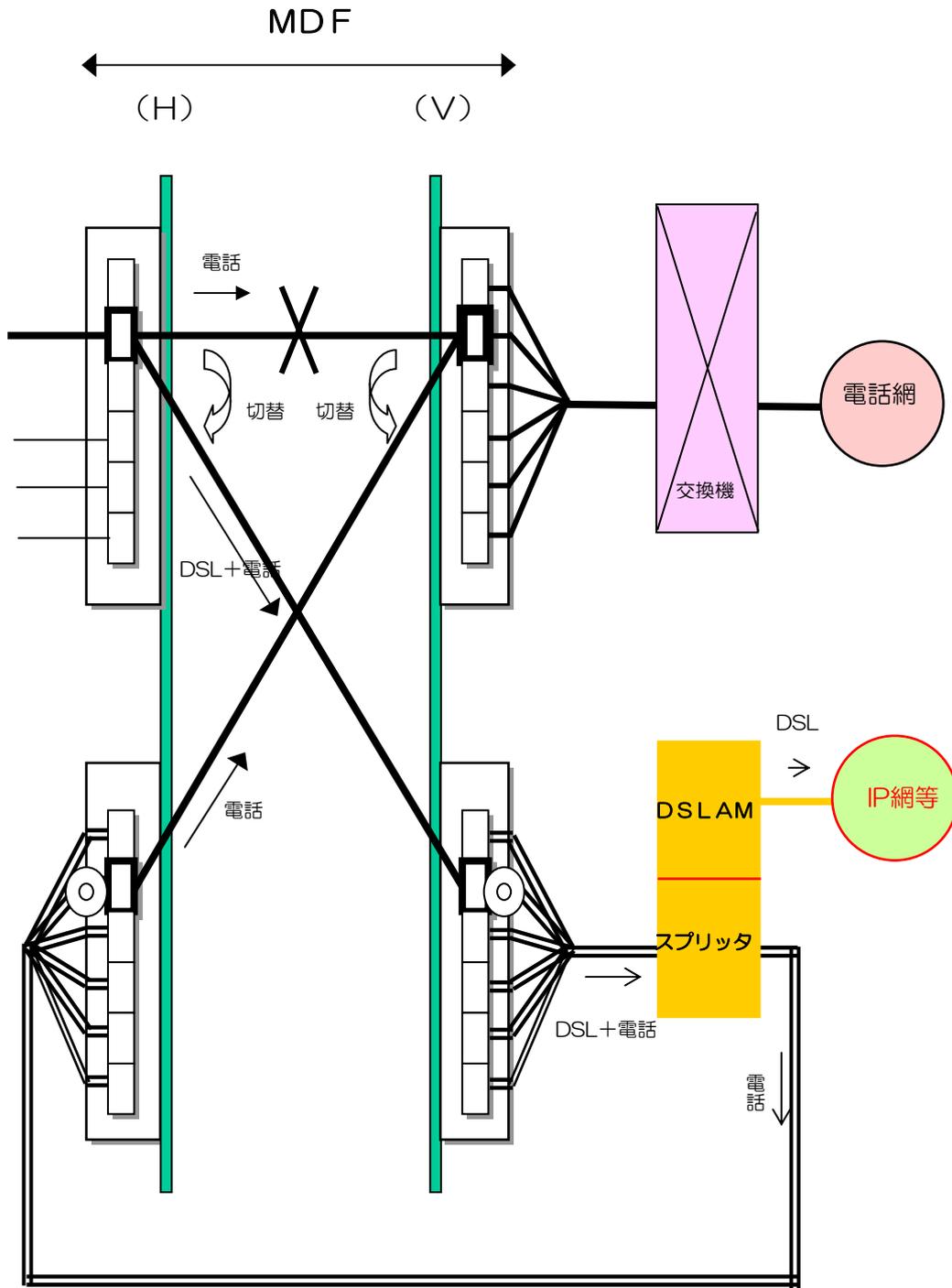
(理由)

D S Lサービス利用予定者への工事期間短縮という限られた利便と電話サービス利用者全体への適切なサービスレベルの維持を比較衡量した上で、あっせん案では電話サービス利用者全体への良好なサービス提供への障害という懸念が解消されない。

【参 考】

(西日本電信電話株式会社作成資料より)

MDFジャンパ工事の施工区分



○ 相互接続点 (POI) == 他事業者様設備

4 平成14年2月12日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月12日（争）第3号）（接続に必要な工作物の利用についてのあっせん申請）

（1）経過

平成14年 2月12日 イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）、あっせんの申請（⇒（2））

2月13日 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知

2月15日 あっせん委員（森永委員長代理、浅井特別委員、瀬崎特別委員、土佐特別委員及び藤原特別委員）指名

NTT西日本より答弁書（暫定版）提出（2月19日に確定版提出）（⇒（3））

2月26日 両当事者より意見の聴取

両当事者に解決のための合意が成立（⇒（4））

あっせん終了

（2）申請における主な主張

NTT西日本の1ビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求める。

NTT西日本B支店からは、その管轄のすべてのビルにおいて、工事申込みの3ヶ月以降でないと工事を行うことができないとしているが、明確な根拠に基づくものではないと考えるので、即時に自前工事の着工ができる措置を要望する。

（3）答弁書における主な主張

当該ビルについて、コロケーションスペース、電源及びMDF利用のための割当てを行う。B支店管轄のビルにおいては、自前工事の着工時期について打合せの上、可能な限り前倒しを図るよう努力する。

(4) 主な合意事項

当該ビルについて、平成14年3月中旬にイー・アクセスによる自前工事による着工が行えるよう双方協力を行う。

また、イー・アクセスによる自前工事については、自前工事申込みから1ヶ月以内に着工できること及びビルの具体的な状況・着工スケジュール等についてNTT西日本より明示する。

5 平成14年2月13日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月13日（争）第4号）（接続に必要な工作物の利用についてのあっせん申請）

（1）経過

- 平成14年 2月13日 イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）、あっせんの申請（コロケーションスペース（26ビル）・電源（26ビル）・MDF（26ビル）の利用）（⇒（2））
- 2月14日 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知
- 2月15日 あっせん委員（森永委員長代理、浅井特別委員、瀬崎特別委員、土佐特別委員及び藤原特別委員）指名
- 2月26日 NTT西日本、答弁書（暫定版）提出（2月28日に確定版提出）（⇒（3））
両当事者より意見の聴取
- 3月 1日 両当事者に解決のための部分合意が成立（コロケーションスペース（26ビル）・電源（23ビル）・MDF（26ビル）の利用）（⇒（4）①）
- 3月19日 両当事者より意見の聴取
- 3月29日 両当事者より意見の聴取
あっせん案の提示（電源（3ビル）の利用）（⇒（4）②）
イー・アクセスがあっせん案を受諾
NTT西日本があっせん案中「2」を受諾
- 4月 2日 NTT西日本があっせん案全部を受諾
あっせん終了

（2）申請における主な主張

NTT西日本の26のビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求める。

(3) 答弁書における主な主張

あっせん対象の26のビルのコロケーションスペース及びMDFについて割当てを行う。電源については、16のビルについて割当てを行い、7のビルについて6月末日処に増設後対応を行う。

(4) 主な合意事項

① (部分合意)

あっせん対象の26のビルのコロケーションスペース及びMDFについて割当てを行う。電源については、23のビルにおいて早期割当てをする。

② (部分合意で未解決の事案について両当事者が受諾したあっせん案の概要)

- 「1 NTT西日本は、3のビルの各々において、平成14年6月までにX以上の、同年8月末迄にY以上の電力割当てをイー・アクセスに対して行う。
- 2 NTT西日本は、今後イー・アクセスからの請求に応じ、その保有する通信用建物において、①装備されている最大電力容量、②その内の未使用の電力容量、③既に接続事業者から使用を請求されながら未割当てである電力容量について情報開示を行う。」

6 平成14年2月13日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月13日（争）第5号）（接続の諾否についてのあっせん申請）

（1）経過

平成14年 2月13日 彩ネット株式会社（以下「彩ネット」という。）よりあっせんの申請が到達（⇒（2））

2月14日 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知

2月15日 あっせん委員（田中委員、浅井特別委員及び長谷部特別委員）指名

2月18日 NTT東日本、答弁書提出（⇒（3））

2月26日 あっせん委員（香城委員長）追加指名

3月 6日 両当事者より意見の聴取
両当事者に解決のための合意が成立（⇒（4））
あっせん終了

（2）申請における主な主張

（他の機能に係る）接続料の支払義務の有無について争いがあることを理由に光ファイバ開通申込みをNTT東日本に受理してもらえないが、これを受理し、提供をしてもらいたい。

理由：

- 1 接続料の支払いについてNTT東日本との間で争いがあるが、そのことと本件とは関係のない事項である。
- 2 ダークファイバの提供は、電気通信事業法第38条及びNTT東日本接続約款の規定上、NTT東日本には義務があると理解している。

（3）答弁書における主な主張

当該接続料の支払い義務は接続事業者側においても了知されているものと認識している。

彩ネットのNTT東日本への債務不履行の状況を踏まえ、ダークファイバに係る接続手続において、「光回線設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠る恐れがあること」に該当するとして「提供不可」の回答をせざるを得ない状況となることから、その旨を事前に通知した。

(4) 合意事項

NTT東日本は、彩ネットからのいわゆるダークファイバとの接続に関する請求を受理する。当該請求に対する回答においては、電気通信事業法施行規則第23条第1号に掲げる事由を理由とする接続の拒否は行わない。

7 平成14年2月25日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年2月25日（争）第6号）（接続に関する費用負担についてのあっせん申請）

（1）経過

平成14年 2月25日 彩ネット株式会社（以下「彩ネット」という。）よりあっせんの申請が到達（⇒（2））

2月26日 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知
あっせん委員（香城委員長、田中委員、浅井特別委員及び長谷部特別委員）指名

3月 5日 NTT東日本、答弁書提出（⇒（3））

3月 6日 両当事者より意見の聴取
あっせん案の提示（⇒（4））
彩ネットがあっせん案を受諾

3月12日 NTT東日本があっせん案を受諾
あっせん終了

（2）申請における主な主張

NTT東日本への、A機能の接続料の支払いの義務はないと考えるが、その支払いについてあっせんを求める。

理由：

- 1 A機能の利用は終了している。
- 2 接続約款及び接続協定にもその旨の規定がない。
- 3 利用申込時にもその旨の説明がなかった。

（3）答弁書における主な主張

当該接続料は、接続約款の規定に従い、支払い義務があるものと考えており、引き続き彩ネットに対して債務の履行を求める。

（4）両当事者が受諾したあっせん案の概要

NTT東日本は、彩ネットに対し、本件に係る費用の支払いを請求しない。

8 平成14年4月30日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年4月30日（争）第7号・同第8号）（役務提供のための設備の運用について
のあっせん申請）

（1）経過

平成14年 4月30日 A社よりあっせんの申請が到達（平成14年（争）第7号（以下「第7号」という。）及び同第8号（以下「第8号」という。））（⇒（2））
B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第7号）
C社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第8号）

5月 2日 あっせん委員（富沢委員、瀬崎特別委員及び藤本特別委員）指名（第7号及び第8号）

5月10日 B社より答弁書提出（第7号）（⇒（3）①）
C社より答弁書提出（第8号）（⇒（3）②）
両事件3当事者より意見の聴取（第7号及び第8号併合）
両当事者に解決のための合意が成立（第7号）（⇒（4）①）
両当事者に解決のための合意が成立（第8号）（⇒（4）②）
あっせん終了

（2）申請における主な主張（第7号及び第8号）

① 申請の内容

A社の上位プロバイダ変更に伴い、その変更後もA社の利用者がB社及びC社のネットワークサービスを経由してA社のサービスを継続利用できるようにするためにB社及びC社の設備においてIPアドレスの設定を変更する工事が必要であるので、B社（第7号関係）及びC社（第8号関係）においてこれを早急に行ってもらいたい（5月18日を要望）。

② 協議不調の理由及び協議の経過

上記設備の工事を4月22日に先方に打診したところ、4月23日に回答があり、工事には20営業日を要するため早期実施はできないとのこと

であった。本件についての申込は4月25日に行い、再度早期化を依頼したが、6月3日までできないとの回答であった。

(3) 答弁書における主な主張

① (第7号)

A社のIPアドレス変更工事を要望の5月18日に実施することは、通常は実施困難だが、労働力の集約等の措置により、6月3日を5月24日に前倒しして実施する。

② (第8号)

A社のIPアドレス変更工事を要望の5月18日に実施することは困難だが、作業実施時間帯等を含めてこの時期の工事スケジュールを再度調整し、6月3日を前倒しして5月24日に実施する。

(4) 合意事項

① (第7号)

1. B社は、A社が要望するIPアドレス変更の工事を遅くとも5月24日までに行う。
2. 5月18日から24日までの間、A社のサービスを利用するC社の利用者がC社のネットワーク経由でインターネット接続を継続利用できるよう、A社及びB社は相互協力する。
3. 1.の工事が5月18日に行われないことに伴う費用負担の変動に関しては、A社及びB社は別途協議する。

② (第8号)

1. C社は、A社が要望するIPアドレス変更の工事を遅くとも5月24日までに行う。
2. 5月18日から24日までの間、A社のサービスを利用するC社の利用者がC社のネットワーク経由でインターネット接続を継続利用できるよう、A社及びC社は相互協力する。
3. 1.の工事が5月18日に行われないことに伴う費用負担の変動に関しては、A社及びC社は別途協議する。

9 平成14年7月4日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成14年7月4日（争）第9号～第23号）（接続に関する費用負担についてのあっせん申請）

（1）経過

- 平成14年 7月 4日 A社、あっせんの申請（平成14年（争）第9号～第23号（以下「第9号～第23号」という。））
（⇒（2））
- 7月 5日 B社等各社に対し、あっせんの申請があった旨の通知を発送
- 7月 9日 あっせん委員（田中委員、浅井特別委員、東海特別委員及び長谷部特別委員）指名（第9号～第23号）
- 7月12日 B社等、答弁書提出（第9号～第23号）
（⇒（3））
- 7月15日 申請者及びB社等各社代理より意見の聴取（第9号～第23号併合）
- 7月23日 申請者及びB社等各社代理より意見の聴取（第9号～第23号併合）
あっせん案の提示（第9号～第23号）（⇒（4））
A社があっせん案を受諾
B社等各社があっせん案を受諾
あっせん終了

（2）申請における主な主張（第9号に係るもの。第10号～第23号についてもB社以外の各社について各々同内容。）

① 申請の内容

A社の予定するV o I Pサービスにおいて、発信事業者であるA社が料金設定することを予定している。この場合のB社との間の事業者間精算については、既に合意している他の事業者と同様にC社への料金請求とするよう、あっせんを申請する。

② 協議不調の理由

平成14年4月23日にC社が接続協定を締結している全事業者と協議を開始し、A社呼は、A社の事業者識別番号が送出されないため、C社への料金請求を依頼した。C社にも了解してもらっているが、B社では、今回は発信のみであるので直接精算したいとしている。

(3) 答弁書における主な主張 (第9号～第23号)

発事業者識別情報の送出は、事業者間精算における重要性から「必須」であり、発事業者が設定しエンド・エンドで転送すべき情報とされている。A社は、発事業者識別情報を送出しない方式での接続を求めてきたが、相互接続協定の締結を求める以上は、この事業者間で定めたルールに従い、発事業者識別情報を送出すべきである。

(4) あっせん案 (第9号に係るもの。第10号～第23号についてもB社以外の各社について各々同内容。)

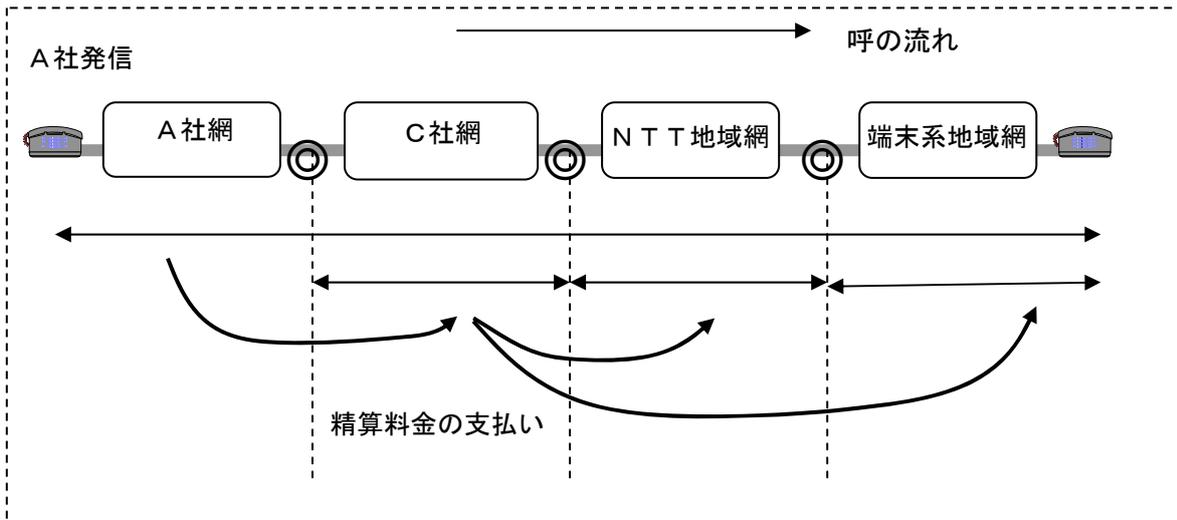
- 「1 A社の設備とC社の加入者回線との接続(A社利用者端末発信呼について行うV o I Pサービスに係るものに限る。以下「本件線端接続」という。)に関し、本件線端接続が行われること及び両者間で取り決めるその条件について、B社は、これにより同社が新たな接続協定(本あっせん案の受諾による合意を除く。)を締結するものではない限りにおいて、関知しない。
- 2 A社及びB社は、本件線端接続に関しては、今後相互間で協定を締結せず、精算等を行う関係にも立たない。
- 3 B社は、本件線端接続により生じるトラフィック流通量その他一切の変動に伴い解決すべき事項が生じた場合には、これをC社との間で解決する。」

【参考 1】

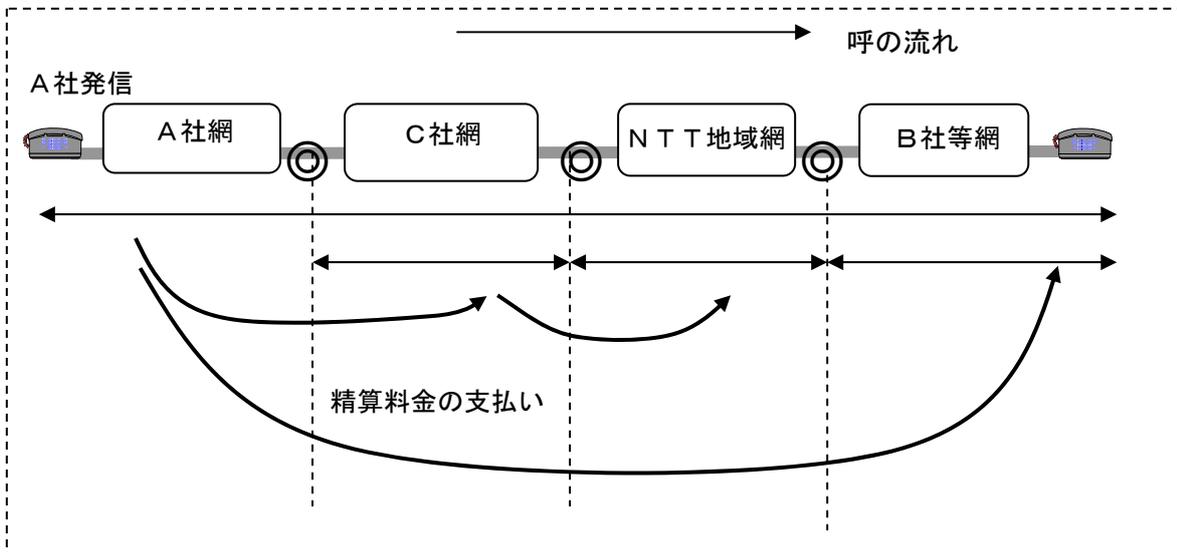
(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

事業者間精算方式について

【A社が求める事業者間精算方式】



【B社等が求める事業者間精算方式】

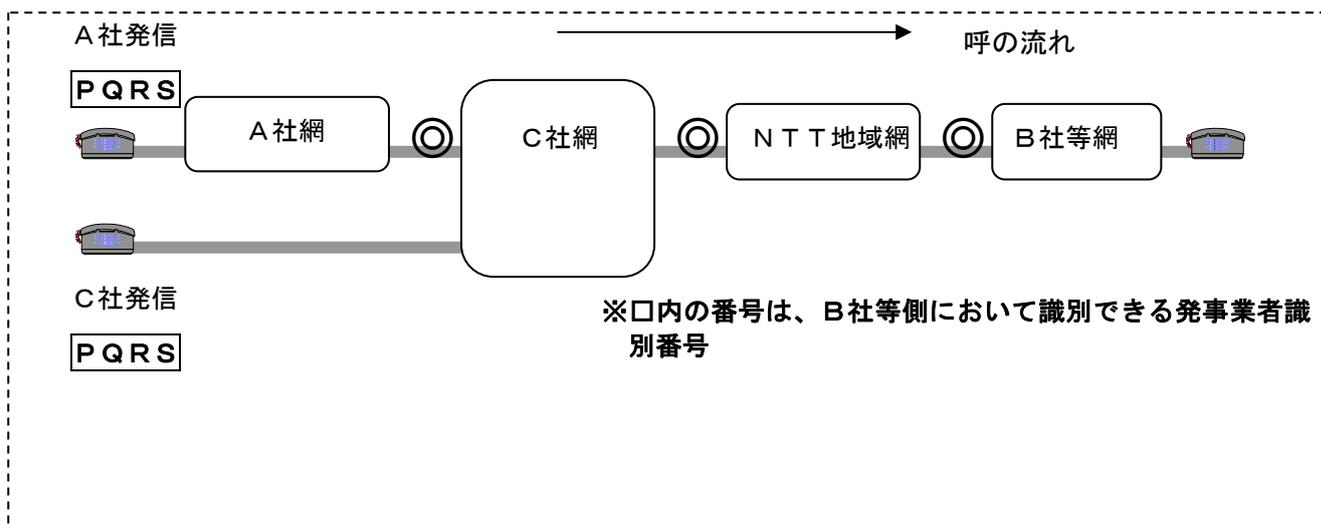


【参考 2】

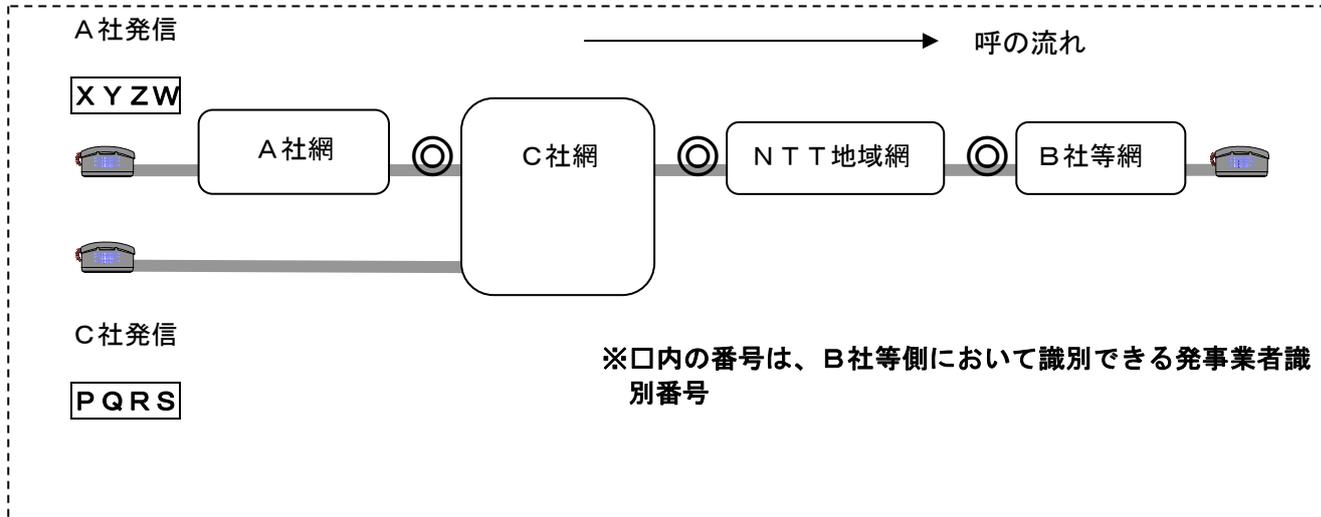
(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

事業者識別番号について

【A社が事業者識別番号を送出しない場合】



【A社が事業者識別番号（X Y Z W）を送出する場合】



10 平成15年6月11日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成15年6月11日（争）第2号）（役務提供のための設備の利用についてのあっせん申請）

（1）経過

平成15年 6月11日 平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）、
あっせんの申請（⇒（2））

6月12日 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知

6月17日 あっせん委員（吉岡委員、尾畑特別委員及び藤原特別委員）指名

6月18日 NTT東日本、答弁書提出（⇒（3））

6月25日 平成電電、申請の取下げ（⇒（4））
あっせん手続の取りやめ（当事者への通知）

（2）申請における主な主張

本年3月7日、同月10日、4月23日付けで、MDF（主配線盤）の利用の可否についてNTT東日本に対し、同社の接続約款に基づいて調査を申し込んだところ、同接続約款の規定では1ヶ月以内に回答をすることとされているにもかかわらず、現在に至るまで414の局について、同社から完全な回答が得られていない（H側のMDFの利用の可否の回答がない等）。これらMDFを利用してのサービスを6月20日に開始する予定であるところ、その開始に支障を生じかねない状況になっており、早急に回答を求めたく、あっせんを申請した。

（3）答弁書における主な主張

① NTT東日本では、一連の手続の過程において、「要望されているMDF端子はV側の1端子のみ」であるとして、手続を進めてきた。このような中、平成15年5月22日の協議において、平成電電よりMDF端子のH側を含む2端子を確保するよう要望する旨の申出がなされ、当事者間で継続して協議を実施し、平成15年6月12日の協議において、今回のあっせん申請の対象とされた事項について、次項のとおり、当事者間で手続

を進めることで合意が図られた。

- ② NTT東日本は、「V側MDF端子と同数のH側MDF端子の設置の可否」について追加調査を行い、平成電電に回答を行うこととした。

なお、上記追加調査の回答は、次のスケジュールで実施することとしている。

ア 既に自前工事申込書が提出されている46のビルについて、平成15年6月20日までに追加回答

イ ア以外の調査対象ビルについて、平成15年6月末日までに追加回答

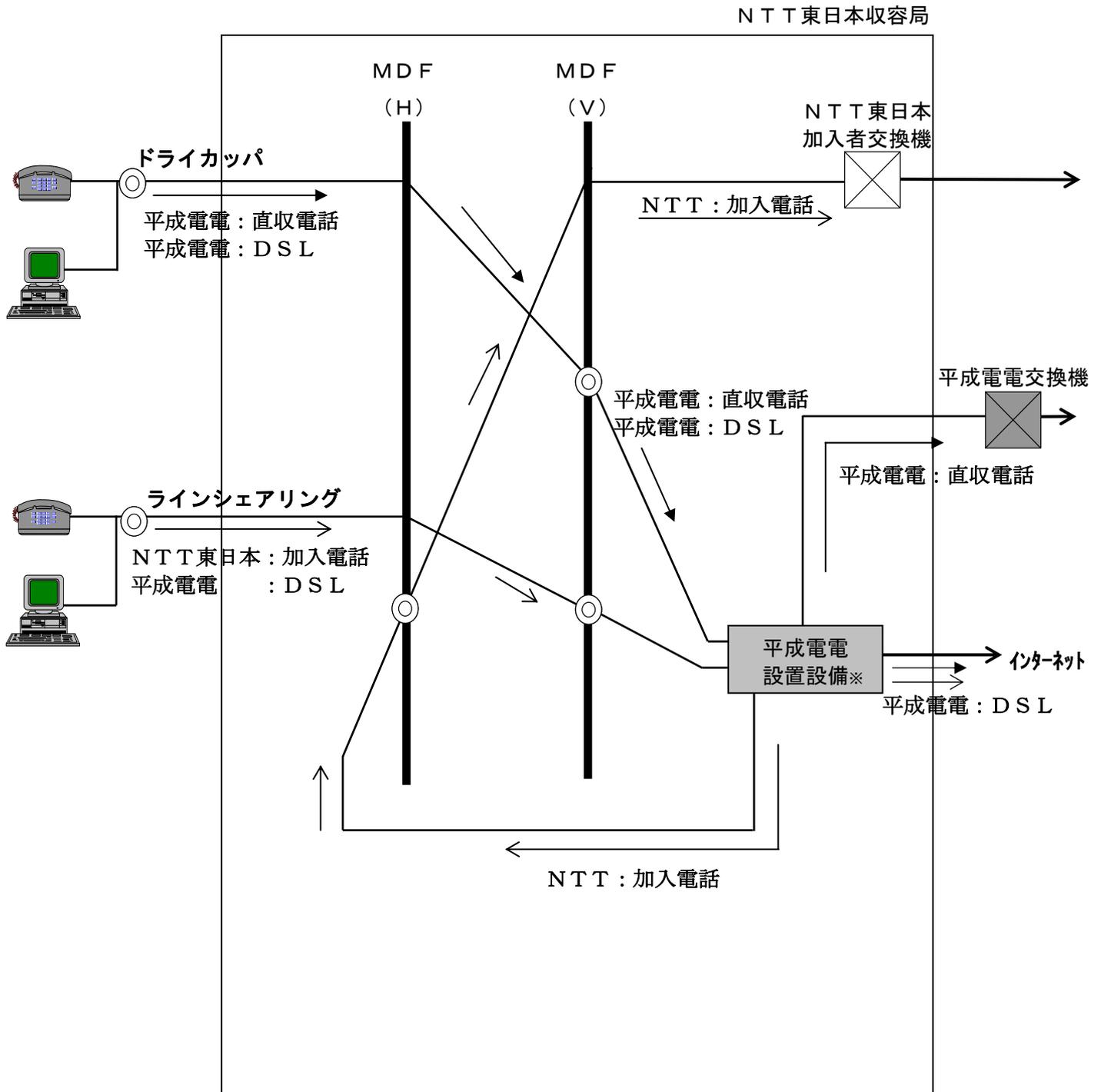
(4) あっせん申請取下げについての事情説明

平成電電がNTT東日本に対し、平成15年3月7日、同月10日及び4月23日付けで調査を求めた件について、平成電電は、6月30日までにNTT東日本から回答を得ることとして、この度、合意した。ついで、6月11日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について、取り下げる。

【参 考】

(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

平成電電株式会社の要望する接続形態



※1台でRT、DSLAM及びスプリッタの機能を有する設備。

1 1 平成16年8月31日申請事例(電気通信事業紛争処理委員会平成16年8月31日(争)第3号・同第4号)(接続の諾否についてのあっせん申請)

(1) 経過

- 平成16年 8月31日 ソフトバンクBB株式会社(以下「ソフトバンクBB」という。)、あっせんの申請(平成16年(争)第3号(以下「第3号」という。)及び同4号(以下「第4号」という。)) (⇒(2))
- 9月 1日 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨通知(第3号)
西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨通知(第4号)
- 9月 3日 あっせん委員(森永委員長代理、尾畑特別委員及び藤本特別委員)指名(第3号及び第4号)
- 9月29日 NTT東日本、答弁書提出(第3号)(⇒(3))
NTT西日本、答弁書提出(第4号)(⇒(3))
- 10月 6日 ソフトバンクBB、NTT東日本からの答弁書に対する意見書提出(第3号)
ソフトバンクBB、NTT西日本からの答弁書に対する意見書提出(第4号)
- 10月 7日 両当事者より意見等の聴取(第3号及び第4号併合)
- 10月15日 NTT東日本、ソフトバンクBBからの意見書(10月6日付け)に対する答弁書提出(第3号)
NTT西日本、ソフトバンクBBからの意見書(10月6日付け)に対する答弁書提出(第4号)
- 10月19日 ソフトバンクBB、NTT東日本からの答弁書(10月15日付け)に対する意見書提出(第3号)
ソフトバンクBB、NTT西日本からの答弁書(10月15日付け)に対する意見書提出(第4号)

- 号)
- 10月20日 両当事者より意見等の聴取(第3号及び第4号併合)
- 10月22日 NTT東日本、ソフトバンクBBからの意見書(10月19日付け)に対する答弁書提出(第3号)
- NTT西日本、ソフトバンクBBからの意見書(10月19日付け)に対する答弁書提出(第4号)
- 11月 1日 両当事者があっせん案を受諾(第3号及び第4号)(⇒(4))
- (また、別の事項についても合意(⇒(5)))
- あっせん終了

(2) 申請における主な主張

① NTT東日本(第3号関係)に対して

ソフトバンクBBは、ADSLサービスの提供を拡大するため、加入者線収容のNTT東日本局と他のNTT東日本局との間を結ぶ中継ダークファイバとの接続をNTT東日本に申請しているが、171の局において「空き回線がない」という理由で断られている。

ソフトバンクBBとしては、NTT東日本がADSLサービスを提供しているこれら171局において、中継ダークファイバの利用についてあっせんを希望。

② NTT西日本(第4号関係)に対して

ソフトバンクBBは、ADSLサービスの提供を拡大するため、加入者線収容のNTT西日本局と他のNTT西日本局との間を結ぶ中継ダークファイバとの接続をNTT西日本に申請しているが、141の局において「空き回線がない」という理由で断られている。

ソフトバンクBBとしては、NTT西日本がADSLサービスを提供しているこれら141局において、中継ダークファイバの利用についてあっせんを希望。

(3) 答弁書における主な主張（第3号及び第4号）

- i) 中継光ファイバについては、既存設備に空きがある場合には内外無差別の手続きによる提供を行うとともに、中継光ファイバの利用に係る他事業者の予見性・利便性を高めるために情報開示の充実を行っている。
- ii) ADSLサービス提供のために用いられる中継回線については、中継光ファイバの他にも既存の専用線等の利用も可能であり、調査要望のある区間の空き伝送帯域の有無については、相互接続上の所定の手続きを行えば、調査の上回答し、提供にあたっての詳細な条件についても別途協議に応じる用意がある。

(4) あっせん案（第3号及び第4号）

「ソフトバンクBBが中継光ファイバの接続を希望する区間における接続の可否について、NTT東日本（NTT西日本）及びソフトバンクBBにおいて協議を行う際、以下の点に配慮することとする。

- i) ソフトバンクBBの質疑に対し、NTT東日本（NTT西日本）は、客観的に見て納得しうる説明を行うこと。
- ii) NTT東日本（NTT西日本）は、中継光ファイバの自社利用と他事業者利用申込との同等性の確保を遵守すること。その際、同等性の確保について、客観的に見て疑念を持たれることのないよう配慮すること。」

(5) 合意事項（第3号及び第4号）

NTT東日本（NTT西日本）の光信号中継回線の両端に波長多重（WDM）装置を設置してソフトバンクBBに接続を提供することを含め、ソフトバンクBBが接続を希望する区間における接続の可否について、NTT東日本（NTT西日本）及びソフトバンクBBにおいて協議を行う。その際、ソフトバンクBBが波長多重（WDM）装置の設置費用を負担する用意があることも踏まえ、NTT東日本（NTT西日本）は、波長多重装置の設置の可否について判断し、ソフトバンクBBと協議を行う。

12 平成16年12月17日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成16年12月17日（争）第5号・同第6号）（接続に関する費用負担についてのあっせん申請）

（1）経過

- 平成16年 4月27日 仲裁手続終了（平成16年4月5日（争）第1号及び同第2号）（Ⅱ-26参照）
- 12月17日 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）、あっせんの申請（平成16年（争）第5号（以下「第5号」という。）及び同第6号（以下「第6号」という。））（⇒（2））
- 12月20日 平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）に対し、あっせんの申請があった旨通知（第5号及び第6号）
- 12月22日 あっせん委員（吉岡委員、浅井特別委員及び土佐特別委員）指名（第5号及び第6号）
- 平成17年 2月 9日 NTT東日本と平成電電が変更接続協定締結
- 2月18日 NTT西日本と平成電電が変更接続協定締結
- 2月21日 NTT東日本、あっせん申請取下げ（第5号）（⇒（3））
- NTT西日本、あっせん申請取下げ（第6号）（⇒（3））
- 2月22日 あっせん手続の取りやめ（当事者への通知）

（2）申請における主な主張（第5号及び第6号）

平成電電は、NTT東日本（NTT西日本）の接続約款等に基づき提示する接続条件により平成電電の電話網とNTT東日本（NTT西日本）のIP電話網の接続に応ずるべき。

本件に係る接続条件は、現行の接続ルールに従っており、現に他の電気通信事業者にも適用されている。

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者である平成電電は、同社の電話網とNTT東日本（NTT西日本）のIP電話網との接続に関して、電気通信事業法第32条に基づき、他事業者からの接続の請求に応じるべき義務を負うことから、接続請求を拒む正当な理由はない。

(3) あっせん申請取下げについての事情説明（第5号及び第6号）

平成16年12月17日付けのあっせん申請については、あっせん申請後、当事者間で電気通信設備の接続について合意し、接続協定を締結したため、取り下げる。

(参考)

接続協定の締結を受けて、平成17年3月1日から、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続が開始された。

13 平成17年4月14日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成17年4月14日（争）第1号）（役務提供に関する契約の取次ぎについてのあっせん申請）

（1）経過

平成17年 4月14日 イー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）、あっせんの申請（⇒（2））
4月15日 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨通知
4月18日 あっせん委員（富沢委員、長谷部特別委員及び藤原特別委員）指名
5月 9日 NTT西日本、答弁書提出（⇒（3））
5月13日 両当事者より意見等の聴取
両当事者に解決のための合意が成立（⇒（4））
あっせん終了

（2）申請における主な主張

平成16年7月、イー・アクセスは、AOLジャパン株式会社のプロバイダ事業の営業譲渡を受けた後、NTT西日本からフレッツサービスの注文取次業務契約の解除を通告されたが、平成17年3月末までの間は、受付業務の覚書を締結して受付業務を継続してきた。

しかし、平成17年3月末で受付業務は解除となり、このため、インターネットのアクセス回線としてフレッツサービスを希望するAOLユーザーは別々に申込みを行わなければならない、利便性が損なわれている。

このため、NTT西日本とのフレッツサービスの受付業務の再開についてあっせんを希望する。

（3）答弁書における主な主張

① 代理店契約は、事業者間の自由な意志に基づく任意の契約であり、解消できる自由は当然有している。代理店契約を締結しないことが、NTT西日本の支配的地位を前提として接続の可否といったISP事業の継続を危うくするものではなく、利用者にとっても特段のデメリットを生じさせ

- るものではない。
- ② フレッツサービスの受付については、I S P事業者経由だけでなく、116やウェブ等で簡単に申し込める仕組みが整っている。
 - ③ 契約を締結することで競合するイー・アクセスに対して、N T T西日本の営業戦略や営業手法等の経営に直結する重要な情報の流出が懸念される。

(4) 合意の内容

- ① N T T西日本とイー・アクセスは、本年3月31日まで締結していた「受付業務に関する覚書」に以下の点を追記した覚書を平成17年度においても締結する。
 - a) 代行申込に関する手数料は設定しない。
 - b) N T T西日本とイー・アクセスは、覚書に基づく代行申込の遂行上知り得た相手方の営業上の情報、技術上の情報、顧客情報及びその他一切の情報（N T T西日本又はイー・アクセスが知る前に公知の情報である情報を除く。）をイー・アクセスのアクセスラインの販売勧奨等、代行申込業務の遂行以外の目的で、自ら使用し、若しくは第三者に開示又は漏洩しない。
 - c) 前項の目的のため、イー・アクセスは、代行申込を実施するに当たって、I S P事業であるA O Lサービスとアクセス事業について、物理的、組織的に遮断を行う。
 - d) 覚書の更新に当たっては、当該期間におけるイー・アクセスによる代行申込実績、ファイアウォールの実施状況及びF T T Hへの参入状況を踏まえ、N T T西日本及びイー・アクセス双方で誠実に協議を行う。
- ② 取次いだ利用者の開通情報については、N T T西日本が開示を行う。

14 平成17年7月8日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成17年7月8日（争）第2号・同第3号）（接続に関する費用負担についてのあっせん申請）

（1）経過

- 平成17年 7月 8日 A社、あっせんの申請（平成17年（争）第2号（以下「第2号」という。）及び同第3号（以下「第3号」という。））（⇒（2））
- 7月11日 B社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第2号）
C社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第3号）
あっせん委員（田中委員、瀬崎特別委員及び藤本特別委員）指名（第2号及び第3号）
- 8月26日 B社、答弁書提出（第2号）（⇒（3））
C社、答弁書提出（第3号）（⇒（3））
- 8月26日 A社、B社及びC社からの答弁書に対する意見書提出（第2号及び第3号）
- 8月31日 B社、A社からの意見書に対する答弁書提出（第2号）
C社、A社からの意見書に対する答弁書提出（第3号）
- 9月 1日 両当事者より意見等の聴取（第2号及び第3号併合）
あっせん案の提示（第2号及び第3号）
- 9月29日 両当事者より意見等の聴取（第2号及び第3号併合）
あっせん案の提示（第2号及び第3号）
- 10月 4日 A社、申請の取下げ（第2号及び第3号）（⇒（4））
あっせん手続の取りやめ（当事者への通知）

(2) 申請における主な主張 (第2号及び第3号)

平成17年2月、A社が提供しているサービスの料金回収方式変更のため、B社及びC社に網改造(ソフトウェア開発)の申込みを行ったところ、当該開発に係る契約期限直前に、当該開発費用全額の預託金の申入れがあり、預託金をめぐる協議が不調となったことから、ソフトウェア開発の希望日である7月に着手されない状況に陥った。

したがって、預託金に関する協議は継続して応じることを条件に、B社及びC社が7月以降速やかに当該開発に着手するようあっせんを求める。

(3) 答弁書における主な主張 (第2号及び第3号)

B社及びC社は、A社に対し開発着手の6ヶ月前から、投資額を回収するための接続料の担保措置について、別途協議する旨通知している。

また、B社及びC社は、預託金の預け入れ等による担保措置が講じられ、当該ソフトウェア開発に必要な投資額を確実に回収できることが担保されることを前提に当該ソフトウェアの開発着手に応じる。

(4) あっせん申請取下げについての事情説明 (第2号及び第3号)

A社が提供しているサービスについて、サービス展開の見直しを行うことから、7月8日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について取り下げる。

15 平成18年8月9日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成18年8月9日（争）第1号～第14号）（接続に関する費用負担についてのあっせん申請）

（1）経過

平成18年	8月	9日	A社等各社、あっせんの申請（平成18年（争）第1号～第14号⇒（2））
	8月	10日	B社に対し、あっせんの申請があった旨通知
	8月	11日	あっせん委員（森永委員長代理、尾畑特別委員及び樋口特別委員）指名
	9月	4日	B社、答弁書提出（⇒（3））
	9月	11日	両当事者より意見等の聴取
	10月	16日	A社等各社、B社からの答弁書（9月4日付け）に対する意見書提出
	11月	7日	B社、A社等各社からの意見書（10月16日付け）に対する答弁書提出
	11月	30日	両当事者より意見等の聴取 委員会の途中見解の提示
	12月	14日	B社、網使用料算定に関する考え方提出
平成19年	1月	12日	A社等各社、B社の考え方（12月14日付け）に対する考え方提出
	1月	25日	B社、A社等各社の考え方（1月12日付け）に対する考え方提出
	3月	6日	A社等各社、B社の考え方（1月25日付け）に対する考え方提出
	3月	23日	A社等各社、申請の取下げ（⇒（4））
	3月	27日	あっせん手続の取りやめ

（2）申請における主な主張（第1号～第14号）

① 協議不調の理由及び経緯

A社等各社の網使用料については、従来、業界の標準的水準である、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の接続料（IC接続）と同じ水準（以下「LRIC水準[※]」という。）により相互接続事業者と合意がなされてきた。

平成17年3月、A社等各社は、平成16年度及び平成17年度に適用する網使用料について、LRIC水準で協定事業者に対して提案したところ、B社は、3分5.36円（平成16年度当初認可NTT東西IC接続料）以上の水準は認められないとして協議が不調となった。

② 申請の内容

A社等各社は、

- ・ 自社網の網使用料水準について、通常、相互接続事業者とは業界の標準的な水準であるLRIC水準にて合意している
- ・ 平成17年度に関し、（実際のコストに基づき）網使用料水準を算出したところ、LRIC水準を上回る水準となっている

ことから、LRIC水準とは別の水準とすることについて合理的根拠が提示されないのであれば、合意形成の可能な上限値としての業界の標準的な水準であるLRIC水準にて合意するようあつせんを求める。

※平成16年度接続料は6.12円/3分（精算後）、平成17年度接続料は7.09円/3分。

(3) 答弁書における主な主張（第1号～第14号）

電気通信役務の提供においては、各相互接続事業者が開発・営業・効率化といった企業努力を継続して行うことにより、相互のネットワークの付加価値を高め、利用者料金設定権の有無にかかわらず、利用者利便の向上と利用者料金の低廉化を実現すべきである。

また、通信量が減少しているNTT東西網とは異なりA社等各社の利用者数及び通信量は増加しており、平成16年度及び平成17年度については、平成15年度当初の合意水準（5.36円／3分）から、値上げする合理的な根拠がなく、双方が合意に至らない場合には、事業者間の合意が成立している水準での接続が継続されるべきである。

(4) あつせん申請取下げについての事情説明（第1号～第14号）

A社等各社は、本件対応の見直しを行った結果、平成18年8月9日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあつせん申請した案件について取り下げる。

16 平成19年3月23日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成19年3月26日（争）第1号・同第2号）（接続協定の細目等についてのあっせん申請）

（1）経過

平成19年 3月23日 A社、あっせんの申請（平成19年（争）第1号（以下「第1号」という。）及び同第2号（以下「第2号」という。））（⇒（2））

3月26日 B社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第1号）
C社に対し、あっせんの申請があった旨通知（第2号）

3月30日 B社、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第1号）
C社、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第2号）（⇒（3））

4月 5日 各当事者に対し、あっせんをしない旨通知

（2）申請における主な主張（第1号及び第2号）

A社は、アナログ電話サービスの提供に当たり、B社及びC社との間で、通常の回線切替工事等とは異なる、一定の処理件数を保証した特別な受付・工事体制整備を求める契約を締結する一方、次の事項を求め協議を行った。

① 同契約で定めた費用負担（額）に関し、実費精算、実費の明細開示等
② 通常の受付・工事体制下におけるB社及びC社の各工事等ごとの処理可能件数の開示

しかし、B社及びC社は、これらに応じないとして協議が不調となったことから、上記事項を義務付ける契約の締結についてあっせんを申請する。

（3）あっせんに応じる考えはない旨の報告（第1号及び第2号）

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、A社を申請人とするあっせんの申請については、B社及びC社は、以下の理由から応じる考えはないので、その旨報告する。

- ① B社及びC社はA社との間で双方合意の上締結した契約に従い対応したものであり、A社が主張するような新たな契約締結に応じる考えはない。
- ② A社は、「申込受付処理及び工事等処理に要する人員の確保等に係る費用」について、「本契約書は実費精算を前提として締結された」と主張しているが、そのような合意の事実は一切ない。

第2節 仲裁申請

1 平成15年2月14日申請事例（電気通信事業紛争処理委員会平成15年2月14日（争）第1号）（接続に必要な設備の設置（工事）についての仲裁申請）

（1）経過

平成14年	4月	9日	あっせん打切り（平成14年2月12日（争）第2号）（Ⅱ-5参照）
平成15年	2月	14日	ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）、仲裁の申請（⇒（2）） 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、仲裁の申請があった旨の通知
	2月	21日	NTT西日本、仲裁の申請を行わない旨の報告（⇒（3）） ソフトバンクBBに対し、仲裁の申請に入らない旨の通知
	5月	16日	協議再開命令の申立て（Ⅱ-42参照）

（2）申請において仲裁判断を求める事項

NTT西日本の端末回線との接続に係る工事の方法

（3）申請を行わない旨の報告

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、ソフトバンクBBを申請人とする仲裁の申請については、NTT西日本は仲裁申請を行わないので、その旨報告する。

2 平成16年4月2日申請事例(電気通信事業紛争処理委員会平成16年4月5日(争)第1号・同第2号)(接続に関する費用負担についての仲裁申請)

(1) 経過

- 平成16年 4月 2日 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)、仲裁の申請(平成16年(争)第1号(以下「第1号」という。)及び同第2号(以下「第2号」という。)) (⇒(2))
- 4月 5日 平成電電株式会社(以下「平成電電」という。)に対し、仲裁の申請があった旨の通知(第1号及び第2号)
- 4月27日 平成電電、仲裁の申請を行わない旨の報告(第1号及び第2号) (⇒(3))
NTT東日本及びNTT西日本に対し、仲裁の手続に入らない旨の通知(第1号及び第2号)
- 12月17日 あっせんの申請(Ⅱ-32参照)

(2) 申請において仲裁判断を求める事項(第1号及び第2号)

NTT東日本(NTT西日本)の接続約款等に基づき同社が提示した接続条件による、平成電電の電話網とNTT東日本(NTT西日本)の法人向けIP電話網との接続を可能とするよう仲裁判断を求める。

(3) 申請を行わない旨の報告(第1号及び第2号)

平成16年4月5日付けで通知のあった、NTT東日本(NTT西日本)を申請人とする仲裁の申請があった件について、平成電電は仲裁申請を行わないので、その旨通知する。

(4) あっせんの申請

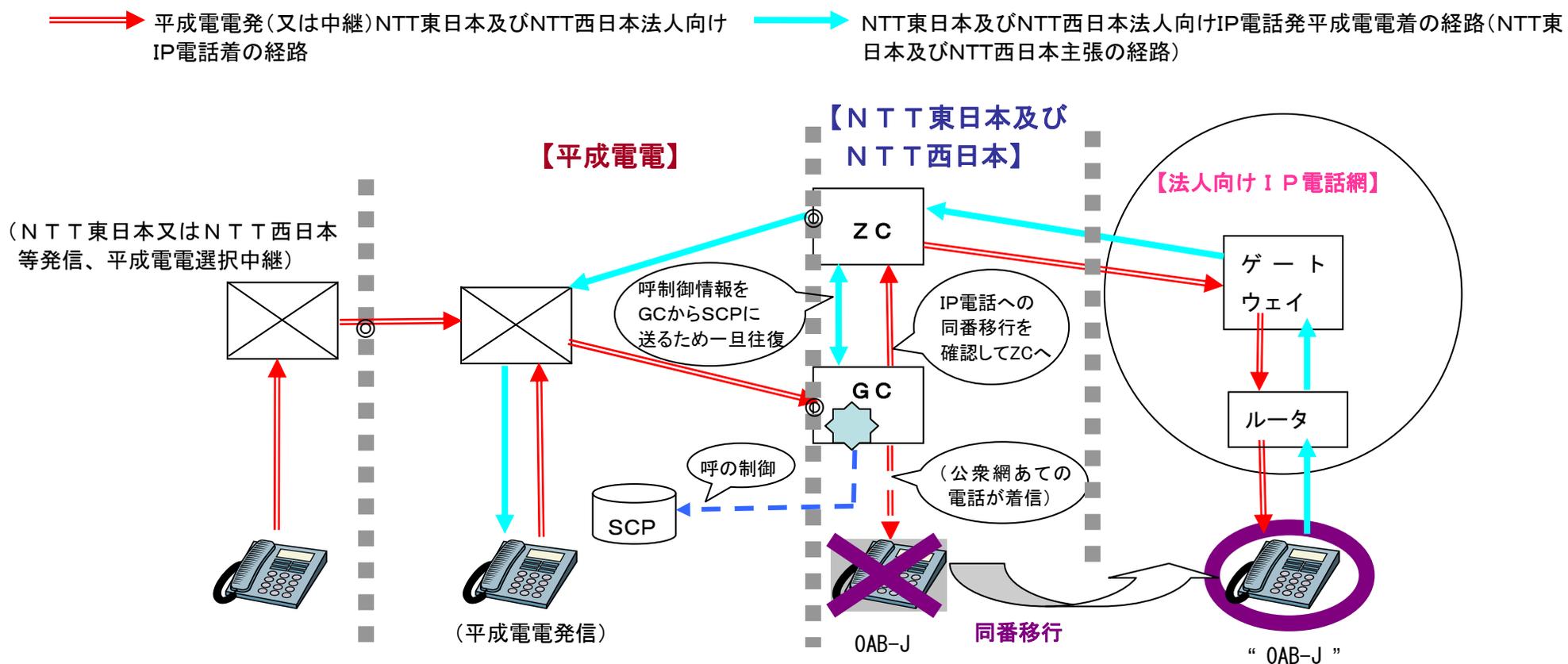
仲裁手続終了後、NTT東日本及びNTT西日本と平成電電の間で、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続に係る協議がされたが、協議の進展が見込まれないことから、NTT東日本及び

NTT西日本は、平成16年12月17日に、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続を可能とするようあっせんを求める申請を行った（事例14(II-32)参照）。

【参 考】

(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

NTT東日本及びNTT西日本の法人向けIP電話網と平成電電の電話網との接続経路



第3節 協定締結命令・協議命令申立て

1 平成15年5月16日申立て事例（基・電・料金サービス課平成15年5月16日第1340号）（DSLサービスに係る接続協議再開命令の申立て）

（1）経過

平成14年	4月	9日	あっせん打切り（平成14年2月12日（争）第2号）（Ⅱ-5参照）
平成15年	2月	21日	仲裁手続終了（平成15年2月14日（争）第1号）（Ⅱ-22参照）
平成15年	5月	16日	ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）、命令の申立て（⇒（2））
	6月	4日	総務大臣、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、聴聞の開催についての通知、掲示
	6月	18日	総務大臣、NTT西日本より聴聞（⇒（3））
	7月	3日	聴聞報告書の作成（⇒（4））
	7月	16日	総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問（諮問第4号）（⇒（5））
	8月	20日	電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申（⇒（6））
	8月	28日	総務大臣、NTT西日本に対して接続協議の再開を命令（⇒（7））

（2）申立てにおける主な主張

① 申立ての内容

DSLサービスに関し、NTT西日本がその局舎内に設置する主配線盤（MDF）の端末回線側端子盤（H）及び加入者交換機側端子盤（V）のジャンパ線接続端子を新たな接続点とする、NTT西日本の電気通信回線設備とソフトバンクBBの電気通信設備との接続について、NTT西日本との協議が不調のため、総務大臣による協議の再開の命令を申し立てた。

② 協議不調の理由

ソフトバンクＢＢは、平成１５年３月６日にＮＴＴ西日本に対し協議を申し入れたが、同月２６日、ＮＴＴ西日本から接続請求には応じられないと拒否された。

(3) ＮＴＴ西日本の主な主張

ソフトバンクＢＢの主張に従い協議再開命令を発することは、以下の理由により、電気通信事業法第３８条及び第３９条第１項に反し、違法である。

① ソフトバンクＢＢによる申立ての実質は、ＮＴＴ西日本のＭＤＦ内部のジャンパ線に係る工事を自社において行うことを求めるものである。ＭＤＦジャンパ自前工事の是非に関する紛争は電気通信設備の設置・保守に関する契約の締結に関する紛争としてあっせん手続の対象ではあるが、接続に関する協定の締結に関する紛争ではなく、協議再開命令の手続の対象たり得ない。

② ソフトバンクＢＢが申し立てる協定の内容は、次の理由から、電気通信事業法第３８条本文にいう電気通信回線設備との接続ではない。

ア ＮＴＴ西日本とソフトバンクＢＢとの間では、既に相互のネットワークの接続を行っており、ソフトバンクＢＢが申し立てる協定の内容は、ネットワーク間を結ぶという電気通信事業法第３８条本文による接続の概念に反する。

イ ＮＴＴ西日本は、日本電信電話株式会社等に関する法律により、加入者回線と交換機端子との１対１の対応関係及び交換機端子までの加入者回線の連続性を維持する加入者電話網を成立させる義務を有しており、ソフトバンクＢＢが申し立てる協定の内容は、「加入者電話網の完全性」を侵害する。

ウ ソフトバンクＢＢの要望する新たな接続点は、接続点に求められる責任分界点としての機能を果たすことができない。

③ ソフトバンクＢＢが申し立てる協定の内容は、接続約款の変更を必然的に伴うものであり、その内容は、他の電気通信事業者や利用者に重大な影響を与えるものであるから、二社間の協議で解決することを求める協議再開命令の発令は適切ではなく、広く利用者や他事業者の意見を反映した上で約款の改訂の是非を含む問題として慎重に審議されるべき事項である。

- ④ ソフトバンクＢＢの要求が電気通信事業法上の接続に該当すると仮定しても、ソフトバンクＢＢが求めるMDFジャンパ線の自前工事を認めると、次のとおり、電気通信事業法第38条各号に該当するため、NTT西日本がこれに応じる義務はない。
- ア 故障、移転、DSL接続事業者変更等の際に、他事業者によるジャンパ線切り替え等が迅速に行われないうことにより、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、結果として、利用者からの苦情対応等の実務面への影響やNTT西日本の信用の失墜が生じ、NTT西日本の利益を不当に害するおそれがある。
- イ 狭いスペースに複数の作業員が集中することにより、ジャンパ線切り替え等の際の誤接続などの事故の増加が懸念されることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、またNTT西日本の利益を不当に害するおそれがある。
- ウ 断線事故等の発生は不可避であり、その際の責任分担が不明確になることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあり、またNTT西日本の利益を不当に害するおそれがあるととも、事業用電気通信設備の技術基準を遵守することが技術的又は経済的に著しく困難である。
- エ NTT西日本は、利用者に対するプライバシー保護の責任を果たすことができなくなり、また、社会の安全に対する脅威の可能性、安全保障や外交への悪影響の発生の可能性も生じることから、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるととも、NTT西日本の利益を不当に害することとなる。
- オ MDFジャンパ線の工事は、NTT西日本が行う部分と他事業者が行う部分とに分割されることとなり、作業工程の増加が生じ、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるととも、NTT西日本の利益を不当に害することとなる。
- カ 複数の事業者による工事が統一的な指揮命令系統なく同時並行的に実施され得ることになりかねず、ジャンパ工事作業中の人身事故発生の可能性が高まることとなるが、これを防止することは技術的に著しく困難であり、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じ、かつNTT西日本の利益を不当に害することとなる。
- ⑤ ソフトバンクＢＢの要求は、NTT西日本の財産権及び営業の自由を侵害するものであり、工期短縮・工事費低減を根拠とする主張には理由がなく、加入者電話網の準公共財性やライフラインとしての電話サービスの安定的提供に支障を及ぼすおそれがあることに鑑みても、協議命令

を発する合理的理由はない。

(4) 聴聞報告書（要旨）

NTT西日本等の主張は、総務省の考え方を覆すに足るものではなく、したがって、協議再開命令を出すことについて、電気通信事業紛争処理委員会に諮問することが適当であるとされた。

(5) 諮問

平成15年7月16日諮問第4号（次のとおり）

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議再開の命令の申立てがあった。

当該接続が同法第38条各号に掲げる場合に該当するとは認められないことから、NTT西日本に対し電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることとしたい。

よって、同法第88条の18の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

(6) 答申

平成15年8月20日電委第57号（次のとおり）

答 申 書

平成15年7月16日付け諮問第4号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

西日本電信電話株式会社に対し、電気通信事業法第39条第1項の規定に基づき、接続に関する協定の締結のため協議の再開を命ずることは、相当である。

ただし、本件接続に伴う工事に関しては、ソフトバンクBB株式会社が当然に行い得るものではなく、西日本電信電話株式会社に接続義務を履行する責務があることを前提とした上で、その主体や方法について当事者間で調整を行うべき事項であることを付言する。

別紙

第1 本件の経過

総務大臣は、平成15年（以下、特に断らない限り同様）7月16日、当委員会に対し、電気通信事業法（以下「法」という。）第88条の18の規定に基づき、法第39条第1項の規定による電気通信設備の接続に関する命令につき諮問をした。その経過は次のとおりである。

1 ソフトバンクBBからの申立て

ソフトバンクBB株式会社（以下「ソフトバンクBB」という。）は、3月6日、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し、法第38条に基づき、電気通信設備の接続を請求し、接続についての協定の締結を申し入れた。請求の要点は、NTT西日本がその局舎内に設置するMDFの端末回線側端子盤（H）及び加入者交換機側端子盤（V）のジャンパ線接続端子を新たな接続点として追加することであったが、同月26日、NTT西日本からその請求には応じられないと拒否された。

そこで、ソフトバンクBBは、4月4日、NTT西日本に対して、協議を終了する旨を通知し、5月16日、総務大臣に対し、法第39条第1項に基づき、接続のための協議再開の命令を行うよう申し立てた。

ソフトバンクBBによると、①新たに接続点を追加することは、法第38条各号に規定する請求の除外事由には該当せず、かつ、そうしても責任の分界は明確であり、②自社の要望が実現することにより、MDFのジャンパ線工事を自ら実施すること、つまりはMDFジャンパ線の自

前工事が可能となり、DSLサービス申込者に対する工事期間の短縮及び工事費用の低減というサービスの向上がもたらされるというのである。

2 NTT西日本の主張

NTT西日本は、ソフトバンクBBの申立てを入れて協議再開命令を発することは法第38条及び第39条第1項の規定に違反すると主張する。その理由の骨子は、以下のとおりである。

- (1) NTT西日本の加入者回線とソフトバンクBBのDSLサービスとの間には、ソフトバンクBBの法第38条に基づく従前の請求により既に接続が実現しているから、これを超えてNTT西日本がソフトバンクBBの請求を受け入れなければならない理由はない。
- (2) ソフトバンクBBの接続請求は、その実質において MDF のジャンパ線に係る工事を同社が自ら行うことを求めるものであるが、MDFジャンパ線の自前工事は、接続協定の対象ではなく、個別契約に定められるべき事項であって、協議再開命令の対象とはされていない。
- (3) ソフトバンクBBの請求を入れると、接続約款の変更をもたらす、他の電気通信事業者や利用者などに重大な利害関係を及ぼすことになるから、協議再開命令により二社間で個別的に解決することは許されない。
- (4) ソフトバンクBBの請求する箇所に接続点を設定することは、加入者回線と交換機端子との一対一の対応関係及び交換機端子までの加入者回線の連続性を絶ち、日本電信電話株式会社等に関する法律によりNTT西日本が維持を義務づけられている「加入者電話網の完全性」を侵害することになる。
- (5) ソフトバンクBBが請求する接続箇所は、法が要求する責任分界点の要件を充たしていない。
- (6) ソフトバンクBBが求めるMDFジャンパ線の自前工事を認めると、故障・移転・DSL事業者変更などの際に電気通信役務の円滑な提供を行うことが困難になる。さらに、誤接続などの事故の増加、保守責任の不明確化、プライバシーへの悪影響、複数事業者の工事の施工に伴う分割損の発生、工事の安全性の低下等が予想される。こうした事態は、現在、NTT西日本がその責任で工事を行うことにより、最小限に抑えているのであって、ソフトバンクBBに自前工事を認めれば、現在のような円滑な役務の提供は困難になるから、法第38条第1号及び第2号に掲げる接続義務の除外事由に当たる。

3 総務大臣の諮問

総務大臣は、6月18日、NTT西日本を当事者とする聴聞を開催した上で、7月16日、当委員会に対し、諮問を行った。諮問の要点は、ソフトバンクBBがジャンパ線設置工事を行う場合には、当事者間において、その実施方法を検討・協議する必要があるが、法第38条各号に掲げる場合に該当するとは認められないので、NTT西日本に対して協議の再開を命ずることが相当と考えるというものである。

4 委員会の審議

当委員会は、7月16日、総務大臣からの諮問を受け、即日、委員会を開催して諮問内容について説明を受けた。

当委員会は、その後7月29日、8月6日、同月12日、同月13日及び同月20日に委員会を開いて審議し、本答申を取りまとめた。

第2 検討

1 第38条本文による接続の義務の存否

(1) 法第38条は、「第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない」と規定し、同条各号に列挙する除外事由に該当する場合を除いて第一種電気通信事業者に対し接続の請求に応じる義務を課している。

この各号に列挙する事由の存否については2で検討することとし、まず本文による接続の義務の存否について検討すると、この規定は、NTT西日本が、ソフトバンクBBから、NTT西日本の「電気通信回線設備」にソフトバンクBBの「電気通信設備」を接続すべき旨の請求を受けたときは、NTT西日本はその請求に応じなければならない旨を明確に定めている。

そして、ソフトバンクBBの請求によると、NTT西日本の「電気通信回線設備」は、局舎内に設置してあるMDFの端末回線側端子盤(H)のジャンパ線接続端子と加入者交換機側端子盤(V)のジャンパ線接続端子とを接続点とする設備であり、ソフトバンクBBの「電気通信設備」は、新たにNTT西日本の局舎内に用意するMDFの端子盤及びそのジャンパ線接続端子とNTT西日本の接続端子とを結ぶジャンパ線であ

るというのであるから、その請求は法第38条本文の規定に該当しているものということができる。

これに対し、NTT西日本は、種々の理由を挙げて、ソフトバンクBBの請求はその規定に該当しないと主張している。そこで、以下、主要な主張について付言しておくこととする。

- (2) NTT西日本は、第一に、NTT西日本の加入者回線とソフトバンクBBのDSL設備との間には、ソフトバンクBBの法第38条に基づく従前の請求により既に接続が実現しているから、これを超えてNTT西日本がソフトバンクBBの請求を受け入れなければならない理由はないと主張している。すなわち、ソフトバンクBBの設備であるスプリッタ等のDSL設備とNTT西日本がDSL設備との接続のために追加的に設定したMDFの端子盤(H)及び(V)のスプリッタ側端子の箇所(以下「既存接続箇所」という。)で接続を行っている。しかるに、ソフトバンクBBは、今回新たに既存接続箇所とは異なる箇所、具体的にはMDFの端子盤(H)及び(V)のジャンパ線接続端子の両箇所(以下「新接続箇所」という。)での接続を請求している。しかし、法第38条は、NTT西日本に対し、そのネットワークとソフトバンクBBのDSLサービスという2つのネットワークを結ぶ接続を義務づけているにとどまるから、NTT西日本は、既存接続箇所を設けていることによりその義務を果たしているというのである。

しかしながら、法第38条にいう「電気通信設備の接続」とは、規定上、接続箇所を限定していないばかりか、その沿革に照らすと、技術的に接続が可能なすべての箇所における接続を意味することが明らかである。

すなわち、法第38条及びこれに対応する第39条第1項は、平成9年に改正され、はじめて接続の一般的義務が規定されたのであるが、改正の契機となったのは、本件と同様に既存の接続箇所とは別の接続箇所を請求する事案が発生したことであった。この事案の申立て事業者は、新しい接続箇所でも相手方事業者の設備と接続することを求めたが、相手方事業者はこれを認めず、紛争が長びいた。そのため、郵政大臣は、接続の基本的ルールの在り方について電気通信審議会に対し諮問し、同審議会は、平成8年12月19日の答申において、「第一種電気通信事業者のネットワークについては、(中略)正当な理由がある場合を除き、他事業者に対する接続協定の締結を義務付けること」、「技術的に接続が可能なすべての不可欠設備上のポイントにおける接続が提供されること」を提言した。郵政省は、この審議会の答申を受けて法の改正作業に

着手し、翌年成立した「電気通信事業法の一部を改正する法律」（平成9年6月20日法律第97号）により、答申内容が法第38条及び第39条第1項として盛り込まれたのである。

また、平成9年の法改正作業と並行して、「サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書」（平成10年条約第1号）の合意・批准作業が進められていたが、その附属文書中に「主要なサービス提供者との相互接続については、伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても確保する」とする規定があったところから、国内においてこれを担保する法令として平成9年改正後の法第39条第1項を設けたものと理解されている。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (3) NTT西日本は、第二に、ソフトバンクBBは本件接続請求によって同社が発注するジャンパ線の自前工事が実現されるものと期待して本件請求をしているが、これは自前工事を前提とする請求であるから、法第38条に規定する「接続すべき旨の請求」には該当しないと主張する。

確かに、ソフトバンクBBが本件接続の実現によって自前工事が可能となるものと期待していることは同社の命令申立書の記載から認められるが、本件申立ては、あくまで法第38条に依拠して協議の再開を求めるものであり、申立人がそのような主観的な期待を有しているからといって当該接続請求を同条の適用対象外のものとすることはできない。また、およそあらゆる接続請求は、その接続を通じて得られる利点を電気通信役務の向上に活かすことを期待して行われるものであるから、ソフトバンクBBによる本件接続請求も、法第38条の「接続すべき旨の請求」に当たるとすることに問題はない。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (4) NTT西日本は、第三に、本件命令によってNTT西日本がソフトバンクBBの請求に応じる場合には、現行の接続約款の規定によらない条件で接続を行うことになり、接続約款の変更又は法第38条の2第7項に基づく接続協定の締結についての総務大臣の認可を経なければならないので、第一種指定電気通信設備との接続に関しては個別的紛争解決手段である接続命令の規定は適用されないものと解すべきであると主張する。

しかしながら、接続協議を行うことと、協議の結果締結される接続協定の内容がいかなるものとなるかは、別個の問題である。また、法第38条の2第2項は、接続約款の作成を義務づけているが、同時に、当

事者間の協議結果に基づいて接続約款を変更することを予定しており、さらに、同条第7項は、認可接続約款により難い特別な事情があるときは総務大臣の認可を受けて認可接続約款の内容と異なる接続協定を締結することができる旨を規定している。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (5) NTT西日本は、第四に、日本電信電話株式会社等に関する法律は、同社に対し、他の電気通信事業者の電気通信回線設備を介することなく、「各加入者回線と各利用者に割当てられた交換機端子が一对一で対応していること」及び「各利用者端末（電話機）から交換機端子まで引かれる加入者回線が遮断されることなく連続していること」を満足する加入者電話網を維持し、あまねく電話サービスを適切、公平かつ安定的に提供することを要求しているのに、ソフトバンクBBが請求する新たな接続箇所を認めると、加入者側終端装置から交換機端子に至るまでの加入者回線が他事業者設備に遮断されて加入者電話網の完全性が侵されることになるから、そのような接続形態は、法第38条の「接続」には含まれていないと解すべきであると主張する。

確かに、日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第3項は、地域電気通信業務の定義として、「同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務」と定めているが、これは、接続を義務づけている法を前提として理解すべきものであり、法の義務を制約する根拠になるものではない。現に、NTT西日本とソフトバンクBBとの間の既存の接続においても、ソフトバンクBBの設備を利用してNTT西日本の電話役務を提供しているのである。

したがって、この点の主張は理由がない。

- (6) NTT西日本は、第五に、本件の接続請求におけるジャンパ線の管理は法の要求する責任分界点の要件を充たしていないので、NTT西日本はこれに応じる義務はないと主張する。

法第41条第2項第5号は、第一種電気通信事業者が維持すべき技術基準として、「他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること」を規定している。この規定は、事業用電気通信設備規則が、「事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない」こと（第23条第2項）、及び「分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信回線設備の正常性を確認できる措置が講じられていなければならない

ない」こと（第24条）を要請していることと併せ考えると、設備における責任の切分けが物理的に明確であることを求める趣旨であることが明白である。これを本件の接続請求についてみると、個別のジャンパ線をどの事業者が設置したものが明らかになっていれば、物理的な責任分界は明確である。

したがって、この点の主張は理由がない。

(7) 以上のおり、ソフトバンクBBがNTT西日本に対してした本件接続請求は、法第38条本文に適合した請求である。

2 法第38条各号の該当性

(1) 次に、法第38条本文の除外事由を定めている各号の該当性について検討する。

同条各号は、接続の請求を受ける第一種電気通信事業者の利益と接続を求める電気通信事業者の利益を調和するため、接続除外事由として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（第1号）、「当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（第2号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（第3号）と定め、電気通信事業法施行規則第23条は、上記の法第38条第3号に基づき、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（第1号）と「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」（第2号）という二つを除外事由として定めている。

(2) NTT西日本は、この点につき、ソフトバンクBBがジャンパ線の設置工事を自ら発注して行うことにより、同社の電気通信役務の円滑な提供に様々な支障が生じるので、法第38条第1号及び第2号の事由に当たると主張している。

平成9年に法第38条が改正されて接続義務が定められた当時の理解としては、同条第1号の事由は、電気通信回線設備の損傷や機能障害、役務の品質維持の困難といった事由、具体的には接続の請求を受けた第一種電気通信事業者の電気通信役務を提供するための電気通信回線設備に損傷や障害等をもたらすような場合であると想定されており、本件接続工事を実施する際にも、その態様のいかんによっては、程度の差はあっても同じような危険が生じる可能性もないとは言い切れない。

しかしながら、3において述べるとおり、新接続箇所における接続の

是非とその工事を誰がどのように行い、こうした危険を防止するかは、別の問題である。

したがって、この点の主張は理由がなく、他に除外事由があると認めべき事情はない。

- (3) 以上のとおり、本件接続が法第38条各号に掲げる接続の除外事由に該当するとは認められない。

3 ジャンパ線自前工事の是非

- (1) ソフトバンクBBは、その申立書にあるとおり、本件接続請求が入れられれば、MDFジャンパ線の自前工事を行うことが可能となり、それによりサービスの向上がもたらされると考え、その請求を行ったものである。

他方、NTT西日本は、ソフトバンクBBが求めるMDFジャンパ線の自前工事が行われると、故障・移転・DSL事業者変更などの際に電気通信役務の円滑な提供を行うことが困難になるばかりか、誤接続などの事故の増加、保守責任の不明確化、プライバシーへの悪影響、複数事業者の工事の施工に伴う分割損の発生、工事の安全性の低下等が予想されると主張している。

この争点は、本件接続に関する協定を締結するため協議の再開を命じるべきか否かとは別個の問題ではあるが、両社間では不可分一体の問題として捉えられており、実質上本件の最大の対立点となっている。したがって、当委員会が協議の再開を命じるべきであるとの答申をするについては、その命令と自前工事の問題とがいかなる関係に立つのかについての当委員会の理解を示しておくことが必要であり、妥当でもあると考えられる。

そこで、以下、この観点から当委員会の理解を若干示しておくことにしたい。

- (2) まず、ソフトバンクBBがMDFジャンパ線を所有し、これを法第38条にいう「電気通信設備」の一部とすることについて、その意味と効果を検討する。

ソフトバンクBBがNTT西日本に対し新接続点の追加を請求し、併せてその接続点に至るジャンパ線を自社で用意するというのであるから、ジャンパ線の所有権がソフトバンクBBに帰属し、責任分界点がジャンパ線のNTT西日本側の接続点となることは明らかである。

また、ソフトバンクBBがNTT西日本に対し新接続点での接続を請求したためこのジャンパ線が必要になるのであるから、これを敷設する

ための費用は、接続を請求したために生じる費用として原則としてソフトバンクBBが負担すべきことも明らかである。

さらに、ジャンパ線を敷設してNTT西日本の端子と接続する工事は、ソフトバンクBBのための工事であることも明らかである。

しかしながら、それらのことは、ソフトバンクBBが当然にジャンパ線の敷設や接続の工事をNTT西日本の意思に優越して自由に行い得ることを意味するものではない。なぜなら、その工事は、必然的にNTT西日本の設備を利用し、これに影響を与えるものであるから、NTT西日本による自社の設備の利用と抵触することが避けられず、NTT西日本との間で調整することが必要となるからである。

(3) そこで、両事業者の設備が競合する場合における工事の主体と方法についての法制をみると、次のような経過がある。

郵政大臣は、平成8年12月19日の電気通信審議会の答申「接続の基本的ルールの在り方について」を受け、指定電気通信設備との接続に関する制度を導入する等の電気通信事業法改正案を国会に提出した。コロケーション設備の工事について、同答申は、「セキュリティの確保等の観点から、特定事業者による保守受託の形態で行うことも認められるべきである」と提言し、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」(平成9年11月17日郵政省令第81号)により、「他事業者が接続に必要な装置を指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の建物並びに管路、とう道及び電柱等に設置する場合において負担すべき金額及び条件」を接続約款に定めるべきことが規定された。他方、コロケーション設備の工事主体については、接続約款を作成する事業者が任意に定めることができることとされたので、当時の日本電信電話株式会社は、コロケーション設備の設置及び保守を原則として同社自身で行うことを接続約款に規定し、郵政大臣の認可を受けた。すなわち、この時点では、接続事業者の所有する設備であっても、日本電信電話株式会社がその工事を実施するとされていたのである。

ところが、このような接続約款の下では接続の円滑化というコロケーションの目的が十分に達成されないおそれがあることが次第に認識されるようになったため、平成12年2月18日の電気通信審議会の答申において、郵政大臣に対して、「コロケーションに際して、接続事業者が工事や保守を行うことに関して、その手続等が円滑な接続のために重要であることに鑑み、これを接続約款において規定するようルールを整備すること」が要望された。これを受け、郵政大臣は、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令」(平成12年9月13日郵政省令第

55号)により、「他事業者が工事又は保守を行う場合の手続」を接続約款に規定すべき事項として追加し、それに基づく接続約款の規定が設けられたことにより、接続事業者がコロケーション設備の自前工事を選択して指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に請求することも可能となった。

現行のNTT西日本の接続約款第95条第1項第3号は、そのための規定であるが、この規定は、同項本文の「接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合」という文言からも明らかなおお、コロケーションを認められたスペース内で接続事業者が保有する設備を設置する際の手続を規定したものであって、これと他の事業者が自己の設備を管理する権利との競合関係を調整するものと解することはできない。つまりは、接続請求事業者が自前工事を行うこととしてもNTT西日本その他の事業者のための設備に支障を及ぼすおそれのない場合についての規定であって、この規定を根拠として、ソフトバンクBBが本件接続のためのジャンパ線の敷設や接続を当然に自前工事として実施することができることにはならないのである。

以上の経緯と接続約款の規定を前提とすると、コロケーション設備の設置工事の主体に関しては、法は、基本的には事業者間の協議に委ねており、いずれか一方が当然にその主体になるものとは定めていないと解される。

そのことは、前述したとおり接続が相互に設備を利用するという関係にあり、工事の実施によって必然的に相互に影響を及ぼすことになるというこの工事の本質を反映した結果であると考えられる。

- (4) 本件接続のための工事についてみると、①既存のNTT西日本所有のジャンパ線を切断する作業、②ソフトバンクBBのジャンパ線を敷設して接続する作業が必要となるが、①については、NTT西日本の了解なしにソフトバンクBBがその工事を行うことができないのはもちろんであり、②についても、NTT西日本の多数のジャンパ線が混在する狭隘な場所で、他の競合する工事と並行して行うことになり、他のジャンパ線との接触や他の工事人との接触が予想されるため、その工事の主体や方法についてソフトバンクBBとNTT西日本が緊密に協議をして行うべきものというべきである。本件接続工事の主体については、ソフトバンクBB及びNTT西日本の主張並びに総務大臣から示された命令案において、ソフトバンクBBがMDFジャンパ線の自前工事を行うことを前提とするかのような記述があるが、当委員会は、上述したとおり、工事は、その主体や方法についてソフトバンクBBとNTT西日

本とが協議して行うべきものと解する。

- (5) このように、本件接続に伴う工事に関しては、ソフトバンクBBが当然に行い得るものではなく、当事者間で調整すべき事項である。したがって、新接続箇所での接続義務を負うNTT西日本は、迅速、安価、安全かつ公平な接続を目指して接続義務を誠実に履行する責務があるとともに、他方、ソフトバンクBBも、NTT西日本の役務提供に支障を及ぼさない具体的な提案を行うことが求められる。当委員会としては、今後、当事者間において、誠意のある協議を行い、早期に妥当な結論が得られることを切に期待する。

第3 結 論

当委員会は、以上の理由により、本件接続協議の再開命令を発することが正当であると判断する。

(7) 命令

西日本電信電話株式会社あて平成15年8月28日総基料第137号
(次のとおり)

電気通信設備の接続について (命令)

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、ソフトバンクBB株式会社(以下「SBB」という。)の申立てに係る貴社の電気通信設備である端末回線側MDFのジャンパ線側端子及び加入者交換機側MDFのジャンパ線側端子とSBBの電気通信設備との接続に関して、接続に関する協定の締結の協議再開を命ずる。

(理由)

SBBは、かねてから実現を要望しているMDFのジャンパ工事を自ら実施することが可能となるよう、貴社に対し、平成15年3月6日付け文書により、SBBの電気通信設備と、貴社の電気通信回線設備である端末回線側MDFのジャンパ線側端子及び加入者交換機側MDFの

ジャンパ線側端子との相互接続を要望したが、貴社は同月 26 日付け文書により、この要望に応えられないと回答した。このため、SBBは、同年 4 月 4 日付け文書により、貴社との協議を終了させ、同年 5 月 16 日付けで法第 39 条第 1 項の規定に基づき、別紙（略）のとおり、前述の相互接続に関する協議の再開の命令の申立てを行った。

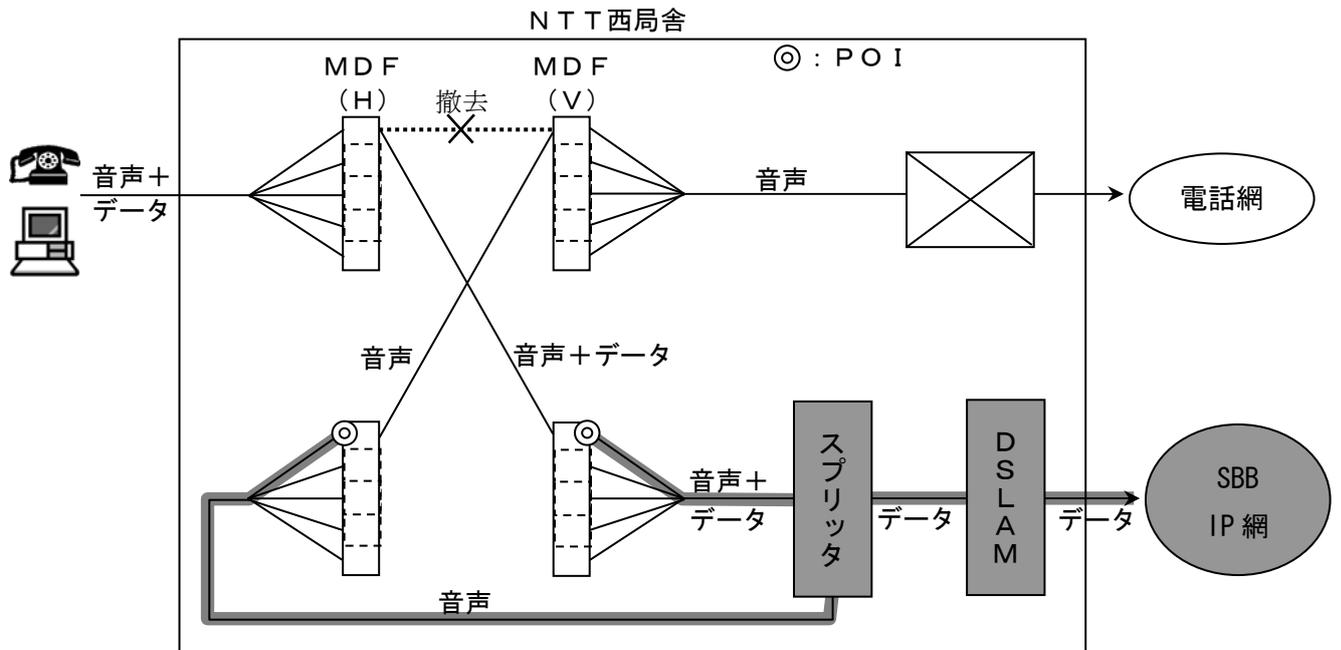
SBBの申立てに係る接続は、貴社の電気通信回線設備との新たな接続の請求であることから、法第 38 条各号に掲げる場合に該当すると認めるときを除き、これに応じなければならない。当該接続については、当事者間において、貴社の役務提供に支障を及ぼすことのないよう、ジャンパ工事の主体や方法を含めその実施方法を検討・協議する必要があるが、法第 38 条各号に掲げる場合に該当するとは認められず、貴社が本件に係る電気通信回線設備の接続の請求に応じないことには理由が認められない。

【参 考】

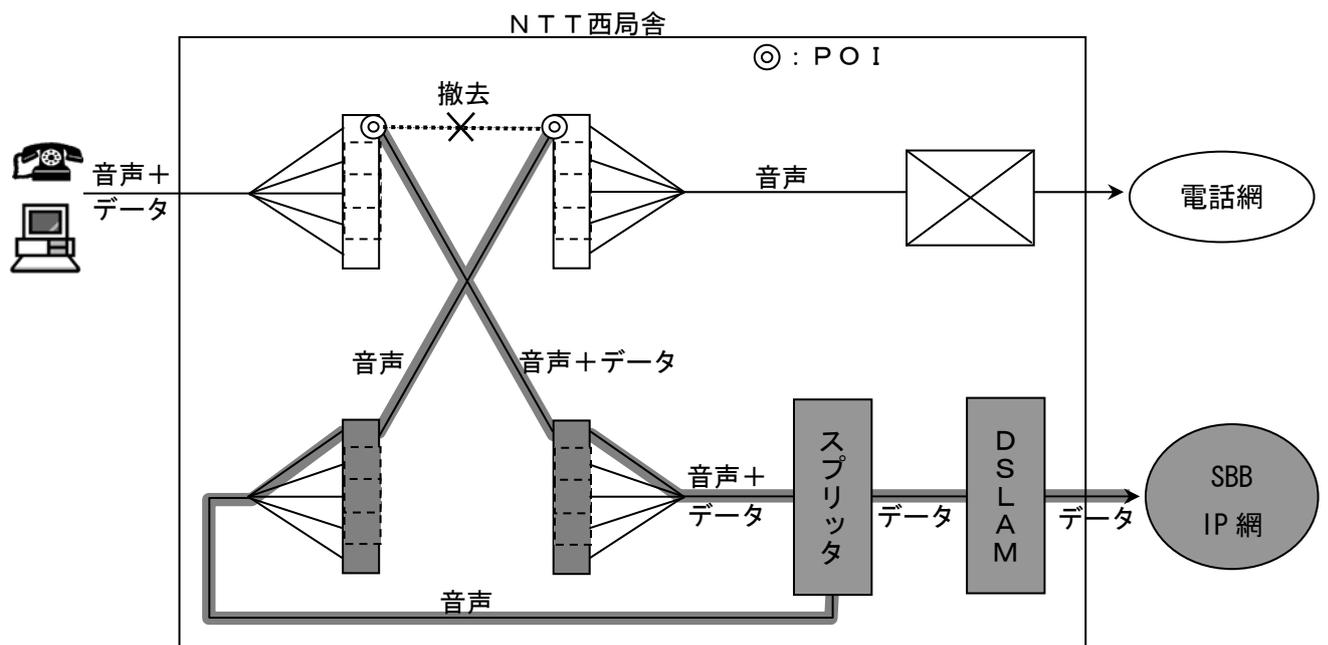
(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

西日本電信電話株式会社 (NTT 西) とソフトバンク BB 株式会社 (SBB) の間の接続

現在の接続形態



答申で協議再開命令を相当と認めた接続形態



第4節 細目裁定申請

1 平成14年7月18日申請事例（基・電・料金サービス課平成14年7月18日第1089号）（利用者料金の設定に関する細目についての裁定の申請）

（1）経過

- 平成14年 7月18日 平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）、裁定の申請（9月19日及び同月24日に補正申請書提出）（⇒（2））
- 7月19日 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海及びジェイフォン株式会社（以下「携帯電話事業者15社」という。）に対し、裁定の申請があった旨の通知
- 8月 9日 携帯電話事業者15社、答弁書提出（⇒（3））
- 9月20日 総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問（諮問第3号）（⇒（4））
- 10月 2日 平成電電及び携帯電話事業者15社、総務大臣諮問書についての意見の提出
- 10月24日 沖縄セルラー電話株式会社を除く携帯電話事業者14社、再意見の提出
- 11月 5日 電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申（⇒（5））
総務大臣に対して勧告（電委第115号）（Ⅱ-102参照）
- 11月22日 総務大臣、平成電電及び携帯電話事業者15社

に対し、裁定について通知（⇒（６））

（２）申請における主な主張

① 裁定を求める事項

次の接続形態についての利用者料金設定権の帰属

- ・ N T T 地域～中継事業者（平成電電）～携帯事業者（N T T ドコモ⁷）
- ・ 平成電電直収～N T T 地域～携帯事業者（N T T ドコモ）
- ・ N T T 地域～中継事業者（平成電電）～携帯事業者（K D D I⁸・沖縄セルラー⁹・ツーカーセルラー¹⁰・ジェイフォン¹¹）

② 協議不調の理由

携帯電話事業者は、携帯電話事業者が利用者料金を設定すべきであるとして、平成電電が利用者料金を設定したいとの考えを受け入れなかったため、協議が不調に至った。

③ 平成電電に料金設定権が必要である理由

ア 平成電電が企業努力により獲得した利用者に対しては自身が設定する割安な料金が適用されるべきである。

イ 携帯電話事業者各社が現在設定している料金は、平成電電が設定可能と考える料金水準より高い。

⁷ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

⁸ ケイディーディーアイ株式会社

⁹ 沖縄セルラー電話株式会社

¹⁰ 株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海

¹¹ ジェイフォン株式会社

(3) 答弁書における主な主張

① NTTドコモ

ア 平成電電の裁定申請は、双方の協議の積重ねに全く反し、次に示す理由で、唐突な内容を申請の対象としたものであって、電気通信事業法第39条第3項の要件を欠くものである。

- 1) 本件裁定申請のうち平成電電直収接続に係る部分について、平成電電が料金設定権についての協議が調わなかったとする主張は、実際には合意に至っていることから、当該裁定申請は、却下されるべきである。
- 2) 本裁定申請のうち平成電電中継接続に係る部分は、電気通信事業法第39条第3項の裁定申請の要件を満たしておらず、当該裁定申請は、却下されるべきである。
- 3) そもそも電気通信事業法第39条第3項の裁定制度は、謙抑的・自制的に運用される必要がある。

イ コスト・機能の大半を占める事業者が料金設定を保有することにより、競争に伴うコスト削減努力の結果を料金値下げに反映することが可能となるものであり、現に料金低減化努力を行ってきたところであることも踏まえると、携帯事業者が料金設定するのが妥当かつ適切である。

ウ そもそも中継接続を許容し、かつ、当該接続に係る料金設定権を申請人とするについては、当社の利益を不当に害するおそれがある。

② KDDI及び沖縄セルラー

ア 平成電電との協議は、まだ緒に就いたばかりであり、具体的条件を協議する段階に至っていないことから、電気通信事業法第39条第3項の要件に該当しない。

イ このような協議不十分な状況において、具体的かつ確定的な条件について協議に代わるべき裁定がなされた場合には、行政権により協定内容のほとんどすべてが形成されることとなり、今後、裁定制度の濫用を招くなど、事業者間の信義に則った協議が覚束なくなるおそれがある。

ウ 電気通信事業法第39条第3項の細目裁定制度は、協定の細目について協議が調わない場合の措置を定めたものと理解されるが、平成電電が主張する料金設定権の所在は、事業者間合意の要諦として経営上極めて重要な事項であり、本来的に電気通信事業法第39条第3項の

細目裁定になじまないものと考えられることから、その発動はより慎重になされるべきである。

③ ツーカーセルラー

- ア 平成電電からの接続の要望に対して第一次回答を行ったばかりの状況であり、ほとんど協議も行われていない状況で裁定申請が行われたことについて、極めて異例の裁定申請として誠に遺憾に感じている。
- イ このような裁定申請を容認してしまうと、平成電電との接続に限らず、今後のすべての相互接続の実施において、事業者間の誠意篤実に基づいた協議を尊重する接続ルールが遵守されないこととなり、円滑な相互接続の実現の土台となる事業者間の信頼関係を大きく損なう先例となる。

④ ジェイフォン

- ア 選択中継サービスとの接続における主要機能（位置登録やハンドオーバー等）を提供する携帯電話事業者が利用者料金を設定することには合理性があり、料金水準とは別の議論である。
- イ 料金設定の在り方に限らず、そもそも選択中継サービスの実現に当たっては「電気通信設備への影響と技術的課題」、「ネットワークの効率性とコストの問題」、「電気通信業界及び市場に与える影響」等、多岐に渡る検討事項が存在する。これらについての問題解決、各種整理がなされない限り、料金設定権のみについて論じることは意義がない。
- ウ 選択中継サービスの波及に伴い、仮に固定発携帯着の料金設定権が固定系事業者に移行することとなった場合には、既に市場支配力を有する第一種指定電気通信設備を設置する事業者の独占を更に強めることとなり、公正競争の促進という今般の競争政策の方向性と相反する結果が生ずることも大いに危惧される。
- エ 平成電電との選択中継サービスに係る協議については、未だ協議開始から1ヶ月程しか経過しておらず、検討事項の抽出を実施している等、現在も協議中との認識であり、当事者間の議論が不十分な状況にある。

(4) 諮問

平成14年9月20日電委諮問第3号(次のとおり)

諮 問 書

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第39条第3項の規定に基づき、平成電電株式会社から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海及びジェイフォン株式会社の電気通信設備との接続に関する裁定の申請があった。

よって、同法第88条の18の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

(5) 答申

平成14年11月5日電委第115号(次のとおり)

答 申 書

平成14年9月20日付け諮問第3号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

- 1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・

ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「NTTドコモ・グループ」という。）は、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）の設置する設備からNTTドコモ・グループの設置する設備に着信することとなる通話（下記3の接続形態に係る通話を除く。）に関し、平成電電が利用者料金を設定する方式（同社がNTTドコモ・グループに対し電気通信事業法第38条の3第2項に規定する「取得すべき金額」を支払い、同社が利用者料金を設定する方式）での接続請求に応諾しなければならない。また、NTTドコモ・グループは、その接続について「取得すべき金額」その他の条件を接続約款に定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

2 接続通話に係る適正な料金設定について

本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案であるが、問題の本質は、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方にかかわるものである。そこで、総務大臣は、単に本件の個別事案を処理するにとどまらず、接続において適正な料金設定が行われるように合理的で透明性のある料金設定の仕組みを検討し、整備すべきである。

3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について

平成電電が携帯電話事業者各社に対して接続を申し入れている通話のうち、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT地域会社」という。）の設置する設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、携帯電話事業者の設置する設備に着信する形態（以下「中継系接続形態」という。）のものについては、接続に関する協定の細目についての協議が行われるまでには至っておらず、平成電電と携帯電話事業者各社との間には電気通信事業法第39条第3項に規定する裁定申請要件を具備しているとは認められない。よって、総務大臣は、中継系接続形態に係る接続請求に関しては、同項に基づく裁定を行うべきではない。

別紙

第1 本件の経緯

1 総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成14年9月20日、当委員会に対し、電気通信事業法第88条の18の規定に基づき、同法第39条第3項の電気通信設備の接続に関する裁定につき諮問をした。この裁定は、携帯電話事業者の設置する設備に着信することとなる通話に関しその利用者料金設定権の帰属についての裁定を求めて、平成電電から申請されたものである。

2 平成電電からの申請

平成電電は、平成14年7月18日、総務大臣に対し、電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき、携帯電話事業者の設置する設備に着信することとなる通話の利用者料金設定権の帰属について裁定を申請した（なお、同年9月19日及び同月24日に補正がなされている。）。

平成電電が自社に利用者料金設定権があると主張する主な論拠は、（1）平成電電が企業努力により獲得した利用者に対しては自身が設定する割安な料金が適用されるべきである、しかるに、（2）携帯電話事業者各社が現在、設定している利用者料金は、平成電電が設定可能と考える料金水準よりも高いというものである。

3 携帯電話事業者各社の答弁

携帯電話事業者各社は、総務大臣から、平成14年7月19日、上記の裁定申請があった旨の通知を受けて、この申請に対する答弁書を同年8月9日に提出した。

利用者料金設定権に関するNTTドコモ・グループの答弁は、平成電電に利用者料金設定権を認めるべきではないというものであり、その主な論拠は、（1）ネットワークのコスト、機能の大半を占める携帯電話事業者側が利用者料金設定権を有する現在の仕組みは維持されるべきである、（2）企業努力により利用者を獲得していることを根拠に利用者料金設定権を主張する論理には飛躍があるというものである。

中継系接続形態に関するNTTドコモ・グループを含む携帯電話事業者各社の答弁の主な論拠は、中継系接続形態の通話に関しては、平成電電との間ではほとんど協議が行われておらず、接続形態の内容についても不明確な段階なので、裁定を行う前提を欠いているというものである。

4 当委員会の審議

平成14年9月20日に総務大臣から諮問を受けた当委員会は、同

日、委員会を開催して、担当部局である総合通信基盤局から諮問内容についての説明を受けた。また、当委員会は、本件事案の当事者である平成電電及び携帯電話事業者各社からも事情を聴取することが必要と思料し、当事者に意見書の提出を求めた。これに対し、当事者のすべてから意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成14年9月20日、10月4日、同月11日、同月17日及び同月31日と5回にわたり委員会を開いて審議を重ね、本答申を取りまとめた。

第2 検討

1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について

(1) 利用者料金の設定原則一般について

複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して電気通信役務を提供する場合、各電気通信事業者は、それぞれの電気通信設備に係る部分についての電気通信役務を利用者に対して提供している。この関係を本件事案に当てはめると、①平成電電が利用者に対して提供する電気通信役務の提供に関する契約関係、②携帯電話事業者が利用者に対して提供する電気通信役務の提供に関する契約関係、③平成電電と携帯電話事業者との間の接続協定という三つの法律関係が存在しており、各電気通信事業者は、法令等に別段の定めがある場合を除き、それぞれの提供する電気通信役務の料金を設定してこれを請求する権限を有することになる。

もともと、個別の利用者料金の設定と請求は、利用者にとって必ずしも便利なものではなく、事業者にとっても営業戦略の観点から望ましいものではないため、実務上、合意で定められた一の電気通信事業者が複数の電気通信役務を通算した利用者料金（いわゆる「エンド・ツー・エンド料金」）を設定し、他の電気通信事業者に対してはその電気通信役務の料金相当分を支払うこととしているのが通常である。そして、この通算した利用者料金を設定する事業者は、電気通信業界では「利用者料金設定権者」と呼ばれている。

しかし、このエンド・ツー・エンド料金方式が採られている場合でも、各電気通信事業者がその提供する電気通信役務の料金を設定する権限は、根源的には当該電気通信事業者に留保されているのであって、利用者料金設定権者といえどもこの権限を侵害することはできない。その意味において、「利用者料金設定権」という概念は、接続に關与する複数の電気通信事業者の間の合意に基づき、便宜上、利用者料金の設定が一の

事業者に委ねられている事実を指すにすぎないものであって、利用者料金設定権者である電気通信事業者が一方的に他の電気通信事業者が取得すべき金額を決定する権限まで持つことを含意するものではない。

(2) NTTドコモ・グループに対する接続請求について

ところで、本件において接続請求を受けているNTTドコモ・グループに関しては、その支配的地位を考慮し、電気通信事業法上、上述した利用者料金設定の原則が修正されている。すなわち、同グループが請求された接続については、これにより「取得すべき金額」を接続約款で定め（電気通信事業法第38条の3第2項）、これに基づいて接続協定を締結することが求められているのであって（同条第4項）、独自に利用者料金を設定して利用者に請求するという原則が修正されているのである。このことを同グループと接続する電気通信事業者の側から見れば、自ら通算した利用者料金を設定した上で、NTTドコモ・グループに対してはその電気通信役務の料金相当分を「取得すべき金額」（同条第2項）として支払い、その残余の額を自社の収入とすることを予定していることを意味する。

そうすると、NTTドコモ・グループは、平成電電の設置する設備からNTTドコモ・グループの設置する設備に着信することとなる通話（中継系接続形態に係る通話を除く。）に関して、平成電電が利用者料金を設定する方式（同社がNTTドコモ・グループに対し電気通信事業法第38条の3第2項に規定する「取得すべき金額」を支払い、同社が利用者料金を設定する方式）での接続請求に応諾しなければならないことになる。また、NTTドコモ・グループは、その場合の「取得すべき金額」を含む条件を接続約款に定めて、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないことになる。

2 接続通話に係る適正な料金設定について

利用者に対してエンド・ツー・エンド料金を設定した場合には、利用者から通算して収納した料金収入は、接続に関与する電気通信事業者間の接続協定において定められた「取得すべき金額(負担すべき額)」とその「残余の額」とに分配されることとなるが、それらの金額は、いずれも各電気通信事業者が提供する電気通信役務の料金としての性格を持つことになる。この限りにおいて、いわゆる「利用者料金設定権」をいずれの電気通信事業者に帰属させても利害関係の衝突は起きないはずであるが、実際には、利用者料金を設定する電気通信事業者の収益が、他の電気通信事業者に精算した「取得すべき金額」を控除した残額であ

るという点において、ブラックボックス化しやすく、とりわけ料金規制の緩和された現状にあっては、料金設定の合理性に疑念を生じさせやすい構造を有している。

実際にも、NTTドコモ・グループの標準的な利用者料金プランにおいては、NTT地域会社の設置する設備から携帯電話事業者の設置する設備に着信する通話の通話料が3分80円であり、このうちNTT地域会社に対して「取得すべき金額」として接続料約5円が支払われ、その残余の額の約75円が携帯電話事業者の収入となっている。ところが、携帯電話事業者相互間や携帯電話事業者と国際通信事業者との間の接続では、着信側の携帯電話事業者の「取得すべき金額」は接続料として約40円と設定され、この額が収入となっている。この約75円と約40円の間には著しい乖離があるのに、その合理性については納得のいく説明はなされていない。平成電電は、この点を問題視し、携帯電話事業者は、コストを接続料で回収すればよいのに不当な利益を独占していると主張している。これに対し、携帯電話事業者は、「料金設定権が固定事業者側に移れば、コスト回収や今後の事業展開に支障が生じる」との主張を行うのみである。

他方、総務大臣から示された裁定案においても、携帯電話事業者側が利用者料金設定権を有することが慣行であり、それを変更するまでの必要性は認められないと述べられているにとどまり、この慣行の合理性の説明が不足している。しかも、本件に関連し、平成電電とは別の電気通信事業者（ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社）から電気通信事業法第96条の2の規定に基づく意見の申出がなされており、今や明解な料金設定の仕組みを構築することが喫緊の要請と考えられる。

確かに、本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案ではあるが、その奥に、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方全般の問題がある以上、総務大臣は、単に個別事案を処理するにとどまらず、接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要と考える。

そこで、本件の答申に際し、この点を勧告として付加することとする。

3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について

平成電電が携帯電話事業者各社に対して接続を申し入れている通話のうち、中継系接続形態のものについては、平成電電から申入れを行っている事実は認められるものの、この申入れが同社の過去の言動と必ずしも首尾一貫しない点があるほか、同社の申入れに対する携帯電話事業

者側の内容照会にも審らかに回答されないまま、電気通信事業法第39条第3項に基づく裁定が申請されている。確かに、一般論としては、総務省諮問案のとおり、「一度きりの協議であっても、さらに協議を行ったとしても平成電電自身が望む条件により接続を行うことが困難であるとの予測から、協議が調わないと平成電電が認識したのであれば、同社において裁定申請を行うことができないとの解釈を行うことは適当ではない」場合もあり得ることは否定しないものの、本件事案の場合、平成電電と携帯電話事業者各社の間にはいまだ実務的に十分な協議が尽くされているとは認められない。

むしろ、当委員会が当事者間の主張を整理する過程において、携帯電話事業者の側から、電気通信事業法第38条各号の接続拒否事由に該当する旨の意見も示されており、今後、平成電電及び携帯電話事業者の間において、こうした接続形態が携帯電話特有の機能や網設備の特徴に照らして、接続の是非自体に関する実務的な協議が行われる必要がある。

したがって、本件事案における中継系接続形態に関する限りでは、平成電電及び携帯電話事業者各社の間に利用者料金設定権の帰属という協定細目についての協議が行われるに至っているとは認められない。

そこで、電気通信事業法第39条第3項に規定する裁定申請要件を具備しているとは言えないので、先ずは当事者間において接続協議を進めることが適当であると思料する。

(6) 裁定についての通知

平成14年11月22日総基料第446号（次のとおり）

ア) 平成電電株式会社あて

平成14年7月18日付けで総務大臣に提出された裁定申請書について、別添のとおり裁定いたしましたので通知します。

なお、当該申請のうち、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の設置する電気通信設備から発信し、貴社が中継接続のみの機能を提供し、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ド

コモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「NTTドコモ」という。）、ケイディーディーアイ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東海、又はジェイフォン株式会社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、貴社と携帯電話事業者各社との間で、接続の条件その他協定の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

別添

平成電電の設置する電気通信設備からNTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話（NTT東西の設置する電気通信設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、NTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話を除く。以下「本通話」という。）について

平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

（理由）

- 1 通話のための利用者料金を負担する側に直結する立場にある事業者は、当該利用者の利用形態、要望等を把握しやすく、さらに、これにこたえることが、利用者を獲得し、サービスの継続的な利用を確保することに直接つながることになる。このため、当該事業者が、利用者料金を設定する方が、利用者にとって選択の範囲が拡大し、その結果、競争の進展を通じて、料金の低廉化及びサービスの多様化が促進されるものと考えられる。本件については、料金の請求を受けるのは発信利用者であり、発信利用者に直接接する電気通信事業者は平成電電のみであるから、同社が利用者料金を設定することが適切である。
- 2 さらに、本通話に係る接続形態（以下「直収接続」という。）においては、発信利用者の加入者宅から、平成電電が自ら設置する伝送路設備又は他の電気通信事業者が設置する伝送路設備を、NTT東西の加入者交換設備を経ることなく、直接自社の交換設備に収容している。このような接続形態の場合、平成電電においては、加入者個々への営業活動、加入者宅までの伝送路設備を利用可能とするための作業等が発生することとなる。さらに、平成電電が自ら伝送路設備を設置する場合には、このために相応の費用を投下することが必要となる。直収接続に関して、平成電電が利用者料金を設定できないとすると、

このような顧客獲得及び維持のための努力が報われず、事業活動の意欲を削ぐこととなる。したがって、地域通信分野における競争を促進するという観点からは、平成電電が利用者料金を設定することが適切である。

3 また、携帯電話は、その特性上、利用者の移動が常に発生する。このため、利用者の契約先事業者を識別する番号から判断して、当該利用者が契約した地域へ接続しても、そこに当該利用者が所在していなかった場合、現在位置に関する情報を把握した上で再度通話路を設定する必要が生じる。ネットワークの効率性の観点から、このような通話路の再設定を回避するためには、発信側の近くで携帯電話事業者と接続することが考えられる。しかし、この場合、固定電話事業者の役務提供区間は短くなり、当該区間において、発側の事業者に加えて中継事業者が存在する意義について、検討が必要となる。一方、直収接続については、2に述べたとおり、発信利用者の加入者宅から、伝送路設備を直接自社の交換設備に収容している。したがって、発信側の近くで携帯電話事業者と接続したとしても、このような問題は生じないものである。

4 したがって、直収接続については、平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

- 1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州あて

平成14年7月18日付けで平成電電株式会社より申請のあった貴社との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定しましたので通知します。

なお、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の設置する電気通信設備から発信し、平成電電株式会社が中継接続のみの機能を提供し、貴社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、平成電電株式会社と貴社との間で、接続の条件その他協定

の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

別添

電気通信設備の接続の条件について（裁定）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第39条第3項の規定に基づき、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）の設置する電気通信設備と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（以下「NTTドコモ」という。）の設置する電気通信設備との接続に関して、平成電電からその接続の条件について裁定を求める旨の申請がなされた。そこで、下記のとおり裁定する。

記

平成電電の設置する電気通信設備からNTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の設置する電気通信設備から発信し、平成電電が中継接続のみの機能を提供し、NTTドコモの設置する電気通信設備に着信することとなる通話を除く。以下「本通話」という。）について

平成電電が利用者料金を設定することが適当である。

（理由）

（平成電電株式会社あて通知と同じ。略。）

り) KDDI株式会社¹²、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーホン関西、株式会社ツーカーセルラー東

¹² 平成14年11月1日付で、商号の登記上の表記を「ケイディーディーアイ株式会社」から「KDDI株式会社」に変更。

海及びジェイフォン株式会社あて

平成14年7月18日付けで平成電電株式会社より申請のあった貴社との接続に関する裁定申請について、下記のとおり処理しましたので通知します。

記

東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の設置する電気通信設備から発信し、平成電電株式会社が中継接続のみの機能を提供し、貴社の設置する電気通信設備に着信する形態における利用者料金の設定については、平成電電株式会社と貴社との間で、接続の条件その他協定の細目についての協議が行われるに至っていないため、裁定を行わないこととしました。

2 平成19年7月9日申請事例（基・電・料金サービス課平成19年7月9日第196号）（MVNOとMNO間の接続に関する裁定の申請）

（1）経過

- 平成19年 7月 9日 日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）、
裁定の申請（⇒（2））
- 7月10日 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」
という。）に対し、裁定の申請があった旨の通知
- 7月31日 ドコモ、答弁書提出（⇒（3））
- 8月 8日 日本通信、ドコモからの答弁書（7月31日付け）
に対する意見書提出
- 8月15日 ドコモ、日本通信からの意見書（8月8日付け）
に対する意見書提出
- 9月21日 総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問
（諮問第6号）（⇒（4））
- 10月 9日 日本通信及びドコモ、総務大臣諮問書等について
の意見の提出
- 11月22日 電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申
及び勧告（電委第69号）（⇒（5））
- 11月30日 総務大臣、日本通信及びドコモに対し、裁定につ
いて通知（⇒（6））

（2）申請における主な主張

① 裁定を求める事項

ア 裁定事項1

本件相互接続に関するドコモの以下の主張には、合理性があるか。

- ・ 相互接続において、ドコモの役務提供区間に係る電気通信サービス（エンドユーザー向けサービス）は、エンドユーザーに対してドコモが提供するサービスであり、そのサービスの内容、運用等については、日本通信の意向に関係なく、ドコモが独自に決めることができる。

イ 裁定事項2

本件相互接続における料金設定の在り方は、「ぶつ切り料金」、あるいは「エンドエンド料金」（日本通信が料金設定）のいずれとすべきか。

ウ 裁定事項 3

本件相互接続における料金体系は帯域幅課金とすべきか。

エ 裁定事項 4

本件相互接続における料金の具体的金額は、いくらとすべきか。

オ 裁定事項 5

本件相互接続に関して開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分はどうあるべきか。

② 見解の概要

(5) 答申及び勧告中、本件の経緯(別紙) 1 日本通信からの申請(1)
～ (5) イ 見解の概要のとおり

③ 協議の不調の理由

日本通信がドコモの携帯電話網(3G)を利用したMVNO事業を行うことを希望して、平成18年11月2日にドコモに対し協議を申し入れた。その後、日本通信は、同年12月14日、相互接続による「エンドエンド料金」(日本通信が利用者料金を設定)及び料金体系は「帯域幅課金」等を希望し事前調査申込みを行ったが、ドコモは「ぶつ切り料金」及び「従量制課金」等を主張し協議が不調に至った。

(3) 答弁書における主な主張

(5) 答申及び勧告中、本件の経緯(別紙) 2 ドコモの答弁のとおり

(4) 諮問

平成19年9月21日諮問第6号(次のとおり)

諮 問 書

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第35条第3項の規定に基づき、日本通信株式会社から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備との接続に関する裁定の申請があった。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

(以下(裁定案及び理由)略)

(5) 答申及び勧告

平成19年11月22日電委第69号(次のとおり)

答申書及び勧告書

平成19年9月21日付け諮問第6号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第1条(目的)ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記1から4までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第162条第1項の規定に基づき、下記5のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

記

1 裁定事項1(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ」という。)の役務提供区間における役務内容等は、ドコモが独自に決めることができる、という主張には合理性があるか。)

裁定事項1については、抽象的な考え方について合理性の判断を求めるものであり、日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)とドコモとの間の電気通信回線設備の接続(以下「本件接続」という。)に関する協定の細目には当たらず裁定対象とは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、日本通信の申請内容に関連しては、接続に係る両当事者のサービス提供区間のそれぞれのサービスについては、接続協定の内容に整合する形でサービス提供されるものであることから、両当事者のそれぞれのサービス提供条件の内容についても、接続条件その他協定の細目に含まれる場合には独自に自由に決定されるべきものではなく、接続協議に必要な範囲内で当事者間で誠実に協議されるべきものと考えられる。

2 裁定事項2(利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か。)

裁定事項2については、本件接続における利用者料金は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

(理由)

(1) ぶつ切り料金とエンドエンド料金

独自にエンドエンド料金の設定が可能な寡占的なMNOに加え同じ条件のMVNOの新規参入を可能とすることが競争促進に寄与する。逆に、ドコモが日本通信のサービスと競合する自社独自サービス（本年10月22日から提供開始したPC向け定額サービス）でエンドエンド料金を設定する一方、日本通信にエンドエンド料金を許容しないことはイコールフットィングの観点から問題である。また、日本通信が予定する速度別料金や時間帯別料金その他利用者ニーズをよりよく反映させた多様なサービスの展開にはぶつ切り料金では対応しきれないと考えられることなどから、利用者利益の観点からもエンドエンド料金が適当である。

(2) 利用者料金設定権

エンドエンド料金とする場合に、ドコモに本件サービスの利用者料金の設定を認めると、ドコモは自社独自の競合サービスの料金設定権を併せ持つ一方で、日本通信は自社の予定するサービスの料金設定権を持ち得ないこととなる。これは、公正な競争を著しく制限することとなり、適当ではない。また、営業活動を行い顧客を獲得する事業者がエンドエンド料金を設定する方が、利用者にとって分かりやすく、事業者にとっても営業努力が報われ事業活動の意欲を高めることができ、利用者のニーズや要望の把握をもとに不断のサービス内容の改善につなげることが可能となると考えられ、利用者利益及び競争促進の観点から適当である。これらのことから、日本通信に利用者料金の設定権を認めることが適当である。

付言するに、接続を請求する日本通信が自社で利用者料金設定権を有するエンドエンド料金とすることを希望するのに対し、ドコモは、日本通信が利用者料金を設定するエンドエンド料金とすることは自社の設備投資インセンティブを減殺するなどとして反対し、ぶつ切り料金とすることを希望している。しかし、エンドエンド料金の場合で

も「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えない範囲（電気通信事業法第34条第3項第4号）で適切な接続料金（同法第34条第2項に規定する「取得すべき金額」）を設定することは可能であり、ドコモの投資インセンティブを減殺するなどの不利益をもたらすとは認められないことから、ドコモが本件接続条件に反対する主張に十分な合理性は認められない。

なお、ドコモが主張する顧客管理等の基本的事項を独自決定したいとすることやネットワークの輻輳の懸念は、この裁定事項と別に対応することが可能と考えられる。

3 裁定事項3（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか。）

裁定事項3については、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項4の問題として切り分け、本件接続における接続料金の課金方式は帯域幅課金（帯域幅に基づき、通信量に比例せず一定額を課金する方式。）とすることが適当である。ただし、帯域幅課金とすることには、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

（理由）

日本通信は、速度別料金や時間帯別料金などの多様なサービスの提供がしやすいことなどから、接続料金を帯域幅課金とすることを要望している。これに対しドコモは、①情報量とは無関係に帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金を算定することは実際の設備への負荷やコストを反映しない、②接続料金を帯域幅課金とすることで、利用者料金定額制のもとでアプリケーション制限なしのサービスが提供されれば、ドコモのネットワークに輻輳が生じる危険性が高い、として帯域幅課金に反対し、パケット量に応じた従量制課金（通信量に比例して課金する方式）を希望している。

従量制課金に比較すれば帯域幅課金とする場合の方が、その帯域幅の枠を速度や時間の刻みでフルに有効活用することを通じ、より日本通信による多様なサービスの提供を促進させることができると考えられ、今後のモバイルデータ通信サービスの高度化・多様化が期待され、利用者利益の観点から適当である。また、今後インターネット利用等のために高速なPC向け定額制サービスのニーズが高まっていくと予想される中、ドコモは自社独自サービスで定額制を導入する一方、日本通信には

利用者向けに定額制サービスの設定がしにくい従量制の接続料金しか認めないことは、公正競争上問題なしとしない。

ドコモは帯域幅の比率で全体コストを按分し接続料金の算定を行うと実際のコストを反映しないとして帯域幅課金に反対しているが、接続原価の算定は別に行った上で帯域幅に換算する方法や、帯域幅（接続回線の伝送容量）の使用率に一定の標準的な余裕率を設ける方法などの工夫も可能であり、帯域幅課金であるからといって実際の設備負荷やコストを反映できないというものではない。

ドコモが強く懸念しているネットワークの輻輳に接続料金に関係する点については後述するが、その点を別にすれば、課金方式の帯域幅課金自体を否定する十分な理由はない。したがって、総合的に見て本件接続における接続料金の課金方式としては帯域幅課金とすることが適当と考えられる。

一方、ドコモは、日本通信が利用者にPC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスを提供した場合に、ドコモのネットワークに輻輳を生じ他の利用者のサービス利用に悪影響を及ぼす可能性を強く危惧し、通信量に一定の抑制を加えることが可能な従量制の接続料金とするべきであると主張している。現在は固定通信の場合であるが、インターネット上の映像ストリーミングやP2P通信がインターネットサービスプロバイダの設備帯域を圧迫していると指摘されている。利用時間や情報量に上限を設けない定額制サービスは、利用者に使い放題の便利な環境をもたらす一方で、通信事業者側にネットワーク制御や設備増強の大きな負荷を生じさせるものであり、特に、利用者が移動し無線基地局を多数の利用者が共同利用する携帯電話ネットワークにおいては、周波数の制約がある無線基地局への負荷やネットワークの制御に十分な配慮が必要となる。実際にドコモは自社独自のPC向け定額サービスの提供開始に当たりネットワークの保守運用のために、料金とも組み合わせ、様々なアプリケーションや利用方法の制限を設けるとともに各種の通信制御機能を設けている。継続協議とする裁定事項5の疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳への技術的対策が未確定の現段階では、ネットワークの輻輳の懸念が十分に解消されるかどうかは定かではない。

他方で、日本通信はそもそもPC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスの提供の有無自体を明確にしておらず、両当事者間のこれまでの協議ではこれによるネットワークの輻輳の発生の可

能性や対応策について十分な協議は行われていない。このような両当事者間の協議の現状等にかんがみると、現段階で接続料金の課金方式の問題をネットワークの輻輳対策の問題と切り離して確定させることは適当ではないと考えられる。

したがって、接続料金を帯域幅課金とすることには、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことを条件とすることが適当である。

なお、今後の当事者間の継続協議に当たっては、円滑な合意形成のために、日本通信が利用者に対して提供するサービスを、①PC向け定額制課金によるアプリケーション制限なしのサービスと、②その他一定のアプリケーション制限ありのサービスに区分して検討することも考えられる。

4 裁定事項4（接続料金の具体的金額）及び5（開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分）

裁定事項4及び5については、接続に関する細目についての協議が行われるまでには至っておらず、裁定申請要件を具備しているとは認められないことから、裁定を行わないことが適当である。

なお、今後両当事者間において、裁定案に述べる留意事項も踏まえ相互に必要な情報提供を行い、真摯な協議を通じて円滑に合意が形成されることが望まれる。

5 勧告 — MVNOの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、MVNOの参入の促進を図るためには、本件に限らず、MVNOとMNOとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

別紙

本件の経緯

1 日本通信からの申請

日本通信は、平成19年7月9日付けで、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第35条第3項の規定に基づき、総務大臣に対し、裁定事項1から5までについての裁定を申請した。

なお、裁定事項1から5までについての日本通信の裁定申請内容及び見解の概要は、それぞれ次のとおりである。

(1) 裁定事項1

ア 裁定申請内容

「本件相互接続に関するドコモの以下の主張には、合理性があるか。

相互接続において、ドコモの役務提供区間に係る電気通信サービス（エンドユーザー向けサービス）は、エンドユーザーに対してドコモが提供するサービスであり、そのサービスの内容、運用等については、日本通信の意向に関係なく、ドコモが独自に決めることができる。」

イ 見解の概要

ドコモの主張には合理性がない。なぜならば、MNOが当該利用者に提供する電気通信役務の内容は、MVNOが当該利用者に提供する電気通信役務の内容に応じて自然に決定されることであるからである。

(2) 裁定事項2

ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金設定の在り方は、「ぶつ切り料金」、あるいは「エンドエンド料金」（日本通信が料金設定）のいずれとすべきか^(注)。」

(注) 本申請において「エンドエンド」とは、複数の電気通信事業者の設備を接続することにより役務提供する場合において、一の事業者が役務全体（エンドエンド）の利用者料金（エンドユーザー向け料金）を設定することをいい、「エンドエンド料金」とは、上記の場合において利用者料金設定事業者が設定した利用者料金（エンドユーザー向け料金）のことをいう（平成15年6月17日付「料金設定の在り方に関する研究会報告書」60頁（用語集）参照）。

イ 見解の概要

エンドエンド料金とすべきである。その理由は、次のとおりである。

- (ア) ぶつ切り料金とする場合におけるドコモの料金には接続に関連しない費用及び利潤が含まれるはずであるため、ぶつ切り料金とすれば事業法第34条第3項第4号に適合しない可能性を否定することができないこと。
- (イ) ぶつ切り料金とすれば、日本通信の電気通信役務に関する価格競争力がドコモに握られるが、エンドエンド料金とすれば、本件接続による電気通信役務全体に関する料金を日本通信が単独の判断で臨機応変に設定することにより価格競争に対抗することができること。
- (ウ) 日本通信にあってはドコモが提供していない電気通信役務を提供することを想定しており、ぶつ切り料金よりもエンドエンド料金の方が利用者にとって分かりやすいこと。
- (エ) ぶつ切り料金とすれば、ドコモの料金に接続に関連しない費用が含まれるため、料金が不必要に高額に設定されることとなること。

(3) 裁定事項3

ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金体系は帯域幅課金とすべきか^(注)。」

(注) 本申請において「帯域幅課金」とは、電気通信事業者の網間を接続する通信回線の通信速度に応じて、電気通信事業者間の精算金額（相互接続においては接続料の金額）を設定する課金方式をいう。

イ 見解の概要

通信の時間又は量に応じた接続料金よりも、帯域幅に応じた接続料金の方が日本通信の事業の形態に照らして適切であるから、帯域幅課金とすべきである。

(4) 裁定事項4

ア 裁定申請内容

「本件相互接続における料金の具体的金額は、いくらとすべきか。」

イ 見解の概要

適正な原価及び適正な利潤を基本とした接続料金とすべきである。また、接続料金の算定に当たっては、網の構成、網を構成する装置の種類及び取得金額、減価償却の方法及び金額、網の運用費並

びにこれらが最適に設計・運用されていること、接続料金の算定方式及び計算の過程並びにその合理性等についての情報の開示及び詳細な検討が必要である。

(5) 裁定事項 5

ア 裁定申請内容

「本件相互接続に関して開発を要する機能、装置構成、開発方法、開発期間、開発費用及び日本通信の負担分はどうあるべきか。」

イ 見解の概要

本件接続における開発については、その費用についてはドコモの案よりも引き下げることができるとともに、その期間についてもドコモの案よりも短縮することができる。また、開発の目的、範囲、必要性、方法論等についての明確な説明がない。

当該開発の対象たる機能が、ドコモが当然具備しておくべき機能であるから、本件接続における開発に要する費用は、ドコモがこれを負担すべきである。

2 ドコモの答弁

ドコモは、平成19年7月10日付けで、事業法第35条第5項の規定に基づき、日本通信から1の申請があった旨の通知があったことを受け、同月31日付けで、同項の規定に基づき、総務大臣に対し、答弁書を提出した。

裁定事項1から裁定事項5までについてのドコモの見解の概要は、それぞれ次のとおりである。

(1) 裁定事項 1

裁定事項1は、裁定の範囲外の事項である。裁定事項1は極めて観念的かつ抽象的な事項についての裁定を求めるものであり、事業法第35条第3項に規定する裁定の対象に該当しない。

なお、MNOに課される責任、接続と卸電気通信役務との相違等にかんがみると、ドコモが利用者に提供する電気通信役務について、ドコモがその内容、運用等を決定することは当然のことである。

(2) 裁定事項 2

ぶつ切り料金とするのが適切である。ぶつ切り料金は、責任分界点を境として電気通信役務の提供区間が分かれるという接続の原則と

整合的なものである。

なお、仮にエンドエンド料金とするのであれば、発側事業者が利用者料金設定権を持つのが自然かつ公平であり、ドコモ契約者発の PACKET 通信については、ドコモが利用者料金設定権を持つこととなる。

(3) 裁定事項 3

接続料金とは情報がドコモのネットワークを経由することに対する対価であるから、パケット量に応じた従量制課金が公平かつ妥当である。

(4) 裁定事項 4

従量制課金により計算される接続料金は、1 パケット当たり A 円となる。

エンドエンド料金とした上で、帯域幅課金とする場合の接続料金の月額は、10Mbps の帯域幅当たり B 円となる。

(5) 裁定事項 5

本件接続を開始するための開発としては、接続を可能にするための開発のほか、本件接続以外の利用者の通信障害、ドコモのネットワークへの過剰な負担を回避するための開発も含まれる。

各開発が日本通信の要望に従った接続を行うために特別に必要となる開発であることから、開発に要する費用については、日本通信がその全額を負担するのが公平である。

開発期間については、必要とされる合理的な期間とすべきである。

3 総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成19年9月21日付けで、当委員会に対し、事業法第160条第1号の規定に基づき、同法第35条第3項の電気通信設備の接続に関する裁定について諮問した。諮問された裁定案の概要は、次のとおりである。

(1) 裁定事項 1 について

裁定対象と認められないことから、裁定を行わない。ただし、他の裁定事項の前提事項と認められることから当該事項の合理性については、理由中で判断を示す。

(2) 裁定事項 2 について

本件接続における利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが相当である。

(3) 裁定事項 3 について

本件接続に関してドコモの取得すべき金額（接続料金）の料金体系は、帯域幅課金が相当である。

なお、裁定事項 3 において判断の対象とする帯域幅課金とは、帯域幅に基づく定額制課金であることを意味するにとどまり、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項 4 の問題として切り分ける。

(4) 裁定事項 4 及び 5 について

細目協議にまで至っておらず、裁定申請の要件を欠くことから、裁定を行わない。ただし、協議を継続するに当たって留意すべき点については、理由中で判断を示す。

4 当委員会の審議

当委員会は、平成 19 年 9 月 21 日に会議を開催し、総務大臣から諮問を受けるとともに、本件諮問を担当する総合通信基盤局から諮問の内容についての説明を受けた。また、当委員会は、当事者である日本通信及びドコモからも事情を聴取することが必要と思料し、両当事者に意見書の提出を求め、両当事者から意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成 19 年 9 月 21 日、10 月 12 日、同月 19 日、同月 30 日、11 月 22 日と 5 回にわたり会議を開催して審議を重ね、答申を取りまとめた。また、本件答申に併せて、総務大臣に対して勧告することとした。

(6) 裁定について通知

平成 19 年 11 月 30 日総基料第 245 号（次のとおり）

ア) 日本通信株式会社あて

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、平成19年7月9日付けで貴社より申請のあった株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信回線設備との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があった日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

別添

裁 定

日本通信株式会社 代表取締役社長 三田 聖二 から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第35条第3項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信回線設備との接続に関して、協議が不調であったため、裁定の申請が行われた。

総務大臣は、本件日本通信株式会社の申請及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの答弁及び両当事者からの意見についての調査結果並びに平成19年11月22日に電気通信事業紛争処理委員会から受けた答申の内容を踏まえ、下記のとおり裁定する。

記

裁定事項1について

裁定対象と認められないことから、裁定を行わない。ただし、他の裁定事項の前提事項と認められることから当該事項の合理性については、理由中で判断を示す。

裁定事項2について

本件接続における利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信株式会社に利用者料金設定権を認めるのが相当である。

裁定事項3について

本件接続に関してドコモの取得すべき金額（接続料金）の料金体系は、帯域幅課金が相当である。ただし、帯域幅課金とすることに関し、裁定事項5に含まれる疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達の観点に立って両当事者間で十分に協議を行い、協議が調うことが求められる。

なお、裁定事項3において判断の対象とする帯域幅課金とは、帯域幅に基づく定額制課金であることを意味するにとどまり、具体的な一定額を算定する方式については裁定事項4の問題として切り分ける。

裁定事項4及び5について

細目協議にまで至っておらず、裁定申請の要件を欠くことから、裁定を行わない。ただし、協議を継続するに当たって留意すべき点については、理由中で判断を示す。

理 由（略）

イ) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモあて

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、平成19年7月9日付けで日本通信株式会社より申請のあった貴社の電気通信回線設備との接続に関する裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この処分があった日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

別添

（日本通信株式会社あて通知と同じ。略。）

第2章 他人の土地・工作物の使用

第1節 協議認可申請

1 平成14年3月19日申請事例（基・電・事業政策課平成14年3月19日第210号）（無線LANサービス事業の用に供する土地等の使用に関する協議認可の申請）

（1）経過

平成14年	3月19日	モバイルインターネットサービス株式会社（以下「MIS」という。）、認可の申請（⇒（2））
	3月22日	総務大臣、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）に対し、認可申請があった旨の通知
	4月11日	JR東日本、意見書の提出（⇒（3））
	6月17日	総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問（諮問第2号）（⇒（4））
	7月 1日	MIS及びJR東日本、総務大臣諮問書についての意見等の提出
	7月30日	電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申（⇒（5））
	8月 8日	総務大臣、MISに対して認可拒否処分（⇒（6））
平成15年	3月17日	政府、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（第156回国会閣法第111号）を国会に提出（⇒（7））
	7月17日	同法律案成立

（2）申請における主な主張

① 土地等の種類及び所在地

JR東日本所有の新宿、池袋、渋谷、東京、上野及び品川の6駅のホーム、コンコース及びそこに至る上流回線提供者との責任分界点まで

の有線線路設置場所

② 線路の種類

有線線路（光ケーブル、メタルケーブル）と、アンテナ（屋外型）、無線ルータ（屋外型、屋内型）、その他（メディアコンバータ、モデム、S W H U B）

③ 土地の使用の認可を申請する理由

M I S のサービスは、既に第一種電気通信事業者として、総務省より事業許可を得ているが、その公益性、公共性が確認されていると考えている。

M I S が広く公益に帰すサービスを行う上では、利用者が多く集まる場所でのサービスは不可欠である。この観点において、J R 東日本の駅は、極めて多くの公衆が出入りする場所であり、公益事業に不可欠なものである。また、この点については、J R 東日本自らが駅におけるインターネットアクセス需要を認知しており、かつ、同様のアクセスサービス実験をしていることから、その必要性が極めて高いといえる。

J R 東日本との交渉においていくつかの提案を行ったが、許諾されず、また、必要な情報が公開されなかったため、当事者間での調整は困難であるとの判断に至った。

J R 東日本からの貸与禁止理由は、J R 東日本自らが無線LANの利用を計画しており、その電波利用に対する干渉が懸念されることになっている。これに対して、当該無線LANの利用する周波数は、小電力データ通信システムであり、各無線局に免許割当てを行っているものではなく、共用バンドであり、本周波数帯域を利用するものは、相互に電波干渉に対する調整を行い利用するものとなっている。今回の貸与禁止理由は、事実上この周波数帯域に対する占有権若しくは所有権を主張するものであり、到底納得できるものではない。

J R 東日本の構内には豊富なスペースがある。しかも、無線基地局設置希望箇所は、駅ホーム上の店舗上部又は側面や構造物上部、駅構内での天井部分であり、施工場所、施工方法が選択可能なことから、J R 東日本の鉄道事業等に影響を与えないものとする。さらには、現在J R 東日本自らが駅構内において、同様の無線LAN装置を設置運用していることから、これらの設置運用が鉄道事業等に影響を与えないことは自明である。

(3) 意見書における主な主張

- ① 本件申請の対象とされる無線ルータ、メディアコンバータ、DSLモデム等の機器については、たとえ、第一種電気通信事業の用に必要なものではあっても、必ずしもアンテナに接着して設置する必要はないし、また、アンテナとは異なり、特段、設置場所が限定されるなどの事情は存しないことから、総務大臣の認可の対象外である。
- ② 本件申請は、次の理由から、電気通信事業法（以下「法」という。）第73条第1項に規定される「必要かつ相当であるとき」には該当しない。
 - 1) 6駅構内に対するJR東日本の管理権に優先してプラットホーム又はコンコース上に無線LAN基地又はMISタワーを設置すべき特段の必要性を見出し難いのみならず、その設置を認めることは不適當である。
 - 2) 法第73条第1項に基づく総務大臣の認可制度は、土地等の所有者等に対して、土地等の物件に対する使用権設定に係る受忍を求めるにすぎず、それ以上に、土地等の所有者等に対して、当該使用権設定に伴う積極的行為又は対応を強いるものではないから、事故発生防止のために乗降客の整理等の積極的対応をJR東日本に余儀なくさせるMISの本件申請は、明らかに法73条第1項の限界を逸脱している。
 - 3) JR東日本は、現に、6駅を含む駅構内において、多くのPOSレジ等の機器を稼働させており、これらの機器の正常な作動がMISによる無線LAN基地又はMISタワーの設置によって妨げられ得る状況を甘受すべき筋合いにないのみならず、駅構内における無線LANによるインターネット接続サービスの事業化、無線LAN経由のPDAによる旅客情報サービスなども、実際に実験が進行中であるか、又は近日中には実験が開始されるという状況にある以上、JR東日本によるこれら施策の円滑な実施がMISによる無線LAN基地又はMISタワーの設置によって阻害され得る状況になることは、当該施策実施に係るJR東日本の基本的権限を否定するものである。
 - 4) MISによる本件申請は、誠意あるJR東日本の対応を一方向的に無視し、JR東日本駅構内における無線LANの方式を、汎用性に全く欠けるMIS方式によって独占しようという意図に基づくものであるから、相当性に欠ける。

- ③ 以上のとおり、MISによる本件申請は、法73条第1項に規定される「必要かつ適当であるとき」の要件の具備に欠けることが明白であるから、速やかに排斥させるべきである。

(4) 諮問

平成14年6月17日諮問第2号（次のとおり）

諮 問 書

モバイルインターネットサービス株式会社（以下「MIS」という。）から、平成14年3月19日付けで、電気通信事業法（以下「法」という。）第73条第1項の規定に基づき、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）に対する土地等を使用する権利の設定に関する協議を求める認可申請があった。

これについて審査した結果、法第73条第1項及び第2項の認可用件に該当し、又は適合していると認められることから、申請のとおり認可することとしたい。

よって、法第88条の18の規定に基づき、上記について諮問する。

なお、上記の判断を行うに至った理由を別紙（省略）に示す。

(5) 答申

平成14年7月30日電委第95号（次のとおり）

答 申 書

平成14年6月17日付け諮問第2号に対し、当委員会は、下記のとおり答申する。

記

モバイルインターネットサービス株式会社に対し電気通信事業法第73条第1項の規定に基づき認可をすることは、相当ではない。

その理由は、別紙記載のとおりである。

別紙

第1 本件の経過

1 総務大臣からの諮問

総務大臣は、平成14年6月17日、当委員会に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第88条の2の規定に基づき、第73条第1項の規定による土地等の使用に関する認可につき、諮問をした。この認可は、第一種電気通信事業者であるモバイルインターネットサービス株式会社（以下「MIS」という。）から、その事業用の線路を設置するため、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が所有する6駅を使用するための協議を求めため申請されたものである。

2 MISからの申請

MISは、JR東日本が所有する新宿、池袋、渋谷、東京、上野及び品川の6駅の駅ホーム、コンコース等において、いわゆる無線LANの役務を提供するため、これら6駅の駅ホーム、コンコース等を利用して電気通信設備を設置する必要があるとし、その利用をJR東日本に申し入れたが、拒否された。

そこで、MISは、平成14年3月19日、総務大臣に対し、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づき、JR東日本との間で使用権の設定を協議するための認可を申請した。

MISの主張の主要な点は、（1）MISは、第一種電気通信事業者として無線LANにつき事業許可を得ており、その公益性、公共性が確認されていること、（2）JR東日本の駅は、極めて多くの公衆が出入

りする場所であり、公益事業にとって不可欠なものであること、(3) 本件無線LANが利用する周波数は、相互に電波干渉に対する調整を行い利用するものであり、その悪影響はないこと、(4) 駅構内には豊富なスペースがあり、JR東日本の鉄道事業等に影響を与えないものであるというものである。

3 JR東日本の意見

JR東日本は、平成14年3月22日、総務大臣から、上記の認可申請があった旨の通知を受けて、申請についての意見書の提出を求められ、同年4月11日これを提出した。

JR東日本の主張の主な点は、(1) 電気通信事業法第73条第1項の規定は、他人の土地等を利用して電柱、電線等を設置しなければ電気通信の線路が断たれて事業の目的が達成できない場合に限り適用されるものであるのに、本件無線LANの設備は、それぞれの駅を利用する旅客に対してのみ役務を提供するためのものであって、格別駅に設置しなければ線路が断たれるものではないから、同条項の規定の適用を受ける線路とはいえない、(2) MISは、JR東日本の駅を利用して駅構内で無線LANの事業を展開するため本件申請に及んだものであって、JR東日本の管理権、利用権に優先してこれを使用する必要性及び適当性が認められないばかりか、これが認められるとJR東日本では事故発生防止のための積極的対応を余儀なくされたり、鉄道の安全運行のための機器の作動が阻害されたりする危険を蒙ることになり、さらに、JR東日本が計画している駅構内の無線LANインターネット接続サービスの事業化や無線LANによる旅客情報サービスが阻害される危険があるので、MISの本件無線LANのための駅の使用については電気通信事業法第73条第1項に規定する「必要かつ適当であるとき」の要件を充たしていないというものである。

4 当委員会の審議

当委員会は、本年6月17日、総務大臣から諮問を受け、即日委員会を開催して諮問内容について説明を受けるとともに、MIS及びJR東日本に対し諮問内容に関して意見を求めることを決定し、7月1日双方から意見書の提出を受けた。

当委員会は、その後本年6月21日、7月5日、同月19日、同月26日及び同月30日に委員会を開いて審議を重ね、本答申を取りまとめた。

第2 電気通信事業法第73条第1項の規定の趣旨

1 規定の沿革と特質

電気通信事業法第73条第1項は、第一種電気通信事業者が事業の用に供する線路の設置のために総務大臣の認可を受けて他人の土地等を使用する権利の設定に関して他人と協議を求めることができる旨を定め、併せて、認可につき、その土地等を利用することが必要かつ適当であるときという要件を定めている。

この規定は、基本的に、旧日本電信電話公社の土地等の使用権について定めた旧公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）第81条の規定を継承したものであって、公共の利益となる事業（道路、河川、鉄道等）に必要な土地等の収用又は使用について定めている土地収用法（昭和26年法律第219号）の要件を軽減した補充法であると理解されている。すなわち、第一種電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致するという認識に立ちつつ、長距離にわたる線路の設置にあたり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、土地等の使用を認めても生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されたものと理解されているのである。

2 規定が適用される線路の範囲

このような規定の沿革と趣旨に照らすと、電気通信事業法第73条第1項が適用対象としている線路は、第一種電気通信事業者が設置を希望するすべての場所における線路を意味するものではなく、その設置が当然に公共の利益と合致し、土地等の権利者の意思に反してでも使用権を

主張することが認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

すなわち、もともと土地収用法や本条項を含む公用使用権の規定は、国民の側に個々の権利者の使用権を上回る利用についての公共の利益ないしは潜在的権利があると観念するところに成り立つものであって、憲法第29条第3項が「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」と規定しているのも、その趣旨を示すものである。そして、もし土地等の利用について認可が求められている場合において、このような公共の利益が認められないときは、電気通信事業法第73条第1項にいう線路に該当しないばかりか、土地等を利用することが適当とは認められないことになる。

いかなる場合に土地等を利用することに公共の利益が認められるかを判断するにあたっては、特に、その土地等を利用することにより設置する線路が、その土地等に現在する人を専ら又は主として対象としているのか、それを超える公衆を広く対象としているのかを区別することが重要と考えられる。後者である場合には、電話線を繋ぐための電柱を想起すれば明らかなように、土地等を利用することに公共の利益を肯定することが容易であるのに対し、前者の場合には、その土地等に現在する人に対し通信の役務を提供するか否かは、原則として、土地等の権利者の判断に委ねるのが当然であって、その意思を無視して第一種電気通信事業者に他人の土地等の利用を認めるには、それを肯認するに足りる特別の根拠を必要とするものというべきである。

このことは、これまでの行政解釈において、電気通信事業法第73条第1項の規定について、所有者等の権利者が異なる場所の間の通信、つまりは隔地者間の通信について適用されるものと説明されていたことと符合するばかりか、同一の構内や同一の建物内の通信に関する電気通信事業法の規定をみても明らかである。すなわち、例えば、同法第49条第1項では、通信の端末設備につき、「電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。」と定義し、利用者が端末設備を電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を行った場合には、第一種電気通信事業者は技術基準に適合しない場合等を除きその請求を拒むことができない旨規

定している。これは、電気通信事業法では、同一の構内や同一の建物内の通信のための設備の設置については、土地等の権利者の意思に委ね、電気通信事業者がその構内や建物を使用するには、その施設の権利者との間に私的契約を取り決めることを建前としている証左である。

そればかりか、仮に、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づき、原則として、第一種電気通信事業者が端末設備と同様の設備を、希望するままに私的な場所に設置することが許されるものとするれば、土地等の権利者や利用者の意思に反してでも、際限なく私的な施設を利用して営業活動を展開することが許されることになる。これは、土地収用法より遥かに簡易な手続で同法以上の強大な使用权を肯定することであり、到底電気通信事業法が予定するところとは考えられない。

もし、同一の構内や同一の建物内の通信のための設備の設置について、土地等の権利者の意思に反してでも第一種電気通信事業者による設備の設置を認めるのが適当とすれば、その旨を明示した立法によるべきである（電気通信事業法第38条が、第一種電気通信事業者に対し、他の電気通信事業者から電気通信回線設備との接続を求められたときは、これに応じる義務がある旨を規定しているのは、その種の立法例である）。

第3 電気通信事業法第73条第1項の本件への適否

1 M I Sが設置する無線LAN設備の性質

M I Sは、平成14年3月19日付け「土地等使用認可申請書」において、「有線線路（光ケーブル、メタルケーブル）と、アンテナ（屋外型）、無線ルーター（屋外型、屋内型）、その他（メディアコンバータ、モデム、SWHUB）」の設置に関して、「J R 6 駅 新宿、池袋、渋谷、東京、上野、品川の駅ホーム、コンコース、及びそこに至る上流回線提供業者との責任分界点までの有線線路設置場所」の利用について公用使用权の設定を求めている。

J R 東日本の新宿駅、池袋駅、渋谷駅、東京駅、上野駅及び品川駅は、同社が所有管理する一つの建物或いは区域であると認められる。また、M I Sが設置を予定している「有線線路（光ケーブル、メタルケーブル）」

と、アンテナ（屋外型）、無線ルーター（屋外型、屋内型）、その他（メディアコンバータ、モデム、SWHUB）」の全ての設備は、この各々の建物内に設置される設備である。

M I S が設置を予定している本件無線LAN設備のアンテナ（屋外型）の送信距離は、同社の平成14年5月8日付け「反論書」に100メートル程度とされているように、概ね100メートル程度を超えないものと想定されており、その射程は主としてJ R 東日本が所有管理する駅の内部に止まるものと認められる。

2 本件無線LAN設備の設置と電気通信事業法第73条第1項

以上の点に照らすと、本件無線LAN設備は、隔地者間の通信を行うものではないので、電気通信事業法第73条第1項にいう線路には該当せず、また、その設置に関してその規定により使用权を認めることは、適当でもない。

本件の土地等の権利者がJ R 東日本であること及びその6駅を利用する者がJ R 東日本の旅客であることから、J R 東日本に特別の土地等についての利用受忍義務が認められないか、また、旅客に無線LAN設備についての特別の利用請求権が認められないかが一応問題となるが、現行規定を精査しても、これを認めるべき根拠を見出すことはできない。

本来、本件無線LAN設備を駅に設置することについては、当事者間の話し合いによるべきである。また、そのような設置を促すことが適当であるとすれば、然るべき法令上の根拠を整備する必要がある。

第4 結 論

以上の理由により、M I S に対し認可をすることは、相当ではないと考える。

(6) 認可拒否処分

モバイルインターネットサービス株式会社あて平成14年8月8日総基
事第232号(次のとおり)

平成14年3月19日付けで申請のあった、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づく土地等の使用権設定に係る協議の件は、別紙の理由により、認可しない。

(理由)

- 1 電気通信事業法第73条以下の土地等の使用に関する協議認可・裁定制度(以下「本件制度」という。)は、私有財産たる土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」という。)について、当該土地等の所有者(所有権以外の権限に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。)の意思にかかわらず、強制的に、これを第一種電気通信事業のために用いることを可能とする制度である。
- 2 このような本件制度の私権制限的な性格にかんがみ、電気通信事業法第73条第1項に規定する線路及び空中線並びにこれらの附属設備(以下「法第73条第1項の線路」という。)については、有線電気通信設備令第1条第5号等に規定される「線路」及び「空中線」(以下「電気通信関係法令一般における線路」という。)であることのみならず、本件制度の立法趣旨に合致する態様のものであることをも要するものである。
- 3 そして、本件制度は、電気通信関係法令一般における線路を、複数の土地等を横断して設置することが、第一種電気通信事業を遂行するために必要不可欠であることを踏まえ、電気通信関係法令一般における線路であってこのような態様のものを円滑に設置することを可能ならしめることを、その立法趣旨とするものであり、一の土地等の内部に現在する利用者に対し電気通信役務を提供するために当該土地等の内部に設置されるような態様のものを想定していない。

(なお、本件制度の立法趣旨については、電気通信事業紛争処理委員会答申(平成14年7月30日)においても、「第一種電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致するという認識に立ちつつ、長距離にわたる線路の設置にあたり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、土地等の使用を認めても生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されたものと理解されているのである。」とされている。)

- 4 この点において、本件申請に係る「有線線路」、「アンテナ」、「無線ルーター」及び「その他」並びにこれらを一体化した「MISタワー」は、空中波の部分を含め、いずれも、東日本旅客鉄道株式会社の所有する駅の一ごとに、その内部に現在する利用者に対し電気通信役務を提供するため、駅の内部に設置されるものであり、複数の土地等を横断して設置されるものでないため、本件制度の立法趣旨に合致する態様のものとは認められない。
- 5 したがって、これらは、法第73条第1項の線路に該当しないため、認可することは適当でないと認められる。

(7) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(第156回国会閣法第111号)第2条の規定による電気通信事業法第73条第1項の改正

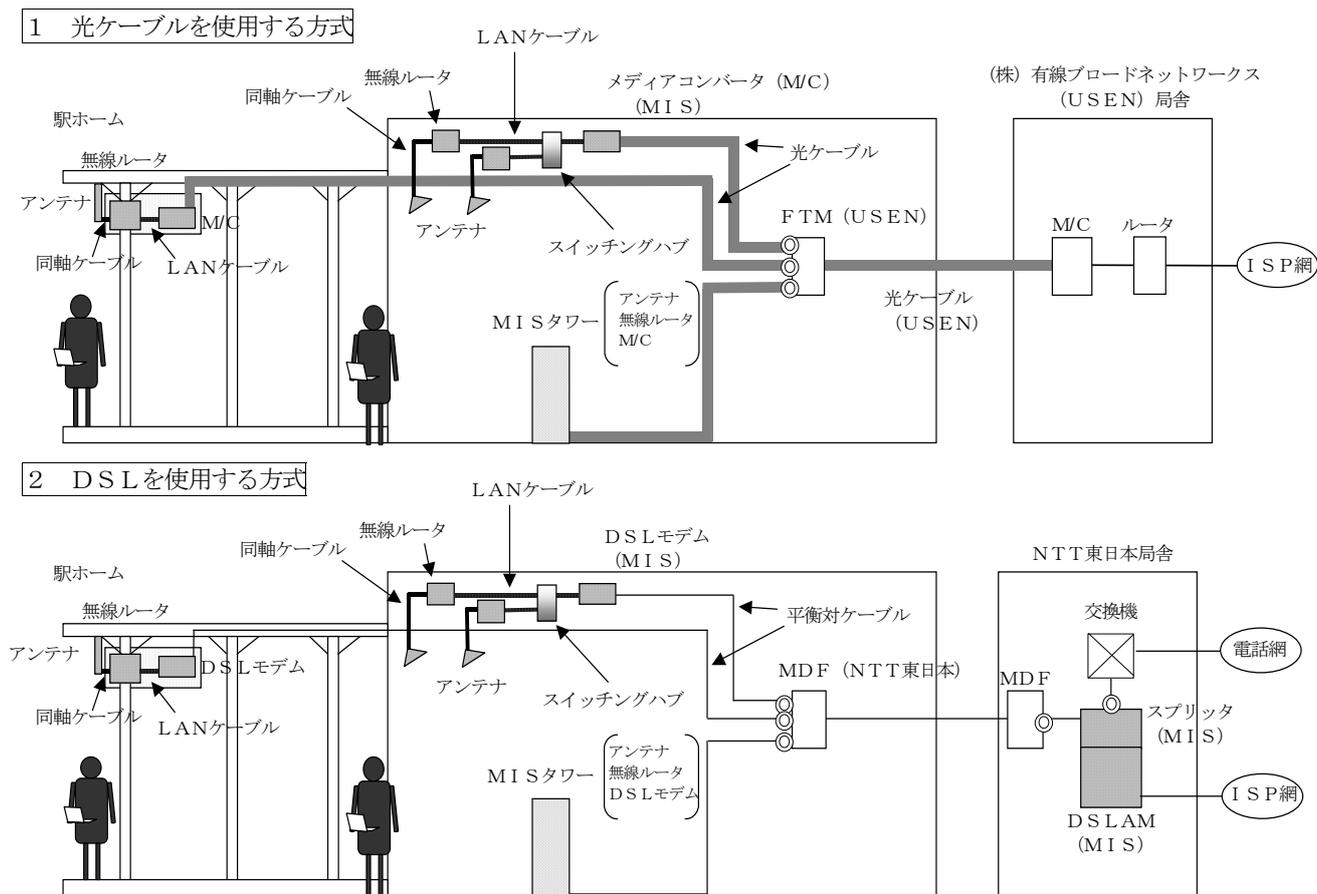
委員会の答申を受け、電気通信事業法第73条第1項の規定の改正を盛り込んだ法律案が国会に提出された。

同法律案は、平成15年7月17日成立、同年7月24日公布された。
(平成16年4月1日から施行。)

【参 考】

(総務省作成資料)

モバイルインターネットサービス株式会社 (M I S) の設備構成図



第3章 役務提供条件・業務方法等の是正

第1節 総務大臣の職権による業務改善命令

1 平成14年4月19日命令事例（平成14年4月19日総基料第70号の5）

（1）経過

- 平成14年 4月18日 総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問（諮問第1号）（⇒（2））
- 4月19日 電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申（⇒（3））
- 総務大臣、ケイディーディーアイ株式会社に対して業務の改善を命令（⇒（4））

（2）諮問

平成14年4月18日諮問第1号（次のとおり）

諮 問 書

ケイディーディーアイ株式会社（以下「KDDI」という。）は、子会社である第二種電気通信事業者（以下「子会社」という。）を通じ、別紙（略）記載の18の地方公共団体等に対し、届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたことが判明した。子会社に対し、その赤字分は手数料という形式で補てんするなど、脱法的な方法を採用しており、また、KDDIが子会社経由で提示している割引率は、各エンドユーザごとにさまざまであり、KDDIによると、競争事業者の提示条件を予測等し、これとそん色のない条件を提示することにより顧客を獲得することを目的として提示しているものである。その結果、本件エンドユーザへの割引率は、利用額の多寡等の条件とは無関係なものとなっている。このような業務の方法は、電気通信役務の利用の公平性等の観点から不適切であり、利用者の利益を阻害するものと考えられる。

以上のことから、利用者の利益又は公共の利益を確保するために改善が

必要であると認められることから、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第36条第4項に基づき、

- ① 子会社がKDDIの「電話サービス等契約約款」に規定する「スーパーアカウントプラン代表者」又は「割引率逦増型選択料金制サービスI利用者」としての実態があるかのように装うことを始め、実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とが齟齬を来たしていることを是正するとともに、今後同様の行為を再演しないこと
- ② 高額利用割引としての割引を利用額の多寡に応じない割引としないこと
- ③ ①及び②について講じた措置について、1か月以内に総務省に報告すること
- ④ 本件の対象となった18の地方公共団体等以外にも、同様の事例が行われていないか調査を行い、同様の事例がみられた場合には、①及び②と同様の措置を講じるとともに、調査結果及び講じた措置について、併せて1か月以内に報告すること

を内容とする業務の改善を命ずることとしたい。

上記について、法第88条の18の規定に基づき諮問する。

(3) 答申

平成14年4月19日電委第60号（次のとおり）

答申書

平成14年4月18日付け諮問第1号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

ケイディーディーアイ株式会社に対し諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは適当と認められる。

ただし、命令にあたっては、以下の点を明示することを考慮されたい。

- 1 同社が、届け出ていない料金により役務を提供することは、電気通信事業法第31条第9項に違反し、かつ、特定の利用者によりのみこのような行為を行うことは、同法第7条に違反するものであること
- 2 このような業務の方法は、第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している場合に当たると認められ、改善の措置を採るべきことを命ずることが利用者の利益を確保するために必要と認められること

(4) 命令

ケイディーディーアイ株式会社あて平成14年4月19日総基料第70号の5（次のとおり）

業務の改善について（命令）

貴社は、子会社である第二種電気通信事業者（以下「子会社」という。）を通じ、別紙（略）記載の18の地方公共団体等に対し、届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたことが判明した。子会社に対し、その赤字分は手数料という形式で補てんするなど、脱法的な方法を採用しており、また、貴社が子会社経由で提示している割引率は、各エンドユーザごとにさまざまであり、貴社によると、競争事業者の提示条件を予測等し、これとそん色のない条件を提示することにより顧客を獲得することを目的として提示しているものである。その結果、本件エンドユーザへの割引率は、利用額の多寡等の条件とは無関係なものとなっている。

貴社が、届け出ていない料金により役務を提供することは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第31条第9項に違反し、かつ、特定の利用者によりのみこのような行為を行うことは、法第7条に違反するものである。このような業務の方法は、第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している場合に当たると認められ、改善の措置をとるべきことを命ずることが利用者の利益を確保するために必要と認められる。

よって、法第36条第4項に基づき、以下の改善の措置をとるべきことを命ずる。

- ① 子会社が貴社「電話サービス等契約約款」に規定する「スーパーアカウントプラン代表者」又は「割引率逦増型選択料金制サービス I 利用者」としての実態があるかのように装うことを始め、実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とが齟齬を来たしていることを是正するとともに、今後同様の行為を再演しないこと
- ② 高額利用割引としての割引を利用額の多寡に応じない割引としないこと
- ③ ①及び②について講じた措置について、1 か月以内に総務省に報告すること
- ④ 本件の対象となった18の地方公共団体等以外にも、同様の事例が行われていないか調査を行い、同様の事例がみられた場合には、①及び②と同様の措置を講じるとともに、調査結果及び講じた措置について、併せて1 か月以内に報告すること

2 平成16年2月5日命令事例（平成16年2月5日総基料第3号の6）

（1）経過

平成16年 1月29日 総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問
（諮問第5号）（⇒（2））
2月 4日 電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申
（⇒（3））
2月 5日 総務大臣、KDDI株式会社に対して業務の改
善を命令（⇒（4））

（2）諮問

平成16年1月29日諮問第5号（次のとおり）

諮 問 書

KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）はかつて、子会社であるKCOMを通じ、18の地方公共団体等に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたが、当該行為は法第7条及び第31条第9項に違反し、法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」場合に当たると認められたことから、利用者の利益を確保するため、平成14年4月19日、当省はKDDIに対し業務改善命令（総基料第70号の5）を行った。

このたび、KDDIが、民間企業向けの電話サービスについて、上記業務改善命令後も届け出た料金を下回る料金でサービスを提供しているのではないかとの申出が当省にあり、KDDIに事実関係の報告を求めたところ、市外通話が45%から67%割引、国際通話が31%から80%割引等、法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していた事例12件が明らかとなった。

今回明らかとなった12件は、いずれも上記業務改善命令以前から法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたものであり、上記業務改善命令を受けて、KDDIは本来速やかに是正のための措置を講じる必要があったところ、現在までに3件は是正されているが、9件については是正されていない。

以上から、上記業務改善命令後、現時点においてもなお法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」状況が継続していると認められることから、同項に基づき、以下を内容とする業務改善命令を行うことといたしたい。

- ① 今回新たに明らかとなった、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた12件のうち、現時点で実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とがそごを来たしている9件について、速やかに是正すること。
 - ② 今回明らかとなった12件以外にも、業務改善命令後、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた事例がないか調査を行い、そうした事例が判明し、現時点で是正されていない場合は、①と同様、速やかに是正すること。
 - ③ 法令等の遵守のための内部管理体制等の充実及び強化を図ること。
 - ④ ①、②及び③により講じた措置について、1か月以内に当省に報告すること。
- 上記について、法第88条の18の規定に基づき諮問する。

(3) 答申

平成16年2月4日電委第8号(次のとおり)

答申書

平成16年1月29日付け諮問第5号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

KDDI株式会社に対し、諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である。

なお、命令を発するに当たっては、KDDI株式会社がその命令を迅速にかつ完全に履行するよう、履行に期限を定める等の配意をされたい。

(4) 命令

KDDI株式会社あて平成16年2月5日総基料第3号の6（次のとおり）

業務の改善について（命令）

貴社はかつて、子会社であるKCOMを通じ、18の地方公共団体等に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたが、当該行為は法第7条及び第31条第9項に違反し、法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」場合に当たると認められたことから、利用者の利益を確保するため、平成14年4月19日、当省は貴社に対し業務改善命令（総基料第70号の5）を行った。

このたび、貴社が、民間企業向けの電話サービスについて、上記業務改善命令後も届け出た料金を下回る料金でサービスを提供しているのではないかとの申出が当省にあり、貴社に事実関係の報告を求めたところ、市外通話が45%から67%割引、国際通話が31%から80%割引等、法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していた事例12件が明らかとなった。

今回明らかとなった12件は、いずれも上記業務改善命令以前から法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたものであり、上記業務改善命令を受けて、貴社は、本来速やかに是正のための措置を講じる必要があったところ、現在までに3件は是正されているが、9件については是正されていない。

以上から、上記業務改善命令後、現時点においてもなお法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」状況が継続していると認められることから、同項に基づき、利用者の利益を確保するために、以下のとおり業務の改善を命ずる。

- 1 今回新たに明らかとなった、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた12件のうち、現時点で実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とがそごを来たしている9件について、1か月以内には是正すること。

- 2 今回明らかとなった12件以外にも、業務改善命令後、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた事例がないか調査を行い、そうした事例が判明し、現時点では是正されていない場合は、1と同様、1か月以内に是正すること。
- 3 法令等の遵守のための内部管理体制等の充実及び強化を図ること。
- 4 1、2及び3により講じた措置について、1か月以内に当省に報告すること。

第2節 意見の申出

1 平成13年12月28日申出事例（基・総務課平成13年12月28日第193号及び同第194号）（DSLサービス受付について業務の改善等を求める意見の申出）

（1）経過

- 平成13年12月28日 ビー・ビー・テクノロジー株式会社（以下「BBT」という。）、意見の申出（⇒（2））
- 平成14年 2月 8日 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）
に対して行政指導文書発出（⇒（3））
BBTに対して処理結果を通知（⇒（4））

（2）申出における主な主張

NTT東日本・西日本のDSLサービス受付業務等に関して、次のとおり、業務改善等を求め、意見の申出を行った。

- ・ NTT東日本・西日本がDSL回線申込時の適合性確認作業及びジャンパー工事について、「DSL（デジタル加入者線）の普及促進及び MDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）に示された標準的な工事期間（7営業日）を遵守するよう業務改善命令を発動すること
- ・ NTT東日本・西日本が、他のDSL事業者申込みの工事と比較し、自社サービスの工事を優先していないかどうか調査すること
- ・ DSLサービス申込時の本人性確認について、名義人のほか電話利用料支払者名による申込みも可能とすること

（3）行政指導

平成14年2月8日総基料第27号（次のとおり）

ア) 東日本電信電話株式会社あて

D S Lサービス開始までの標準的な工事期間の遵守について

標記について、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から電気通信事業法第96条の2に基づき、貴社あて「D S L（デジタル加入者線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）において示したD S Lサービス開始までの標準的な工事期間である7営業日以内を遵守していないため、貴社に対し、業務改善命令を要請すること等を内容とする意見申出がなされた。

これにつき調査した結果、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から11月中になされた回線開通申込みのうち、おおむね同社の希望日内に工事は完了しているものの、同社の希望に反し、標準的な工事期間以内に工事が完了されていない場合が約2割見受けられた。その要因として、工事希望日が特定の局舎・特定の日に集中していること、同社の開通工事申込みの一部不備があることも挙げられるが、貴社においても標準的な工事期間である7営業日を遵守できるよう、下記のとおりを取組を行い、その内容について、1か月以内に報告されたい。

記

- 1 貴社内及び工事施工業者との間の連絡をより効率的に行うことにより、工事日調整の期間を短縮すること
- 2 他のD S L事業者から回線開通申込みを受け付けるシステムと社内の業務支援システムを接続することにより工事完了報告までの期間を短縮すること
- 3 標準的工事期間内に工事が行われているか否かの実績及び仮に遅延が生じた場合についてはその理由について、貴社及び他のD S L事業者の別に、3か月に1度を目途に公表すること

イ) 西日本電信電話株式会社あて

DSLサービス開始までの標準的な工事期間の遵守について

標記について、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から電気通信事業法第96条の2に基づき、貴社あて「DSL（デジタル加入者線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）において示したDSLサービス開始までの標準的な工事期間である7営業日以内を遵守していないため、貴社に対し、業務改善命令を要請すること等を内容とする意見申出がなされた。

これにつき調査した結果、ビー・ビー・テクノロジー株式会社から11月中になされた回線開通申込みのうち、標準的な工事期間以内に工事が完了されていない場合が77%見受けられた。その後、改善の傾向はみられ、また、遅延の要因として、工事希望日が特定の局舎・特定の日に集中していること、同社の一部の開通工事申込みの不備があることも挙げられるが、貴社においても標準的な工事期間である7営業日を遵守できるよう、下記のとおり取組を行い、その内容について、1か月以内に報告されたい。

また、貴社の代理店で申し込んだ場合には、他のDSL事業者よりも開通までの期間が短い旨宣伝を行っていた例が認められたことから、代理店に対してこのような行為を行わないよう周知徹底し、その内容についても、併せて報告されたい。

記

- 1 貴社内及び工事施工業者との間の連絡をより効率的に行うことにより、工事日調整の期間を短縮すること
- 2 他のDSL事業者から回線開通申込みを受け付けるシステムと社内の業務支援システムを接続することにより工事完了報告までの期間を短縮すること
- 3 標準的工事期間内に工事が行われているか否かの実績及び仮に遅延が生じた場合についてはその理由について、貴社及び他のDSL事業者の別に、3か月に1度を目途に公表すること

(4) 処理結果通知

平成14年2月8日総基料第27号（本人性確認については、次のとおり。）

本人性確認の方法については、個人情報保護等の問題があることから、今後、研究会において検討していく。

【参考】研究会における検討結果

「IT時代の接続ルールに関する研究会」（平成14年2月21日～7月23日）報告書（本人性確認については次のとおり。）

「 名義人確認を省略することは、NTT東日本・西日本がDSL等接続専用サービスを受ける人（契約者）の確認を行わないこととなることから、名義人確認を省略すべきとまでは考えることはできない。また、電話加入名義人以外の名義による申込みを可能とするには、NTT東日本・西日本は別途本人性の確認が必要となるということであるが、同様の理由から、これを否定することは困難である。 」

2 平成14年8月6日申出事例(基・総務課平成14年8月6日第81号)(利用者料金設定事業者に関して接続約款の変更を求める意見申出)

(1) 経過

平成14年 8月 6日 ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社(以下「C&WIDC」という。)、意見の申出(⇒(2))

11月22日 C&WIDCに対して処理結果を通知(⇒(3))

(2) 申出における主な主張

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州(以下「NTTドコモ」という。)の接続約款に関し、固定発・移動体着のサービスについて固定系事業者が料金設定権を持つことができるよう当該接続約款が変更されるよう、総務大臣よりNTTドコモ各社に対し命じるよう要請する。

次のとおり、電気通信事業法の規定に照らして、この要請は根拠があるものと考えている。

- ・ 現在の固定発・移動体着の料金設定権の在り方は、固定系事業者に不必要な支出を課し、この支出は顧客に転嫁せざるを得ず、サービスの料金は高止まりすることとなる。その結果、より低廉な料金を顧客に提供することができないことから、公共の利益を損なうものであり、電気通信事業法第36条第4項に規定する業務改善命令及び電気通信事業法第36条第3項に規定する接続約款の変更命令の対象となるものである。
- ・ 移動体事業者からの接続に係る条件提示は、1)固定発・移動体着の料金について移動体事業者が料金設定権を持つ、2)これに付随する料金システムの改変のため相当程度の支出を要するというものであり、当社の事業活動を不当に拘束することになる。これは、電気通信事業法第37条の2第4項に規定する禁止行為停止・変更命令の対象となるものである。

- NTTドコモ各社の接続約款の規定（第73条第2項、別表2）によれば、固定系事業者のみNTTドコモ各社に対して料金設定権を譲り渡さなければならないこととなっており、他の事業者については自社網発の料金について料金設定権を持つことができる。このように、接続約款の規定においては、固定系事業者は不当に差別されており、電気通信事業法第38条の3第3項に規定する接続約款の変更命令の対象となるものである。
- 情報通信審議会IT競争政策特別部会の最終答申案に記述されている利用者料金のデタリフ化は、事業者利用者料金設定においてより大きな自由を享受させようとの規制緩和策であると思うが、料金設定権の問題が解決されないままであれば、固定系事業者については料金設定の自由が享受できないことになってしまう。

(3) 処理結果通知

平成14年11月22日総基料第447号（次のとおり）

平成14年8月6日付け（基・総 第81号）で総務大臣に提出された意見申出については、平成14年7月18日付けで平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）から電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき申請のあった内容と同様のものであるため、これについての裁定内容を別添（略（第1章第3節2（5）ア）参照）のとおり通知いたします。

（以下略）

第4章 総務大臣への勧告

1 「コロケーションのルール改善に向けた勧告」(平成14年2月26日電委第32号)

(1) 経過

- 平成14年 2月14日 ~~あっせん終了~~(平成14年~~2月1日~~ (争) 第1号事件解決)~~(II-4参照)~~
- 2月26日 総務大臣に対して勧告(⇒(2))
- 3月25日 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社、
接続約款の変更認可を申請(⇒(3))
- 5月23日 総務大臣、接続約款の変更を認可

(2) 勧告

総務大臣あて平成14年2月26日電委第32号

勧告書

電気通信事業法第88条の20第1項に基づき、平成14年2月1日(争)第1号事件の解決に関連し下記の措置が講じられるよう総務省において配慮されることを勧告する。

記

第一種指定電気通信設備との円滑な接続のために必要な通信用建物の利用(所謂コロケーション)について、現状では接続事業者からの利用請求の先後のみが優先度として考慮されていることを改め、請求の先後に加え、サービス利用申込者への対応の必要等からみた利用の緊急性も優先度として考慮される等の工夫を加え、電気通信事業法の予定する公益性に一層即した方法により希少資源の配分が行われるよう、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において措置を講じること。

(3) ~~申請の概要~~接続約款変更の概要

- ① スペース、MDF及び電力について、管理基準値を設定。
- ② 当該基準値を下回ったビルにおいて、これら希少資源の配分の上限を設定した上で、当該ビルにおける申込みに対し、利用率等を考慮して割当て。

2 「接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告」(平成14年11月5日電委第115号)

(1) 経過

- 平成14年 9月20日 総務大臣からの諮問 (NTTドコモ等携帯電話事業者に対する利用者料金の設定に関する細目に係る裁定)
- 平成14年11月 5日 総務大臣への答申平成14年7月18日細目裁定申請事案について、総務大臣に答申 (II-64 参照)
総務大臣へに対して勧告 (⇒ (2))
- ~~11月22日 総務大臣、平成電電及び携帯電話事業者15社に対し、裁定について通知 (第II部第1章第3節2参照)~~
- 12月19日 総合通信基盤局、委員会勧告を踏まえ、「料金設定の在り方に関する研究会」を開催
- 平成15年 6月17日 同研究会報告書公表 (⇒ (3))
- 6月25日 総合通信基盤局、「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」の策定・公表 (⇒ (4))

(2) 勧告

総務大臣あて平成14年11月5日電委第115号(勧告に関する部分のみ抜粋)

答 申 書

平成14年9月20日付け諮問第3号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

- 1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について
(略)
- 2 接続通話に係る適正な料金設定について
本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案であるが、問題の本質は、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方にかかわるものである。そこで、総務大臣は、単に本件の個別事案を処理するにとどま

らず、接続において適正な料金設定が行われるように合理的で透明性のある料金設定の仕組みを検討し、整備すべきである。

3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について (略)

別紙

第1 本件の経緯 (略)

第2 検討

1 NTTドコモ・グループに対する接続請求について (略)

2 接続通話に係る適正な料金設定について

利用者に対してエンド・ツー・エンド料金を設定した場合には、利用者から通算して収納した料金収入は、接続に關与する電気通信事業者間の接続協定において定められた「取得すべき金額（負担すべき額）」とその「残余の額」とに分配されることとなるが、それらの金額は、いずれも各電気通信事業者が提供する電気通信役務の料金としての性格を持つことになる。この限りにおいて、いわゆる「利用者料金設定権」をいずれの電気通信事業者に帰属させても利害關係の衝突は起きないはずであるが、実際には、利用者料金を設定する電気通信事業者の収益が、他の電気通信事業者に精算した「取得すべき金額」を控除した残額であるという点において、ブラックボックス化しやすく、とりわけ料金規制の緩和された現状にあっては、料金設定の合理性に疑念を生じさせやすい構造を有している。

実際にも、NTTドコモ・グループの標準的な利用者料金プランにおいては、NTT地域会社の設置する設備から携帯電話事業者の設置する設備に着信する通話の通話料が3分80円であり、このうちNTT地域会社に対して「取得すべき金額」として接続料約5円が支払われ、その残余の額の約75円が携帯電話事業者の収入となっている。ところが、携帯電話事業者相互間や携帯電話事業者と国際通信事業者との間の接続では、着信側の携帯電話事業者の「取得すべき金額」は接続料として約40円と設定され、この額が収入となっている。この約75円と約40円の間には著しい乖離があるのに、その合理性については納得のいく説明はなされていない。平成電電は、この点を問題視し、携帯電話事業者は、コストを接続料で回収すればよいのに不当な利益を独占していると主張している。こ

れに対し、携帯電話事業者は、「料金設定権が固定事業者側に移れば、コスト回収や今後の事業展開に支障が生じる」との主張を行うのみである。

他方、総務大臣から示された裁定案においても、携帯電話事業者側が利用者料金設定権を有することが慣行であり、それを変更するまでの必要性は認められないと述べられているにとどまり、この慣行の合理性の説明が不足している。しかも、本件に関連し、平成電電とは別の電気通信事業者（ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社）から電気通信事業法第96条の2の規定に基づく意見の申出がなされており、今や明解な料金設定の仕組みを構築することが喫緊の要請と考えられる。

確かに、本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案ではあるが、その奥に、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方全般の問題がある以上、総務大臣は、単に個別事案を処理するにとどまらず、接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要と考える。

そこで、本件の答申に際し、この点を勧告として付加することとする。

3 携帯電話事業者各社に対する中継系接続請求について (略)

(3) 「料金設定の在り方に関する研究会」報告書（抜粋）

第5章 まとめ

- ・ 本研究会の結論は、以下のとおりである。
 - ① 固定電話発携帯電話着における中継接続については、まず選択中継を導入し、発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付すことにより、中継事業者を選択した場合には、当該呼については中継事業者が料金設定をすること
 - ② 発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合には、これまでどおり携帯電話事業者の料金設定とすること
 - ③ 現状においては、優先接続まで導入する必要性はないこと
 - ④ (略)

- ・ 固定電話発携帯電話着の料金設定に関しては、今後、電気通信事業者から総務大臣に裁定等の申請がなされた場合、この結論に従って裁定等を行うことが適当であり、総務省は、速やかに裁定等の方針を示すことが適当であると考えられる。

- ・ 今後、中継事業者（中略）のうち、携帯電話着信のサービスを実施したいと考

える事業者と携帯電話事業者との間で、ルーチングの方法、課金方式、接続料等について、接続協議が行われると想定されるが、本研究会においては、当該接続協議において決定される事項のうち、料金設定の帰属についての考え方を示したものである。関係事業者においては、必要な協議、システム改修等を行い、早期に接続が実現されることが望まれる。

(4) 「固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針」(抜粋)

総務省は、昨年12月以降、「料金設定の在り方に関する研究会」を開催し、固定電話発携帯電話着の通話のうち、中継接続(中略)の通話について、どの事業者が利用者料金を設定すべきかについて、検討を行ってきた。

総務省は、当該研究会からの報告書を踏まえ、以下のとおり、固定電話発携帯電話着の料金設定に関する方針を示すこととした。どの事業者が利用者料金を設定するかについては、事業者間の協議によるものであるが、第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該協議が調わない場合、電気通信事業者は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第39条第3項に基づき総務大臣の裁定を申請することができる。総務省においては、中継接続(中略)の通話について、当該申請がなされた場合には、以下の考え方により、裁定を行う。

1 中継接続について

中継接続に係る利用者料金の設定については、以下のとおりとする。

- (1) 発側利用者が、事業者識別番号「00XY」を現行のダイヤリングである「090-XXXX-XXXX」の前に呼ごとに付す(選択中継)ことにより、中継事業者を選択して通話した場合の呼については、中継事業者が利用者料金を設定する。
- (2) 発側利用者が、呼ごとに事業者識別番号を付さない場合の呼については、携帯電話事業者が利用者料金を設定する。
- (3) 関係事業者においては、速やかに事業者間協議を行い、中継接続を開始できるようにする。
- (4) ただし、平成16年度中に限り、経過措置として、例えば、携帯電話事業者が、自己の役務提供区間について、利用者料金を設定することを認める。その場合の携帯電話事業者の利用者料金は、当該経過措置期間終了後に接続料化されることを前提とした水準とする。
- (5) 現状においては、まず選択中継を導入することとし、優先接続までは導入しない。

(以下 略)

3 「接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告」(平成19年11月22日電委第69号)

(1) 経過

- 平成19年 9月21日 総務大臣からの諮問 (MVNOとMNO間の接続協定に係る裁定)
- 11月22日 総務大臣への答申に併せて勧告 (II-74 参照) (⇒ (2))
- 11月27日 総合通信基盤局、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(以下「MVNOガイドライン」という。)の見直しに関する提案を募集
- 平成20年 3月13日 総合通信基盤局、「MVNOガイドライン」再改定案に対する意見募集
- 5月19日 総合通信基盤局、「MVNOガイドライン」再改定公表

(2) 勧告

総務大臣あて平成19年11月22日電委第69号(勧告に関する部分のみ抜粋)

答申書及び勧告書

平成19年9月21日付け諮問第6号をもって諮問された事案について、電気通信事業法第1条(目的)ほか関連条項の規定の趣旨を踏まえ審議した結果、下記1から4までのとおり答申する。また、本件答申に併せ、同法第162条第1項の規定に基づき、下記5のとおり勧告する。

なお、本件の経緯は、別紙のとおりである。

記

1～4 (略)

5 勧告 — MVNOの参入促進のための環境整備について

移動通信サービスの高度化・多様化を推進する観点から、MVNOの参入の促進を図るためには、本件に限らず、MVNOとMNOとの協議が円滑に進むような環境の整備が重要である。

総務大臣においては、本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、接続料金の算

定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

別紙（略）

（３）MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（抜粋）
（平成14年6月11日）（平成19年2月13日改正、平成20年5月19日改正）

２ 電気通信事業法に係る事項

（２）MVNOとMNOとの間の関係

２）事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

（ア）基本的な考え方

（略）

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、MVNOとMNOとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない¹⁰。

（イ）利用者料金の設定権の帰属について

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、MVNOが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、MVNO及びMNOが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはMVNOが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる¹¹。

（ウ）接続料の課金方式について

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、MNOが接続

¹⁰ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.1 裁定事項1について（接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー（利用者）に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。）（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

¹¹ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.2 裁定事項2について（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か）（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位（帯域幅）の課金方式を採用することも可能であり、まずはMVNOが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる¹²。

（略）

（3）MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかんを問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい¹⁵。

（4）MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

1）基本的考え方

MNOが卸電気通信役務契約の提供又は接続に関してMVNOとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、MNOにおいて、MVNOからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要がある。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者に開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある¹⁶。

¹² 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.3 裁定事項3について（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか）（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf）を参照。

¹⁵ MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（脚注3参照）を参照）。

（例）

- ・MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別のかつ煩雑な協議を強いること。
- ・MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。
- ・MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。
- ・卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

¹⁶ MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項第10号）。

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、MNOにおいてMVNOから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
<ul style="list-style-type: none"> ・MNOの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項（接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係る事項、接続端末種別、接続形態等） ・MNOが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項（サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラフィック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系
	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態
	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOが提供するサービスの原価 ・MVNOが移動通信サービスと一体として提供しようとする付加価値サービス部分に係る事業計画
<ul style="list-style-type: none"> ・MNOによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先

ただし、MVNOが企図する事業形態は多種多様であることから、MNOに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、MVNOの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、MNOにおいて、その聴取の合理的な必要性をMVNOに対して明示することが求められる¹⁷。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務契約や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始(再開)命令の対象となることがある(事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条)。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始(再開)命令の対象となる。

(例)

MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

¹⁷ なお、卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に関して入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用することにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻

2) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNOは、次の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第4項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

- ・MVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。
- ・その電気通信業務について、特定のMVNOに対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。
- ・MVNOに対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること（事業法第30条第3項第3号）。

(5) ネットワークの輻輳対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークの輻輳対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取

害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（共同ガイドライン（脚注3参照）を参照）。同様に、MVNOが当該協議に関してMNOから入手した情報を自己又は自己の関係事業者等において目的外に利用する場合についても業務改善命令の対象となり得る。

扱いが行われないことが求められる（事業法第29条第1項第2号）。

（6）法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、MVNO事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、MVNO及びMNOからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問い合わせを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

（7）意見申出制度

MNOとMVNOとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、MNO（又はMVNO）の業務の方法に苦情その他意見のあるMVNO（又はMNO）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第172条第2項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」（07年12月）¹⁸に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第29条に基づく業務改善命令等）を講じる。

¹⁸ http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/021221_7_bs1.pdf

付属 関係資料

電気通信事業紛争処理委員会関係資料

	(頁)
○委員・特別委員名簿	… 資料－1
○事務局概要	… 資料－5
○連絡窓口一覧	… 資料－7

○委員・特別委員名簿

電気通信事業紛争処理委員会の委員及び特別委員は、下表のとおり。

なお、これらの委員及び特別委員は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第154条第1項（第156条第1項及び第2項で準用する場合を含む。）及び第157条第1項のあっせん並びに第155条第1項（第156条第1項及び第2項で準用する場合を含む。）及び第157条第3項の仲裁を行うために、このうちから事件ごとに、あっせん委員及び仲裁委員として指名されることとなる。

1. 委員

(敬称略)

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
たつおか すけあき 龍岡 資晃 (委員長)	昭和16年	男	昭和39年3月 41年4月 平成11年8月 15年1月 17年5月 19年4月 19年6月	東京大学法学部卒業 東京地方裁判所判事補 東京高等裁判所判事部総括 広島高等裁判所長官 福岡高等裁判所長官 学習院大学専門職大学院 法務研究科(法科大学院)教授(現職) 電気通信事業紛争処理委員会委員	平成19年 11月30日	平成22年 11月29日
さかにわ こういち 坂庭 好一 (委員長代理)	昭和23年	男	昭和47年3月 52年3月 58年4月 平成3年6月 12年4月	東京工業大学工学部電子工学科卒業 東京工業大学大学院理工学研究科 電子工学専攻博士課程修了工学博士 東京工業大学工学部助教授 東京工業大学工学部教授 東京工業大学大学院 理工学研究科教授(現職)	同上	同上
おぼた ひろし 尾畑 裕	昭和33年	男	昭和57年3月 59年3月 62年3月 平成3年4月 11年5月 12年4月 12年11月 15年1月	一橋大学商学部卒業 一橋大学大学院商学研究科修士課程 修了 一橋大学大学院商学研究科博士後期 課程単位修得退学 一橋大学商学部助教授 一橋大学商学部教授 一橋大学大学院 商学研究科教授(現職) 一橋大学商学研究科博士号取得 電気通信事業紛争処理委員会 特別委員	同上	同上

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
とみさわ このみ 富沢 木実	昭和22年	女	昭和43年3月 43年4月 平成2年5月 11年3月 13年4月 13年11月 17年8月 18年4月	図書館短期大学図書館学科卒業 日本長期信用銀行入行 長銀総合研究所産業調査部 主任研究員 社会基盤研究所調査部主任研究員 道都大学経営学部教授 電気通信事業紛争処理委員会委員 (助)北海道科学技術総合振興センター 知的クラスター本部 科学技術コー ディネーター 法政大学大学院 政策科学研究科客員教授(現職)	平成19年 11月30日	平成22年 11月29日
ふちがみ れいこ 淵上 玲子	昭和29年	女	昭和52年3月 58年4月	一橋大学法学部卒業 弁護士登録(現職)	同上	同上

2. 特別委員

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
おの たけみ 小野 武美	昭和31年	男	昭和55年3月 61年6月 平成2年4月 4年4月 8年3月 9年4月	京都大学経済学部卒業 京都大学大学院経済学研究科 博士後期課程退学 名古屋市立大学経済学部助教授 東京経済大学経営学部助教授 京都大学博士(経済学) 東京経済大学経営学部教授(現職)	平成19年 11月30日	平成21年 11月29日
しらい ひろし 白井 宏	昭和33年	男	昭和55年3月 57年3月 61年6月 63年4月 平成10年4月	静岡大学工学部電気工学科卒業 静岡大学大学院工学研究科 電気工学専攻修士課程修了 ポリテクニク大学大学院 工学研究科電気工学専攻博士課程 修了 博士号取得 中央大学理工学部助教授 中央大学理工学部教授(現職)	同上	同上
せざき かおる 瀬崎 薫	昭和36年	男	昭和59年3月 平成元年3月 4年7月 13年5月 13年11月 19年4月	東京大学工学部電気工学科卒業 東京大学大学院博士課程修了 東京大学生産技術研究所助教授 東京大学空間情報科学研究センター 助教授 電気通信事業紛争処理委員会 特別委員 東京大学空間情報科学研究センター 准教授(現職)	同上	同上
てらざわ ゆきひろ 寺澤 幸裕	昭和40年	男	平成元年3月 5年4月 11年6月	慶應義塾大学法学部法律学科卒業 弁護士登録(現職) ワシントン大学ロースクール修了	同上	同上

氏名	生年	性別	経歴及び現在の職業		任命日	任期満了日
はせべ ゆきこ 長谷部 由起子	昭和32年	女	昭和55年3月 60年4月 平成6年4月 10年4月 13年11月 16年4月	東京大学法学部私法コース卒業 成蹊大学法学部助教授 成蹊大学法学部教授 学習院大学法学部教授 電気通信事業紛争処理委員会特別委員 学習院大学専門職大学院法務研究科(法科大学院)教授(現職)	平成19年11月30日	平成21年11月29日
ひぐち かずお 樋口 一夫	昭和23年	男	昭和49年3月 53年4月 平成17年11月	一橋大学法学部卒業 弁護士登録(現職) 電気通信事業紛争処理委員会特別委員	同上	同上
もり ゆみこ 森 由美子	昭和42年	女	平成2年3月 4年3月 7年3月 8年8月 13年10月 16年2月 19年4月 20年4月	山口大学経済学部卒業 山口大学大学院経済学研究科修士課程修了 神戸大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得 神戸大学大学院経済学研究科博士後期課程退学 関東学園大学経済学部助教授 博士号(政策研究)取得 関東学園大学経済学部准教授 関東学園大学経済学部教授(現職)	同上	同上
わかばやし ありさ 若林 亜理砂	昭和42年	女	平成3年3月 5年3月 11年3月 11年4月 16年4月 20年4月	上智大学法学部卒業 上智大学大学院法学研究科博士前期課程修了 上智大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学 静岡大学人文学部助教授 駒澤大学大学院法曹養成研究科准教授 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授(現職)	同上	同上

(参考) 過去の委員・特別委員(敬称略)

1. 委員

氏名	職業	在任期間
こうじょう としまろ 香城 敏磨	獨協大学法科大学院教授	平成13年11月30日～平成19年2月14日
たなか けんじ 田中 建二	明治大学大学院会計専門職研究科教授	平成13年11月30日～平成19年11月29日
もりなが のりひこ 森永 規彦	広島国際大学工学部長	同上
よしおか むつこ 吉岡 睦子	弁護士	同上

2. 特別委員

氏名	職業	在任期間
とうかい みきお 東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 14 年 12 月 25 日
ふじもと ひろふみ 藤本 博史	裁判官	平成 13 年 11 月 30 日～平成 17 年 10 月 7 日
はまたに かずお 濱谷 和生 (土佐) (注)「土佐」は通称	甲南大学法学部教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 17 年 11 月 29 日
あさい すみこ 浅井 澄子	大妻女子大学社会情報学部准教授	平成 13 年 11 月 30 日～平成 19 年 11 月 29 日
ふじわら ひろたか 藤原 宏高	弁護士	同上
おぼた ひろし 尾畑 裕	一橋大学大学院商学研究科教授	平成 15 年 1 月 8 日～平成 19 年 1 月 7 日 平成 19 年 2 月 16 日～平成 19 年 11 月 29 日
わくい まさこ 和久井 理子	大阪市立大学大学院法学研究科准教授	平成 17 年 11 月 30 日～平成 19 年 11 月 29 日

※ 職業については、在任期間中のものである。

○事務局概要

電気通信事業紛争処理委員会には、電気通信事業法第152条の規定によりその事務をするための事務局が設置されており、次のとおり事務局長その他の職員が置かれている。これらの職員は、委員長の命を受けて職務を遂行し、事務局長は、その中で局務を掌理する。

任 命 日

事 務 局 長：	^{たけざわ} 竹澤 ^{まさあき} 正明	平成20年 4月 1日
参 事 官：	^{もとおか} 元岡 ^{とおる} 透	平成19年 7月10日
紛争処理調査官：	^{やじま} 矢島 ^{いさお} 勲	平成20年 7月14日
上席調査専門官：	^{はせがわ} 長谷川 ^{てつお} 哲雄	平成20年 7月 4日
(同上)：	^{こもり} 小森 ^{かずひで} 一秀	平成19年 7月17日

(参考) 過去の事務局役職者

役 職	氏 名	在任期間
事 務 局 長	森 清	平成13年11月30日～平成14年 8月 1日
	武智 健二	平成14年 8月 2日～平成16年 1月 5日
	笹本 健	平成16年 1月 6日～平成17年 1月10日
	川崎 茂	平成17年 1月11日～平成17年 8月14日
	阪本 和道	平成17年 8月15日～平成18年 9月14日
	村木 裕隆	平成18年 9月15日～平成19年 7月 5日
	平山 眞	平成19年 7月10日～平成20年 3月31日
参 事 官	上條 昇	平成15年 4月 1日～平成16年 1月 5日
	木村 順吾	平成16年 1月 6日～平成17年 8月14日
	吉田 眞人	平成17年 8月15日～平成19年 2月28日
	南 俊行	平成19年 3月 1日～平成19年 7月 9日
紛争処理調査官	吉田 眞人	平成13年11月30日～平成14年 8月 1日
	木村 順吾	平成14年 8月 2日～平成16年 1月 5日
	長瀬 洋英	平成16年 1月 6日～平成16年 6月15日
	椿 泰文	平成16年 8月30日～平成18年 7月31日
	副島 一則	平成18年 8月 1日～平成20年 7月 3日

所在地

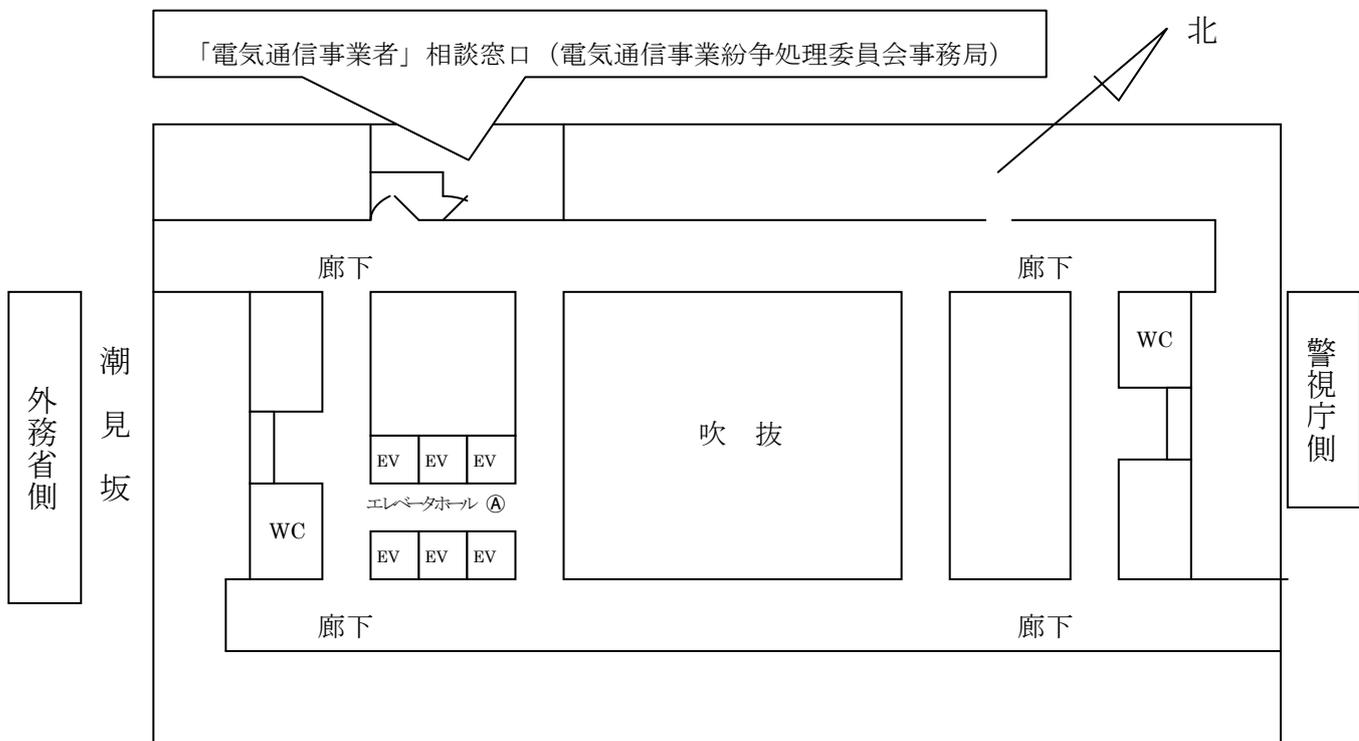
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 4階
交通(地下鉄)

丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅下車 (地下A2出口) 徒歩約1分
有楽町線「桜田門」駅下車 徒歩約3分

【電気通信事業紛争処理委員会事務局の位置】



【中央合同庁舎第2号館4階フロア図】



桜田通り (国道1号線)

※ 地下1階又は1階のエレベータホールAからエレベータにて連絡

○連絡窓口一覧

対 象	担 当	連絡先
○ 電気通信事業者間の紛争に関する一般的な相談 (紛争処理に関する法令・先例等の情報提供、適切な紛争解決方策の助言などあつせん・仲裁の申請や協議命令申立て、裁定申請に関する情報も提供しています。)	「電気通信事業者」相談窓口 (電気通信事業紛争処理委員会事務局)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 4 階 電 話：03-5253-5500 ファクシミリ：03-5253-5197 e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp
○ あつせん・仲裁の申請	総合通信基盤局 総務課 公正競争推進室	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電 話：03-5253-5827 ファクシミリ：03-5253-5830
○ 協議命令申立て・細目裁定申請	総合通信基盤局 料金サービス課 又は データ通信課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 【料金サービス課】 電 話：03-5253-5842 ファクシミリ：03-5253-5848 【データ通信課】 電 話：03-5253-5852 ファクシミリ：03-5253-5855
○ 土地等の使用協議 認可申請、裁定申請 (土地等の使用及び支障除去に係るもの)	総合通信基盤局 事業政策課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電 話：03-5253-5835 ファクシミリ：03-5253-5838
○ 意見の申出	【申出人が電気通信事業者の場合】 総合通信基盤局 総務課 公正競争推進室	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電 話：03-5253-5827 ファクシミリ：03-5253-5830
	【申出人が電気通信事業者でない場合】 総合通信基盤局 消費者行政課 (電気通信消費者相談センター)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 電 話：03-5253-5900 ファクシミリ：03-5253-5948

※申請・申立て經由窓口（土地等の使用に関するものは除く。）

総合通信局等	窓口課等	管轄区域
北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 電話：011-709-2311(内線4705) ファクシミリ：011-709-2482	北海道
東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 電話：022-221-0630 ファクシミリ：022-221-0613	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 電話：03-6238-1675 ファクシミリ：03-6238-1698	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県
信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 電話：026-234-9948 ファクシミリ：026-234-9999	新潟県、長野県
北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 電話：076-233-4422 ファクシミリ：076-233-4499	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	情報通信部電気通信事業課 電話：052-971-9403 ファクシミリ：052-971-3581	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	情報通信部電気通信事業課 電話：06-6942-8519 ファクシミリ：06-6920-0609	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	情報通信部電気通信事業課 電話：082-222-3378 ファクシミリ：082-502-8152	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5	情報通信部電気通信事業課 電話：089-936-5042 ファクシミリ：089-936-5014	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州総合通信局 〒860-8795 熊本市二の丸1-4	情報通信部電気通信事業課 電話：096-326-7824 ファクシミリ：096-326-7829	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合通信事務所 〒900-8795 那覇市東町26-29	情報通信課電気通信事業担当 電話：098-865-2302 ファクシミリ：098-865-2311	沖縄県

電気通信事業紛争処理委員会活動状況等

(頁)

○活動状況	… 資料一	9
○「電気通信事業者」相談窓口寄せられた相談等	… 資料一	23

○活動状況(平成13年11月30日～2019年●7月●1日)

1 委員会開催状況

会 合	日 付	議 事 等
第1回	平成13年11月30日	① 片山総務大臣あいさつ ② 委員長及び委員長代理の選出 ③ 電気通信事業紛争処理委員会関係法令等についての事務局説明 ④ 電気通信事業紛争処理委員会運営規程(平成13年委員会決定第1号)の決定 ⑤ あっせん委員及び仲裁委員になり得る者の指定 ⑥ 紛争処理のための手続等に関する便覧の承認 ⑦ その他
第2回	平成13年12月25日	① 小坂総務副大臣あいさつ ② 接続に関する論点の検討 ③ その他
第3回	平成14年1月10日	① あっせん委員の指名(平成13年(争)第1号) ② その他
第4回	平成14年1月22日	① 佐田総務副大臣あいさつ ② 公正競争市場の在り方等についての事業者等からのヒアリング ③ その他
第5回	平成14年2月14日	あっせん委員の指名(平成14年(争)第1号)
第6回	平成14年2月15日	あっせん委員の指名(平成14年(争)第2号第5号)
第7回	平成14年2月18日	① 施設見学 ② その他
第8回	平成14年2月26日	① あっせん委員の指名(平成14年(争)第5号(追加)、第6号) ② 終了案件の報告 ③ 総務大臣への勧告 ④ 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正(平成14年委員会決定第1号) ⑤ その他
第9回	平成14年3月22日	① 終了案件の報告 ② 年次報告(案)審議 ③ 電気通信事業における競争政策の取り組み(総合通信基盤局からのヒアリング) ④ 欧州調査結果報告 ⑤ その他
第10回	平成14年4月18日	① ケイディーディーアイ株式会社への業務改善命令についての諮問、審議 ② 終了・打切り案件の報告 ③ 平成14年(争)第2号事件におけるあっせん案の公開について ④ 平成13年度年次報告(案)の審議 ⑤ 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について

会 合	日 付	議 事 等
第11回	平成14年4月19日	① 平成13年度年次報告（総務大臣への報告） ② ケイディーディーアイ株式会社への業務改善命令についての審議 ③ 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について ④ 電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての意見募集 ⑤ 勧告への対応について（総合通信基盤局からの説明） ⑥ 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインについて（総合通信基盤局からの説明） ⑦ 米国調査結果報告 ⑧ その他
第12回	平成14年5月1-2日	あっせん委員の指名（平成14年（争）第7号・第8号）
第13回	平成14年5月1-7日	① 終了案件の報告 ② 電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての事業者からのヒアリング ③ その他
第14回	平成14年6月1-7日	① 勧告への対応について ② 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ③ その他
第15回	平成14年6月21日	① 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ② その他
第16回	平成14年6月25日	① 電気通信事業紛争処理委員会の運営及び手続についての意見募集結果に対する当委員会の考え方について ② 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正（平成14年委員会決定第2号）
第17回	平成14年7月5日	① 平成14年（争）第9号他のあっせん申請受理の報告 ② 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ③ その他
第18回	平成14年7月9日	あっせん委員の指名（平成14年（争）第9号第2-3号）
第19回	平成14年7月19日	① 平成電電株式会社から総務大臣への裁定申請についての報告 ② 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ③ その他
第20回	平成14年7月26日	① 終了案件の報告 ② 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ③ その他

会 合	日 付	議 事 等
第21回	平成14年7月30日	① 電気通信事業法第73条第1項の規定に基づくモバイルインターネットサービス株式会社への土地等の使用の協議認可についての審議 ② その他
第22回	平成14年8月9日	① 情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」について(総合通信基盤局からの説明) ② 情報通信審議会電気通信事業部会「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料の算定の在り方について」の答申草案について(総合通信基盤局からの説明) ③ その他
第23回	平成14年9月13日	① 施設見学 ② その他
第24回	平成14年9月20日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第25回	平成14年10月4日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第26回	平成14年10月11日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第27回	平成14年10月17日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第28回	平成14年10月31日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第29回	平成14年11月5日	① 電気通信事業法第39条第3項の規定に基づき平成電電株式会社から申請のあった裁定について ② 米国連邦通信委員会との情報交換についての報告 ③ その他
第30回	平成14年12月6日	① 加藤総務副大臣あいさつ ② 平成電電株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等9社への裁定等についての報告 ③ 発足後1年間の実績について ④ 紛争処理のための手続等に関する便覧の再訂について ⑤ その他
第31回	平成15年1月8日	あっせん委員及び仲裁委員になり得る者の指定
第32回	平成15年1月31日	① 有富総合通信基盤局長あいさつ ② 勧告(平成14年電委第115号)への対応について ③ 事務局の機構・定員要求結果(平成15年度)についての報告 ④ その他
第33回	平成15年2月10日	電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正(平成15年委員会決定第1号)

会 合	日 付	議 事 等
第34回	平成15年3月7日	<ol style="list-style-type: none"> ① 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案について（総合通信基盤局からの説明） ② 仲裁法案の概要についての報告 ③ 平成15年（争）第1号事件の主な経過の報告 ④ インド電気通信紛争処理・上訴裁判所のワドワ委員長他の来訪についての報告 ⑤ その他
第35回	平成15年4月11日	<ol style="list-style-type: none"> ① 平成14年度年次報告（案）の審議 ② 総務大臣の裁定（平成14年総基料第446号）を受けた株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等9社の接続約款の変更についての報告 ③ 競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について ④ その他
第36回	平成15年4月25日	<ol style="list-style-type: none"> ① 平成14年度年次報告（総務大臣への報告） ② 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの第2次改正について（総合通信基盤局からの説明） ③ 競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について ④ その他
第37回	平成15年5月16日	<ol style="list-style-type: none"> ① 施設見学 ② その他
第38回	平成15年6月6日	<ol style="list-style-type: none"> ① 競争環境の変化に伴う紛争形態の変化について ② ソフトバンクBB株式会社から総務大臣への接続命令申立てについての報告 ③ 新しい仲裁手続について ④ その他
第39回	平成15年6月17日	あっせん委員の指名（平成15年（争）第2号）
第40回	平成15年6月20日	<ol style="list-style-type: none"> ① 『競争環境の変化と電気通信事業者間紛争』の公表について ② 料金設定の在り方に関する研究会報告書について（総合通信基盤局からの説明） ① 情報通信審議会におけるDSLスペクトル管理に関する検討状況について（総合通信基盤局からの説明） ② 平成15年（争）第2号事件の現在までの主な経過の報告 ③ その他
第41回	平成15年7月16日	<ol style="list-style-type: none"> ① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令について（総合通信基盤局からの説明） ② 英国情報通信事情の報告 ③ 選択中継接続による携帯電話着信通話に関して株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが公表した提供条件等についての報告 ④ 終了案件（平成15年（争）第2号事件）の報告 ⑤ 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 ⑥ その他
第42回	平成15年7月29日	<ol style="list-style-type: none"> ① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 ② その他

会 合	日 付	議 事 等
第43回	平成15年8月6日	① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 ② その他
第44回	平成15年8月12日	① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 ② その他
第45回	平成15年8月13日	① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令についての審議 ② その他
第46回	平成15年8月20日	① 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令について ② その他
第47回	平成15年10月3日	① 麻生総務大臣あいさつ ② 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の制定について ③ 「新しい電気通信事業仲裁手続＝仲裁法の制定に伴う電気通信事業仲裁手続の改正について」の作成について ④ 電気通信事業法第39条第1項の規定に基づきソフトバンクBB株式会社から申立てのあった件に関し総務大臣が行った接続命令についての報告 ⑤ その他
第48回	平成15年11月21日	① 田端総務副大臣あいさつ ② 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について ③ 競争評価の実施について（総合通信基盤局からの説明） ④ その他
第49回	平成16年1月29日	① KDDI株式会社への業務改善命令についての総務大臣からの諮問（総合通信基盤局からの説明） ② KDDI株式会社への業務改善命令についての審議 ③ その他
第50回	平成16年2月4日	① KDDI株式会社への業務改善命令について ② その他
第51回	平成16年3月15日	① KDDI株式会社への業務改善命令についての報告（総合通信基盤局からの説明） ② 改正電気通信事業法施行に伴う省令改正等について（総合通信基盤局からの説明） ③ 改正電気通信事業法施行に伴う審議事項の変更について ④ 電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部改正について ⑤ 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について ⑥ あっせん・仲裁手続のオンライン化について ⑦ その他
第52回	平成16年4月21日	① 固定電話発携帯電話着の料金について（総合通信基盤局からの説明） ② 平成15年度年次報告について ③ その他
第53回	平成16年6月25日	① 仲裁案件についての報告 ② 電気通信事業紛争処理委員会のADR機能について（業績評価と課題） ③ その他

会 合	日 付	議 事 等
第54回	平成16年7月28日	① 施設見学 ② その他
第55回	平成16年9月3日	あっせん委員の指名(平成16年(争)第3号・第4号)
第56回	平成16年9月17日	① 「電気通信事業紛争処理委員会第1期3年間を総括して」 ADR機能の更なる改善に向けて」について ② テレビ会議の利用について ③ 韓国電気通信事情について ④ その他
第57回	平成16年10月21～ 23日	韓国電気通信事情調査
第58回	平成16年11月30日	① 麻生総務大臣あいさつ ② 山本総務副大臣あいさつ ③ 終了案件についての報告 ④ 意見公募の結果と規則改正 ⑤ 韓国視察結果の取りまとめ ⑥ その他
第59回	平成16年12月22日	あっせん委員の指名(平成16年(争)第5号・第6号)
第60回	平成17年2月24日	① 終了案件についての報告 ② その他
第61回	平成17年3月31日	① 平成16年度年次報告(案)について ② 諸外国の紛争処理制度の比較について ③ その他
第62回	平成17年4月18日	あっせん委員の指名(平成17年(争)第1号)
第63回	平成17年4月25日	① 平成16年度年次報告について ② 接続料等に関する最近の動向について(総合通信基盤局からの説明) ③ 報告書「諸外国の紛争処理制度の比較」について ④ 我が国における紛争処理制度の近状について ⑤ その他
第64回	平成17年6月6日	議事録等の開示について
第65回	平成17年7月11日	あっせん委員の指名(平成17年(争)第2号・第3号)
第66回	平成17年10月26日	① 終了案件についての報告について ② 一般番号ポータビリティの見直しに係る検討状況について ③ 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について ④ その他 ⑤ 終了案件についての報告
第67回	平成17年12月5日	① 竹中総務大臣あいさつ ② 管総務副大臣あいさつ ③ NTTグループ中期経営戦略について(総合通信基盤局からの説明) ④ IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について(総合通信基盤局からの説明) ⑤ その他
第68回	平成18年3月29日	① 平成17年度年次報告(案)について ② その他
第69回	平成18年4月19日	平成17年度年次報告(案)について

会 合	日 付	議 事 等
第70回	平成18年5月31日	① 電気通信事業分野における競争状況の評価結果(案)について ② 今後の紛争処理の在り方について ③ その他
第71回	平成18年7月12日	① 次世代ネットワークに関する事業者間連絡会議について ② MVNOをめぐる検討状況について ③ 今後の紛争処理の在り方について ④ その他
第72回	平成18年8月11日	あっせん委員の指名(平成18年(争)第1号-第14号)-
第73回	平成18年9月26日	① 新競争促進プログラム2010について(総合通信基盤局からの説明)- ② 電気通信事業における紛争処理等の将来像等について ③ 委員会の当面の活動について ④ その他 ⑤ 相談窓口に寄せられた相談等について
第74回	平成19年2月14日	委員長及び委員長代理の選出について
第75回	平成19年2月19日	あっせん委員の指名(平成18年(争)第1号-第14号)-
第76回	平成19年3月19日	① 平成18年度年次報告(案)について ② 電気通信事業紛争処理委員会の事務に関する制度見直しについて(総合通信基盤局からの説明)- ③ その他 ④ 現在取扱い中のあっせん事件について
第77回	平成19年4月4日	あっせん申請のあった事件の取扱い(平成19年(争)第1号・第2号)-
第78回	平成19年4月20日	① 平成18年度年次報告(案)について ② 電気通信事業の最近の動向についての意見交換 ③ その他 ④ 終了事件の報告について
第79回	平成19年6月28日	① 紛争処理のための手続等に関する便覧の改訂について ② 電気通信事業分野における競争状況の評価について(総合通信基盤局からの説明)- ③ 新競争促進プログラム2010の進捗状況について(総合通信基盤局からの説明)- ④ その他
第80回	平成19年9月21日	① 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の諮問(総合通信基盤局からの説明)- ② 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 ③ その他
第81回	平成19年10月12日	① 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第82回	平成19年10月19日	① 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他
第83回	平成19年10月30日	① 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議 ② その他

会 合	日 付	議 事 等
第84回	平成19年11月22日	① 電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった裁定の審議（総務大臣への答申及び勧告の決定） ② その他
第85回	平成19年12月4日	① 増田総務大臣及び佐藤総務副大臣あいさつ ② 委員長及び委員長代理の選任 ③ 新委員長のあいさつ ④ 日本通信株式会社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの電気通信設備の接続に関する裁定について（総合通信基盤局からの説明） ⑤ あっせん委員及び仲裁委員になり得る者の指定 ⑥ 委員会の活動について（電気通信事業紛争処理委員会の活動について6年間の実績と今後の取組） ⑦ その他
第86回	平成20年2月1日	① 施設見学（電波干渉対策基地局、NGN関係施設等） ② その他
第87回	平成20年2月25日	① 無線局の開設等及び無線局の運用の特例に係るあっせん・仲裁制度の導入について（総合通信基盤局からの説明） ② 電気通信事業分野における最近の競争政策について（総合通信基盤局からの説明） ③ 委員会の認知度・利便性の向上に向けた取組の状況 ④ 電波干渉調整の実務について（電気通信事業者からの説明） ⑤ その他
第88回	平成20年3月18日	① 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設に伴う電気通信事業紛争処理委員会運営規程の一部を改正する決定（案）及び「無線局紛争処理マニュアル」（案）の作成について ② 平成19年度年次報告（案）の審議 ③ 東京弁護士会におけるあっせん・仲裁活動について（渕上委員からの説明） ④ その他
第89回	平成20年4月25日	① 平成19年度年次報告（案）の審議 ② 次世代ネットワークに係る接続ルール等について（総合通信基盤局からの説明） ③ 携帯電話プラットフォームの研究（京都大学大学院経済学研究科 依田高典教授からの説明） ④ その他
第90回	平成20年6月17日	① 電波政策の動向について（総合通信基盤局からの説明） ② 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度に関する周知について ③ その他 ④ 「電気通信事業者」相談窓口寄せられた最近の主な相談事例

2 処理等件数

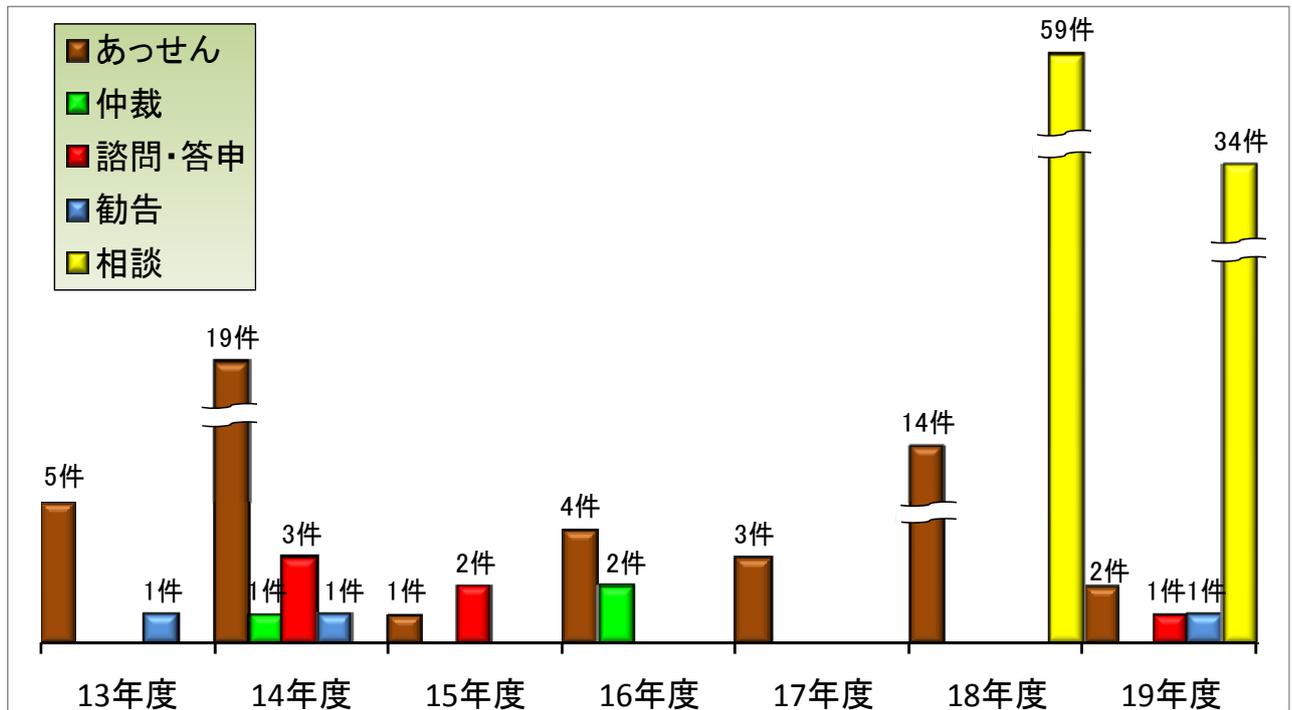
1 ~~(1)~~ 処理等件数の概要

あっせん申請	処理終了	処 理 中
48	48 (あっせん不実行 2) (あっせん打切り 1) (申請取下げ 19) (終結 26)	0

仲裁申請	処理終了	処 理 中
3	3 (仲裁不実行 3) (仲裁判断 0)	0

諮 問	答 申	審 議 中
65	65	0

参考1 (年度別処理等件数)



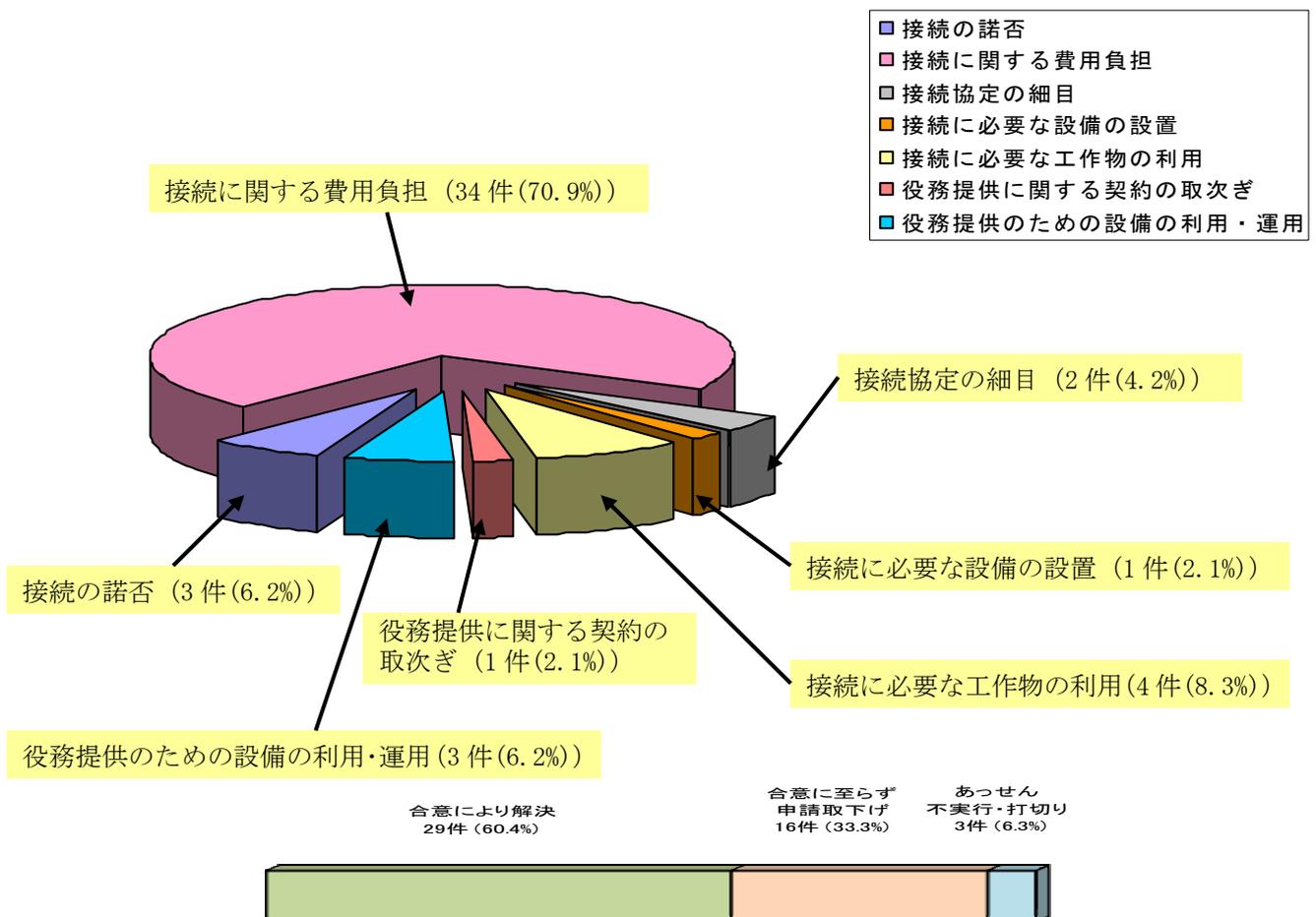
(注) 相談件数は、相談に応じた回数を集計。18年度以降のもののみ掲載。

総務大臣への勧告
32

2 ~~(2)~~ 類別内訳

	あっせん	仲裁	諮問	計
① 接続の諾否	3		1	4
② 接続に関する費用負担	34	2		36
③ 接続協定の細目	2		2	4
④ 接続に必要な設備の設置	1	1		2
⑤ 接続に必要な工作物の利用（コロケーション）	4			4
⑥ 役務提供に関する契約の取次ぎ	1			1
⑦ 役務提供のための設備の利用・運用	3			3
⑧ 業務の方法			2	2
⑨ 土地等の使用			1	1
⑩ 免許人以外の者に運用させる電気通信業務用無線局の無線設備の利用・運用				
計	48	3	6	57

参考2（類別内訳（あっせん））



(注) 「合意により解決」は、あっせんにより解決した終結事件26件及びあっせん実行前に当事者間で合意により解決し、申請が取り下げられた事件3件の合計。
 「合意に至らず申請取下げ」は、あっせん開始後に申請が取り下げられた事件を集計。

3 処理状況

① ~~あっせん~~

事 件 (申請目)	事案 (申請者)	処理終了	終了事由
平成13年(争)第1号 (13.12.27)	接続に必要な工作物の利用について (グローバルアクセス(株))	平成14年1月25日	終結
平成14年(争)第1号 (14.2.1)	接続に必要な工作物の利用について (イー・アクセス(株))	平成14年2月14日	終結
平成14年(争)第2号 (14.2.12)	接続に必要な設備の設置(工事)について (ビー・ビー・テクノロジー(株))	平成14年4月9日	打切り
平成14年(争)第3号 (14.2.12)	接続に必要な工作物の利用について (イー・アクセス(株))	平成14年2月26日	終結
平成14年(争)第4号 (14.2.13)	接続に必要な工作物の利用について (イー・アクセス(株))	平成14年4月2日	終結
平成14年(争)第5号 (14.2.13)	接続の諾否について (彩ネット(株))	平成14年3月6日	終結
平成14年(争)第6号 (14.2.25)	接続に関する費用負担について (彩ネット(株))	平成14年3月12日	終結
平成14年(争)第7号 (14.4.30)	役務提供のための設備の運用について (那須インフォネット(株))	平成14年5月10日	終結
平成14年(争)第8号 (14.4.30)	役務提供のための設備の運用について (那須インフォネット(株))	平成14年5月10日	終結
平成14年(争)第9号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第10号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第11号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第12号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第13号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第14号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第15号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第16号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第17号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第18号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第19号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第20号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第21号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結

事 件 (申請日)	事 案 (申請者)	処 理 終 了	終 了 事 由
平成14年(争)第22号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成14年(争)第23号 (14.7.4)	接続に関する費用負担について (株)ケイ・オプティコム)	平成14年7月23日	終結
平成15年(争)第2号 (15.6.11)	役務提供のための設備の利用について (平成電電(株))	平成15年6月25日	取下げ*1
平成16年(争)第3号 (16.8.31)	接続の諾否について (ソフトバンクBB(株))	平成16年11月1日	終結
平成16年(争)第4号 (16.8.31)	接続の諾否について (ソフトバンクBB(株))	平成16年11月1日	終結
平成16年(争)第5号 (16.12.17)	接続に関する費用負担について (東日本電信電話(株))	平成17年2月22日	取下げ*1
平成16年(争)第6号 (16.12.17)	接続に関する費用負担について (西日本電信電話(株))	平成17年2月22日	取下げ*1
平成17年(争)第1号 (17.4.14)	役務提供に関する契約の取次ぎについて (イー・アクセス(株))	平成17年5月13日	終結
平成17年(争)第2号 (17.7.8)	接続に関する費用負担について (平成電電(株))	平成17年10月4日	取下げ*2
平成17年(争)第3号 (17.7.8)	接続に関する費用負担について (平成電電(株))	平成17年10月4日	取下げ*2
平成18年(争)第1号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (株)ジェイコム東京)	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第2号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (株)ジェイコムさいたま)	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第3号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (主浦ケーブルテレビ(株))	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第4号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (株)ジェイコム千葉)	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第5号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (株)ジェイコム札幌)	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第6号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (株)ジェイコム関東)	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第7号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (株)ジェイコム湘南)	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第8号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (福岡ケーブルネットワーク(株))	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第9号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (株)ジェイコム北九州)	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第10号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (株)ケーブルビジョン21)	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第11号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (株)ケーブルネット下関)	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第12号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (株)ジェイコム関西)	平成19年3月27日	取下げ*2
平成18年(争)第13号 (18.8.9)	接続に関する費用負担について (北摂ケーブルネット(株))	平成19年3月27日	取下げ*2

事 件 (申請日)	事 案 (申請者)	処理終了	終了事由
平成18年(争)第14号 (18. 8. 9)	接続に関する費用負担について (株)ケーブルネット神戸芦屋	平成19年 3月27日	取下げ^{*2}
平成19年(争)第1号 (19. 3. 23)	接続協定の細目等について (ソフトバンクテレコム(株))	平成19年 4月 5日	不実行^{*3}
平成19年(争)第2号 (19. 3. 23)	接続協定の細目等について (ソフトバンクテレコム(株))	平成19年 4月 5日	不実行^{*3}

~~*1 申請の内容に関して、当事者間の合意が成立したため。~~

~~*2 事業者より申請を取り下げる旨の連絡があったため。~~

~~*3 他方事業者よりあつせんに応じる考えはない旨の連絡があったため。~~

② 仲裁

事 件 (申請日)	事 案 (申請者)	処理終了	終了事由
平成15年(争)第1号 (15. 2. 14)	接続に必要な設備の設置(工事)について (ソフトバンクBB(株))	平成15年 2月21日	不実行^{*3}
平成16年(争)第1号 (16. 4. 2)	接続に関する費用負担について (東日本電信電話(株))	平成16年 4月27日	不実行^{*3}
平成16年(争)第2号 (16. 4. 2)	接続に関する費用負担について (西日本電信電話(株))	平成16年 4月27日	不実行^{*3}

~~*3 他方事業者より申請を行わない旨の連絡があったため。~~

③ 答申

事 案	諮 問	答 申
諮問第1号 (ケイディーデーアイ株式会社への業務改善命令について)	平成14年 4月18日	平成14年 4月19日 (平成14年電委第60号)
諮問第2号 (モバイルインターネットサービスへの土地等の使用の協議認可について)	平成14年 6月17日	平成14年 7月30日 (平成14年電委第95号)
諮問第3号 (平成電電株式会社からの申請に係る裁定について)	平成14年 9月20日	平成14年11月 5日 (平成14年電委第115号)
諮問第4号 (ソフトバンクBB株式会社から申立てのあった接続命令について)	平成15年 7月16日	平成15年 8月20日 (平成15年電委第57号)
諮問第5号 (KDDI株式会社への業務改善命令について)	平成16年 1月29日	平成16年 2月 4日 (平成16年電委第8号)
諮問第6号(日本通信株式会社からの申請に係る裁定について)	平成19年 9月21日	平成19年11月22日 (平成19年電委第69号)

④ 総務大臣への勧告状況

勧 告	発 出
コロケーションのルール改善に向けた勧告	平成14年 2月26日 (平成14年電委第32号)

接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告	平成14年11月5日 (平成14年電委第115号)
接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告	平成19年11月22日 (平成19年電委第69号)

○ 「電気通信事業者」相談窓口寄せられた相談等

1 類別件数（平成18年度～平成19年度）

相談内容	受付件数	
	18年度	19年度
① 接続の諾否	18件	0件
② 接続に関する費用負担	9件	24件
③ 接続協定の細目	5件	2件
④ 卸役務の提供	4件	0件
⑤ 接続に必要な設備の設置・保守	6件	3件
⑥ 接続に必要な情報の提供	2件	0件
⑦ 役務提供のための設備の利用	0件	2件
⑧ 土地等の使用	0件	2件
⑨ その他	15件	1件
小計	59件	34件
合計	93件	

※1 受付件数については、同一案件に係る複数回の相談（電話・メール・来訪等）も含む。

※2 その他については、あっせん等対象外（接続約款等のルール整備、他事業者の不適正営業活動の指摘等）も含む。

2 主な相談内容

（1）接続に関する費用負担

接続申込者が接続に関して負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとして、接続相手より債務の履行の担保を求められたが、どのような基準で債権保全措置を求められたのかが明らかでない等の相談。

（2）接続協定の細目

- ・IP電話（050番号）着信型課金サービスの提供を開始するに当たり、他事業者番号ポータビリティの実施を申し込んだが、協議が整わなかったことから受けた相談。

- ・MVNOとの接続協定の細目について、事業者間で協議を行うに当たっての留意事項を教えてほしいという相談。

（3）卸役務の提供

卸電気通信役務としてダークファイバの提供を受けていたが、新規のダークファイ

バの利用は認めないと通告を受けたため、引き続き利用できるようにしてほしいという相談。

(4) 接続に必要な設備の設置・保守

既設のコロケーション設備を別の設備に交換する際に、必要な手続を簡素化できないかという相談。

(5) 役務提供のための設備の利用

局舎にコロケーションしている一般利用者の設備との接続に当たっての局内のデータファイバの利用に関する相談。

(6) 土地等の使用

個人の土地に了解なしに電柱が設置されたのではないかなど、土地等の使用権に関する相談。

電気通信事業紛争処理用語解説

用 語 解 説

索引	用 語	用 語 解 説
あ	あっせん	<p>第三者が紛争当事者の間に入り、紛争について紛争当事者の互譲により紛争を解決すること。</p> <p>あっせんを行う第三者は、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相対立する当事者に話合いの機会を与える、相互の誤解を解くなどして、当事者の話合いを促す。紛争当事者の和解による紛争の解決をめざすものであり、法律的又は技術的な争点について当事者間の歩み寄りが期待できる事案に適している。</p>
	アンバンドル	<p>電気通信設備を機能ごとに細分化し、他事業者が接続する際、必要な機能のみを選択して、使用できるようにすること。</p> <p>接続事業者は、不要な機能を使用しないことで、支払う接続料を抑えることができる。</p>
え	エンド・(ツー・) エンド	<p>複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して、ユーザに電気通信サービスを提供する事業形態において、料金設定方法として一の事業者が役務全体（エンド・エンド）に対して設定した利用者料金。</p> <p>（⇔「ぶつ切り料金」の項を参照）</p>
お	卸電気通信役務	<p>電気通信事業者が、ユーザではなく、電気通信事業者だけを対象に提供するサービス。</p> <p>卸電気通信役務の提供者を「卸電気通信事業者」と呼ぶ。また、卸電気通信役務の提供条件や料金は、事業者間の相対契約で決められる。</p>
か	管路	<p>通信ケーブルを通すために道路の地下に埋設したパイプ。</p> <p>ケーブルを通すスペースしかないため、管路にケーブルを敷設したり、撤去する場合は、マンホール内で作業する。</p>
き	キャリアーズ・レート	<p>電気通信事業者が他の電気通信事業者と相互接続する際に設定する接続料金。</p> <p>営業・宣伝費用などを控除して算定されるため、ユー</p>

		ザ料金よりも安く設定される。
く	クロージャ	<p>通信事業者の局とユーザ宅を結ぶ加入者線に設置し、銅線ケーブルや光ファイバ・ケーブルの分岐、接続などの配線を行うための箱。</p> <p>電柱上に設置するタイプやマンホールなどの地中に置くタイプがある。</p>
こ	コロケーション	指定電気通信設備を保有する電気通信事業者の建物・局舎、管路、とう道、電柱等に、接続事業者が接続に必要な装置を設置すること。
さ	サーバ	<p>ネットワーク上でサービスや情報を提供するコンピュータ。</p> <p>インターネットでは、ウェブサーバ、メールサーバ等がある。</p>
	裁定	当事者間で意見の一致をみない事項について第三者がその是非等を裁断して決定すること。
し	実際費用方式	「接続料」の算定方式の一つで、電気通信事業者が電気通信設備の構築・維持管理に実際に要する費用から年間経費を計算し、これを元に1回線当たりや1通話当たりの接続料を算定する方式。
	ジャンパ線	MDF（主配線盤）に收容された端末回線や加入者交換機からの回線等に用いられる銅線ケーブル。
せ	接続料	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額（電気通信事業法第33条第2項参照）。
	接続会計	<p>接続料算定の適正化のために設けられた電気通信事業固有の会計。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその作成及び公表が義務づけられている。</p>
	接続約款	<p>電気通信事業者が電気通信設備の接続条件を定めるために作られた約款。</p> <p>第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その公表が義務づけられている。</p>
た	第一種指定電気通信設	他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用

	備	<p>者の利便の向上及び電気通信の発達に欠くことのできない電気通信設備として指定された固定通信用の電気通信設備。</p> <p>都道府県の区域内で、特定の電気通信事業者が全体の2分の1を超える固定端末系伝送路設備を設置している場合の当該設備などが該当し、具体的には、現在、NTT東西地域会社の加入者回線や、加入者・中継交換機などが指定されている。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の認可等の接続関連規制、情報流用の禁止などの行為規制などの規制が課せられる。</p>
	第二種指定電気通信設備	<p>不可欠性はないが、電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備。</p> <p>特定の電気通信事業者の業務区域内で接続される携帯電話端末設備の割合が全体の25%を超える場合の当該事業者の伝送路設備が該当し、具体的には、現在、NTTドコモの伝送路設備・中継交換機などが指定されている。</p> <p>第二種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の届出が課せられる他、収益ベースのシェアが25%を超える場合には、情報流用の禁止などの行為規制も課せられる。</p>
	ダークファイバ	<p>敷設されていながら使用されていない光ファイバ。</p> <p>光信号がまったく通っていない状態にあることから、ダーク（暗い）ファイバと呼ばれる。</p>
ち	地域IP網	<p>NTT東西地域会社が、「フレッツ・ISDN」や「フレッツ・ADSL」、「B フレッツ」を提供するために都道府県単位の構築したIPネットワーク。</p> <p>ISPは、地域IP網に設けられたPOI（相互接続点）に接続することで、県下全域を自らのサービス・エリアとしてカバーすることができる。</p>
	仲裁	<p>当事者の合意に基づき第三者の判断によってその当事者間の紛争を解決すること。</p> <p>当事者は不満があっても、原則としては仲裁判断に従</p>

		わなければならない。
	仲裁廷	仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う 1 人の仲裁人又は 2 人以上の仲裁人の合議体（仲裁法第 2 条参照）。
	長期増分費用方式	「LRIC」の項を参照のこと。
	直加入電話	NTT 東西地域会社の交換機を経由せず、直接、加入者と事業者との間を結ぶ固定電話サービス。 NTT 東西通信会社から、加入者回線を借受け、電話局間の幹線網や交換機は独自に用意したものを利用して提供されることが多い。
と	とう道	地中で通信ケーブルを収容するトンネル。 管路と同様に通信ケーブルを通すためのものだが、ケーブルを通せるだけのスペースしかない管路に対し、人が入れるほどの広さを持つ。
	トランジット	ISP が他の ISP からのトラフィックをインターネット全体に中継すること。 一般に ISP 間に上流・下流の関係が生じ、トランジット・サービスを受ける ISP は、トランジット・サービスを提供する ISP に対してトランジット費用を支払う。 (⇔ 「ピアリング」参照)
ね	ネットワークの中立性	IP 化が進展する中でのネットワークの利用の公平性（通信レイヤーの他のレイヤーに対する中立性）及びネットワークのコスト負担の公平性（通信網増強のためのコストシェアリングモデルの中立性）。
は	番号ポータビリティ	加入電話や携帯電話の利用者が、加入している事業者を変更しても、これまでと同じ番号を引き続き使用できる制度。
ひ	ピアリング	ISP 間で互いに相手方 ISP あてのトラフィックを交換し合うこと。 一般に、ピアリングにおいては、ISP は対等な関係にある。 (⇔ 「トランジット」の項を参照)
ふ	ぶつ切り料金	複数の電気通信事業者が電気通信設備を接続して、ユ

		<p>ーザに電気通信サービスを提供する事業形態において、当該複数事業者が各々自己の役務提供区間について、それぞれ設定した利用者料金。</p> <p>(⇔「エンド・(ツー・) エンド料金」の項を参照)</p>
	プラットフォーム	<p>様々なネットワークサービス提供のため、共通的に利用可能な整備された機能。</p> <p>一般に、認証機能、課金機能、著作権管理機能などが該当する。</p>
	ブロードバンド	<p>F T T H、D S L、ケーブルインターネットなど、高速通信を可能とする回線</p> <p>ブロードバンドに対し、低速の回線をナローバンドという。</p>
へ	ベストエフォート	<p>ユーザが利用できる通信の伝送帯域を、ネットワークが混雑したときには、保証しないタイプのサービス。</p> <p>これに対し、伝送速度を保証するサービスの型は「ギャランティ型」と呼ばれる。</p>
ほ	ボトルネック設備	<p>その設備を利用しなければ事業の遂行やサービスの提供ができない、若しくは著しく困難になってしまうような設備。</p>
ま	マイライン(優先接続)	<p>電話をした場合にユーザが事前に登録した電話会社に自動的に通話をつなぐ電話会社選択サービス。</p> <p>ユーザ側で事業者識別番号をダイヤルする必要がなくなる。平成13年5月に開始された。</p>
め	メディア・コンバータ	<p>光ファイバと銅線ケーブルの間などでデータ伝送のメディア変換を行う装置。</p>
ら	ライン・シェアリング	<p>他の通信事業者が敷設済みの銅線を借りて ADSL サービスなどを提供する仕組みの一つで、電話サービスに利用しない周波数帯域を貸し出す形態。</p>
る	ルータ	<p>異なるネットワーク同士を接続するネットワーク機器。</p> <p>ネットワークを流れてきたデータについて、あて先アドレスから通信経路を選択し、他のネットワークへ中継を行う。</p>
A	ADR	<p>Alternative Dispute Resolution の略。裁判以外の紛争解決手段。</p>

D	D S L	Digital Subscriber Line の略。デジタル加入者回線。電話用のメタリックケーブルにモデム等を設置することにより、高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式の総称。
	D S L A M	Digital Subscriber Line Access Multiplexer の略。複数の D S L 回線を束ね、ルータなどの通信機器と接続して高速・大容量なバックボーンへの橋渡しを行う集線装置。
F	F M C	Fixed-Mobile Convergence の略。固定通信 (Fixed) と移動通信 (Mobile) の間で、料金請求、端末、ネットワークなどを組み合わせてサービスを提供すること。
	F T T H	Fiber To The Home の略。各加入者宅まで光ファイバを敷設することにより実現する、数 10～最大 100Mbps 程度のブロードバンドサービス。
	F T T R	Fiber To The Remote Terminal の略。加入者宅の近くまで光ファイバを引き、そこから宅内までを VDSL などの高速 D S L でつなぐブロードバンドサービス。
I	I P	Internet Protocol の略。インターネットによるデータ通信を行うための通信規約。
	I P 電話	通信ネットワークの一部又は全部において I P (インターネットプロトコル) 技術を利用して提供する音声電話サービス。
	I P v 6	Internet Protocol-version 6 の略。現在広く使用されているインターネットプロトコル (I P v 4) の次期規格。 I P v 4 に比べて、アドレス数の大幅な増加、セキュリティの強化及び各種設定の簡素化等が実現できる。
	I S P	Internet Service Provider の略。インターネット接続サービスを提供している電気通信事業者。 単に、プロバイダーと呼ばれることもある。
	I X	多数の I S P が効率的にトラフィックを交換するために設けられたポイント・設備。
L	L A N	Local Area Network の略。企業内、ビル内、事業所内等においてコンピュータやプリンタ等の情報機器を接

		続するネットワーク。
	LLU	Local Loop Unbundle の略。地域通信網（ローカル・ループ）を設備ごとにアンバンドルし、他の電気通信事業者に開放すること。
	LRIC	Long-Run Incremental Cost の略。長期増分費用方式。接続料を、実際の費用発生額（ヒストリカルコスト）ではなく、現在と同じ加入数規模とトラフィックに対する処理能力を備えたネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用（フォワード・ルッキング・コスト）に基づいて算定する方式。
M	MDF	Main Distribution Frame の略。主配線盤。外部から引き込んだ加入者線の束を収容し、内部に配線する設備。 電話局やオフィス・ビル、集合住宅に設置されている。
	MVNE	Mobile Virtual Network Enabler の略。 MVNOとの契約に基づき当該 MVNO の事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）。
	MNO	Mobile Network Operator の略。移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用している者。
	MVNO	Mobile Virtual Network Operator の略。①MNOの提供する電気通信役務としての移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）・運用していない者。
N	NGN	Next Generation Network の略。PSTN（公衆交換電話網。電話交換機によって構成される通信網）に代わるパケットベースのネットワーク。 電気通信サービスの提供を目的として、広帯域かつQoS制御が可能な伝送技術を活用したパケットベースのネットワーク。

	NNI	Network - Network Interface の略。ネットワーク間を接続するためのインタフェース。
	NTSコスト	Non-Traffic Sensitive Cost の略。電気通信サービス提供に必要な経費のうち、通信量（トラフィック）に依存しない費用。
P	PSTN	Public Switched Telephone Networks の略。電話交換機によって構成される通信網。
Q	QoS	Quality of Service の略。主にネットワークサービスの品質。 ネットワークサービスの場合、到達保証や通信帯域、遅延時間などの安定性が指標となる。
S	SNI	Application Server-Network Interface の略。各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース。
V	VoIP	Voice over Internet Protocol の略。IP ネットワーク上で音声をやり取りするための技術の総称。 IP 電話やインターネット電話と呼ばれるサービスはこの技術を用いる。
W	WDM	Wavelength Division Multiplexing の略。光ファイバの両端に波長を多重化する装置をつなぎ、光ファイバ上の伝送情報量を飛躍的に増大する技術。

電気通信事業法等の運用基準等

(頁)

○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン

(平成13年4月1日 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課)

… 資料-33

○電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

(平成13年11月30日 公正取引委員会・総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課)

… 資料-41

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

(平成14年6月11日 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 **事業政策課**
料金サービス課 データ通信課)

… 資料-86

○電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン

(平成18年12月22日 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課)

… 資料-108

※ その他電気通信事業法等の運用に係る各種の競争ルールについては、「テレコム競争政策ポータルサイト (<http://eidsystem.go.jp/>)」を参照。

○公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成13年4月1日）

（平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日改正、平成19年4月20日改正）

IT戦略会議・IT戦略本部合同会議で取りまとめられた取組方針である「線路敷設の円滑化について」にのっとり、以下のガイドラインを策定する。このガイドラインは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十八条第一項に規定する他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することとなるものである。

（基本的な考え方）

第1条 このガイドラインは、電柱、管路、とう道、ずい道その他の認定電気通信事業の用に供する線路を設置するために使用することができる設備（行政財産であるものを除く。以下「設備」という。）の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者がいるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）が、認定電気通信事業者（以下「事業者」という。）に設備の一部を提供する場合において、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめることにより、事業者による線路敷設の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備等を推進し、もって利用者の利益、国民の利便の向上に資することを目的とする。

2 設備保有者（第十四条第一項に規定する一束化設備保有者及び第十五条に規定する支線保有者を除く。以下同じ。）には、電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が該当するものとする。

3 設備の提供に当たっては、原則として、次によるものとする。

一 設備保有者は、事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自己の事業又は有線電気通信設備令（昭和二十八年政令第三百三十一号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供する。（公正性の原則）

二 設備保有者は、事業者に設備を提供するに当たり、資本関係その他の理由により、差別的な取扱いをしない。（無差別性の原則）

三 設備保有者は、設備の提供に係る条件等をあらかじめ公表する。なお、公表すべき条件等は、このガイドラインで規定する。（透明性の原則）

四 設備保有者は、設備の提供に係る手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。（効率性の原則）

（調査回答期間等）

第2条 設備保有者は、事業者から設備の調査の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとし、申込みの数が通常想定される申込みの数の範囲内である場合は、原則として二箇月以内（必要書類の形式的不備等の指摘を行った場合は、二箇月に当該指摘から事業者が当該指摘を踏まえ申込みを行うまでの期間を加えた期間内。次項において同じ。）に提供の可否を回答するものとする。

2 設備保有者は、二箇月以内に提供の可否の回答ができない場合は、その理由を明記した書面又は電子メール等の電磁的方法により、申込みを行った事業者へ通知するものとする。

3 調査に要する費用は、コストに基づき適正なものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、交通費、機械器具損料等を含め設備保有者が示した場合には、事業者が負担するものとする。

（貸与拒否事由等）

第3条 設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる場合を除き拒否しないものとする。

一 使用を希望する区間に現に空きが無い場合

二 設備保有者が五年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画（最新の需要想定を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下この条において同じ。）を作成し

- ている場合は当該期間。以下この条において同じ。)以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合
- 三 設備所有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が五年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
 - 四 電柱にあっては設備所有者がその地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が五年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
 - 五 事業者が設置しようとする伝送路設備が設備所有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備所有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれが強い場合
 - 六 事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が**現に**履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合
 - 七 事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は設備所有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可(変更の許可を含む。)の取得若しくは占有許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれが強い場合
 - 八 第六号に定めるもののほか、事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合
 - 九 その他設備所有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれが強い場合
- 2 設備所有者は、前項各号に掲げる事項に該当するものとして事業者からの設備の使用の申込みを承諾しない場合は、その事業者に対し、承諾しない理由を書面又は電子メール等の電磁的方法により通知する。
 - 3 設備所有者は、第一項第二号から第四号までに掲げる貸与拒否事由に該当することのみを理由として設備の使用の申込みを承諾しない場合であつて、事業者による使用開始の予定の日から設備計画に明示された使用、改修、移転又は地中化の予定の事業年度の開始の日(以下「使用等予定日」という。)までの間が一年を超える場合(事業者からの使用申込みの理由が地中化に伴う仮設工事等による一時使用(道路の掘削又はマンホールの恒久的な改造が不要なものに限る。)のときには一年を超えない場合を含む。)は、セキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、前項の規定に基づく通知において、事業者に対し、使用等予定日までの間に限定して、設備の提供を行うことが可能である旨を示すものとする。
 - 4 設備所有者は、事業者から**設備の使用**の申込みを承諾しない理由について、具体的な内容の説明を求められた場合は、セキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、これに応じるものとする。
 - 5 設備所有者は、**設備の使用**の申込みを承諾した事業者から使用可能時期の照会があった場合には、できる限り具体的な進捗状況、今後の見通し等を回答するように努めるものとする。なお、事業者は、設備所有者の事務負担に配慮し、通常想定されるスケジュールに従い作業が進捗していると認められる場合には、できる限り照会を行わないように努めるものとする。

(定型的かつ反復して行われる設備使用の申込み)

- 第3条の2 設備所有者は、事業者から定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みを受けた場合又は受けると見込まれる場合には、事業者が設備の提供を受けるための手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。
- 2 前項の場合においては、設備所有者は事業者と当該申込みに共通する設備の仕様、工法その他の事項について協議するものとする。
 - 3 設備所有者は、前項の協議の対象となる事項について、第十三条第一項第九号に掲げる定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化のための基本的事項に規定するよう努めるものとする。

(貸与期間)

第4条 貸与期間は、原則として五年間とする。

- 2 使用等予定日までの間に限定した設備の使用の申込みであって、使用等予定日以降の事業者の伝送路設備の移転に関する計画が確実かつ合理的でないものは、**第三前条**第一項第六号に掲げる貸与拒否事由に該当するものとみなす。
- 3 設備保有者が使用等予定日までの間に限定して設備の提供を行う場合であって、前項に規定する計画が確実に実施されない場合は、**第十一条**第一項の契約解除事由に該当するものとみなす。
- 4 設備保有者は、設備の使用が公物管理関係法令等の適用を受けるときは、当該公物の占用等の期間についての規定を十分に勘案するものとする。

(工事及び保守ルール)

第5条 設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設する工事の設計及び施工又は当該伝送路設備の保守は、セキュリティの確保及び事故防止のため、原則として設備保有者又は設備保有者が指定する者が行う。なお、設備保有者が示す、セキュリティの確保及び事故防止のための保証手段及び責任の明確性を確保するための措置を講じる場合には、事業者の希望に応じ事業者自らが工事の設計及び施工又は保守を行うことを認めるものとする。

- 2 設備保有者は、セキュリティの確保及び事故防止のための保証手段及び責任が明確でないと判断し、事業者自らが工事の設計及び施工又は保守を行うことを認めない場合は、事業者に対し、その判断理由を書面又は電子メール等の電磁的方法で通知するものとする。
- 3 設備保有者から提供を受けた設備に設置された伝送路設備の保守については、設備の提供に係る契約においてその運用ルールを明示するものとする。
- 4 設備保有者は、設備の提供に伴い、当該設備の改修工事を行う必要が生じる場合は、事業者に対し当該工事の設計及び施工に係る費用負担を求めることができる。この場合において、事業者から当該工事が必要となる理由及び当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、経営上の秘密の保持に支障がない範囲で、これに応じるものとする。

(貸与の対価)

第6条 設備使用料の原価は、原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとし、設備保有者は、事業者に対し、当該原価に基づく適正な設備使用料を求めることができる。

- 2 前項の設備使用料の実際の算定に当たっては、別表に掲げる式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により算定を行うものとする。
- 3 設備保有者は、事業者に対し、使用の申込みを受けた設備の使用料及びその算出根拠を、**第十三条**第一項に規定する標準実施要領において記述する時期に通知するものとする。

(移転費用負担等)

第7条 設備保有者の事情又は正当な利益を有する第三者の要請により現に提供している設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合の事前予告及び移転費用の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示するものとする。この場合において、事業者の伝送路設備の撤去又は移転に係る事前予告及び移転費用の取扱いについても、同様とする。

- 2 事業者は、設備保有者に対して自己の責に帰すべき事由により設備の提供の中止を求める場合は、事業者の負担により設備を原状復帰するものとする。

(事故、災害時の取扱い)

第8条 事故、災害の発生により現に提供している設備が破損した場合の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示したときは、当該契約内容によるものとする。

(更新ルール)

第9条 設備保有者が、事業者から設備提供の継続の申込みを受けたときについては、**第二条**から前条までの規定を準用する。

- 2 設備の提供に係る契約において自動更新条項（契約期間中に、当事者のいずれかが更新を拒否する旨の申入れを行わない限り、当該契約が一定期間更新される旨の条項をいう。）を規定する場合においては、設備保有者は、契約期間中に、第三条第一項各号に掲げる事由が生じたことにより当該契約の更新が困難になった場合は、事業者に対し、原則として契約期間終了の六箇月前までにその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかにその旨を通知する等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。

（設備の使用に当たっての遵守事項）

- 第10条 事業者は、設備保有者から提供された設備には、認定電気通信事業の用に供する伝送路設備を敷設するものとする。
- 2 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設し、又は設備を使用するに当たり、設備関係法令等及び設備保有者が適正に定める技術基準に従って行うものとする。
- 3 事業者は設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備の定着する土地の所有者その他伝送路設備がその上空を通過する土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者）との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な調整を適切に進めるものとする。また、設備保有者は設備を使用させるに当たっては、公物管理関係法令等に基づき必要な諸手続等を適切に進めるものとする。
- 4 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設し、又は設備を使用するに当たり、事業者の責に帰すべき事由により第三者との間に争いが生じた場合、又は第三者に損害を与えた場合においては、事業者の責任と負担により処理するものとする。

（契約解除事由等）

- 第11条 設備保有者は、事業者が自己の責に帰すべき事由により、このガイドライン又は設備の提供に係る契約に違反した場合は、当該契約を解除することができる。
- 2 前項に定めるほか、設備保有者は、契約締結時に予期できなかった事情等により、自己の公益事業を遂行する上で現に事業者に提供している設備を使用することが必要であって、他の設備をもって代えることができなくなった場合に限り、当該契約を解除することができるものとする。この場合において、設備保有者は、原則として六箇月以上の期間（貸与契約期間が1年以内の場合には標準実施要領等で定める適切な期間）においてその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかに相当な期間を置いて解除する旨の予告を行う等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。
- 3 前二項の規定により契約の解除があった場合、事業者は速やかに当該設備を原状に回復し、返還するものとする。ただし、設備の提供に係る契約において、強制撤去条項（設備保有者が相当の期間を定めて解除の予告を行ったにもかかわらず、事業者が原状回復をしないときは、当該設備保有者は、自ら原状回復をすることができる旨の条項をいう。）を規定する場合においては、当該設備保有者は、当該条項の定めるところにより、自ら原状回復をすることができる。
- 4 前項の場合において、原状回復に要する費用等の取扱いについては、第一項の規定に基づく解除の場合においては原則として事業者が負担するものとし、第二項の規定に基づく解除の場合においては設備の提供に係る契約において明示するものとする。

（情報開示）

- 第12条 設備保有者は、事業者から設備の使用可能状況について照会（第二条第一項に規定する調査の申込みを除く。）があったときは、当該区間の使用可能状況について事業者への回答を行う。なお、情報開示により当該設備におけるセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障を生じる場合は、この限りでない。また、回答に係る費用は、事業者が負担するものとする。その額は、コストに基づき適正なものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、機械器具損料等を事業者に示すものとする。

(貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表)

第13条 設備保有者は、このガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領を作成し、設備の提供に関する次に掲げる事項をあらかじめ公表するものとする。なお、公表は原則としてインターネット上のホームページへの掲載によるものとする。

- 一 提供を受けるための申込窓口及びその連絡先
- 二 提供を受けるための手続（設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから使用までの標準的な手続（第六条第三項に定める設備使用料及びその算出根拠の通知に関するものを含む。））
- 三 申込書、通知書その他必要な書類の標準的な様式及び添付すべき書類の種類
- 四 提供が拒否できる事由
- 五 標準的な設備使用料及びその算出根拠
- 六 調査の申込みから提供の可否の回答までの標準的期間（標準的な調査回答期間）
- 七 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法
- 八 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間
- 九 定期的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化のための基本的事項
- 十 前号に掲げるもののほか、設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化に関して必要な事項

- 2 前項第五号に規定する標準的な設備使用料、同項第六号に規定する標準的期間又は同項第八号に規定する標準的期間を設定することが困難であるときは、過去の実績等に基づく例示等をもって代えることができる。
- 3 設備保有者は、二以上の申込窓口を設ける場合は、原則として、申込窓口相互間における申込手続の統一を図るものとする。
- 4 申込窓口ごとに第一項各号に掲げる事項の内容が異なる場合は、申込窓口ごとに、第一項の規定に基づき標準実施要領を作成し、公表するものとする。

(一束化)

第14条 メッセージャーワイヤーその他一束化（事業者がその伝送路設備を先行敷設者（電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であって既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。以下同じ。）が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。以下同じ。）を行うために使用することができる設備（このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一束化設備」という。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその一束化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一束化設備保有者」という。）が、事業者に一束化設備を提供する場合において、一束化設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法についても、第一条第三項第一号及び第二号の規定の適用があるものとする。

- 2 事業者は、一束化を行うに当たっては、あらかじめ、一束化設備が設置されている電柱を保有する設備保有者（以下「電柱保有者」という。）の承諾を得るものとする。
- 3 一束化設備保有者は、電柱保有者から、第九項ただし書に規定する承諾を求められた場合は、合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。
- 4 一束化設備保有者は、事業者から一束化設備の提供の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとする。
- 5 一束化設備保有者は、事業者から一束化設備の提供の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる事由に該当する場合を除き、一束化設備の提供を拒否しないものとする。
 - 一 電柱保有者が、事業者に対する第二条の規定に基づく回答において、一束化を要する旨を示していない場合
 - 二 一束化を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
 - 三 一束化を行うことにより、一束化設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
 - 四 事業者の責に帰すべき理由により過去に第七項に規定する取決めが現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合

- 6 一東化設備保有者は、事業者に対し一東化設備を提供する場合は、コストに基づく適正な使用料を求めることができる。この場合において、事業者から、当該使用料の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。
- 7 一東化設備保有者及び事業者は、一東化を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項その他一東化に当たって必要な事項を取り決めるものとする。
 - 一 貸与期間
 - 二 工事及び保守ルール
 - 三 貸与の対価
 - 四 撤去又は移転の際の費用負担等
 - 五 事故、災害時の取扱い
 - 六 更新ルール
 - 七 設備の使用に当たっての遵守事項（秘密の保持に関することを含む。）
 - 八 契約解除事由等
 - 九 共用設備の所有権の帰属
 - 十 他事業者との一東化への対応
- 8 電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、一東化設備保有者及び事業者が一東化を行うことにより第三条第一項第五号に掲げる事項に該当することとなる場合を除き、同項第一号に規定する「現に空きが無い場合」には該当しないものと解する。
- 9 電柱保有者は、事業者に対する第二条の規定に基づく回答において一東化を要する旨を示した場合であって、当該事業者から、一東化設備保有者の伝送路設備等に当該一東化設備保有者の氏名又は名称が取り付けられていないことを理由として、当該氏名又は名称について照会があったときは、これを事業者に通知するものとする。ただし、当該通知について一東化設備保有者の承諾を得られない場合は、この限りでない。
- 10 電柱保有者は、複数の者が一東化を行っている部分に係る電柱の使用料を算出するに当たっては、その旨を十分に考慮して電柱の占有率を設定するものとする。

（支線の共用）

- 第15条 支線（このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下同じ。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその支線を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「支線保有者」という。）は、事業者から支線の共用の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる事由に該当する場合を除き、当該共用を拒否しないものとする。
- 一 支線の共用を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
 - 二 支線の共用を行うことにより根かせが支線の引張荷重に耐えられなくなる場合（当該支線について改修工事を行うことにより引張荷重に耐えられることとなる場合を除く。）等、支線保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれが強い場合
 - 三 事業者の責に帰すべき理由により過去に第三項に規定する取決めが現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合
 - 四 事業者が行おうとする支線の共用が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該支線の共用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は支線保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更困難がある場合、又はそのおそれが強い場合
- 2 支線保有者は、前項各号に掲げる事項に該当するものとして事業者からの支線の共用の申込みを拒否する場合には、その事業者に対し、拒否する理由を書面又は電子メール等の電磁的方法により通知するものとする。
 - 3 支線保有者は、支線の共用を行う場合には、事業者に対し、当該支線に係る道路占用料その他の費用（当該共用に伴い当該支線の改修工事を行う必要が生じる場合における当該工事の設計及び施工に係る費用を含む。）について応分の負担を求めることができる。この場合において、事業者から、当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。
 - 4 支線保有者及び事業者は、支線の共用を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項その他支線の共用に当たって必要な事項を取り決めるものとする。

- 一 共用期間
 - 二 工事及び保守ルール
 - 三 共用に係る費用負担
 - 四 撤去又は移転の際の費用負担等
 - 五 事故、災害時の取扱い
 - 六 更新ルール
 - 七 支線の共用に当たっての遵守事項（秘密の保持に関することを含む。）
 - 八 契約解除事由等
 - 九 共用する支線の所有権の帰属
 - 十 他事業者との共用への対応
- 5 事業者は、共用する支線のうち事業者に属する部分については、必要な安全対策を施すものとする。
- 6 第十条第三項及び第四項の規定は、事業者が支線を共用する場合について準用する。

（腕金類の設置）

- 第16条 電柱保有者が、事業者から、伝送路設備を設置するための腕金類を設置することを目的とする電柱の提供の申込みを受けた場合における、当該電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、当該腕金類が設置されることにより第三条第一項第五号に掲げる事項に該当することとなる場合を除き、同項第一号に規定する「現に空きが無い場合」には該当しないものと解する。ただし、当該電柱保有者が、事業者による伝送路設備の設置を可能とするため、あらかじめ腕金類を自ら設置する場合又は第五条第四項の規定による改修工事の一環として腕金類を自ら設置する場合は、この限りでない。
- 2 電柱保有者は、前項の申込みを受けた場合において、事業者による一束化の円滑な実施が可能であること等の事情があると認めるときは、事業者に対し、協議を求めることができる。
 - 3 事業者が自ら腕金類を設置し、又は事業者の伝送路設備を設置するために電柱保有者が腕金類を設置することにより、先行敷設者が既に電柱に設置している有線電気通信設備の設置場所を変更する工事を行う必要が生じる場合においては、当該工事の設計及び施工に係る費用は、当該事業者が負担するものとする。この場合において、当該費用の負担を求めようとする者は、事業者から当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。
 - 4 電柱保有者は、前項の場合において、先行敷設者から、事業者の氏名又は名称について照会があったときは、これを先行敷設者に通知するものとする。

附 則

（適用対象に関する経過措置）

- 第1条 このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者は、当分の間、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者とする。

（見直し）

- 第2条 このガイドラインは毎年四月一日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。なお、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うべきものとする。

別 表

- 1 $A = (B_x + C) \times (D_z / D_x) \times F$
- 2 $A = (B_x + C) \times (E_z / E_x) \times F$
- 3 $A = (B_x + C) \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y) \times F$
- 4 $A = \{B_z + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 5 $A = \{B_z + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 6 $A = \{B_z + C \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y)\} \times F$

- 7 $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
 8 $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
 9 $A = \{B_y + C \times (E_y / E_x)\} \times (D_z / D_y) \times F$

注1 上記の記号の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- A 設備使用料
- B_x 保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- B_y 一定地域におけるすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- B_z 提供する設備に係る減価償却費
- C 保有するすべての同種設備に係る原価の額のうち、保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額を除いた額
- D_x 保有するすべての同種設備の総量
- D_y 一定地域におけるすべての同種設備の総量
- D_z 提供する設備の量
- E_x 保有するすべての同種設備の価額の総額
- E_y 一定地域におけるすべての同種設備の価額の総額
- E_z 提供する設備の価額
- F 提供する設備のうち提供に係る部分の占有率

注2 設備の価額については、再調達価額（設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額）、取得価額又は正味価額（取得価額から減価償却費累計額を減じて得た価額）のいずれかを採用することができる。

注3 原価、減価償却費、再調達価額、取得価額、正味価額等については、必要に応じて近似値を採用することができる。（例えば、1年を超える期間中、一律の設備使用料を設定することとする場合は、減価償却費等について、合理的な将来の予測に基づく当該期間中の平均値の近似値を採用することができる。）

○電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月30日）
（平成14年12月25日、平成16年6月18日、平成18年5月1日、平成20年8月29日改正）

（目次）

I	電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成	資料 43
第1	指針の必要性	資料 43
第2	指針の構成と基本的考え方	資料 44
II	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	資料 47
第1	電気通信設備の接続及び共用に関連する分野	資料 47
1	独占禁止法における考え方	資料 47
2	電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要	資料 48
(1)	電気通信設備の接続制度	資料 48
ア	電気通信事業者の接続義務等	
イ	指定電気通信設備制度	
ウ	接続の協定	
(2)	電気通信設備の共用制度	資料 49
(3)	接続等に関する命令	資料 49
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	資料 49
(1)	独占禁止法上問題となる行為	資料 49
ア	加入者回線網との接続に係る行為	
イ	コロケーションに係る行為	
ウ	接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	
(2)	電気通信事業法上問題となる行為	資料 51
ア	業務改善命令の対象となる行為	
イ	接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合	
ウ	接続約款変更命令の対象となる場合	
エ	市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為	
第2	電柱・管路等の貸与に関連する分野	資料 57
1	独占禁止法における考え方	資料 57
2	電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要	資料 57
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為	資料 58
(1)	独占禁止法上問題となる行為	資料 58
ア	電柱・管路等の貸与に係る行為	
イ	電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為	
ウ	電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	
エ	一束化及び支線の共用に係る行為	
(2)	電気通信事業法上問題となり得る行為	資料 60
ア	正当な理由なく貸与を拒否する行為	
イ	適正でない提供条件により貸与する行為	
第3	電気通信役務の提供に関連する分野	資料 63
1	独占禁止法における考え方	資料 63
2	電気通信事業法における料金その他の提供条件に関する制度の趣旨と概要	資料 63

(1)	基礎的電気通信役務に関する制度	資料 63
(2)	指定電気通信役務に関する制度	資料 64
(3)	基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務以外の電気通信役務に関する制度	資料 64
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	資料 65
(1)	電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為	資料 65
ア	独占禁止法上問題となる行為	
イ	電気通信事業法上問題となる行為	
(2)	セット提供に係る行為	資料 71
ア	独占禁止法上問題となる行為	
イ	電気通信事業法上問題となる行為	
(3)	顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為	資料 71
ア	独占禁止法上問題となる行為	
イ	電気通信事業法上問題となる行為	
(4)	自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為	資料 72
ア	独占禁止法上問題となる行為	
イ	電気通信事業法上問題となる行為	
(5)	卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為	資料 73
ア	独占禁止法上問題となる行為	
イ	電気通信事業法上問題となる行為	
第4	コンテンツの提供に関連する分野	資料 75
1	独占禁止法における考え方	資料 75
2	電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	資料 75
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	資料 76
第5	電気通信設備の製造・販売に関連する分野	資料 77
1	独占禁止法における考え方	資料 77
2	電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	資料 77
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	資料 77
【再掲】	市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）	資料 79
1	制度の趣旨及び概要	資料 79
2	電気通信事業法上問題となる行為	資料 80
Ⅲ	競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為	資料 82
1	接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等	資料 82
2	ファイアウォール措置及びその実施状況の公表	資料 82
3	加入者回線網の開放の徹底	資料 82
4	電柱・管路等の貸与関係	資料 82
(1)	電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等	資料 82
(2)	電柱・管路等の貸与申込手続の公表等	資料 82
(3)	電柱・管路等の貸与状況の公表	資料 83
5	卸電気通信役務市場の活性化	資料 83
6	違反防止マニュアルの作成	資料 83
Ⅳ	報告・相談、意見申出等への対応体制	資料 84
第1	違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等	資料 84
第2	公正取引委員会と総務省の連携	資料 85

I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性和構成

第1 指針の必要性

現在、我が国においては、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ広範な経済社会構造の変化に的確に対応することが喫緊の課題となっているところ、電気通信事業分野は、その経済社会活動の基盤的な役割を担っているとともに、高度情報通信ネットワーク社会に向けて先導的な役割を果たしていくことが期待されている。

このような電気通信事業分野の重要な役割も踏まえ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。平成13年1月6日施行。いわゆる「IT基本法」。）において、「広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。」（第17条）こととされているなど、電気通信事業分野における公正な競争を促進していくことが、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。

我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を発揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しており、規制緩和の推進にあわせて、競争の一般的ルールである独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。

他方、電気通信事業分野においては、

- ① 不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと、
- ② いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、
- ③ 市場の変化や技術革新の速度が大変速いことといった事情がある。

このような電気通信事業分野の特殊性や同分野が独占から競争への過渡的状況にあることを前提にすれば、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制緩和の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。

このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。

この「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」は、独占禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、作成したものである。本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。

公正取引委員会と総務省は、今後とも、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいくこととする。

第2 指針の構成と基本的考え方

1 構成

この指針は、

I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成

II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

IV 報告・相談、意見申出等への対応体制

から構成されている。

IIについては、独占禁止法を所管する公正取引委員会及び電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの責任の下、独占禁止法及び電気通信事業法の適用等に関する考え方を示したものである。

IIIについては、電気通信事業分野の競争を促進する観点から、電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を具体的に示したものである。

IVにおいては、独占禁止法又は電気通信事業法に違反する事実についての報告や、実現しようとする事業活動に係る具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの確認・相談の窓口及び公正取引委員会と総務省の連携について、付記している。

2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 公正取引委員会は、従来から、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、同事業分野における競争制限的行為に対して、独占禁止法を厳正に執行し、それらの行為を排除してきたところであり、今後ともこの方針を堅持していくこととしている。

(2) また、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していくためには、競争制限的行為を排除するなど独占禁止法を厳正に執行すること（注1）に加え、以下の観点から、同事業分野における独占禁止法の適用に関する考え方をあらかじめできる限り明らかにすることが重要である。

① 事業者が独占禁止法違反行為を行うことを未然に防止すること。

② 事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備すること。

③ 独占禁止法上問題となる行為を具体的に示すことにより、その運用の透明性を確保すること。

（注1）公正取引委員会は、独占禁止法に違反する行為があると認めた場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除、事業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。また、事業者が、他の事業者の株式を取得し、又は所有すること等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、事業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。

(3) 公正取引委員会は、このような認識の下、次章において、関係する事業者から示された競争上の懸念や独占禁止法上問題とされた事例なども踏まえた上で、主に電気通信役務（注2）を中心に電気通信事業分野における競争に悪影響を与える行為について、具体的に想定される事業者の行為に即した形で、独占禁止法の適用に関する考え方を明らかにしている。

（注2）電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう（電気通信事業法第2条第

3号)。独占禁止法の適用に当たっては、市場における競争に及ぼす影響の程度が判断される。市場は、例えば、地域通信サービス市場、長距離通信サービス市場、国際通信サービス市場、衛星通信サービス市場、移動体通信サービス市場、データ通信サービス市場等が考えられるが、その実態に即して、画定される。

本指針Ⅱに記述している行為が具体的に行われた場合、当該行為を行った事業者（外国事業者を含む。以下同じ。）が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、同法の規定に照らして、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなる（注3）。

（注3） 独占禁止法は、競争に悪影響を与える事業者の行為を問題とするものであり、すべての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、行為主体によって競争に与える影響が異なることがあり得る。例えば、新たに事業分野に参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微であり、また市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に大きい。

(4) 独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される行為を取り上げているが、このほか事業者による株式の保有、合併又は事業譲受け等の企業結合についても、独占禁止法の適用の対象となる（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日公正取引委員会）参照。）。また、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、排除措置の対象となる。

また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、本指針の運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映させる形で本指針を適宜機動的に見直すこととする。

3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきている。

近年では、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）において、市場支配的な電気通信事業者（注4）をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。本制度の導入により、市場支配的な電気通信事業者に対しては、反競争的行為の禁止行為をあらかじめ類型化することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除が可能となるとともに、それ以外の電気通信事業者（非支配的事業者）については、契約約款、電気通信設備の接続・共用及び卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）に関する規制緩和を行い、より柔軟な事業展開を可能としている。

さらに、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）において、電気通信事業におけるネットワーク構造や市場構造の変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業の許可制を廃止して登録制又は届出制へと改め、電気通信役務に係る料金及び契約約款の届出義務を原則として廃止する等の措置を講じたところである。

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

(注4) 「市場支配的な電気通信事業者」とは、電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者及び同法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者をいう。

(2) 総務省は、次章において、電気通信事業法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、同法において市場支配的な電気通信事業者等に対して禁止される行為や、業務改善命令（業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令をいう。以下同じ。）、契約約款変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、同法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。

(3) 本指針においては、電気通信事業法上問題となる行為を列挙しているが、電気通信事業者の個別具体的な行為が同法に基づく変更・停止命令等の各種命令の対象となるか否かについては、同法の規定に照らし、個別の事案ごとに判断される。また、本指針に記載されていない行為であっても、同法上の規定に照らし、禁止行為等に該当する場合には、各種命令等の対象となる。

また、総務省においては、今後とも一層の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業分野における新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本指針を適宜機動的に見直すこととする。

Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信役務を提供するに当たっては必要不可欠であるが、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められる設備（以下「不可欠設備」という。）（注1）がある。このような場合において、電気通信事業者にとっては当該設備への接続（注2）が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる。また、当該設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、当該設備への接続が一部の電気通信事業者にしか行われえない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。

（注1） 例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する固定系の加入者回線網がこれに当たる。ここにいう加入者回線網とは、加入者から最も近い交換機（以下「端末系交換等設備」という。）、加入者と端末系交換等設備を連結する電気通信回線（以下「端末回線」という。）、端末系交換等設備からの電気通信回線を集線する交換機（以下「中継系交換等設備」という。）、端末系交換等設備と中継系交換等設備の間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。また、ここでいう電気通信回線には、メタル回線のほか、光ファイバ回線等を含むものとする。

（注2） 加入者回線網への接続に係る行為のほかに、加入者回線網の共用に係る行為があるが、これらについては接続に係る行為の考え方が準用される。

- (2) このような状況の下、例えば、不可欠設備を有する電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対し、その保有する加入者回線網の接続（注3）やコロケーション（注4）の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者（注5）に比べて不利な取扱いをすることは、他の電気通信事業者等の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるもの（注6）であり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注7）。

また、移動体通信サービス事業者の保有する電気通信設備については、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なもの一概に認められるものではない。しかしながら、移動体通信サービスを行う際には市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者との接続が不可欠と認められる場合があること、電波の割当て枠に限りがあることから同サービス市場への参入が行われにくいという現状等を踏まえると、市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者が、他の電気通信事業者との接続を拒否等することは、上記と同様に独占禁止法上問題となる。

（注3） 加入者回線網の接続には、その機能を細分化し、接続を受ける者にとって必要なもの（例えば、通信を伝送する機能、通信の交換を行う機能等）のみを利用させる形態を含むものとする。

（注4） コロケーションとは、加入者回線網の接続を受ける者に対して、接続を行うために必要な装置を設置するために必要不可欠となる局舎スペース等を提供することをいう。

(注5) 自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。

(注6) 不可欠設備を有する電気通信事業者が、接続の拒否行為等を行うことにより、他の電気通信事業者による新たな電気通信役務の提供を困難にさせることも含む。

(注7) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2(3)を参照。

2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要

(1) 電気通信設備の接続制度

電気通信設備の接続の制度は、電気通信事業者間の交渉力の相違等に着眼して、優位な一方当事者によって他方当事者に著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることで、公正な競争及び利用者の利便を害することがないように、電気通信事業者間の円滑な接続を確保することを目的としている。そして、制度の概要は以下のようになっている。

ア 電気通信事業者の接続義務等

電気通信事業者は、その電気通信回線設備について、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき等一定の場合(注8)を除き、他の電気通信事業者からの接続請求に応じる義務がある(電気通信事業法第32条)。

(注8) ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき

② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき

③ 接続を請求した他の電気通信事業者が接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき

④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

イ 指定電気通信設備制度

不可欠性・独占性を有する、あるいは相対的に多数の加入者を収容していること等から、公正な競争及び利用者利益の確保の観点から特別の接続規制が必要な電気通信設備については、電気通信事業法に基づき、総務大臣が指定を行う。総務大臣が指定を行う電気通信設備には、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備がある。

まず、第一種指定電気通信設備とは、固定系端末回線を相当な規模で有する地域ネットワーク設備であり、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠で独占性を有しているため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する電気通信事業者は、接続約款の作成・認可・公表、アンバンドル(ネットワーク機能の細分化)した形での接続、接続会計の整理・公表、特定の機能に関する接続料についてのL R I C(長期増分費用)方式による算定等が義務付けられている。

次に、第二種指定電気通信設備とは、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容しているものであり、移動体通信市場が電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場であることから、それを設置する電気通信事業者は、接続約款の作成・届出・公表等が義務付けられている。

ウ 接続の協定

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、認可を受けた接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第33条第9項）。

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第34条第4項）。

(2) 電気通信設備の共用制度

電気通信設備の共用に関する協定については、当事者間の協議により締結することとしている。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行う当該第一種指定電気通信設備の共用に関する協定については、不当な差別的取扱いを防止するなど、第一種指定電気通信設備の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。（電気通信事業法第37条第1項）。

(3) 接続等に関する命令

電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第1項）。

また、上記以外の場合においても、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定又は契約の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあった場合において、その接続、共用又は卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第2項、第38条第1項及び第39条第1項において準用する第38条第1項）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 加入者回線網との接続に係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 自己若しくは自己の関係事業者の提供する電気通信役務と競合する電気通信役務を現に提供し、又は提供しようとする他の電気通信事業者（以下「競争事業者」という。）に対して、その保有する加入者回線網との接続を拒否すること、又は接続に関連する費用を高く設定し、接続に当たって必要となる情報（注9）を十分に開示せず、若しくは接続手続（注10）を遅延させるなど実質的に接続を拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注11）。

(注9) 接続に当たって必要となる情報は、加入者回線網の設置場所、その空き状況（現状において接続不能であっても接続可能となる時期が明らかかな場合はその時期を含む。）等の接続を行う前提として必要となる情報を含む。

(注10) 接続手続は、接続に当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

(注11) 電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

- ② 競争事業者に対して接続を行う場合に、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間、優先接続（マイライン）等における登録作業等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

イ コロケーションに係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 競争事業者に対して、コロケーションを拒否すること、又はコロケーションに関連する費用を高く設定し、コロケーションに当たって必要となる情報（注12）を十分に開示せず、若しくはコロケーション手続（注13）を遅延させるなど実質的にコロケーションを拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注14）。

(注12) コロケーションに当たって必要となる情報は、交換機等を設置している局舎等の名称・所在地、その空き状況（現状においてコロケーションが不能であってもコロケーションが可能となる時期が明らかかな場合はその時期を含む。）等のコロケーションを行う前提として必要となる情報を含む。

(注13) コロケーション手続は、コロケーションに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

(注14) 電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

- ② 競争事業者に対してコロケーションを行う場合に、コロケーションに関連する費用、コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度、コロケーション手続の期間等について、競争事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

- ③ 競争事業者に対して、コロケーションに併せて、接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（優越的地位の濫用等）（注15）。

(注15) 設置工事・保守事業者について、電気通信設備等に支障が生じないようにする観点からの必要最低限の限定を加える場合には問題とならない。

- ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為
接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者から、電気通信設備に接続する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者との接続交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、そのような立場を利用して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。
- 競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注16）。
- （注16） 競争事業者や顧客に関する情報を、自己の接続関連業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

ア 業務改善命令の対象となる行為

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の例えば以下のような行為は、電気通信設備の接続又は共用についての特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いその他これらの業務に関する不当な運営に該当し、これにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令が発動される（電気通信事業法第29条第1項第11号）。

(7) 接続又は共用に関する不当な差別的取扱い

(例)

- ① 自己の関係事業者のみを優遇した接続又は共用に関する協定を締結するなど、接続又は共用に関して特定の電気通信事業者のみを特別に優遇すること。
- ② 他の電気通信事業者との接続・共用に係る工事を行う際に、自己の関係事業者に対して同種の接続・共用に係る工事を行う場合に比べ、工事を遅延させること。

(4) 接続又は共用の業務における不当な運営

a 情報開示手続に関する事項

(例)

- ① 他の電気通信事業者からの接続の手続及び費用負担その他の接続の請求に際して必要な情報に関する情報開示の請求（注17）に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

（注17） 具体的には、端末系伝送路設備の敷設概況等に関する情報開示請求、伝送路設備の敷設状況・線路条件等に関する情報開示請求、通信用建物の概況・詳細状況に関する情報開示請求、接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報開示請求等があげられる。

- ② 管理部門が有する情報のうち接続事業者が利用可能な情報と同一でないものを活用して、利用部門が営業を行うこと。

b 接続請求手続に関する事項

(例)

- ① 接続の請求に対して、当該請求に即応できない旨の回答を、当該請求に係る非現用の電気通信設備がなく、かつ、経済的・技術的に著しく増設が困難であること、その他の合理的な理由を付すことなく行うこと。
- ② 接続請求に係る非現用の電気通信設備がないために当該請求に即応できない旨の回答に関する確認のための施設への立入りを認めないこと。
- ③ 第一種指定電気通信設備との接続により他の電気通信事業者がどのようなサービスを提供するかについて制限を加えること。
- ④ その他、接続の請求に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

c コロケーションの手続に関する事項

・コロケーションの拒否及び差別的取扱い

- ① 他の電気通信事業者において接続に必要と考える設備について、当該他事業者の判断を基本としてコロケーション対象設備として受け入れることを拒むこと。
- ② コロケーションの条件において自己又は自己の関係事業者と他の電気通信事業者との同等性を確保しないこと。

・コロケーションに関する工事

- ① 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について、これを認めず、工事業者の選択に制限を加え、又は自らの工事や保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課すこと。
- ② 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について有償で立会いを行う場合を必要最小限の場合に限定せずに行うこと。
- ③ 他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該他事業者との合意なしに行うこと。
- ④ 他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該競合関係業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行わずに行うこと。
- ⑤ 他の電気通信事業者のコロケーション設備について工事や保守を請け負う場合に他の電気通信事業者が負担することとなる工事費又は保守費について、低廉な料金設定に資する適正な算定方法によらずこれを設定し、他の電気通信事業者との協議において十分な情報の開示を行わず、又は適正な按分等を行わないことで他の電気通信事業者の間で不公平を生ぜしめること。
- ⑥ 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守に対して、立会いの費用負担を当該他事業者に求める場合に、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とした費用算定をせず、作業内容に比べて不相応に高額な額の負担を求め、又は費用の具体的な内容と個別の料金金額の明示を行わずに費用負担を求めること。
- ⑦ コロケーションが可能と回答し、その後工事を行う場合に、早急に工事費用の概算を提示しないこと。

- ・理由付記、立入り等
 - 他の電気通信事業者からコロケーションに係る工事や保守を受託する場合に、当該他事業者の立会いを認めず、立会いの時間帯を制限し、当該立会いに対する立会いを当該他事業者の合意を得ずに行い、又は当該他事業者が立ち会った際の工事業者に対する工事や保守の円滑な実施に必要な助言等を行うことを禁止すること。
- ・その他
 - その他コロケーションの請求、コロケーションに係る通信建物への立入りの請求、他事業者自らがコロケーションに関して行う工事や保守、他の電気通信事業者から受託して行うコロケーションに係る工事や保守に関する業務等について、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

d その他の事項
(例)

- ① 実際の接続に当たり、認可を受け、又は届け出た接続約款等に従った技術的条件、接続料を適用しないこと。
- ② 第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して、他の電気通信事業者に対して不利な条件により第一種指定電気通信設備の接続を行うこと。
- ③ 新たな網機能について、電気通信事業法に定める手続に従って技術的条件を決定したなどの合理的な理由なく、著しく接続が困難であり、又は接続するために著しい費用を要するような技術的条件を採用すること。
- ④ 他の電気通信事業者の利用者料金を利用者に請求し、又は回収する場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき金額を、能率的な経営の下における適正な原価に照らして公正妥当ではないものとする事、又は自己若しくは自己の関係事業者が負担すべき金額に比して不利なものとする事。
- ⑤ 利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行う I S D N から電話への移行の手続や、回線名義人の問い合わせの対応に際し、自社の営業等を行うこと、また当該対応の中で得られた情報を自社の営業等に利用すること。
- ⑥ 利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行う申込みに関して必ずしも不可欠でない（注18）にもかかわらず、回線名義人の住所その他の情報の提供を他の電気通信事業者や他の電気通信事業者のサービスの利用者に対して求めること。
 （注18）優先接続（マイライン）及びDSLサービスについては、回線名義人の住所の記載は不可欠とは考えられない。
- ⑦ 優先接続（マイライン）等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること。
- ⑧ 共用に関して入手した情報を、他サービスの営業等本来の目的以外の目的のために自社内の他部門や自己の関連会社等に提供すること。
- ⑨ ブラウザフォンサービスの提供のために設置するアクセスポイントの番号取得のためのダウンロードセンタにおいて、自己のアクセスポイント番号と同一の条件で、競争事業者がブラウザフォンサービス提供のために設

置するアクセスポイントの番号を他事業者からの請求に応じて速やかに付与できるように措置しないこと。

⑩ 自己のブラウザフォンサービスにおいて用いられる端末からアクセスできるアクセスポイントを競争事業者が設置し、その端末を用いて、当該ブラウザフォンサービスと同等のサービスを提供することができるのに十分な技術条件を開示しないこと。

⑪ 回線切替工事及び支障移設等（回線障害発生時を含む。）の際に、重要通信の確保の場合を除き、自己又は自己の関係事業者の作業を優先すること。

その他、電気通信事業者が、電気通信設備の接続又は共用について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他接続又は共用について不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令の対象となる（電気通信事業法第29条第1項第10号）。

イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、例えば以下のような場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該接続約款の変更認可申請命令が発動される（電気通信事業法第33条第6項）。

(例)

① 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が接続約款に記載されていない機能を用いて新たなサービスを開始する以前、あるいはほぼ同時期に、当該機能に係る接続条件を接続約款に規定していない場合。

② 標準的接続箇所における技術的条件の設定及び変更が、新たな技術動向に対応して早期かつ柔軟に行われられない場合。

③ 保守区分ごとに接続料を設定する等他の電気通信事業者の要望を可能な限り踏まえた柔軟な接続料の設定を行わない場合。

④ 接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、利用者毎に料金を設定する場合を含め、当該サービスの利用者料金から営業に係る費用を差し引いたものと比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合（ただし、公衆電話サービス及び番号案内サービスについては、現状ではこれに当たらない。）。

ウ 接続約款変更命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款のうち届出とされているもの又は第二種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、以下のような場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該接続約款の変更命令が発動される（電気通信事業法第33条第8項、第34条第3項）。

(例)

① 接続約款において、能率的経営の下での適正原価に適正利潤を加えたもの（適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算定するもの）を超える接続料を設定している場合。

② 接続約款において、一般に接続が見込まれない箇所や形態のみでの接続しか認めない、接続に必要な装置等の通信用建物内への設置及び保守（設置場所、保守内容、設置及び保守のための他の電気通信事業者の通信用建物内への立入り等）について必要な範囲を超える制限を課す等、他の電気通信事業者に対し不当な条件を付している場合。

③ 接続約款において、特定の電気通信事業者に対して、それ以外の電気通信事業者の条件と比較して不利な取扱いをしている場合。

- ④ 接続約款において、他の電気通信事業者との責任に関する事項が適正かつ明確に定められていない場合。
- ⑤ 接続約款において、利用者料金の設定事業者の別が適正かつ明確に定められていない場合。

エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項及び第31条第3項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(例)

- ① 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報（注19）を、当該情報の本来の利用目的を超えて（注20）社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること（電気通信事業法第30条第3項第1号）。

(注19) 「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報」とは、例えば、以下のような情報をいう。

- (i) 他の電気通信事業者のサービス開始時期、サービス内容、サービスエリア
- (ii) 他の電気通信事業者のサービスの利用者の分布状況、変動状況
- (iii) 他の電気通信事業者の接続相手である市場支配的な電気通信事業者のネットワークを流れる、当該他事業者のサービス又は利用者に係る通信量（通話先電話番号、呼数、通話時間、売上高等トラフィックに関するすべての情報）及びその変化動向
- (iv) 接続で用いる技術的基準（インタフェース、電気信号の処理方式等）
- (v) 優先接続における他の電気通信事業者の利用者の登録内容（市内、県内市外、県外、国際の各市場ごとに事業者を選択）

(注20) 「当該情報の本来の利用目的を超え」た利用とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- (i) 他の電気通信事業者の経営状況の把握
- (ii) 他の電気通信事業者に対抗したサービスの提供
- (iii) 他の電気通信事業者の特定のサービスエリアを狙い撃ちにした営業活動
- (iv) 他の電気通信事業者の利用者を自己又は自己の関係事業者にくら替えさせ、又は他の電気通信事業者への契約変更を阻止する等のために利用すること

- ② 優先接続（マイライン）等における電気通信事業者の登録作業において、自己又は自己の関係事業者を選択した利用者を、その他の電気通信事業者を選択した利用者と比較して優先的に登録すること（電気通信事業法第30条第3項第2号）。
- ③ 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、接続に必要な装置等を設置するための通信用建物（例、交換機等を設置している局舎等）の空き場所の有無、当該通信用建物の名称、所在地、空き設備がある場合の接続の即応、即応できない場合であっても対応可能

であればその時期、接続を行おうとする設備の敷設状況、敷設計画、接続可能となる時期等に関する情報の他の電気通信事業者への提供について、特定関係事業者（注21）に提供している情報に比べて量を少なくし、質を落とし、あるいは提供時期を遅らせること（電気通信事業法第31条第2項第1号）。

（注21）「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする親法人、当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第31条第1項）。

- ④ 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、接続に必要な装置等の設置や保守の工事、接続に必要なロケーション、電柱・管路等の貸与等について、特定関係事業者と比較して、他の電気通信事業者を不利に取り扱うこと（電気通信事業法第31条第2項第1号）。

第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信役務市場においては、自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者（以下「インフラベースの事業者」という。）にとって、公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、地下に電気通信回線を通すための管路等を埋設することは、経済的でないのみならず、道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易ではない場合が多い。そのため、インフラベースの事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有する事業者（注2 2）から、その貸与を受けないと新規参入又は電気通信回線の拡充が困難な場合がある。

（注2 2）例えば、電力会社、電気通信事業者、鉄道事業者等の公益事業者等がこれに当たる。

- (2) このような場合において、例えば、電柱・管路等を保有する公益事業者等が、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注2 3）。

（注2 3） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要

- (1) 認定電気通信事業者（電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）を設置するため、他人の電柱・管路等を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その電柱・管路等の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者がいるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）に対し、その電柱・管路等の使用権の設定に関する協議を求めることができる（電気通信事業法第128条第1項）。

- (2) この協議認可は、電柱・管路等の使用について当事者間の合意が得られないときに、電気通信事業の円滑な遂行という公益上の必要性と使用権の設定を求められる者の受忍限度とを比較衡量し、使用権の設定を予定した上で具体的な使用条件についての当事者間の協議を開始させるものである。

- (3) さらに、この協議が不調又は不能の場合は、電気通信事業の公益性にかんがみ、電柱・管路等の使用の実効性を担保するために、裁定制度が設けられており、認定電気通信事業者は、当該電柱・管路等の使用について総務大臣の裁定を申請することができる（同法第129条第1項）。

- (4) そもそも電気通信事業者は、基本的には私法上の契約によって電柱・管路等の使用権を確保すべきであるが、設備保有者の拒否にあつて線路の設置の迂回を余儀なくされるような事態になれば、公益的性格を有する認定電気通信事業の遂行に著しい支障を来すこととなるため、最終的手段としてこのような使用権が付与され、また、その実効性を担保するために認可・裁定の制度が設けられているものである。
- (5) 総務省は、この認可・裁定の運用基準として機能するものとして、平成13年4月に、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。（なお、以下には、ガイドラインのうち主要な規定を掲げるが、このほか、設備保有者において電気通信事業法上問題となる行為と公正な競争の促進又は利用者保護の観点から望ましい行為の詳細等については、ガイドラインを参照のこと。）

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 電柱・管路等の貸与に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① インフラベースの事業者に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること（注24）、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し（注25）、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報（注26）を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続（注27）を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注28）。

（注24） 自動更新条項を規定している貸与契約において、ガイドラインに記載された貸与拒否事由が生じたことにより契約更新を拒否すること自体は問題とならない。ただし、正当な理由なく十分な予告期間を設けずに契約更新を拒否することにより、インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせることは問題となる。

（注25） 必要性が認められない電柱・管路等の移設・改修工事を行うことを貸与の条件とする行為や、当該工事の必要性が認められるとしても、合理的な理由なく、移設・改修に関連する費用を高く設定する行為を含む。

（注26） 電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報は、電柱・管路等の設置場所、その空き状況（現状において貸与不能であっても貸与可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の貸与を受ける前提として必要となる情報を含む。

（注27） 電柱・管路等の貸与手続は、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注28） ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

- ② インフラベースの事業者に対して電柱・管路等の貸与を行う場合に、貸与に関連する費用、貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示の程度、貸与手続の期間等について、当該インフラベースの事業者を自己又は自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをする（注29）ことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はそ

の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）（注30）。

（注29） 自己の関係事業者に対しては、電柱・管路等の設置工事を共同で行うことにより自己の関係事業者の設置費用の軽減を図る一方、インフラベースの事業者に対しては、設置工事を共同で行うことを拒否することで自己の関係事業者に比べて高額な設置費用を負担することを余儀なくさせる行為を含む。

（注30） 電気通信事業の用に供する場合と電気通信事業以外の事業の用に供する場合において認められる合理的なコスト差等を反映して取扱いに差異が生じる場合には問題とならない。

イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 電柱・管路等の貸与に併せて、自己が既に設置した光ファイバ（幹線部分）が存在する区間について、インフラベースの事業者の希望がないにもかかわらず、それを不当に利用させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（注31）。

（注31） 当該インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者は、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に電柱・管路等を貸与する際の手続等を通じて、その参入時期、参入区域、参入の態様等の重要な営業情報を知り得る立場にある。そのような立場を利用して、電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た当該インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注32）。

（注32） インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己の貸与関連業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点から電柱・管路等の増設・改修を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

エ 一束化及び支線の共用に係る行為

電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- インフラベースの事業者から一束化（注33）又は支線の共用（以下「一束化等」という。）のための調整の要請を受けた場合において、一束化等を拒否し、又は一束化等に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化等の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化等を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）（注34）。

（注33） 一束化とは、電気通信事業者等がその伝送路設備を先行敷設者（電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であって既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。）が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。

（注34） ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

(2) 電気通信事業法上問題となり得る行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、以下のような行為は、不適當である。

ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、電気通信事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自らの事業又は有線電気通信設備令（昭和28年政令第131号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和27年法律第180号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障がない限り、設備を提供することが求められる。

このため、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第128条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、次に掲げる場合（ガイドライン第3条「貸与拒否事由」）を除いては、認可するものとしている。

- ① 使用を希望する区間に現に空きが無い場合。
- ② 設備保有者が5年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画（最新の需要想定等を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下同じ。）を作成している場合は当該期間。以下同じ。）以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合。
- ③ 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。
- ④ 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。
- ⑤ 電気通信事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合。
- ⑥ 電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合。
- ⑦ 電気通信事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、電気通信事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合。
- ⑧ ⑥に定めるもののほか、電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合。
- ⑨ その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれ強い場合。

ただし、以上の規定にかかわらず、一束化（注35）又は支線の共用（注36）の場合には、一定の場合を除き、原則として認可するものとしている。

なお、一束化又は腕金類の設置（注37）に関し、電柱保有者による電柱の提供の可否の判断にあたっては、当該一束化又は腕金類の設置がガイドライン第3条第1項第5号の貸与拒否事由に該当するものでない限り、同項第1号の「現に

空きがない場合」に該当しないものと解されている。

(注35) メッセンジャーワイヤーその他一束化を行うために使用することができる設備（設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一束化設備」という。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその一束化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一束化設備保有者」という。）が、認定電気通信事業者に一束化設備を提供する場合については、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第128条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、以上の規定にかかわらず、次に掲げる場合（ガイドライン第14条「一束化」）を除いては、原則として認可するものとしている。

- ① 一束化設備が設置されている電柱を保有する設備保有者（以下「電柱保有者」という。）が、認定電気通信事業者に対するガイドライン第2条の規定に基づく回答において、一束化を要する旨を示していない場合
- ② 一束化を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
- ③ 一束化を行うことにより、一束化設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれが強い場合
- ④ 認定電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去にガイドライン第14条第7項に規定する取決めが現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合

(注36) 支線（設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその支線を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「支線保有者」という。）が、認定電気通信事業者と当該支線を共用する場合については、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第128条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、次に掲げる場合を除き、原則として認可するものとしている。

- ① 支線の共用を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
- ② 支線の共用を行うことにより根かせが支線の引張荷重に耐えられなくなる場合（当該支線について改修工事を行うことにより引張荷重に耐えられることとなる場合を除く。）等、支線保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれが強い場合
- ③ 事業者の責に帰すべき理由により過去に第3項に規定する取決めが現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合。
- ④ 事業者が行おうとする支線の共用が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該支線の共用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は支線保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれが強い場合

(注37) 腕金類の設置とは、伝送路設備を設置するために電柱に突き出し金物などの腕金類を設置することであり、事業者が設置する場合と設備保有者が設置する場合がある。

イ 適正でない提供条件により貸与する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、認定電気通信事業者に設備を提供するに当たっては、公平かつ公正な条件で提供することが求められ（公正性の原則）、また、資本関係その他の理由により差別的な取扱いをしないことが求められる（無差別性の原則）。

このため、総務省は、電気通信事業法第132条第1項の規定に基づく裁定をする場合において、設備保有者の提示する提供条件が次に掲げる基準（ガイドライン第4条「貸与期間」、第6条「貸与の対価」）を満たしていないときは、当該基準に照らし、判断するものとしている。

① 使用期間

原則として5年間（設備保有者が、自己による使用等の予定があることを理由として、認定電気通信事業者の要望に応じない場合においては、その使用等の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画に明示されていることを要するものとする。）。

② 貸与の対価

原価（原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定。）に基づく適正な設備使用料（注38）。

（注38） 実際の算定に当たっては、ガイドライン別表に掲げる式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により算定。

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向が強いと指摘されている。

また、顧客が加入先の電気通信事業者を変更する際に、これまでと同じ電話番号を変更後の電気通信事業者においても引き続き使用できない場合には、顧客が加入先を変更することをためらうことも生じ得る。

このような電気通信事業分野の特徴を踏まえると、例えば、相対的に高い加入者シェアを有する電気通信事業者が、自己の加入者相互間の電気通信役務料金を他の電気通信事業者の加入者への電気通信役務料金より安く設定する等、取引の相手方により差別的な取引条件を設定することは、顧客を囲い込む効果を生じさせるものである。

- (2) このような状況の下、例えば、電気通信事業者が、地域若しくは相手方により差別的な電気通信役務料金を設定すること、又は相手方が他の電気通信事業者と取引しないことを条件として、当該相手方に電気通信役務を提供することにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注39）。

（注39） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

2 電気通信事業法における料金その他の提供条件に関する制度の趣旨と概要

(1) 基礎的電気通信役務に関する制度

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国に提供が確保されるべき基礎的電気通信役務については、その極めて高い公共性から、当該役務の料金その他の提供条件に関して契約約款の作成・届出及び当該約款に基づく役務の提供を義務づけているところである。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた契約約款が、

- (ア) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (イ) 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (ウ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、
- (エ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、
- (オ) 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき、
- (カ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、

は、契約約款変更命令を発動できることとされている。（電気通信事業法第19条第2項）

(2) 指定電気通信役務に関する制度

次に、指定電気通信役務については、これに代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障する観点から、当該役務の料金その他の提供条件に関して保障契約約款の作成・届出を義務づけるとともに、別段の合意がある場合を除き、当該保障契約約款に定める料金その他の提供条件による役務の提供を拒んではならないこととされている。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた保障契約約款が、

- (ア) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (イ) 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (ウ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、
- (エ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、
- (オ) 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき、
- (カ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、

は、保障契約約款変更命令を発動できることとされている。(電気通信事業法第20条第3項)

また、指定電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものに関する料金については、プライスキップ制(上限価格制)が適用されており、料金の料金指数が基準料金指数を超える場合には認可が必要となる。(同法第21条第2項)

(3) 基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務以外の電気通信役務に関する制度

基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務以外の電気通信役務については、契約約款によらずにその提供の相手方と提供条件について取決めを行い、契約を締結した上で、電気通信役務を提供することが可能である。

ただし、当該契約については、

- (ア) 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき、
- (イ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき、
- (ウ) 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき、
- (エ) 料金の額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、
- (オ) 提供条件が、電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害しているとき、
- (カ) 提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、
- (キ) 提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、
- (ク) 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、
- (ケ) (ア)から(ク)までに掲げたもののほか、**電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき、**

は、業務改善命令を発動できることとされている。(電気通信事業法第29条第1

項)

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 競争事業者が新規参入（事業の拡充を含む。以下同じ。）した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注40）。

（注40） 期間や提供地域を限定して行われる試験サービスについては、直ちに独占禁止法上問題がないと認められるものではなく、当該電気通信事業者にとっての試験サービスの必要性、実施期間、対象範囲、料金体系、競争事業者が同様のサービスを提供可能か否か、当該試験サービスが競争状況に与える影響等を総合的に考慮して判断される（(1)ア及び(2)アにおいて同じ）。

- ② 自己の提供する電気通信役務の料金について、競争事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金に比べて自己又は自己の関係事業者のネットワークを利用する電気通信役務料金を低く設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注41）。

（注41） 競争事業者に支払うべき接続料金等合理的と認められるコスト差を反映して通話料金に格差が生じる場合には問題とならない。

- ③ その提供に要する費用（注42）を著しく下回る料金で電気通信役務を提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

（注42） 例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者から販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、又は自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。

- ④ 自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、不当に電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免すること（私的独占、排他条件付取引等）（注43）。

（注43） 競争事業者の取引機会を減少させるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

- ⑤ 競争事業者との接続の協定、事業の受委託又は卸電気通信役務の提供等に併せて、当該競争事業者の提供しようとする電気通信役務の料金、内容、提供条件（提供開示時期、提供地域、提供先等を含む。）の設定に不当に関与すること（私的独占、拘束条件付取引等）（注44）。

（注44） 競争事業者の自主的な事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される（同法第19条第2項及び第20条第3項）。

a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 基礎的電気通信役務において、料金を相対の協議で決める旨の規定を記載した料金表を設定し、又は指定電気通信役務において、料金を相対のみで決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。
- ② その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定すること。

b 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約約款。
- ② 延滞利息について不当に高額な割合を設定している契約約款。
- ③ 消費者契約法（平成12年法律第61号）に反するような、電気通信事業者著しく有利で利用者に不利な規定のある契約約款。

c 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき

(例)

- ① 公専公接続の制限（電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者が、電話役務契約約款において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限するもの）のある契約約款。
- ② 利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約約款。

d 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき

(例)

- ① 利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めるにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めないもの。
- ② 取引先や子会社等特定の利用者のみを対象とした割引料金。
- ③ 割引率に長期契約割引相当分を含むものとしているにもかかわらず、契約約款によらず一律に割り引くような合理性のない料金を設定すること。
- ④ 相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしている契約約款。
- ⑤ 役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しない旨を規定している契約約款。

e 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき

(例)

- 重要通信の確保の規定やそのため一般通話の規制を行うことがある旨の規定を設けていない契約約款。

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

- ① 競争事業者が存在する業務区域について、コストが著しく異なるなどの合理的な理由なく他の地域に比べて低い料金、割引料金その他有利な提供条件を設けている契約約款。
- ② 市場支配的な電気通信事業者が、他の電気通信事業者の接続料が著しく高いなどの合理的な理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービスの対象としないこと。
- ③ 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。
- ④ 競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること。
- ⑤ 競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。
- ⑥ 利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めているにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めていないため、他の電気通信事業者による再販が禁じられているもの。
- ⑦ 利用者の範囲が限定されているなどの合理的な理由なく選択料金を廃止し、不当に利用者の選択の幅を狭めるような料金を設定すること。
- ⑧ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、優先接続における自己への固定優先接続（マイラインプラス）の登録者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。
- ⑨ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、自己の割引サービス等の利用者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。
- ⑩ 自己の提供するサービスの提供条件（利用停止、契約解除、延滞利息等）について、自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約約款。
- ⑪ 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務とあわせてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金とを区分せずに設定すること。
- ⑫ 優先接続における未登録者の扱いについて、利用者の意思にかかわらず「一般優先接続」（注45）ではなく、「固定優先接続」（注46）の登録をしたものとみなすこととしている契約約款。
 - （注45） 00XYを回せば他の電気通信事業者に接続する方式。通称「マイライン」。
 - （注46） 00XYを回しても他の電気通信事業者に接続せず、登録した電気通信事業者のみに接続する方式。通称「マイラインプラス」。

- ⑬ 契約約款において、その電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定すること（ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。）。
- ⑭ 社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約約款。
- ⑮ 新規の申込みは停止するが、当分の間サービス提供を継続する、又は代替サービスを提供するなど既存利用者の利便を確保するための措置を講じることなくサービスを廃止し、利用者の利便性を著しく低下させるような契約約款。

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(例)

- ① 自己の関係事業者とそれ以外の電気通信事業者の接続料に著しい格差があるなどの合理的な理由なく、自己の関係事業者以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話については、自己の関係事業者のネットワークを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと（電気通信事業法第30条第3項第2号）。
 - ② 他の電気通信事業者（注47）との間での接続、業務受委託、サービス提供等に当たり、当該他事業者が提供する電気通信役務の内容、開始時期、提供区域、提供先、料金等を制限すること（電気通信事業法第30条第3項第3号）。
- （注47）電気通信事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

- ③ ブラウザフォンサービスにおいてポータルサイトを開設している場合、利用者が自己又は自己の関係事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件に比べて、他の電気通信事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件を、例えばボタン操作数を当該他事業者の意思に反して同等としない等、不公平なものとする（電気通信事業法第30条第3項第2号）。

(ウ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで）

a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 「時価」や「当社が毎月末に請求する額」など社会通念上利用者にとって料金額が予見可能でないと認められるような料金を設定すること。
- ② その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定すること。

なお、例えば、「月額料金は、毎月最終日17時の東京外国為替市場の円相場（1米ドルを日本円に換算した額）に当該月の通信時間を乗じた額」と定める場合や「年額料金は、昨年度A社に対して支払った年額料金の〇割引の額（昨年度A社のサービスを利用した場合）」と定める場合などは、一般的には本号に該当し

ないと考えられる。

b 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約。
- ② 延滞利息について不当に高額な割合を設定している契約。
- ③ 消費者契約法に反するような、電気通信事業者に着しく有利で利用者にとって不利な規定のある契約。

なお、例えば一定期間内に申し込んだ利用者に対して、回線工事費その他の工事費を無料とする場合は、一般的には本号に該当しないと考えられる。

c 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき

(例)

- ① 公専公接続の制限（電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者が、電話役務を提供する契約において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限するもの）のある契約。
- ② 利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約。

d 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき

(例)

- ① 固定発→携带着通話料金と携帯発→固定着通話料金について、著しい料金格差が存在し、相当期間経過後も当該格差が縮小又は解消しないこと。
- ② 契約回線数その他の利用条件が同一であるにもかかわらず、取引先や子会社等であることを理由として、特定の利用者に対し他の利用者と比較して著しく低い料金を設定すること。
- ③ 相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしていること。
- ④ 役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しないこと。

e 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき

(例)

- 重要通信の確保のために一般通信の規制を行うことが想定される電気通信役務について、その旨の規定を設けていない契約。

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

- ① 競争事業者が存在する業務区域において、コストが著しく異なるなどの合理的な理由なく、他の区域に比べて低い料金、割引料金など当該競争事業者との間に不当な競争を引き起こし利用者利益を阻害するような有利な提供条件を設定すること。

- ② 市場支配的な電気通信事業者が、他の電気通信事業者の接続料が著しく高いなど合理的な理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと。
- ③ 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。
- ④ 競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること。
- ⑤ 競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。
- ⑥ 利用者の範囲が限定されているなどの合理的な理由なく選択料金を廃止し、不当に利用者の選択の幅を狭めるような料金を設定すること。
- ⑦ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、優先接続における自己への固定優先接続（マイラインプラス）の登録者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。
- ⑧ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、自己の割引サービス等の利用者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。
- ⑨ 自己の提供するサービスの提供条件（利用停止、契約解除、延滞利息等）について、自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約。
- ⑩ 電気通信役務とあわせて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金とを区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こすこと。
- ⑪ 契約において、優先接続における未登録者の扱いについて、利用者の意思にかかわらず「一般優先接続」ではなく、「固定優先接続」の登録をしたものとみなすこと。
- ⑫ 契約において、当該電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定すること（ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。）
- ⑬ 社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約。
- ⑭ 新規の申込みは停止するが、当分の間サービス提供を継続する、又は代替サービスを提供するなど既存利用者の利便を確保するための措置を講じることなくサービスを廃止し、利用者の利便性を著しく低下させるような契約。

なお、例えば、長期契約による割引、ボリュームディスカウント、一定期間の無料キャンペーン、複数のサービスのセット割引等のサービスを提供しており、これによって他の事業者の事業活動が特段困難になっているとは認められないような場合には、一般的には本号に該当しないと考えられる。

- (エ) 電気通信事業者が以下のような適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第29条第1項第12号）

(例)

電気通信事業者がそのサービス提供に必要な事業資金を調達するために虚偽のネットワーク構成等を説明してサービス提供しているとき。

(2) セット提供に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 自己の電気通信役務と併せて自己又は自己の関係事業者の商品・サービスの提供を受けると当該他の商品の価格・サービスの料金が割安となる方法でセット提供する場合において、その提供に要する費用を著しく下回る水準に料金を設定することにより、競争関係にある他の商品・サービスの事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

（例）

- 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと（電気通信事業法第30条第3項第2号）。

(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 顧客等に対して、電気通信役務の品質面等に関する不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分に説明しないことなどにより、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。
- ② 回線切替工事を必要とする電気通信役務について、自己との既存契約を解約し競争事業者と契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆することにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。
- ③ 顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、高額の違約金の支払を請求し、又は他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けることにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。
- ④ 工事又は機器の取替え等が必要な電気通信役務について、当該工事等の費用を自己又は自己の関係事業者の顧客に係るものに比べて競争事業者の顧客に係るものを不利なものとする事により、競争事業者とその顧客の取引を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務改善命令が発動される（同法第29条第1項第12号）。

（例）

- ① 利用者等に対して、電気通信役務の料金、品質面等に関して不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分にかつ正確に説明しないこと等により、利用者等と他の電気通信事業者との契約締結を妨害し、締結済の契約を解除させ、又は自己の

提供するサービスの契約へ誘導すること。

- ② 利用者に対して、他の電気通信事業者との契約を行った場合、自己のサービス品質を低下させる旨の示唆を行い、他の電気通信事業者との契約締結を妨害すること。
- ③ 天災、事変その他の非常事態発生時における事実上の優遇措置の実施を理由に、利用者等と他の電気通信事業者との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他の方法により、その取引を不当に妨害すること。
- ④ 回線切替工事等を必要とする電気通信役務について、自己又は自己の関係事業者との既存契約を解約し他の電気通信事業者と契約を締結しようとする利用者の回線切替工事等を意図的に遅延させるなど不利な取扱いを行い、又はこうした不利な取扱いを示唆することにより、他の電気通信事業者と利用者との契約締結を妨害すること。
- ⑤ DSLサービスを電話との重畳により行う場合に、電話加入とDSL利用申込名義が異なるという理由のみで、利用申込者への利用申込みの補正などを求めることなく申込みに応じないこと。
- ⑥ 利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること（いわゆるスラミング）。
- ⑦ 利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと（いわゆるクラミング）。
- ⑧ 電気通信事業者の固定系端末回線と接続してDSLサービス等を提供する他の電気通信事業者が、利用者からの契約解約の申出があつたにもかかわらず、速やかに当該電気通信事業者に対して設備撤去工事等の申込みを行わず、利用者の解約を遅延させること。

(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

加入者回線網を保有する電気通信事業者は、既存の電気通信役務に係る顧客との契約関係を活用することで他の電気通信事業者に比べて有利に営業販売活動等を展開し得る地位にある。このような状況において、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 自己の関係事業者に対しては電気通信役務に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理、その他の業務の受託等（業務の支援行為を含む。）を行う一方、競争事業者に対しては、その受託等を不当に拒否し、又は高い料金を設定するなど不当に差別的に取り扱うこと（私的独占、取引拒絶等）（注48）。

（注48）競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

- (ア) 電気通信事業者が以下のような**適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがある**と認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務改善命令が発動される（電気通信事業法第29条第1項第12号）。

（例）

- 自己の関係事業者の業務委託等についてのみ有利な取扱いをすること。

- (イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項及び第31条第3項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及

び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(例)

- ① 利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと（電気通信事業法第30条第3項第2号）。
- ② 自己の関係事業者に対して、料金その他業務の受委託に係る提供条件について有利な取扱いを行うこと（電気通信事業法第30条第3項第2号）。
- ③ 自己の提供する基本料に関して、自己の関係事業者が提供する割引サービスを再販する電気通信事業者のみに利用者に対する請求代行を認めること（電気通信事業法第30条第3項第2号）。
- ④ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、料金回収業務や商品販売業務の受託について、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、特定関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定すること（電気通信事業法第31条第2項第2号）。

(5) 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

事業者がどの事業者に対して卸電気通信役務を提供するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題である。事業者が、料金、品質、サービス等の要因を考慮して、独自の判断によって、ある事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、事業者が単独で行う取引拒絶であっても、独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引を拒絶する場合には違法となり、また、競争事業者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合には独占禁止法上問題となる。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 卸電気通信役務に関連する費用を高く設定し（注49）、卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報を十分に開示せず、若しくは卸電気通信役務の提供を受けるための手続を遅延させること等、又は費用、提供する情報、卸電気通信役務の提供を受けるまでの期間等について自己の関係事業者に比べて不利にさせるような取扱いをすることにより、競争事業者の顧客向け電気通信役務（以下「小売サービス」という。）市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。
（注49）電気通信回線等に係る既存投資額を償却し得るような料金水準である場合には問題とならない。
- ② 小売サービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けないことを条件とし、又は他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けた場合には自己が提供する卸電気通信役務の料金を高く引き上げることなどにより、当該他の電気通信事業者の卸電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、排他条件付取引等）。
- ③ 卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者から、小売サービスを提供する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けること

となる。このため、卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者との交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。

そのような立場を利用して、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注50）。

（注50） 競争事業者や顧客に関する情報を、自己の回線の設置業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(7) 電気通信事業者が以下のような行為を行っていることにより、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づく業務改善命令が発動される（同法第29条第1項第10号）。

(例)

- ① 卸電気通信役務の契約において、当事者の責任に関する事項や料金の算出方法等が適正かつ明確に定められていないこと。
- ② 自己の関係事業者等に対する料金に比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定の電気通信事業者を不利に取り扱うこと。
- ③ 卸電気通信役務の料金に関して、利用者に対する料金よりも高い料金を設定すること。
- ④ 卸電気通信役務の提供の申込みに対して、不要な資料の提出を要求し、若しくは速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延させること。
- ⑤ 卸電気通信役務の提供に関して入手した情報を自己の営業目的に利用すること。

(4) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(例)

- 卸電気通信役務の提供について、自己の関係事業者に対して、他の電気通信事業者と比べて低い料金や有利な条件で提供すること（電気通信事業法第30条第3項第2号）。

第4 コンテンツの提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信事業者は、移動体通信端末又は固定通信端末（以下「簡易端末」という。）のディスプレイ等を利用し、音楽の配信、タウン情報、銀行との取引等の各種オンラインサービス（以下「コンテンツ」という。）を利用できるシステム（以下「簡易端末情報サービスシステム」という。）を管理・運用している場合がある。

簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している電気通信事業者（以下「システム運用事業者」という。）は、その管理・運用の適切性等を確保する観点から、簡易端末の簡単なキー操作によってアクセスすることができるメニュー（以下「メニューリスト」という。）を設定し、一定の基準（以下「掲載基準」という。）の下に、コンテンツを掲載していることが一般的である。また、メニューリストに掲載されたコンテンツの提供に係る料金については、電気通信役務料金とともにシステム運用事業者による代行回収が行われる仕組みとなっている。

簡易端末情報サービスシステムについては、顧客はメニューリストに掲載されていないコンテンツに比べて、メニューリストに掲載されているコンテンツにアクセスする傾向が強いと指摘されており、コンテンツを提供する事業者（以下「コンテンツプロバイダー」という。）にとっては、自己が提供するコンテンツがメニューリストに掲載されることが、他のコンテンツプロバイダーとの競争上重要であると考えられる。

他方、それぞれの簡易端末情報サービスシステム間に互換性がないため、顧客は他の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載されているコンテンツにはアクセスできない現状を踏まえると、システム運用事業者にとっては、優良なコンテンツをどれだけ自己の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載できるかが、他のシステム運用事業者との競争上重要であると考えられる。

- (2) このような状況の下、例えば、システム運用事業者が、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する（注5 1）条件を付けて、当該コンテンツプロバイダーと取引することにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注5 2）。

（注5 1）システム運用事業者は、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載基準を独自に定めているところ、掲載基準が公開されていなかったり、公開されていても明確性に欠ける場合がある。このような場合、システム運用事業者による掲載基準の恣意的運用が行われ、他のシステム運用事業者との取引を制限することとなりやすい。

（注5 2） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者がシステム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合において、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第30条第3項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が、以下のような行為により、競争事業者の取引の機会を減少させ、又はコンテンツ提供市場における価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、排他条件付取引、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第30条第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

① 競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニューリストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否（注53）すること（注54）。

（注53） 不適切なコンテンツが流れることを防止する観点から、メニューリストに掲載すべきコンテンツプロバイダーの選択基準を明確にした上で、公正に実施する場合には問題とならない。

（注54） 要望するカテゴリへの掲載を不当に拒否する場合又はサイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不当に不利益を与える場合も問題となる。

② 自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載を禁止する、又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること。

③ コンテンツをメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金の設定に関与する（注55）こと。

（注55） 高額請求による利用者とコンテンツプロバイダーとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、問題とならない。

第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 技術革新の進展が著しく、それに基づく新たなサービスの展開が活発である電気通信事業分野においては、電気通信事業者が、電気通信設備の製造に当たっていわゆる事実上の標準と認められる特許等を有している場合があり、そのような特許等のライセンス契約を締結しないと、電気通信設備の製造販売活動が困難となるおそれがある。
- (2) このような場合において、例えば、電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者（以下「設備メーカー」という。）に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、又は特許等のライセンス契約を締結している設備メーカーとその取引の相手方との取引その他設備メーカーの事業活動を拘束する条件を付けて当該設備メーカーと取引をすることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注56）。

なお、一般に、特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法における考え方については、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月30日公正取引委員会）に基づいて判断される。

（注56） 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I、第2、2（3）を参照。

2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者が、設備メーカー又は販売業者に対し、その業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第30条第3項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような行為により、他の事業者の事業活動を困難にさせ、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせることは、独占禁止法上問題となる（私的独占、抱き合わせ販売等、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）。

また、市場支配的な電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注57）ときには、電気通信事業法第30条第3項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第4項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

（注57） ただし、販売業者の選定に当たって、利用者利益の確保の観点等から一定のサービス水準を満足することを条件とする場合や、下記④において、販売業者が専売を希望する場合には、電気通信事業法上問題とならない。

- ① 設備メーカーと電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、合理的な理由なく、自己又は自己の指定する事業者から設備メーカーが必要とする商品・サービスを購入させること。
- ② 電気通信設備を製造するために不可欠な特許等について、設備メーカーと締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用した電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、合理的な理由なく、設備メーカーからの許諾要請を認めず、若しくは許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限すること。
- ③ 端末設備（注58）の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させ、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束すること。
（注58） 端末設備とは、例えば、電話機（固定、移動体）、ファクシミリ機等をいう。
- ④ 端末設備の販売業者に対して、他の電気通信事業者の端末設備を取り扱わず、自ら指定した端末設備のみを販売させ、又は自ら定めた販売地域等を遵守させること。

【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）

電気通信事業法上の市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制の対象となる行為については、前述の第1から第5までの各分野において、同法上問題となる行為として記載されているが、電気通信事業者等の便宜を考慮し、その趣旨及び概要と併せて、対象となる行為について当該規制の根拠条文ごとにまとめ直し、再掲することとする。

1 制度の趣旨及び概要

電気通信事業法においては、公正競争促進の措置として、市場支配的な電気通信事業者をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課す非対称規制制度を整備している。

具体的には、市場支配的な電気通信事業者に対して、次に掲げる①から③までの行為をあらかじめ禁止するとともに（同法第30条第3項）、これに違反する行為に対しては、速やかに除去し得るよう行為の停止・変更命令制度が設けられている（同法第30条第4項）。

（市場支配的な電気通信事業者の禁止行為）

- ① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供。
- ② 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与。
- ③ 他の電気通信事業者（注1）、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉。

また、市場支配的な電気通信事業者は、内部相互補助の抑止・監視及び業務運営の透明性確保の観点から、会計整理義務及び電気通信役務に関する収支状況等の会計情報の公表義務が課されている（電気通信事業法第30条第5項）。

（注1） コンテンツプロバイダーなど、電気通信事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景として特定関係事業者（注2）に比べて他の電気通信事業者に不当に不利な取扱いをした場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

（注2） 「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする親**法人会社**、当該親**法人会社**の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第31条第1項）。

そのため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、特定の業務において、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則として禁止している（注3）（同法第31条第2項：ファイアウォール規制）。

（注3） 「ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りではない」（電気通信事業法第31条第2項ただし書）とされており、具体的には、以下の理由がある場合には、やむを得ない理由があるものとされる。

- (1) 他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあること（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の6）。

(2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社については、当分の間、

① 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年法律第98号）附則第5条第6項の承継計画に記載された同法附則第3条第2項第4号及び第6号に掲げる事項のうち、以下の事項を実施するものであること（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成13年総務省令第148号）附則第2項）。

ア 特定関係事業者が提供する音声伝送役務の契約者に係る契約者情報の追加及び更新に係る業務の受託

イ 特定関係事業者の設備の監視及び制御に係る業務の受託

2 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第30条第4項及び第31条第3項）ほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(1) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第30条第3項第1号）

○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為（第1の3(2)エ①）。

(2) 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（電気通信事業法第30条第3項第2号）

(例)

① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い（第1の3(2)エ②）。

② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定（第3の3(1)イ(1)①）。

③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供（第3の3(2)イ）。

④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務（第3の3(4)イ(1)①）。

⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い（第3の3(4)イ(1)②）。

⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること（第3の3(4)イ③）。

⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い（第3の3(6)イ(1)）。

⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等（第3の3(1)イ(1)③）。

(3) 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第30条第3項第3号）

(例)

- ア 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限（第3の3(1)イ(イ)②）。
- イ コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉（第4の3①～③）。
- ウ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（第5の3①～④）。

- (4) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第1号）

(例)

- ア 接続に必要な情報の提供に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ③）。
- イ 接続に必要な装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ④）。

- (5) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第2号）

(例)

- 料金回収業務等に係る手数料の不公平な設定（第3の3(4)イ(イ)④）。

Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

1 接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

市場支配的な電気通信事業者は、接続の業務に関して知り得た情報を目的外に利用・提供することが禁止されており、このため、自己の接続担当部門と営業部門等や自己の関係事業者との間において、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を遮断しなければならない。

こうした情報を確実に遮断するため、例えば、接続担当部門と営業部門等を別フロアに配置するなど物理的に隔絶するとともに、接続担当部門と営業部門等の間の人事交流に当たって、両部門の情報遮断を確保するための措置を講ずることが望ましい。

また、情報遮断の具体的な実施に当たっては、その実施状況を外部から検証できるよう、例えば、社内においてマニュアルを作成し、的確に実施するとともに、その実施状況を公表することが望ましい。

2 ファイアウォール措置及びその実施状況の公表

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、ファイアウォール（注1）の遵守のために講じた措置及びその実施状況について総務大臣に対し報告する義務を課せられることとなるが（電気通信事業法第31条第4項）、ファイアウォールの遵守の徹底を図る観点からは、報告した内容について公表することが望ましい。

（注1） ここでいう「ファイアウォール」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者とその特定関係事業者との間における、一定の業務においての電気通信事業者を特定関係事業者に比べて不利に取り扱う行為の禁止措置（電気通信事業法第31条第2項）を指す。

3 加入者回線網の開放の徹底

加入者回線網を保有する市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、他の電気通信事業者との接続・コロケーションの実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、接続・コロケーションを実施した相手方を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、実績、手続に要した期間、拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ、公表することが望ましい。

4 電柱・管路等の貸与関係

(1) 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、その貸与担当部門と自己の営業部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置を講じるとともに、情報遮断の具体的な実施については、企業秘密の保持等に配慮した上で、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが望ましい。

(2) 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等

設備保有者は、競争を一層促進する観点から、以下のように、設備の提供に係る貸与申込手続等をあらかじめ公開する（透明性）等の取組を積極的に推進することが望ましい。

(例)

- ① 貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表（ガイドライン第13条）
設備保有者は、ガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領を作成し、設備の提供に関する次の事項をあらかじめインターネット上のホームページで公表することが望ましい。
 - ア 提供を受けるための申込み窓口及びその連絡先
 - イ 提供を受けるための手続（設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから使用までの標準的な手続（設備使用料及びその算出根拠の通知に関するものを含む。））
 - ウ 申込書、通知書その他必要な書類の標準的な様式及び添付すべき書類の種類
 - エ 提供が拒否できる事由
 - オ 標準的な設備使用料及びその算出根拠
 - カ 調査の申込みから提供の可否の回答までの標準的期間（標準的な調査回答期間）
 - キ 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法
 - ク 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間
- ② 情報開示（ガイドライン第12条）
設備保有者は、電気通信事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、可能な限り、当該区間の使用可能状況について当該電気通信事業者への回答を行うことが望ましい。
- ③ 資料の提供等（ガイドライン附則第2条）
ガイドラインは、毎年4月1日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとしているところ、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うことが望ましい。

(3) 電柱・管路等の貸与状況の公表

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、インフラベースの事業者への電柱・管路等の貸与の実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、貸与先を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ公表することが望ましい。

5 卸電気通信役務市場の活性化

卸電気通信役務に関する提供条件の透明性・公平性を確保し、競争を一層促進する観点から、電気通信事業者は、できるだけ卸電気通信役務の料金その他の提供条件について、標準的な提供条件のメニューを作成・公表することが望ましい。

6 違反防止マニュアルの作成

市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、社内において独占禁止法及び電気通信事業法遵守マニュアルを作成し、社内研修の充実等を図ることにより、的確に実施することが望ましい。

また、こうしたマニュアルについては、自社の営業員等だけでなく販売代理店においても遵守徹底を図ることが重要である。

IV 報告・相談、意見申出等への対応体制

第1 違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等

独占禁止法においては、何人も同法の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会にその事実を報告し、適当な措置を採るべきことを求めることができる旨規定されている（独占禁止法第45条）。

公正取引委員会は、IT 関連分野及び公益事業分野における公正かつ自由な競争を確保するため、同分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うこととしている。

また、公正取引委員会は、法運用の透明性の向上を図るとともに事業者等の自らの行為への法適用に関する予見可能性を高めるとの観点から、事業者等が行おうとする具体的な行為に関し相談に応じており、当該行為が公正取引委員会所管法令の規定に抵触するか否かに関する事業者等からの照会に対し、回答する手続（事業者等の活動に係る事前相談制度）を整備している（注1）。

（注1） 事前相談制度は、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、公正取引委員会が所管する法律（独占禁止法、下請法及び景品表示法）の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答するものである（「事業者等の活動に係る事前相談制度」平成13年10月1日公正取引委員会を参照）。

電気通信事業法においては、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件等に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し意見の申出をすることができる旨規定されている（同法第172条）。

また、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る契約・協定の締結に関する争いについては、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん又は仲裁を求めることができる旨規定されている（同法第154条～第159条）。

~~さらに、電気通信事業分野における公正な競争の確保に関して今後も増加する傾向にある電気通信事業者から寄せられる各種の苦情や意見申出について、総合通信基盤局における処理体制を強化し、対外的な責任窓口を明確化する観点から、総合通信基盤局総務課に公正競争推進室が設置されている。公正競争推進室は、同法172条の規定に基づく電気通信事業者からの意見申出の受付や電気通信事業分野における公正競争の促進に関して電気通信事業者間で発生する各種紛争等に係る相談等の業務を一元的に行っている。~~

このほか、総務省においても、電気通信事業者等が行おうとする具体的な行為に関し、当該行為が電気通信事業法等の総務省所管法令の規定に抵触するか否かについて、照会を受け、それに対して回答する手続（法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度））を整備している（注2）。

（注2） 法令適用事前審査確認手続は、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為に関し、当該行為が総務省所管法令の対象となるかどうかをあらかじめ総務省に確認する手続である（総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年総務省訓令第197号））。

総務省では、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為が、電気通信事業法、電波法等総務省所管法令に基づく申請に対する処分又は届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項で当該条項に違反する行為が罰則の対象となるもの及び不利益処分の根拠を定める条項の適用対象となるか否かの照会に対し、原則として、受け付けた日から30日以内に書面により回答することとしている。

公正取引委員会及び総務省は、上記の独占禁止法及び電気通信事業法の規定を運用していくとともに、本指針に示されている考え方や問題となる行為等に関する相談を受け付けることとしている（窓口については下表参照（略））。

第2 公正取引委員会と総務省の連携

独占禁止法と電気通信事業法の運用に当たっては、公正取引委員会及び総務省は、同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用され得ることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係をめぐる事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、下記のような連絡・情報交換を行うこととする。

- 1 公正取引委員会及び総務省は、それぞれに寄せられた相談及び総務省に寄せられた電気通信事業法第172条に基づく意見申出について、電気通信事業法上問題となる可能性があることと公正取引委員会が判断した場合、独占禁止法上問題となる可能性があることと総務省が判断した場合などにおいて、相互に、相談者又は意見申出者の希望を踏まえ、連絡することとする。
- 2 公正取引委員会及び総務省は、独占禁止法及び電気通信事業法の運用に当たって、必要に応じ、それぞれの処理についての情報交換等を行うこととする。
- 3 公正取引委員会及び総務省は、1及び2の連絡・情報交換のための窓口を相互に設置することとする。

OMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成 14 年 6 月 11 日）（平成 19 年 2 月 13 日改正、平成 20 年 5 月 19 日改正）

1 ガイドラインの目的等

（1）ガイドラインの目的

電気通信事業分野においては、携帯電話をはじめとする移動通信市場が近年急速に発展し、従来に比べて多様かつ低廉なサービスが利用可能となってきた。

本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、移動通信事業者(MNO:Mobile Network Operator)の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するMVNO (Mobile Virtual Network Operator) の参入を促す観点から策定したものである。

具体的には、MVNOが事業展開を図る上で関連する電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)及び電波法(昭和25年法律第131号)の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

（2）ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲

移動通信市場においては、様々な技術革新や創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場してきており、MVNOと呼ばれる事業形態も多様化している。このため、現時点において、MVNOとして想定されるビジネスモデル(サービス提供形態)を網羅的に列挙し、MVNOの事業範囲を定義することは困難である。

そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義(working definition)し、用いることとする(今後、MVNOの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る)。

なお、次の定義に必ずしも該当しないMVNOであっても、本ガイドラインにおいて記述する事業法及び電波法の適用が否定されるものではない。

1) MNO

MNOとは、電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者と定義する。

2) MVNO

MVNOとは、

- ① MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、
- ② 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者と定義する¹。

3) MVNE

MVNE（Mobile Virtual Network Enabler）とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことにかんがみ、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

- ① MVNOの課金システムの構築・運用、MVNOの代理人として行うMNOとの交渉や端末調達、MVNOに対するコンサルティング業務などを行う場合であって、自らが電気通信役務を提供しない場合
- ② 自ら事業用電気通信設備を設置し、一又は複数のMVNOに卸電気通信役務を提供する等の場合
なお、上記②の場合は電気通信事業に該当し、事業法に定める所定の手続が求められるなど事業法の適用を受ける。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例、MNO及びMVNEとの関係の例（いずれもイメージ図）】

¹ 例えば、無線局の免許人等が他者に当該無線局の運用を行わせることを可能とする「無線局の運用の特例」制度（電波法第5章第4節）を活用して、MVNOとしてサービスを提供してきた電気通信事業者が当該無線局の運用を行う場合には、当該電気通信事業者は、本ガイドラインの定義に照らせばMNOに該当することとなる。

しかしながら、このような場合であっても、当該電気通信事業者は、当該免許人等の開設した無線局に依存して移動通信サービスを提供することになるため、本ガイドラインでは、このような場合における無線局の免許人等とその無線局の運用を行う電気通信事業者との間の関係を、MNOとMVNOとの間の関係と同様のものとみなして取り扱う。

本特例制度は、PHSの小電力（10mW以下）の基地局等の無線局について他者に運用させることを可能とする制度として、「放送法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第136号）により創設され、平成20年4月1日から施行。また、本特例制度を拡充するため、フェムトセル方式の超小型基地局等について他者に復旧や移設のための運用を行わせることを可能とする制度を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」が第169回国会に提出されている。

⇒ 最終ページ図1のとおり。

2 電気通信事業法に係る事項

(1) MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続

MVNOは、当該事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（以下「**事業法施行規則**」という。）に基づき、**総務大臣の登録を受けるか**、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない²（**事業法第9条及び第16条第1項、事業法施行規則第4条及び第9条第1項**）。また、**事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにMVNOとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならない**（**事業法施行規則第10条第1項**）。

(2) MVNOとMNOとの間の関係

MVNOとMNOとの関係について、MNOからMVNOに対する卸電気通信役務の提供、又はMNOとMVNOとの間の接続という形態のいずれを採用するかは、一義的には当事者間の協議による。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例（卸電気通信役務の提供による場合、事業者間接続による場合のイメージ図）】

⇒ 最終ページ図2のとおり。

1) 卸電気通信役務の提供による場合

MVNOが、MNOから電気通信役務の提供を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、MVNOは電気通信事業者であることから、MNOがMVNOに提供する電気通信役務は、卸電気通信役務に該当する（**事業法第29条第1項第10号**）。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（**事業法第6条**）。そのため、MNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを**提供することまでは義務づけられていない**。

² その設置する電気通信回線設備が電気通信事業法施行規則第3条第1項各号のいずれにも該当するものである場合には、**事業法第16条第1項の届出が必要な事業となり、それ以外の場合には事業法第9条の登録が必要な事業となる**。MVNOとして提供する移動通信サービスのための電気通信回線設備を設置していなくとも、他のサービスのために電気通信回線設備を設置していれば、その電気通信回線設備に応じた手続が必要となる。

MNOがMVNOに卸電気通信役務を提供する場合、MNOがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、MVNOとの間で個別に合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。いずれの場合であっても事業法上必要となる行政手続はない。

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

また、MNOが卸電気通信役務の提供に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある^{3,4}（事業法第29条第1項第10号）。

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

(ア) 基本的な考え方

MVNOは、その電気通信設備をMNO及び固定通信事業者を含む複数の事業者（以下「MNO等」という。）の電気通信回線設備⁵と接続して電気通信役務を提供することが可

³ 総務大臣は、MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第10号）。

総務大臣による当該是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」という。）

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pdf/kyoso_soku_1412.pdf)に記載されており、以下のような行為がこれに該当する。

(例)

- MVNOとの卸電気通信役務の契約において、MNOとMVNOの責任に関する事項やMVNOに対する料金の算出方法等を適正かつ明確に定めていないこと。
- 自己と関係の深いMVNOに対する料金と比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定のMVNOを不利に取り扱うこと。
- MVNOに提供する卸電気通信役務の料金に関して、一般利用者に提供する卸電気通信役務と同様の役務の料金よりも高い料金を設定すること。

⁴ また、市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下同じ。）は、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる（事業法第30条第3項及び第4項）。

⁵ 電気通信回線設備とは、「送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される

能である。この場合、MNO等は、MVNOからその電気通信設備をMNO等の電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の①～④に掲げる場合を除き、これに応じなければならない（事業法第32条）。なお、具体的な接続形態、接続に当たってMVNOが取得する情報⁶その他の接続条件については、まずはMVNOにおいて提示すべきものであり、MNOはこれを踏まえて接続の請求に応じる必要がある。

① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）

（例）

- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等⁷により当該MNOの利用者⁸への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合⁹

② 接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第32条第2号）

（例）

交換設備並びにこれらの附属設備」（事業法第9条）を指す。

ここで「伝送路設備」とは、隔地者間で電気的手段により情報の伝達を行う設備であり、例えば、光ファイバやメタルケーブルなどの線路設備が挙げられる。

当該伝送路設備と一体として設置される「交換設備」は、端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備であり、例えば、交換機や端末位置登録等の機能を持つ設備が挙げられる。

また、「附属設備」は、伝送路設備及び交換設備が有効に機能するために必要な独立設備であり、例えば、通信電力装置や課金装置が挙げられる。

⁶ 接続形態及び接続に当たってMVNOが取得する情報として想定されるものには、例えば、次のものがある。

① 接続形態の例

- ・OSI参照モデルの各レイヤープロトコルによる接続（例えば、MVNOが自らのネットワークにおいて利用者を認証しIPアドレスを割り振るためには、レイヤー2接続が必要な場合がある。なお、他の接続形態により相当の機能が実現可能な場合も考えられるが、接続するレイヤーにより提供できる機能は厳密には異なるため、個々の事案に応じて判断する必要がある。）
- ・MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態（この場合、MVNEは電気通信事業者となる。）

② 接続に当たってMVNOが取得する情報の例

- ・地理的な位置情報やエリア情報の配信等に必要な位置情報
- ・主にHLR（Home Location Register：端末位置登録等の機能を持つ設備）などに管理される情報であって、加入者の移動体端末を捕捉するために必要な加入者移動管理情報
- ・主にCDR（Call Detail Record：通話明細情報）などに管理される情報であって、課金を行うために必要な通信記録等の情報
- ・MVNOが障害情報など利用者へのサポートを行うために必要な基地局やネットワーク等の障害情報や通信サービスに関するその他の障害情報

⁷ 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する接続形態・サービス内容やMNOの事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

⁸ 当該MNOが周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

⁹ 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOは、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

- ・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合
 - ③ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第1号）
 - ④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第2号）
- (例)
- ・MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、MVNOとMNOとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない¹⁰。

(イ) 利用者料金の設定権の帰属について

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、MVNOが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、MVNO及びMNOが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはMVNOが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる¹¹。

(ウ) 接続料の課金方式について

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、MNOが接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位（帯域幅）の課金方式を採用することも可能であり、まずはMVNOが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる¹²。

イ 第二種指定電気通信設備を設置するMNOの接続に係る規律

¹⁰ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」(平成19年11月30日総務省)P.1 裁定事項1について(接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー(利用者)に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。)(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf)を参照。

¹¹ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」(平成19年11月30日総務省)P.2 裁定事項2について(利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か)(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf)を参照。

¹² 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」(平成19年11月30日総務省)P.3 裁定事項3について(接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか)(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bs.pdf)を参照。

第二種指定電気通信設備を設置するMNOは、**上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え**、接続料及び接続条件について接続約款を定め、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）（事業法第34条第2項）とともに、当該接続約款を公表¹³**する義務を負う**（同条第5項）。また、MNOの定める接続約款が次の①～⑥に掲げるときに該当すると認められるときは、総務大臣は、当該接続約款の変更の命令をすることができる（事業法第34条第3項）。

- ① 第二種指定電気通信設備を設置するMNO及びこれとその電気通信設備を接続するMVNOの責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき（同項第1号）
- ② MVNOの電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき（同項第2号）
- ③ 電気通信役務に係る料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（同項第3号）
- ④ 第二種指定電気通信設備を設置するMNOが取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき¹⁴（同項第4号）
- ⑤ MVNOに対し不当な条件を付すものであるとき（同項第5号）
- ⑥ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき（同項第6号）

なお、MNOが接続に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

（3）MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかに問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい¹⁵。

¹³ 接続約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない（事業法施行規則第23条の8）。

¹⁴ 第二種指定電気通信設備を設置するMNOとの接続にあつては、当該MNOの接続料が「能率的経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」（適正な減価償却費、施設保全費等のコストに、適正な自己資本利益等を加えたものとして算出するもの）を超えない水準であることが求められる。これに抵触すると認められるときは、接続約款の変更命令の対象となる（事業法第34条第3項第4号）。

なお、これに抵触する相当の蓋然性が認められる場合、行政において変更命令の対象となるか否かを判断することとなるが、その際には、法令上予定されている聴聞手続（事業法第161条）に加え、MNOから必要な事項を報告させるなど（事業法第166条第1項）により審査する。

¹⁵ MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（脚注3参照）を参照）。

（例）

・MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別かつ煩雑な協議を強いること。

(4) MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

1) 基本的考え方

MNOが卸電気通信役務契約の提供又は接続に関してMVNOとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、MNOにおいて、MVNOからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じる。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者の開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある¹⁶。

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、MNOにおいてMVNOから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
<ul style="list-style-type: none"> • MNOの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項（接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建設に係 	<ul style="list-style-type: none"> • MVNOが設定する予定の利用者料金水準や料金体系
	<ul style="list-style-type: none"> • MVNOの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態
	<ul style="list-style-type: none"> • MVNOが提供するサービスの原価

- MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。
- MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。
- 卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

¹⁶ MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある(事業法第29条第1項第10号)。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務契約や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始(再開)命令の対象となることがある(事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条)。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始(再開)命令の対象となる。

(例)

- MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

<p>る事項、接続端末種別、接続形態等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MNOが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項（サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラフィック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOが移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画
<ul style="list-style-type: none"> ・MNOによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・MVNOが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先

ただし、MVNOが企図する事業形態は多種多様であることから、MNOに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、MVNOの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、MNOにおいて、その聴取の合理的な必要性をMVNOに対して明示することが求められる¹⁷。

2) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNOは、次の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第4項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

- ・MVNOの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号）。
- ・その電気通信業務について、特定のMVNOに対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。
- ・MVNOに対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること（事業法第30条第3項第3号）。

(5) ネットワークの輻輳対策

¹⁷ なお、卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に関して入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用することにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（共同ガイドライン（脚注3参照）を参照）。同様に、MVNOが当該協議に関してMNOから入手した情報を自己又は自己の関係事業者等において目的外に利用する場合についても業務改善命令の対象となり得る。

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークの輻輳対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークの輻輳対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる（事業法第29条第1項第2号）。

（6）法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、MVNO事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、MVNO及びMNOからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問い合わせを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第38条）。

（7）意見申出制度

MNOとMVNOとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、MNO（又はMVNO）の業務の方法に苦情その他意見のあるMVNO（又はMNO）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第172条第2項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」（07年12月）¹⁸に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第29条に基づく業務改善命令等）を講じる。

¹⁸ http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/021221_7_bs1.pdf

(8) 協議が調わなかった場合の手続

1) 総務大臣による協議命令・裁定

電気通信事業者であるMVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合には、当該MVNOは、総務大臣による協議の開始（再開）の命令を申し立てることができる（事業法第35条第1項及び第39条において準用する第38条）。

また、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合又は接続に関し料金・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第35条第3項及び第4項並びに第39条において準用する第38条）。

2) 電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

MVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約の締結若しくは接続を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合の他、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、電気通信事業紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第154条）。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料等又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、MVNO及びMNOは、双方で合意の上で、電気通信事業紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる（事業法第156条第2項において準用する第155条）。

なお、上記の手続の詳細については、電気通信事業紛争処理委員会「電気通信事業紛争処理マニュアル 紛争処理の制度と実務」¹⁹を参照。

(9) MVNOによる端末の調達

MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける当該端末の適切な運用を求めることができる。この場合、当該端末については、事業法及び電波法で定める技術基準²⁰を満たす必

¹⁹ <http://www.soumu.go.jp/hunso/guidance/pdf/manu.pdf>

²⁰ 事業法第69条及び「端末設備等規則」（平成16年総務省令第44号）並びに電波法第3章で定める技術基準。なお、MVNOであっても当該技術基準に適合していることの認定等について求めることができる。詳細については、

要がある（電波法に係る事項については、「3 電波法に係る事項」を参照。）。

また、電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が事業法に定める技術基準に適合しない場合を除き、その請求を拒むことができない（事業法第52条）こととされており、MVNOが利用者として、又は利用者に代わって独自に調達した端末をMNOのネットワークに接続する旨の請求を行った場合には、この規定の適用を受けることとなる。

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合においては、事前確認試験等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。そうした事前確認試験等を実施する際に、MNOが故意に遅延行為を行ったり、不合理な費用の請求を行ったりする場合には、不当な差別的取扱いに該当する可能性があり、事案によっては、業務改善命令（事業法第29条第1項第2号）の対象となる場合がある。

（10）電気通信番号（電話番号）管理

1）電話番号の利用

移動通信サービスに関する電話番号について、総務大臣から指定を受けるためには、当該移動通信サービスを自ら提供するための基地局の無線局免許を有することが必要とされており（電気通信番号規則第9条第1項、第15条第2項、別表第一及び別表第二）、当該無線局免許を持たないMVNOに対し、直接電話番号が指定されることはない²¹。

このため、MVNOがMNOの電気通信回線設備に接続される携帯端末等を利用者に提供して役務提供を行う場合であっても、事業法上の電話番号の指定を受ける対象はMNOである。

したがって、MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を受けサービスを提供する場合、MVNOは、電気通信役務の提供元であるMNOに付与された電話番号の枠内でサービスを提供することになり、必要に応じて当該MNOとの間において締結される卸電気通信役務契約において電話番号の利用についての取り決めを行うこととなる。当該番号のMNOからMVNOへの受け渡しの形態については、あくまでMVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である²²。

「端末機器に関する基準認証制度について」(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/tanmatu/index.html)、「無線局機器に関する基準認証制度」(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/equ/tech/index.htm>)を参照。

²¹ ただし、例えばMVNOが2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を受けたMNOと接続してIP電話サービスを提供する場合には、電気通信番号規則第10条第1項第2号の規定に基づき、同規則別表第二の12の項の要件を満たすことにより、MVNOが直接050番号の指定を受けることが可能である。また、MVNOが当該MNOと接続してFMCサービスを提供する場合には、同規則第10条第1項第1号の規定に基づき、同規則別表第二の11の項の要件を満たすことにより、MVNOが直接060番号の指定を受けることが可能である。

²² MNOが電気通信番号の指定を申請する際には、MVNOの需要の見込みを自らの「電気通信番号を必要とする根拠となる需要の見込み」に含めて申請することが認められる。ただし、総務大臣は、電気通信番号の有限性にかんがみ、必要とする電気通信番号の数がその根拠となる需要の見込みから合理的なものであるか審査した上で、

また、MVNOがMNOと接続してサービスを提供する場合、MVNOの利用者は、MVNOからだけではなく、無線ネットワーク等MNOの役務提供区間において、MNOからも電気通信役務の提供を受けることとなり、電話番号は当該電気通信役務の提供に合わせて利用者へ割り振られることとなる。

2) 携帯電話の番号ポータビリティ

MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を受けサービス²³を提供する場合、携帯電話の電話番号の指定を受けたMNOは、MVNOの利用者に係る電話番号について、以下の措置を講じなければならない（電気通信番号規則第20条）。

- ・ 当該MNOから卸電気通信役務の提供を受けサービスを提供するMVNO（以下「卸先MVNO」という。）の利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸先MVNOから他の電気通信事業者に変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第1号）。
- ・ 他の電気通信事業者のサービスの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を卸先MVNOに変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第2号）。
- ・ 当該MNO又は卸先MVNOの利用者が、その電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を当該MNOと卸先MVNOとの間及び卸先MVNO間で変更できるようにするための措置（電気通信番号規則第20条第3号）。

また、MVNOがMNOと接続してサービス²³を提供する場合²⁴には、接続相手のMNO以外の電気通信事業者（MNO及びMVNO）から接続先のMVNOへ利用者が移行する際、引き続き同じ電話番号を利用できるようにするための措置を、携帯電話の電話番号の指定を受けている当該MNOが講じなければならない。なお、当該措置は上記の関係事業者間で相互（双方向）に確保されることが求められる。

上記のMVNOの利用者の番号ポータビリティに係るMNOの措置の義務はルーティング変更等システム上の措置を求めるものであり、受付等の手続については、MNOに対して制度上義務付けるものではなく、まずは、MNOとMVNOとの間の協議によるべき事項である。

なお、MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を受け、自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、MVNOの利用者と直接契約を行うのはMVNOとなるため、MVNOも、事業開始時点から、MNOとの間の協議により決定された範囲内で、自らが電気通信役務を提供す

電気通信番号の指定を行うものである。

このため、MVNOは、MNOが電気通信番号の指定を申請するに当たっては、MNOに対し合理的な需要見込みを提示することが必要である。

²³ 衛星船舶電話サービス、衛星携帯電話サービス及びデータ通信専用サービスを除く。

²⁴ この場合、当該MNOの役務提供区間においては、利用者に対して当該MNOが電気通信役務の提供を行っている関係にある。

る利用者に対して、顧客情報の確認、本人確認等の番号ポータビリティ受付の対応など番号ポータビリティの実施において必要な措置を自ら実施することが一般的である。

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

(1 1) MVNOと利用者との間の契約関係²⁵

MVNOと利用者との間の契約について、事業法上特段の行政手続は要しない。

なお、総務大臣は、次の場合、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、MVNOに対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項）。

- ① 業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるとき
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき
- ③ 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき
- ④ 電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑤ 電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當なものであるため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑥ 電気通信役務に関する提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑦ 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合にその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき
- ⑧ その他事業の運営が適切かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、**共同ガイドライン（脚注3参照）**を参照。

²⁵ 利用者との間の契約関係は、卸電気通信役務の場合、MVNOが契約当事者として電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負い（このため、MNOとMVNOとの間の民事契約事項として、MNOの瑕疵により利用者に損害が発生した場合における損害賠償の分担関係等を整理することが必要になると考えられる）、事業者間接続の場合は、MVNOとMNOがそれぞれの役務提供区間について電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負うこととなる（接続協定においては、利用者対応は原則として料金設定事業者が行うこととするのが一般的である）。

なお、MVNE（電気通信事業者である場合に限る。）についても、利用者との間に契約関係が発生する場合がある。

また、MVNOが提供する電気通信サービスの利用者の氏名、住所等は個人情報であり、通信記録等は通信の秘密に関わるものであることから、MVNOがこれらの情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を適切に取り扱うとともに、通信の秘密（事業法第4条）を侵害しないようにする必要がある。

さらに、MVNOは、電気通信事業者として「電気通信事業における個人情報の保護に関するガイドライン」（平成16年総務省告示第695号）が適用される。MVNOがMNOの課金システムや位置情報登録システム機能を用いて、電気通信サービス等を提供するに当たって、MVNOが利用者の個人情報をMNOに第三者提供する場合は、原則として、本人の同意を取ることが必要である（同ガイドライン第15条）。

この場合において、MVNOは、電気通信サービスの提供に関する契約約款において、当該個人情報の第三者提供に関する規定を定め、当該契約約款に基づき電気通信サービス提供契約を締結している場合、本人の同意があるものと解される²⁶。

また、MNOはMVNOから提供を受けた個人情報を適切に取り扱う必要がある。

この他、利用者に直接音声通話サービスを提供するMVNOは、音声通話サービスに関して利用者との間で契約を締結するに当たっては、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）に基づき、携帯音声通信事業者として、契約者等の本人確認や本人確認記録の作成等を自ら行わなければならない。

なお、MVNOとMNOとの間で卸電気通信役務提供契約が締結される場合、当該契約に基づきMVNOに提供される電気通信役務は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号）第2条ただし書²⁷において、同法の適用を受ける携帯音声通信役務から除外されているため、MNOは、当該契約の締結に際して、MVNOに対して本人確認等を行う必要はない。

（12）提供条件の説明及び苦情等の処理

MVNO及び当該MVNOに係る契約の締結の媒介等を業として行う者は、次に掲げる一般消費

²⁶ 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/pdf/051018_2.pdf) 参照

²⁷ 「法第2条第2項の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信役務の提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供される電気通信役務であって、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務とする。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。」（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第2条）

者向けの移動通信サービスの提供に関する契約の締結等をしようとするときは、その料金その他の提供条件の概要についてその者に説明しなければならない（事業法第26条）²⁸

- ① 携帯電話及び携帯電話端末からのインターネット接続のサービス
- ② PHS及びPHS端末からのインターネット接続のサービス
- ③ ①及び②を除くインターネット接続サービス

また、MVNOは、当該電気通信役務の利用者からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（事業法第27条）²⁸。この場合、MVNOに寄せられた苦情及び問い合わせが、MNOの提供する電気通信役務に関する内容である場合には、MNOはMVNOと協力して対応する必要がある。

なお、総務大臣は、事業法第26条及び第27条の規定に違反したときは、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第2項）²⁸。

（13）その他

MVNOは、事業開始の手続をした後は、必要に応じて又は定期的に次の行政手続が必要となる。

① 業務協定の認可の申請

MVNOの提供する役務の中で外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス（すなわち自ら国際間のネットワークを構築して提供する国際電話サービス）を提供する場合には、外国法人等との間で締結、変更若しくは廃止する協定又は契約について、総務大臣の認可が必要となる（事業法第40条）。

② 通信量等の報告

上記①の業務協定の認可が必要となるMVNO及び国際間のネットワークをインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービスを提供するMVNO（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（電気通信事業報告規則第2条第3項及び第5条）。

③ 事業開始の届出内容の変更の届出等

電気通信事業者は、事業開始の届出内容の変更時にはその旨を総務大臣に届け出なければならない。具体的には、氏名又は名称及び住所並びに法人についてはその代表者の氏名の変更にあっては変更後遅滞なく、業務区域の変更にあっては事前に届け出ることを要する。また、事業開始の届出

²⁸ 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040305_6_b1.pdf)を参照。

の際の添付書類のうち提供する電気通信役務の種類に変更があった場合には報告を要する（事業法第16条第2項及び第3項、事業法施行規則第9条及び第10条）。

電気通信事業者の電気通信事業の全部の譲渡があったとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があったときは、所定の者が電気通信事業者としての地位を承継するが、その場合遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第17条、事業法施行規則第11条）。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第18条第1項）。なお、この場合には、休廃止の日までに適切な期間を確保して、その旨を利用者に対して周知させなければならない（事業法第18条第3項）²⁸。また、合併以外の理由により解散したときは清算人が届け出る必要がある（事業法第18条第2項）。

3 電波法に係る事項

（1）事業開始の際に必要な手続

MVNOは、その事業に用いる無線局（基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（以下「端末」という。）をいう。以下同じ。）を自ら開設しない（1（2）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてMVNOとみなされる者（以下「みなしMVNO」という（脚注1参照）。）が無線局の運用を行う場合には、MNOは、みなしMVNOに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第41条の2の3第1項において準用する同規則第41条の2）。また、MNOは、遅滞なく、みなしMVNOの氏名又は名称、みなしMVNOによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項）。

（2）MVNOとMNOの関係

MNOが基地局、陸上移動中継局及び端末を自ら運用する場合には、MNOは、その運用に係る責任を有する²⁹。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

MNOが無線局の運用を行う場合には、MVNOの利用者が用いる端末が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力

²⁹ MNOは、MVNOの移動通信サービスの提供に係る無線局の運用についても、その責任を有することになる。

する必要がある³⁰。

みなしMVNOが無線局の運用を行う場合には、みなしMVNOがその運用責任を有する。MNOは、みなしMVNOに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第3項）。

この場合において、当該無線局について不適正な運用が行われた場合、その運用に関する直接的な責任は、実際にその運用を行ったみなしMVNOが負うこととなり、運用停止命令等は、みなしMVNOに対して行われることになる。また、MNOがみなしMVNOに対して必要かつ適切な監督を行っていなかった場合には、MNOは監督責任を負うことになり、その結果、MNOが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る。

この他、MVNOは、MNOに対して実際に運用する端末台数についての情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

（1）国内ローミング

電気通信事業者の利用者がその電気通信事業者の業務区域³¹に属さない区域で、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受ける、いわゆるローミングサービスは、ローミング元事業者及びローミング先事業者の間で業務提携を行うこととなるが、当該業務提携の中で卸電気通信役務の提供又は接続を伴うこととなる。

この際、上記卸電気通信役務の提供及び接続については、事業法上のそれぞれの規律に服することになる。また、ローミングサービスの提供を受ける利用者は、ローミング元事業者及びローミング先事業者と個別に契約を締結することとなるが、これらの電気通信事業者の何れかが①特定の者に対して不当な差別的取扱いを行っているとき、②電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、③電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、その電気通信事業者が業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第29条第1項各号）。

（2）国際ローミング

³⁰ 例えば、HLRを、MVNOが独自に持つこともあり得るが、その場合でも、MVNOは、無線局の運用に必要な情報（例：HLRに格納されている端末の位置登録情報）を契約の範囲内でMNOの求めに応じて提供することが求められる。

³¹ 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域

MVNOの利用者が提供を受ける国際ローミングサービスについては、MNOと外国事業者等との間で締結されるローミング協定に基づくものである場合には、MVNOにおいて、特段の行政手続を要しない。

MVNOが外国の端末である無線局を国内に持ち込ませてサービスを提供する場合、当該MVNOとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該端末を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第103条の5）。

- ① 当該端末が、MNOの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
- ② 当該端末が、MNOの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
- ③ 当該端末の技術基準が国内の技術基準に適合していることが証明されていること。

なお、国内のMVNOがその端末を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOについて

(1) 電波法第27条の13の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行について

特定基地局の開設指針において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合³²、開設計画の認定を受けたMNOは、開設計画における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画に従って無線設備の利用の促進を図らなければならない。

MNOが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合³³、これは当該MNOの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条）³⁴。

³² 2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成19年総務省告示第457号）においては、「本開設指針が対象とする特定基地局による電気通信役務の多様化と電波の有効利用の促進に資するため、本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画を有すること」を開設計画の認定の要件として定めている。

³³ 2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針においては、開設計画の認定を受けた者は、毎年度の四半期ごとに、開設計画に基づく事業の進捗の状況を示す書類を総務大臣に提出するものと規定されており、MVNOへの説明会の開催や標準プランの策定その他のMVNOによる無線設備の利用を促進するための計画の進捗状況も当該報告の対象となる。

³⁴ 当該根本的基準第3条第7号において、「その局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、その局に係る開設指針の規定に基づくものであること。」が電気通信業務用無線局の開設に当たっての免許の要件として規定されている。

(2) 電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

MNOは、事業法第9条の電気通信事業の登録又は同法第13条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第163条）を履行しなければならない³⁵。

MNOが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項）。

また、MNOが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第14条第1号）。

6 見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえ、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

³⁵ 2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画について認定を受けた者に係る事業法第9条の電気通信事業の登録又は同法第13条に基づく変更登録に関し、①登録申請の添付書類として、電波法第27条の13に基づく特定基地局の開設計画において「電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項」として記載した内容を添付すること、②当該記載内容を履行すること及び他の電気通信事業者への開放状況を報告することを条件として付すこととしている。

図 1

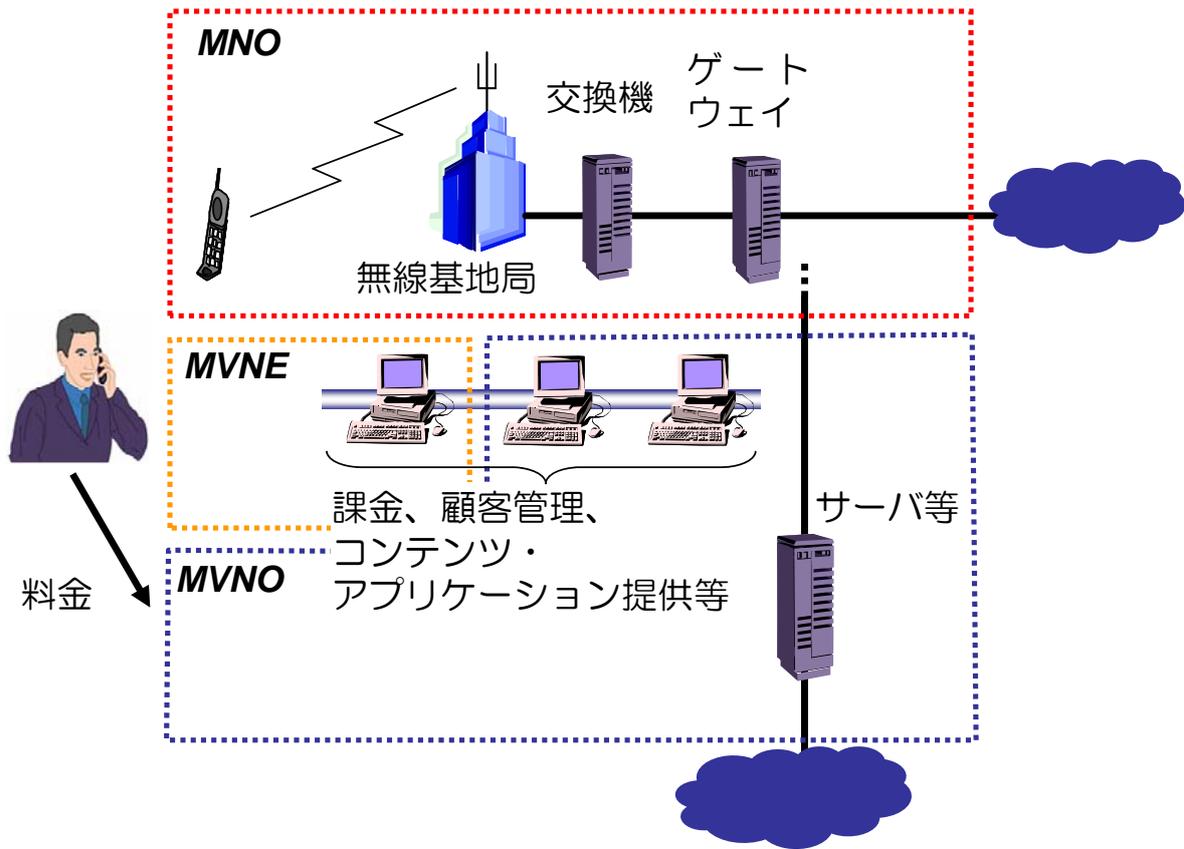
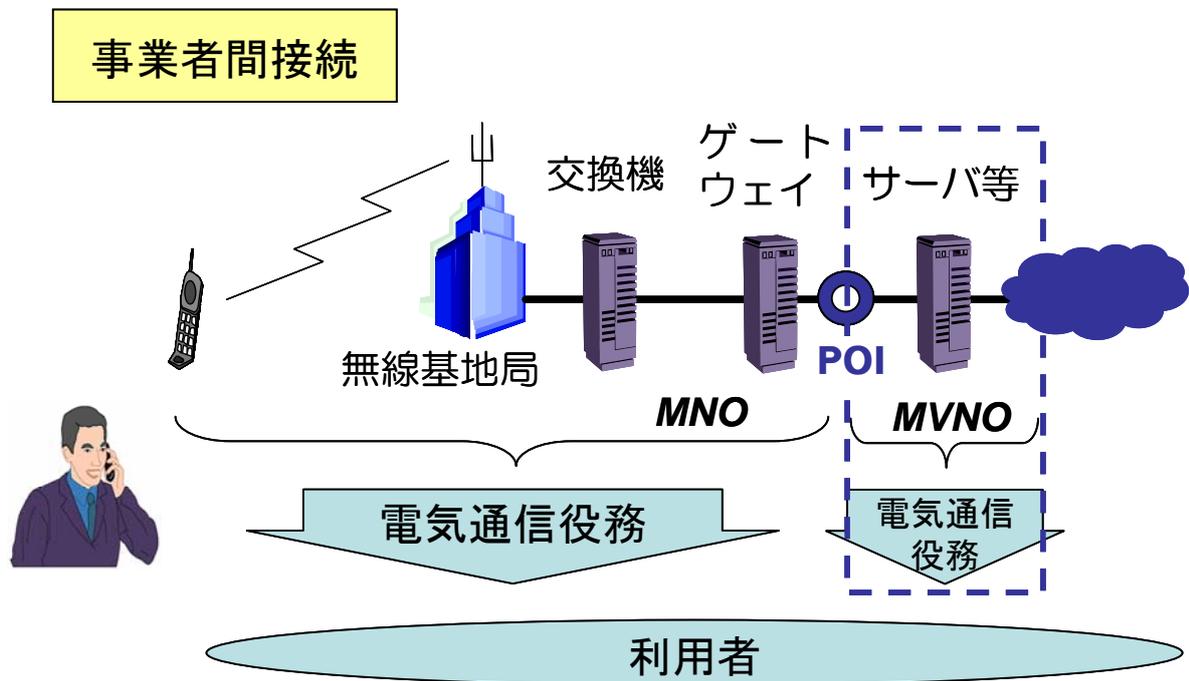
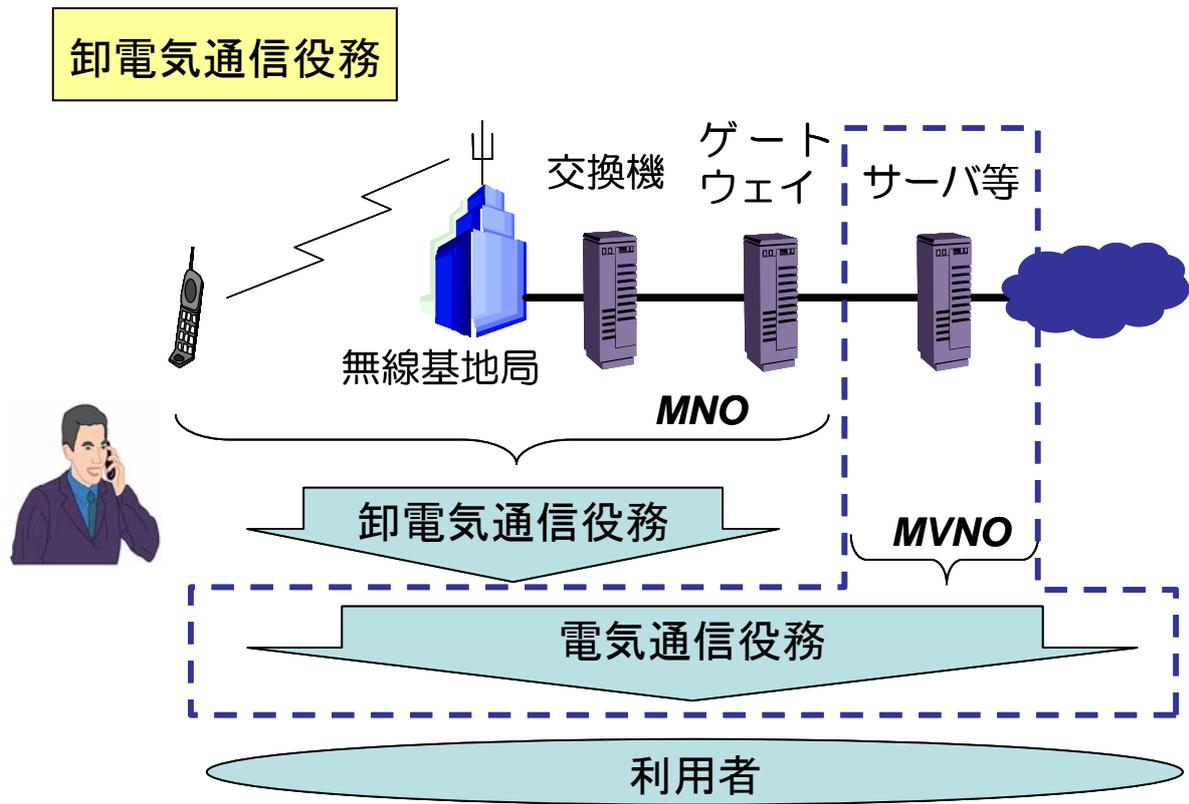


図 2



○電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン（平成18年12月22日）

1 本ガイドラインの目的

電気通信事業者が経営破綻等により接続料等の債務を履行することが困難となった場合に、当該事業者と接続等を行っている接続事業者等が当該事業者に対する債権を回収できなくなる事例が発生している。

接続事業者等は、債務の履行が確保されない場合、損失の拡大を防ぐため接続等を停止することが考えられるが、接続事業者等がこうした手段を採った場合、相手先事業者はサービスの提供を継続することが困難となり、利用者の利益が阻害されるおそれがあり、そのため接続事業者等が接続停止等を躊躇すれば、結果として接続事業者等の損失が拡大することとなる。

他方、事業者間で相互接続協定を締結する場合等において、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがあるときは、例えば預託金の提供を受けるなどの債権保全措置を講じることにより当該リスクを回避することが可能であるが、預託金等の水準如何によっては新規参入阻害や接続拒否等の競争阻害要因となることが懸念される。

こうした事情を踏まえ、電気通信事業の適正かつ合理的な運営を確保するとともに電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として、本ガイドラインを策定する。

なお、事業者間接続等において債権保全措置を講じるかどうか、またどのような債権保全措置を講じるかについては、基本的には当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、当事者間の協議が調わないなど問題が生じた場合には、個々の事案に応じ、電気通信事業法（以下「事業法」という。）の規定が適用されることとなる。

本ガイドラインは、電気通信事業者が講じる債権保全措置に関連する以下の事業法の規定について、その解釈の参考となるものである。

- ① 電気通信事業者に対する業務の改善命令（事業法第29条第1項関連）
- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が申請した接続約款の変更認可（事業法第33条第4項関連）
- ③ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が届け出た接続約款の変更命令（事業法第34条第3項関連）
- ④ 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は接続条件その他の細目に関する裁定等¹（事業法第35条関連）
- ⑤ 電気通信事業者間の設備の共用に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は共用の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第38条関連）
- ⑥ 卸電気通信役務の提供に関して当事者が取得し、若しくは負担する金額又は提供の条件その他の細目に関する裁定等（事業法第39条関連）

ちなみに、本ガイドラインは事業者間取引に係るものであり、電気通信役務を利用者に提供する際の指針については「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（平成16年3月）によるものとする。

¹ 総務大臣による裁定のほか、電気通信事業者間の接続協定の締結に関して、一方当事者が協議に応じず、又は両当事者間で協議が調わなかった場合における協議の開始又は再開に係る命令もこれに含まれる（⑤及び⑥も同様）。

2 債権保全の具体的施策

債権保全の具体的施策については、以下のとおり、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方を示すこととする。

なお、本ガイドラインにおける便宜上の定義として、預託金とは、債務の履行がなされない場合に債務の弁済に充てることができるよう、あらかじめ担保として供される金銭を指すものとする。

(1) 債権保全の方式

債権保全の方式としては、預託金のほか、金融機関、関連会社等からの債務保証、前払い、当事者双方の債権を相殺する方式等が考えられる。なお、これらはいくまで例示であって、同等の合理性を有するその他の方式を排除するものではない。また、どのような方式によるかは、基本的に当事者間の協議に委ねられる。

(2) 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項

- 1) 預託金の預入れ等は、基本的に事業者間の協議において任意に求めることができる。しかし、相手先事業者が債務の支払いを怠るおそれがない場合に預託金の預入れ等を求め、相手先事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって接続等を行わないことは、当該相手先事業者に対する不当な差別的取扱いに該当するおそれがあるものと考えられる（事業法第29条第1項関連）。
- 2) 預託金の預入れ等の要否は、債務の支払いを怠り、又は怠るおそれの有無により判断することとなるが、その有無については、客観的な指標に基づいて判断することが適当と考えられる。具体的な指標としては次のものが考えられるが、これらはいくまで例示であって、同等の合理性を有するその他の指標を排除するものではない（かっこ内は、各指標において債務の支払いを怠るおそれがあると判断される場合の一例）。
 - ア 過去の支払実績（過去一定期間において支払遅延があった場合等）
 - イ 信用評価機関、格付け機関等第三者による評価（債務不履行に陥るおそれが極めて高いと評価される場合等）
 - ウ 財務状況（現に債務超過に陥っている場合等）なお、こうした指標は、預託金の預入れ等の根拠となるものであることから、あらかじめ当事者間でその内容を可能な限り明確にしておくことが望ましい。
- 3) 相手先事業者との協議において預託金の預入れ等を求める場合には、相手先事業者に対し、債務の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示すことが適当である。また、預託金の預入れ等を求められた事業者は、債務の履行を怠るおそれはなく預託金の預入れ等は不要と考える場合等には、その合理的な根拠を示すなど必要な情報提供を行うものとする。

(3) 預託金等の水準

預託金等の水準については、競争阻害の要因とならないよう債権の保全に必要なかつ最小限のものとするべきと考えられる。例えば、従量制の接続料の場合であれば、債務の不履行が明らかになってから接続を停止するまでの間に発生することが想定される合理的な範囲内の金額とすることが考えられるが、その内訳は事業者間の取引内容、支払い方法等によって異なるものである。

なお、例えば前払い方式を取り決めている場合や、当事者双方の債権の相殺が可能な場合においては、預託金等の水準を定めるに当たって、当該取決め等も考慮することが望ましい。

(4) その他

1) 債権保全措置は債務の履行を確保するために必要最小限のものとするべきと考えられる。このため、一定の事由により債務の支払いを怠るおそれがあると判断し、預託金の提供等を受けた場合において、その後、当該事由が解消されたと判断される場合は、提供を受けた預託金等を返還するものとするのが望ましい。

なお、預託金等の返還に関する取決めは、あらかじめ当事者間で明確にしておくことが望ましい。

2) 債権保全の必要性に関する当事者間の協議中における接続、工事の実施等については、個々の事案によって状況が異なることから、一律に考え方を示すことは困難である。しかし、例えば、既に接続等を行っている事業者が新たな機能追加等を申し入れた場合において、当該事業者が預託金の預入れ等に応じないことをもって、現行の接続の停止等を行うことは、不当な差別的取扱いに該当するおそれがあると考えられる（事業法第29条第1項関連）。

3 その他

事業者間の協議が調わなかった場合等における紛争解決の手段としては、総務大臣による裁定等（上記1④～⑥を参照）のほか、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん又は仲裁の申請をすることができる（事業法第154条～第157条関連）。